令和３年３月第２回人吉市議会定例会会議録（第１号）

令和３年３月２日　火曜日

１．議事日程第１号

令和３年３月２日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第４号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）

日程第４　議第５号　令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）

日程第５　議第６号　令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

日程第６　議第７号　令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第５号）

日程第７　議第８号　令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第４号）

日程第８　議第９号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）

日程第９　議第10号　令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第３号）

日程第10　議第11号　令和３年度人吉市一般会計予算

日程第11　議第12号　令和３年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算

日程第12　議第13号　令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算

日程第13　議第14号　令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算

日程第14　議第15号　令和３年度人吉市介護保険特別会計予算

日程第15　議第16号　令和３年度人吉市水道事業特別会計予算

日程第16　議第17号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算

日程第17　議第18号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算

日程第18　議第19号　人吉市奨学金給付条例の制定について

日程第19　議第20号　人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20　議第21号　人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21　議第22号　人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第22　議第23号　人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23　議第24号　人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24　議第25号　人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25　議第26号　人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26　議第27号　人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について

日程第27　議第28号　人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28　議第29号　人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29　議第30号　人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30　議第31号　人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31　議第32号　人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32　議第33号　人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33　議第34号　人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について
日程第34　議第35号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第35　議第36号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第36　報第１号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
日程第37　報第２号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松　村　　太　君
２番	徳　川　禎　郁　君
３番	池　田　芳　隆　君
４番	牛　塚　孝　浩　君
５番	西　　洋　子　君
６番	宮　原　将　志　君
７番	塩　見　寿　子　君
８番	高　瀬　堅　一　君

9番	宮 﨑	保 君
10番	平 田	清 吉 君
11番	犬 童	利 夫 君
12番	井 上	光 浩 君
13番	豊 永	貞 夫 君
14番	福 屋	法 晴 君
15番	本 村	令 斗 君
16番	田 中	哲 君
17番	大 塚	則 男 君
18番	西	信八郎 君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松 岡 隼 人 君
副市長	迫 田 浩 二 君
監査委員	井 上 祐 太 君
教育長	末 次 美 代 君
総務部長	小 澤 洋 之 君
企画政策部長	小 林 敏 郎 君
市民部長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経済部長	廣 田 五 浩 君
建設部長	瀬 上 雅 暁 君
復興局長	元 田 啓 介 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総務課長	森 下 弘 章 君
財政課長	永 田 勝 巳 君
水道局長	久 本 禎 二 君
教育部長	椎 屋 彰 君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山 本 繁 美 君
次長	桒 原 亨 君
庶務係長	平 山 真理子 君

書　　記　　青 木 康 徳 君

午前10時　開会

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより令和３年３月第２回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付しておりますように議長会等の報告は書類報告に代えさせていただき、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

また、報告事項５番目の教育委員会の事務に関する点検評価報告書を皆様のお手元に配付しております。この件につきましては、教育長から報告発言の申出があっておりますので、議事終了後、許可することといたします。

日程第１　会期の決定

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る２月22日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、改めまして、おはようございます。

令和３年３月第２回人吉市議会定例会に当たりまして、去る２月22日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日３月２日開会、明日３日午前、治水・防災に関する特別委員会、午後、新市庁舎建設に関する特別委員会、４日から８日まで休会、９日議案質疑、10日、11日一般質問、12日一般質問及び委員会付託、13日、14日を休会、15日予算委員会、16日から18日まで総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、19日から21日まで休会、22日予算委員会、23日から25日まで休会、26日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

次に、一般質問ですが、一般質問の通告は３月５日金曜日午前11時に締め切りまして、登壇順番は抽選にて決定することにいたしております。一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目から質問席にて行い、質問時間は30分以内としております。

また、９日の議案質疑の回数は、１議案につき質問席から２回以内ということに決定し

ております。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　会期につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、会期については、議会運営委員会委員長報告どおり決定いたしました。

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に15番、本村令斗議員、16番、田中哲議員を指名いたします。

日程第３　議第４号から日程第37　報第２号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、議第４号から日程第37、報第２号までの35件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

令和３年３月第２回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

怒濤のような令和２年の年末から令和３年という新たな年を迎えましたが、静寂な街中に始発列車の汽笛は響くことはなく、コロナ禍の影響で心待ちにした家族の帰省もままならない御家庭も多く、例年より静かで、寂しい年明けだったと感じております。

昨年11月29日の熊日新聞の論壇で、作家の髙村薫氏が地域における鉄道の被災状況や現状等を引き合いに、日本では、鉄道は単なる交通機関ではなく、戦前から日々の暮らしを支え、成人して都会へ出てゆくとき、あるいは帰省で故郷に帰るときに、その人の人生の伴侶のようなものだったと言ってよい。ということを述べられ、そのことが逆に日本の鉄道事業を経済効率だけでは語れない厄介なものにしている面もあるが、多くの日本人にとって鉄道はいまなお人生に欠かせない装置になっている。と寄稿されていたことを思い出しました。鉄道が不通である喪失感と復旧、復興への道のり、そして、遠くに暮らす家族、親戚のこと、やむなく中止にした成人式のことなどに思いをはせつつ、本市にとって大切な故郷の風景、情景といったものを改めて考えさせられた年末年始でした。

その新型コロナウイルス感染症も昨年末から第３波と言われる猛威を振るい、熊本県でも国の１都２府８県を対象とした２回目の緊急事態宣言に準ずる形で、１月14日から２月17日まで不要不急の外出自粛や飲食店等における時短営業を要請されるなど、国民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす中で、対策が講じられてまいりました。熊本県では国よりも早い

段階で独自の緊急事態宣言も解除され、感染拡大の傾向は収束しつつありますが、いましばらくは警戒を緩めることなくワクチン接種という次の段階へつなげていく準備を進めております。今後の見通しとしましては、国が示す優先接種対象者である医療従事者への接種に続き、高齢者及び高齢者施設等の従事者への接種開始に向け、３月下旬以降に接種券を発送する予定であり、それ以外の方には４月以降、順次接種券をお届けする予定でございます。なお、今回のワクチン接種につきましては、人吉市医師会など関係機関の御協力を賜りながら、安全かつ迅速な接種に向け鋭意準備を進めてまいります。

これまでの間、新型コロナウイルス感染症下の医療現場において御対応いただいた全ての医療機関並びに医療従事者の皆様に心からの敬意とねぎらいを、そして、時短営業等に御協力をいただいた飲食業等をはじめとする事業所の皆様へ、併せて心からの感謝を申し上げます。

コロナと共生をするニューノーマルと言われる社会へはまだまだ途上の段階でございますが、昨年末には、新型コロナウイルス感染症下における経済社会の現状を踏まえた新たな経済対策が閣議決定され、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環を目標に、デジタル改革やグリーン社会の実現が国策として掲げられております。令和２年７月豪雨からの復旧・復興プランとして熊本県に提唱いただいた球磨川流域のグリーンニューディールも大きく関連するものと期待をしております。今後、さらに日常のありようや我々の意識、さらには社会生活全体の変革が求められるものと存じますので、その動静等についても注視をしながら対策を講じてまいりたいと存じます。

災害復旧、復興関係でございますが、貴い人命をはじめ、多くのモノ、コトを失った令和２年７月豪雨から８か月が経過しようとしております。今年は、本格復興に向けた復興元年とも言える年であり、昨年末から策定に取り組んでいる人吉市復興計画も最終段階に入り、全市、全庁的に大きく前進する準備が整いつつあります。そういった経過の中で、さきの１月27日、天皇皇后両陛下によるオンライン方式でのお見舞いをいただきました。お住まいの赤坂御所と県庁や本市、八代市、芦北町、球磨村の役所、役場をインターネット回線でつないで実施された初めての試みで、モニター越しではありましたが、両陛下のお人柄やお気遣いにあふれた面談の時間を、本市の被災者代表として対面された山上、塚本両氏とともに、万感胸に迫る思いで共有することができました。両陛下のお見舞いを糧に、今後の復旧、復興のモデルとなり得るよう復興を遂げることで、国や全国の皆様への恩返しとしたいという思いを一層強くいたしました。

そのためにも、マイナスからゼロへの復旧を目指すのではなく、これまで取り組めなかった地域課題を将来に向かって解決できるように、国、県、多くの方々のお力添えを復興のエネルギーとしてプラスに転じる、よりよい地域づくりに邁進してまいります。ハード的には被災した青井阿蘇神社周辺や中心市街地などエリアを設定して再生計画に取り組むことが、

今後のまちづくり計画のメインテーマになると考えております。

具体の動きとスケジュールでございますが、今後の復旧、復興の基本施策を体系的にまとめ、復旧、復興へ向けて着実に、力強く前進するための指針となる本市復興計画につきましては、現在、人吉市復興計画策定委員会を中心に、これまで４回にわたる審議に加え、市民意識調査、インターネットによるアンケート、パブリックコメントの実施など、市民を中心に幅広く御意見を賜りながら、答申に向けた最終調整をいただいているところです。答申をいただきました後、今年度内には人吉市復興計画としてお示ししたいと存じます。計画の策定に当たり、限られた時間の中で活発な御審議をいただきました委員の皆様に改めて感謝を申し上げます。

また、復興計画の実現のため、地域ごとに取り組むべき事業やまちづくりの方向性について、市民との協働により創り上げる本市復興まちづくり計画でございますが、去る２月８日から12日にかけ、まずは市内６校区の町内会長を対象に、校区別座談会を開催し、地域における現状の課題や今後のまちづくりに関する提言など、貴重な御意見をいただきました。

復興まちづくり計画の策定に関しましては、今月以降、順次本格化してまいりますが、今後は、地域にお住まいの皆様が主体となり、積極的に議論を重ねていただくことが、復興への力強い足取りの基礎となるものと考えております。復興ビジョンに掲げる、「～希望ある復興を目指して～　球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」の実現に向け、引き続き、具体的な取組を進めてまいります。

さらには、人口減少社会へ対する国策であり、本市にとっては未来型復興を牽引するエンジンとして豪雨災害からの復興を力強く推進し具現化していくため、国が掲げるスーパーシティ構想にチャレンジしてまいりたいと存じます。

この構想は国が進める新たな取組であり、住民参画のもと、地域の持つ社会的な課題を最先端のテクノロジーと規制緩和によって解決し、地域のポテンシャルを最大限引き出すことによって、2030年頃に現実化するであろう未来社会を先行して実現することを目指す、いわば国家プロジェクトと言えるものでございます。

現在、全国の意欲ある自治体が同構想の推進に名乗りを上げており、本市としましても大変ハードルが高い挑戦になるかとは存じますが、このような取組に常に挑戦し続けることが、今次水害からの復興、そして未来へつながる復興として、大いに寄与していくものと確信しております。発災前よりも住みよい、そして住民みんなが幸せに暮らすことのできるまちの実現を目指し、市の挑戦にお力添えをいただく企業の皆様をはじめ、市民の皆様とともに、市の総力を挙げて未来型復興の実現に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

発災直後から、多くの市民の皆様方が心配されており、本市議会でも御議論をいただいた課題に被災後の河川の様相がございました。特に、国、県にお願いをしなければならない河道掘削や堆積土砂の撤去については、台風シーズンを経て次期の出水期までの命題とも言

えるものでした。

このような状況もあり、国土交通省と熊本県は１月末には今年度内にまとまる流域治水対策のうち、緊急的に取り組む必要がある事業を「球磨川水系緊急治水対策プロジェクト」として発表され、その裏付けとなる事業予算など実効性も示されたところです。2029年度までの10年間に、河道掘削、引提、遊水地整備、宅地かさ上げと輪中堤など一連の治水対策を緊急的に行うもので、河川事業とまちづくりを連携させ、豪雨災害からの復興を加速させるものと位置づけられております。特に、懸念されていた河道内の土砂掘削などは先行する形で、今年の出水期までに、国管理区間だけでも約70万立法メートルの掘削が予定されるなど昨年から鋭意進めていただいており、緊迫性を持った国、県の対策、対応に心から感謝を申し上げたいと存じます。

今後の復興まちづくりを行う上で、治水の在り方は安全・安心確保の大前提とも言えるものであり、全てのまちづくりのベースとなるものです。今年度末には中長期的な対策を含めた「球磨川流域治水プロジェクト」が策定、公表される予定ですが、治水対策については、これまでにも増して国、県と強固な連携を図りながら、球磨川と共に創る豊かな流域と、みんなが安心して住み続けられるまちの実現を目指してまいりたいと存じます。

一方、本市においても、全庁的な組織をもって令和２年７月豪雨災害対応検証会議を開催し、今次水害の検証と今後の対策について協議を始めております。ここでは、発災に備えて災害対策本部を設置した令和２年７月３日のタイムラインから解散をした同年12月28日までの本市の災害対応について、災害対策本部、支部、各部局にわたり検証を行うもので、今後の防災対策に反映させることを目的としています。検証項目は多岐にわたっておりますが、具体的には、各部署等におけるヒトやモノ、コトなどの動きを時間軸に沿って整理し、時々の対応状況についての分析などを行っております。検証結果等については、地域防災計画やその他関連計画へ確実に反映していくとともに、市民の皆様に対しましても明確に、分かりやすい形でお示しし、安全、安心なまちづくりの推進に努めてまいります。今後、さらに検証を積み重ね、来るべき災害に備えてまいりたいと存じます。

また、今次水害の検証では、情報収集・伝達の脆弱性や組織運営における人員の確保、指示系統に係る情報の一元化、避難経路の確保など、「安全な場所まで迅速に避難する」ということが最大の課題となっており、その検証から対策、先進自治体を例に実践的な伝達訓練等の必要性など問題提起も行われております。特に、この「避難する」という行動に対し、これまで以上に高い意識を持つことは、自助、互助、共助、公助、全てに共通する必要不可欠な観点であると存じます。そのため、６月以降、市内の全世帯へ防災ラジオ型による戸別受信機の設置を計画しており、安全に、早く避難いただくための環境整備を行うとともに、併せて防災情報の伝達訓練等を実施いたします。また、行政内においても、国、県、警察、消防といった関係機関と連携し、災害対応力を高める本部運営訓練を継続して実施してまい

ります。

一方、住民一人一人が常日頃から避難に対する意識を持つこと、そして、自主防災組織を中心とした共助体制を構築していくことは、災害への備え、危機管理の面から非常に重要であると考えます。加えて、今後も発災が危惧される大規模災害に対し、災害に関する豊富な知識と経験を有する防災の専門家が本市の組織内に必要であると、私自身、改めて痛感したところです。

このような中、国が推進する地域防災マネージャー制度を活用し、防災の専門性を有する外部人材の運用について検討を開始しております。その人選につきましては、現在、自衛隊など関係機関に御相談しており、適任者が見つかり次第、採用する方向で調整を進めております。

災害時における大きな課題の一つである避難行動要支援者への支援につきましては、災害時避難行動等要支援者システムを活用し、平常時から名簿情報を関係者へ提供するなど、避難支援計画に沿って、その対策に努めてまいりました。このような支援体制の中でも、今次水害においては、支援者自身も被災され、さらには避難経路も浸水するなど、一部の地域では計画に沿った支援が困難なケースもございました。市としましても、避難支援計画を含め総合的に検証するとともに、国や県と連携し、あらゆる状況を想定した実効性のある支援策の構築を進めてまいります。

また、本市においては、これまで、洪水による氾濫域や土砂災害の危険区域、地域の避難所などの情報を集約した総合防災マップを作成し市内全戸に配布しておりますが、ここで示している球磨川の浸水想定は、80年に一度の割合で発生する降雨量を想定しているものでした。しかしながら、今次水害の発生を踏まえ、1000年に一度の割合で発生する最大規模の降雨量を想定した浸水想定区域図を用いた球磨川の浸水想定マップなどの作成を行い、次の出水期までに市内全戸に配布いたします。そのほか、災害関連情報を集約した最新の総合防災マップについても、可能な限り早い時期に市民の皆様へお示しできるよう努めてまいります。

豪雨災害に伴う被災者の生活支援関係でございますが、生活再建のための各種相談業務につきましては、カルチャーパレスホール棟に相談窓口を設置し、支援金等の申請受付などを継続して行っております。

被災者生活支援金につきましては、２月15日現在で、住家の被害程度に応じて支援が受けられる基礎支援金が1,946件、住宅の再建方法により支援が受けられる加算支援金については872件の申請があっております。

また、昨年末に被災者生活再建支援法が改正され、新たな支援策が追加されており、住家の罹災証明が半壊の世帯において、被害の程度が大きい世帯が中規模半壊世帯として新たに支援対象となりました。年明け後の１月18日から申請受付を開始しており、支援対象世帯

のうち約３割の方々が相談等でお見えになっておりますが、再建方法等により支援内容が変わってくるため、現時点では申請まで至るケースが少ないのが現状です。申請期間は令和５年８月３日までとなっておりますので、内容等について十分な周知を図り、分かりやすく丁寧な説明を心がけていくとともに、制度の拡充についても国、県などにお願いしてまいりたいと存じます。

一方で、消費者行政につきましても、豪雨災害に伴う消費者トラブルや二重ローンなど数々の問題が指摘されております。特に、被災者の日常生活で抱える悩み事などの相談が増加していることから、発災後の昨年８月より、熊本県弁護士会にて被災者向けの無料法律相談会を開催いただいております。他地域の例を見ても災害等に起因する消費者トラブルが多発する傾向にありますので、関係機関と連携し、トラブル事例や相談会等の情報を定期的に発信するなど、消費者問題に関する被害の防止に努めてまいります。

発災以降、順次整備を進めてまいりました建設型応急住宅につきましては、昨年12月の鬼木仮設団地の完成をもちまして13団地、380戸の建設が完了いたしました。応急住宅の建設に当たり御尽力いただきました熊本県、全国木造建設事業協会、熊本県優良住宅協会など関係の皆様、さらに建設用地の確保に御協力いただきました地権者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

被災された皆様は現在、建設型、賃貸型の各応急住宅、公営住宅、また親族宅などを仮の住居として生活を送りながら、新たな家屋の購入、新築、応急修理など、仮設後の生活再建先の確保に向けそれぞれ準備を進めておられます。

しかしながら、元の住居に住むのか、違う場所に移るのかといったことを含めた住まいの再建は、被災者の皆様の将来に対する思いや個々が置かれた状況等により、様々な選択肢が出てくる難しい問題であり、決めかねておられる被災者の方が多いことも理解いたしております。

安心して生活を営むことのできる恒久的な住まいの確保は、今後の生活に安定をもたらすための被災者の生活再建において最も優先される事項であります。

そのため、地域支え合いセンターを中心に巡回訪問を行っているところであり、声掛けや相談等を通して生活状況の把握に努めているところです。今後はこの訪問記録などを基に、個々の生活環境や住居等に関する課題を整理し、世帯の状況に応じた個別支援計画を作成するなど、引き続き被災者一人一人に寄り添った支援を行ってまいります。

災害公営住宅関係でございますが、本年１月から新たに、都市計画課内に災害公営住宅建設室を設置し、同住宅の計画、建設に向けた準備を進めております。これまでに、被災された皆様に住まいの再建に関するアンケートを実施しており、その結果を基に、現在、具体的なニーズを把握するための集計作業等を行っております。なお、この住まいの問題に関しては、被災者の置かれた状況により変化していくことが想定されますので、今後も継続して

調査を実施するとともに、供給戸数や建設方法、候補地選定などを検討し、建設までのスケジュールを含めた災害公営住宅の供給計画をまとめてまいります。

本市の住宅政策、まちづくりにも大きな影響を及ぼす計画となりますので、国、県、関係機関等と連携し、他の再建支援策とも調整を図りながら方針を定めてまいります。

災害廃棄物対策関係でございますが、市内の被災区域全般において、被災家屋等の解体が進んでおり、先行して進めておりました289件の自費解体による家屋等の解体ごみの災害廃棄物仮置場への搬入が完了したところです。同時に、11月下旬から公共事業として着手している公費解体についても鋭意進めており、受付申請の期限を３月末まで延長したことにより、約1,000件程度の解体の申請を見込んでおります。このことから、引き続き人吉中核工業用地への災害廃棄物の搬入・搬出が継続することとなりますが、これまで以上に騒音、粉じん、臭気等の環境対策には万全を期してまいりますので、周辺地域にお住まいの皆様をはじめ、御理解をいただきますようお願いいたします。

災害土砂関係でございますが、道路や宅地等へ堆積した土砂につきましては、市で搬出を行う申請分の全てが完了しておりますが、少量の土砂については現在も搬出が見受けられます。このような土砂に関しましては、引き続き相良村井沢の仮置場で受け入れていただくこととなっております。なお、これまで土砂の仮置場として使用してきた第一市民運動広場については、仮置場としての使用を終了し、速やかに機能回復のための復旧作業に努めてまいります。

今次水害に係る被災者への救済策でございますが、人吉市国民健康保険一部負担金の免除期間については、令和３年６月末まで国の財政支援が延長されます。また、国民健康保険税につきましても、令和３年６月までの月割り税額に対して財政支援が行われます。さらに、介護保険等のサービス利用料及び保険料につきましても国の支援が行われます。

本市におきましても、今後とも健全な事業運営に努めるとともに、国などと連携し、被災された方への支援を継続してまいります。

市税関係でございますが、令和２年分の市県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の申告につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和２年分所得税の確定申告期間と重なることに伴い、所得税の申告期間が全国一律で４月15日まで延長されたことを受け、２月16日から３月15日まではカルチャーパレスホール棟で、延長期間の３月16日から４月15日までは西間別館プレハブで申告の受付を行ってまいります。

また、昨年の豪雨災害に伴う市税等の減免申請につきましては、１月末現在で2,253名の方の申請をいただいております。申請受付につきましては、引き続き、３月31日まで行ってまいります。

障がい者福祉関係でございますが、第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画の

計画期間が今年度までとなっておりますことから、現在、第６期障がい福祉計画・第２期障がい児福祉計画の策定作業を進めております。本計画は、国の基本指針に基づき障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の整備における具体的な方向性を示すものであり、今後も障害のある方が自ら望む地域生活を選択し、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、生活と就労に対する支援体制の充実を図るなど、障害者福祉施策のさらなる推進に努めてまいります。

介護保険事業関係でございますが、第８期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定につきましては、介護保険事業計画等策定運営委員会におきまして慎重なる御審議をいただき、去る２月16日に答申をいただいたところです。答申では、第７期計画の方向性を継承しつつ、団塊の世代が後期高齢者となる令和７年及び現役世代の急減が見込まれる令和22年を見据えた中長期的な視野と、令和２年７月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の影響という喫緊の課題を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るという方向性が示されております。

このことを踏まえ、本市におきましても本計画における重点目標を「高齢者が健やかにいきいきと　地域で支え合いながら　安心して住み続けられるまちへ向けた　地域包括ケアシステムの深化」と定めたところであり、計画に記載した基本目標と施策につきましても着実に実行してまいります。

今次水害で被災した農地及び農業用施設の復旧関係でございますが、昨年末に国の災害査定が終了し、その被害の全貌が明らかとなってまいりました。災害補助の要件を満たした箇所数については、農地142か所、農業用施設201か所となっており、国に対し復旧費用の補助率のかさ上げ申請を行うなど、農業関係者の御負担を可能な限り軽減することに努めてまいりました。

現在、農地が大規模に冠水したエリアについて、用排水路の土砂撤去を行うよう準備を進めており、その他の被災地区についても順次実施していく予定です。農地に流れ込んだ土砂の撤去につきましても、農地所有者の皆様の御同意をいただくとともに、並行して土砂の受入先を選定し、速やかに撤去作業を実施できるよう準備を進めてまいります。また、今後、新たな被災箇所が確認された場合など、国の災害復旧事業で対応できない状況が生じた場合、機械の借上げや原材料の支給、さらには、新たな支援策等、国、県の事業を活用しながら、被災された農業者への支援を継続してまいります。

復旧事業を進めるに当たりましては、農業従事者をはじめ、農家振興組合、ひとよし土地改良区、熊本県土地改良事業団体連合会など、関係の皆様の御理解と御協力が不可欠でございます。市としましても、１日も早い営農再開に向け、関係の皆様と共に取り組んでまいります。

また、農作物に関しましても、特に被害が大きかったエリアについては、今年の水稲栽

培等厳しい状況もございますので、代替作物の選定を含め、経営所得安定対策など、なりわいの再建に向けた事業を推進してまいります。

林道施設関係でございますが、来年度から、被災した林道施設の災害復旧工事を進めてまいります。今後においても、森林組合など関係機関と協同し、従来の主伐・間伐・保育等の施業計画が滞りなく実施できるよう、林業の振興に努めてまいります。

農業振興関係でございますが、今年度延期を余儀なくされていた人・農地プランの実質化のための協議を、４月から市内16地区において開催いたします。昨年の豪雨災害からの復旧、復興を含め、各地区における課題やその解決策、集積や集約化、担い手問題等について、各地区において協議を進めてまいります。併せて、本市が目指すスマート農業の実現に向け、関係機関と協同し、本市農業の事業推進に資する実質的なプランを、農業従事者の皆様と共に作成してまいります。

商工業者への支援関係でございますが、復旧、復興に向けての補助金申請のサポート等を行うため、昨年８月末に設置した人吉なりわい再建サポートセンターにつきましては、２月24日現在で、414件の事業所から、延べ927件の相談をいただいております。そのうち、「なりわい再建支援補助金」につきましては143件、「持続化補助金（令和２年７月豪雨型）」につきましては291件の申請件数となっております。

一方で、補助金の活用検討などを含め再建途上の事業者もおられますことから、今後も国、県、人吉商工会議所をはじめとした関係機関と連携し、併せて人吉しごとサポートセンター・ヒットビズの相談体制の充実を図りながら、これまで同様、被災された事業者の皆様に寄り添った復興支援を継続してまいります。

次に、人吉駅前とくまりばの２か所に整備を進めておりました仮設商店街事業でございますが、一部を除きおおむね整備が完了し、これまで飲食店やサービス業など25事業者が順次営業を再開され、仮設商店街「モゾカタウン」として再出発されております。さらには、人吉商工会議所におかれても、九日町界隈に飲食業を中心とした仮設商店街「人吉復興コンテナマルシェ」を整備され、去る１月30日にオープンされたところでございます。

両仮設商店街におかれましては、豪雨災害からの復興、そしてコロナ禍という二重の災禍の中での船出となりますが、営業時間の変更やメニュー開発、テイクアウトの実施といった店舗独自の創意工夫、そして何より人吉のまちを元気づけようという情熱をもって営業を再開されており、その力強い姿に、私自身、勇気と活力をいただいております。本市経済を牽引し、日常生活を営む上での根幹とも言える商工業の復活は、まちの再建においてなくてはならないものと考えております。このような取組を通じ、被災店舗の再建、そしてまちのにぎわいの再活性化に向け、市といたしましても最大限の支援を行ってまいります。

人吉鉄道ミュージアムＭＯＺＯＣＡステーション868関係でございますが、豪雨災害による被災後、復旧のため一時休館しておりましたが、このたび復旧工事が完了し、２月27日、

全面開館することができました。約８か月ぶりの再開となりましたが、親子連れなど多くの皆様に御来館いただき、久方ぶりに子供たちの笑い声が館内に響き渡っておりました。今後も、来館者に満足いただけるような企画を立案するとともに、隣に開設された復興の光とも言える仮設商店街「モゾカタウンひとよし駅前」とも集客のための連携を図りながら、肥薩線をはじめとする鉄道関連事業の復興を支える場としても、施設のさらなる充実に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染防止対策における経済振興策でございますが、熊本県独自の緊急事態宣言を受け、営業時間の短縮など県の要請に応じられた飲食店に対し、県の協力金に加え、給付金を上乗せするなど本市独自の支援を行わせていただきました。併せて、市内の店舗等において継続的に感染対策を実施されている小規模事業者等に対し、諸経費の負担分として10万円を上限に支援を行うなど、事業者のなりわい再建を後押しするため、市としましても引き続き支援を行ってまいります。

企業誘致関係でございますが、去る１月22日、高橋酒造株式会社と旧田野小学校への施設の進出に関する覚書を締結いたしました。その後、２月24日には、本市及び同社の共催にて、田野町内会の皆様へ、事業の概要説明並びに意見交換会を実施しております。同町内の皆様からは今回の進出を歓迎する声も多く寄せられており、市としましても、進出企業、そして田野地区の皆様とともに三者で連携し、地域の活性化につなげてまいります。

また、２月19日には、東京のＩＴベンチャー企業である株式会社ｉＴＡＮ（イタン）と、くまりば内のサテライトオフィス進出に係る協定を、次いで、２月24日には、同じく東京の不動産会社である株式会社エフ・アール・エスと、データセンター及びコールセンターの進出に係る協定をそれぞれ締結いたしました。豪雨災害からの復興に向け明るい兆しとなります今回の協定締結に関しまして、御尽力いただきました関係の皆様に心から感謝を申し上げます。両社の事業を通じ、若年層のしごとの創出並びに本地域における雇用創出の推進につながることを心から期待いたします。

観光振興関係でございますが、全国的にも、そして本市においても大変厳しい状況にある中で、国、県、諸団体の全面的な御支援をいただき、様々な復興関連事業が進められております。

そのような中、今次水害及び新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況下にある市内の飲食店を支援するため、３月13日から「人吉食べ飲み応援券」の販売を開始いたします。熊本県独自の緊急事態宣言の発令を受け開始時期を延期しておりましたが、改めてこの事業がまちのにぎわいを呼び戻すきっかけとなるよう、事業継続や再建に取り組む事業者の皆様を支援してまいります。

また、被災したまちを明るく照らし、人吉を彩る事業として、人吉温泉旅館組合並びに人吉商工会議所青年部の御尽力により、「ひかり」をテーマとした社会実験や、「あかりイ

ベント」が企画されており、２月 13 日の鍛冶屋町及び人吉駅前広場、そして 23 日には国宝青井阿蘇神社において順次開催されております。また、３月７日には、熊本県商工会議所青年部による「ひとよし駅前復興祭」も開催予定となっております。

そのほか、観光再生への取組として、県の呼びかけにより市内の観光関係者が参加して観光復興会議が開催されており、今月中には復興に向けた具体的な観光戦略が取りまとめられた人吉球磨観光復興戦略が打ち出される予定です。今後、観光関連団体において実施されます各イベント等とも連携し、人吉観光の復活に向け、市としてもしっかりと取り組んでまいります。

また、球磨川くだり関係でございますが、現在、被災した人吉発船場のリノベーション工事を行っております。観光人吉復興のシンボルとして、ツアーデスクやカフェ、ショップ機能を兼ね備えた観光拠点施設の整備を進めており、本年７月には「ＨＡＳＳＥＮＢＡ　ＨＩＴＯＹＯＳＨＩ　ＫＵＭＡＧＡＷＡ」として開業する予定でございます。

豪雨災害、そしてコロナ禍と、多重の災禍による観光産業への影響は、発災から半年以上が経過した現在も、依然として深刻な状況が続いております。この状況から１日も早く脱却するため、関係の皆様と共に本市観光の復活、再生に向けた取組を加速化してまいります。

物産振興関係でございますが、発災直後からこれまで、全国の様々な事業者から物産販売や販路開拓に関する御提案をいただいております。そのような中、福岡市の株式会社博多大丸にて取り組んでおられる「九州探検隊アンバサダー」制度を活用し、本市の物産品や特産品の広報活動などを行っていただく運びとなりました。このような取組を１つの契機とし、今後においても全国各地の企業や事業者等と連携を図りながら、本市の物産振興に寄与する活動を積極的に展開してまいります。

また、農産物等の販路拡大に関する事業につきましても、今次水害の影響により休止しておりました「くまろんフェア」の再開に向け鋭意準備を進めております。これまで参加いただいておりました多くの店舗が現在も復旧の最中にございますが、同フェアの再開を本市農業の復活の一助とし、当地域の誇る球磨栗の魅力を改めて全国に発信してまいります。

公共土木施設災害復旧関係でございますが、昨年８月から国の災害査定が始まり、年明け１月に全て終了しております。昨年の豪雨災害で被災した道路、河川、橋梁の55か所につきましては、引き続き復旧整備を進めてまいります。

土木関係でございますが、令和元年度に新たな人吉市橋梁長寿命化計画を策定しましたので、その計画に基づき万江川に架かる高橋ほか５橋の補修設計を実施いたします。

また、本市の復興を支えるとともに市民生活に身近な生活関連道路対策でございますが、下林南願成寺線における温泉町地内の舗装補修工事や、戸越永葉線における下永野町地内の改築工事など、安全で快適な道路環境の整備に努めてまいります。

市営住宅関係でございますが、令和３年度においては、原城団地１、２号棟外壁改修工

事及び鶴田団地５、６、７号棟の給水設備改修工事を実施いたします。そのほか、市営住宅へお住まいの方に安心して暮らしていただけるよう、経年劣化した住戸の修繕等を行ってまいります。

また、人吉市公営住宅等長寿命化計画については、計画期間が令和３年度までとなっておりますことから、令和４年度からの新たな10か年計画を策定し、市営住宅の適切な管理運営に努めてまいります。

今次水害で被災した老人福祉センターにつきましては、被災後、指定管理者である市老人クラブ連合会の皆様の御尽力により、部分的に応急復旧し事務室等として使用してきたところですが、現施設については、令和３年度からは当面の間、休館といたします。

その理由として、センター建物自体の老朽化に加えて、被災による耐震性など安全面や衛生面からの不安があり、また、今回の水害を受け、市民の皆様に安心して御利用いただける状況ではないと判断したものです。今後につきましては、地元町内会や市老人クラブ連合会の皆様と協議を重ねながら対応を検討してまいります。

地域子育て支援の拠点となる「ほっとステーション九ちゃんクラブ」につきましては、これまで九日町に拠点を構えておりましたが、今次水害により被災し、現在は各公民館や保育園等を借用して巡回する「おでかけ九ちゃん」等の形にて活動を継続しております。子育てについての悩み相談や情報提供など、保護者や子供たちが自由に集える空間として、子育て支援を行う拠点は必要と認識しておりますので、今後の活動場所の選定を含め、保育サポーターと連携し、きめ細かな子育て支援が行えるよう準備を進めてまいります。

上水道事業関係でございますが、現在、今次水害で被災した水道施設の復旧作業を進めております。なお、老朽施設の更新として取り組んできた原城配水池に関しましては、貯水槽建設予定地が大きな被害を受けたことから、事業計画の見直しを余儀なくされております。今後も厳しい経営状況が続くものと存じますが、安全、強靭、持続という観点から、事業の効率化や優先度を見極めていくとともに、健全な事業運営の維持を目指し、時代に適応した人吉市水道事業ビジョンの見直しやアセットマネジメントの導入に向け準備を進めてまいります。

下水道関係につきましては、人吉浄水苑をはじめ、汚水中継ポンプ場４か所、雨水ポンプ場２か所などに甚大な被害を受けましたが、関係機関の御尽力により、早期の応急措置、仮復旧を実施しております。令和３年度は、施設の耐水化を含めた本復旧を進めてまいります。

また、中長期的な経営の指針となる人吉市下水道事業経営戦略につきましては、今次水害などの影響により、その前提条件が大きく変化しておりますことから、指針の見直しをはじめ、これまで以上に経営環境を注視し安定的な下水道事業の運営に努めてまいります。なお、公共下水道認可区域外につきましては、国、県の補助制度を活用し、浄化槽のさらなる

普及促進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に取り組んでまいります。

新市庁舎建設関係でございますが、去る１月14日、本地域の将来を担う子供たちの学習機会の１つとして、球磨工業高等学校の生徒129名を対象に、新市庁舎工事現場見学会を開催いたしました。見学した生徒からは「免震機能など、技術の進歩に驚きました。これを機会に今後の勉強や将来に役立てていきたいと思います」といった感想をいただくなど、最新の建築技術や新市庁舎建設に関する理解を深めていただいたものと存じます。見学会の開催に当たり、事前準備から当日対応まで御協力賜りました学校関係の皆様にも、この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます。

また、本体工事におきましては、昨年の豪雨災害の影響により一時中断したものの、既に51基の免震装置の取付けを終え、現在は１階部分の柱やはりなどの躯体工事に入るなど、当初の計画どおり、令和４年６月の供用開始に向け着実に事業を推進しております。今後、新たな防災拠点としての新市庁舎全体の姿が明らかとなってまいりますが、引き続き安全を第一に、また新型コロナウイルス感染症の予防にも配慮しながら工事を進めてまいります。

学校教育関係でございますが、昨年の豪雨災害から８か月が過ぎようとしている現在も、継続した心のケアを必要としている子供たちがいます。児童期から思春期の子供たちが負った心の傷、心身の状態は、時間の経過とともに常に変化しており、その心のケアについては、学校や家庭における長期的な経過観察と、スクールカウンセラーなど専門家との密接な連携が必要であると強く認識しております。

本市の将来を担う子供たち、それは社会の希望であり、また未来を創る力そのものです。この子供たちが、健康で、笑顔で学校生活を送ることができるよう、適切な支援を行っていくことは、まごうことなき我々の責務だと考え、熊本県教育委員会に対してスクールカウンセラーなどの継続した設置を強く求めてまいりたいと存じます。

全ての子供たちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう、今後も県や関係機関と連携し、その成長をしっかりと見守ってまいります。

市内小中学校における教育ＩＣＴ環境の整備状況でございますが、国のＧＩＧＡスクール構想を踏まえ、現在、小学３年生以上の児童・生徒を対象に、１人につき１台のパソコンを配備し、また、電子黒板についても１学級に１台ずつ設置するよう整備を進めております。

グローバル社会が進展する中において、次世代を担う子供たちがより質の高い教育を受ける機会を創出することは、人材育成の観点からも極めて重要であると存じます。子供たちが、それぞれの個性や希望に応じて健やかに学び育つ環境づくりの推進に向け、市としてもしっかりと取り組んでまいります。

奨学金制度関係でございますが、向学心に富み将来への希望があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な学生の学びを支えるため設置しております本市奨学金制度について、その拡充を図るため、新たに給付型の奨学金制度を創設いたします。

本制度は、貸与型奨学金として現在運用している奨学基金の一部を活用して実施するもので、持続可能な事業となるよう、ふるさと納税等の寄附金を当基金に充当しながら適正に実施してまいります。

避難所として長期間使用した人吉スポーツパレスや、今次水害で被災したコミュニティセンター、人吉城歴史館、体育施設の復旧関係につきましては、早期の機能復旧に向けて検討を進めておりますが、今回の水害を契機に、今後の公共施設の在り方について総合的、かつ全市的な視点がさらに重要になってきたことや、復旧場所や原形復旧の捉え方など具体的な復旧方法についてさらに精査が必要なことから、現在、関係者との意見交換、国、県との協議等を鋭意行っております。本来機能の復旧をはじめ、指定避難所等としての位置づけがある施設もございますことから、早期復旧はもちろんでございますが、代替機能についても早期解決を図ってまいりたいと存じます。

人吉市勤労青少年ホーム事業関係でございますが、市内で勤労する青少年の福祉の向上とその健全な育成に資するため、旧勤労青少年福祉法に基づき、昭和49年に設置いたしております。これまで多岐にわたる講座を開講し、平成28年には熊本地震の影響による施設機能の移転を余儀なくされながらも、長年にわたり勤労者の皆様を中心に御利用いただいてきた施設でございますが、開館当初からの設置目的が遂げられたと判断したこと、また、本市行財政健全化計画による事業見直し等から、総合的に判断した結果、今年度末をもって事業を終了することといたしました。

今後につきましては、利用者の皆様の自主活動やコミセン講座への移行・統合など活動の場の創出について、関係の皆様と引き続き協議を重ねてまいります。

ふるさと納税関係でございますが、今年度は、２月20日現在で約７万2,000件、約10億6,000万円の寄附をいただき、昨年同期比で寄附件数は約５倍、寄附金額は約４倍と大幅な伸びを見せております。これは、昨年７月の豪雨災害以降、全国の皆様から、ふるさと納税という形で御支援をいただいたものであり、併せて、たくさんの励ましのメッセージを頂戴いたしました。さらに、友好都市の静岡県牧之原市をはじめ10の自治体において、ふるさと納税の代理受領を行っていただき、こちらにつきましても１億円近い寄附をお寄せいただいております。ふるさと納税事業を通じ、本市を御支援いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして心から感謝を申し上げます。

また、企業版ふるさと納税につきましても、昨年８月から取組を開始しており、２月20日現在で８社、3,050万円の寄附をいただいております。現在も、複数の企業からお申出をいただいておりますことから、災害からの復興をはじめ、本市の各施策に対し、全国の企業の皆様に一定の御理解をいただいているものと存じます。今後もさらなる内容の充実に努め、積極的な事業展開を図ってまいります。

義援金関係でございますが、日本全国、そして世界各地から多数の寄附をいただいてお

ります。この義援金に関しましては、昨年10月と12月の計２回、第１次、第２次の配分として被災された皆様にお配りしたところです。今後についても、県や本市配分委員会等と連携し、大切にお届けしてまいります。

国勢調査関係でございますが、昨年の豪雨災害の発生により、本市におきましては調査時期を令和３年１月に変更して実施いたしました。新型コロナウイルス感染症対策や豪雨災害の影響など、これまでとは異なる状況での実施となりましたが、指導員、調査員、そして市民の皆様の御理解と御協力を賜り無事に終了することができました。調査に御協力いただきました全ての皆様に、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

昨今の激動とも言える状況下ではありますが、令和４年２月11日、本市は市制施行80周年という節目の年を迎えます。今から80年前、昭和17年は、その前年に太平洋戦争が勃発、混沌たる世界情勢にあって、我々の先人たちはまさに難しい時代を乗り越えてこられたのだろうと推察いたします。そのような社会情勢の中で生まれたこの人吉市は、戦後の復興、その後の高度経済成長期の到来など昭和、平成、令和と多様な時代を駆け抜け、一方で、相良氏700年の歴史と文化を受け継ぎながら、そして、この地特有の人情味あふれる土地柄など独自のスピリットを育んできました。

19世紀を代表するイギリスの思想家、トーマス・カーライルは、「明確な目的があれば、起伏の多い道でも前進できる。目的がないと、平たんな道でも前進できない」という言葉を残していますが、これから本市が歩む道程も、決して平坦な道のりばかりではなく、それを示唆するような格言として受け止めております。昨年の豪雨災害、そして新型コロナウイルスという人類にとって未知なる感染症の蔓延など、近年、数々の災禍に見舞われました。特に、豪雨災害からの復旧、復興を通して、私たちはこの人吉で球磨川と生きる意味、意義を改めて問われることになりました。しかしながら、先人たちが築き上げたこの人吉市が将来にわたって永続し、発展していくため、その再起の年となるよう、私自身、不退転の決意を持って、令和３年度も市政運営に邁進してまいります。その大きな目標である発災前より豊かで住み良い人吉を創るために、一歩ずつ着実に「復興の道を前進する」とともに、本市総合計画に掲げるまちづくりの理念「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」の実現に向け、市民の皆様と共に走り続ける１年にしてまいりたいと存じます。

ここで、国が定めました令和３年度の地方財政計画及び本市の財政見込みについて、その概要を申し上げます。

国は令和３年度予算において、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつポストコロナの新しい社会の実現を目指すとともに、中長期的な課題であるデジタル社会をはじめ少子化対策などの全世代型社会保障制度等の確立にも取り組むものとしております。

内容としましては、医療供給体制の強化・検査体制の確立と合わせテレワークや働き方

改革による感染症拡大防止策や、成長力強化のためのデジタル改革、グリーン社会の実現、保育サービスの拡充など切れ目ない子育て支援のほか、自然災害からの復興などを後押しする国土強靱化などを推進するものとなっております。

このような方針を受け策定された地方財政計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が予測されることから全体計画として１％ほどの減を見込む中、地域デジタル社会や防災・減災、国土強靱化の推進、まち・ひと・しごと創生事業等に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるよう、地方交付税の総額は、前年比5.1％、臨時財政対策債については、74.5％の増と令和２年度交付額等を上回る額を確保するとされています。

しかし、この計画は地方公共団体全体の見込みであり、地域における経済実勢に差異が生じることに留意する必要があり、特に昨年未曽有の大災害を受けた本市におきましては、地方財政計画によらない財政的課題を抱えているところでございます。

本市の令和３年度の財政見込みでございますが、まず市税につきましては、新型コロナウイルス感染症及び豪雨災害における被災状況を勘案し、令和２年度当初予算と比し11.3％の減を見込んでいるところでございます。また、普通交付税は、令和２年度の交付実績等を考慮し交付額を見込んでいるところでございます。歳出におきましては、社会保障費や一般経費の増加などについては行財政健全化の取組により負担軽減に努めたものの、豪雨災害からの早期復旧に向けた災害廃棄物処理、農地、道路橋梁等の災害復旧事業費及び他市町村等からの派遣職員等の人件費など関連予算も引き続き必要な状況にあります。そのため、税収の補塡を含め、人吉応援団基金と今議会に上程した令和２年度補正予算で積み戻し予定の財政調整基金を活用し、予算編成を行ったところでございます。

今後、災害からの新しいまちづくりを進める上で復興計画に基づき事業を展開していくことになりますが、引き続き、行財政健全化計画を踏まえ、事業の優先順位を定めていくとともに、厳しい財政状況の中にも本市の未来型復興に向け、着実に事業を進めてまいります。

引き続き、御提案しております予算案、条例案、人事案件及び報告案件につきまして、概要を御説明いたします。

議第４号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第17号）は、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や単独事業等の最終見込みによるもののほか、令和２年７月豪雨災害における災害復旧事業を令和３年度過年発生災害復旧事業として実施するための減額などが主なものです。今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ112億9,171万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ392億1,484万4,000円とするものです。

議第５号令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第５号）は、歳入歳出をそれぞれ2,995万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億7,528万円とするものです。

議第６号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第４号）は、歳入歳出

をそれぞれ6,231万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億1,400万2,000円とするものです。

議第７号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第５号）は、歳入歳出をそれぞれ6,957万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億2,111万9,000円とするものです。

議第８号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第４号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益を6,105万8,000円減額し、収入総額を５億3,422万5,000円とし、支出の水道事業費用を2,832万1,000円増額し、支出総額を５億3,057万4,000円とするものです。

資本的収入及び支出につきましては、収入の資本的収入を64万9,000円増額し、収入総額を4,769万3,000円とし、支出の建設改良費を１億7,486万4,000円減額し、支出予算総額を２億6,238万5,000円とするものです。

議第９号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第７号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の下水道事業収益を１億3,886万6,000円減額し、収入総額を10億387万4,000円とし、支出の下水道事業費用を566万3,000円減額し、支出総額を10億7,330万3,000円とするものです。資本的収入及び支出につきましては、収入の資本的収入を1,464万2,000円減額し、収入総額を63億9,484万3,000円とし、資本的支出を1,743万6,000円減額し、支出総額を68億4,352万1,000円とするものです。

議第10号令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算案（第３号）は、梢山工業団地のり面復旧工事の事業費の確定などの補正でございまして、歳入歳出をそれぞれ3,252万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,263万,9000円とするものです。

議第11号令和３年度人吉市一般会計予算案については、御説明いたします前に、今回の予算の概要を申し上げます。

まず、歳出につきましては、今次の豪雨災害に伴います災害復旧事業を引き続き実施することと、新市庁舎建設事業の本体工事も最終年度となることから、通常の予算に加え、多額の事業費を計上いたしております。

そのため、歳入におきましても、災害復旧事業の財源となります国・県支出金、市債につきまして、前年度を大きく上回る額を計上しているところです。

一方で主要一般財源の市税につきましては、令和２年度当初予算に比べ、約４億800万円の減としております。内容としては、国の令和３年度地方財政計画及び新型コロナウイルス感染症対策、さらには、今次の豪雨災害における影響等を勘案し、個人及び法人の市民税について、令和２年度当初予算に比べ約１億5,600万円の減収を、また、固定資産税について、約２億300万円の減収を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画におきまして、交付総額は5.1％の増となって

いますものの、慎重に計上する必要があることから、普通交付税は、令和２年度の交付実績等を考慮し、特別交付税は、災害等の要因を勘案して計上しております。このように主要な一般財源の確保が大変厳しい中、豪雨災害からの復旧・復興も着実に進めていくという極めて重要な年度の予算編成としまして、行財政健全化計画の主旨に従い事務費等経常経費のさらなる削減や事業量の調整等により、歳出予算の精査に努めたところでございますが、最終的に不足する財源につきまして、人吉応援団基金と今議会に上程した令和２年度補正予算で積み戻し予定の財政調整基金を活用し、予算編成を行ったところです。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ285億9,573万8,000円で、令和２年度当初予算と比較いたしますと127億529万5,000円、80％の増となっております。

議第12号令和３年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,000円としております。

議第13号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億1,711万1,000円としております。

議第14号令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億6,562万1,000円としております。

議第15号令和３年度人吉市介護保険特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億1,282万3,000円としております。

議第16号令和３年度人吉市水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に水道事業収益５億862万4,000円を計上し、支出では、水道事業費用を５億77万6,000円としております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に4,659万1,000円を計上し、支出を３億5,132万1,000円としております。

議第17号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案は、収益的収入及び支出の予算額について、収入に下水道事業収益10億1万8,000円を計上し、支出では、下水道事業費用を11億1,426万円としております。また、資本的収入及び支出の予算額は、収入に17億5,088万1,000円を計上し、支出を21億6,939万1,000円としております。

議第18号令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,388万4,000円としております。

議第19号人吉市奨学金給付条例案は、経済的理由により修学困難な者に対して進学に係る費用の一部を給付し、有用な人材を育成することを目的とした給付型奨学金制度を設けるため、新たに条例を制定するものです。

議第20号人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例案は、人吉市奨学金給付条例の制定に伴い、条例を改正するものです。

議第21号人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例案は、奨学金を受ける者の要件の改正、その他所要の改正を行うものです。

議第22号人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例案は、人吉市奨学金給付条例の制定に伴うもの、その他所要の改正を行うものです。

議第23号人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例案は、令和２年７月豪雨災害の避難所利用の際に学校施設に設置された空調機器並びに剣道場及び柔道場について、その使用料を定めるため、条例を改正するものです。

議第24号人吉市公民館条例の一部を改正する条例案及び議第25号人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案は、豪雨災害の避難所利用の際に、大畑校区公民館、東間校区公民館、大畑コミュニティセンター及び東間コミュニティセンターに設置された空調機器について、その使用料を定めるため、条例を改正するものです。

議第26号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例案は、豪雨災害の避難所利用の際に、スポーツパレス小アリーナ及び第一武道場に設置された空調機器について、その使用料を定めるため、条例を改正するものです。

議第27号人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例案は、人吉市勤労青少年ホームの所期の目的が果たされ、令和２年度をもって廃止するため、条例を廃止するものです。

議第28号人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例案は、敬老祝金の受給対象者への通知、支給の申請、決定までの事務手続を効率化するため、条例を改正するものです。

議第29号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例案は、介護保険法第129条の規定による第１号被保険者の保険料の改定を行うため、条例を改正するものです。

議第30号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第31号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議第32号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案、議第33号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案の４件につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、これらの条例を改正するものです。

議第34号人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例案は、土地改良法第90条第６項の規定により、国営川辺川総合土地改良事業に要する費用の一部に関し、受益者から徴収する負担金等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

議第35号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項に基づく個人番号の利用について、新たに事務を追加するため、条例を改正するものです。

議第36号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての案件は、多武芳美氏の任期が令和３年３月31日に満了することに伴い、同氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第３項の規定により、議会の御同意をお願いするものです。

報第１号につきましては、令和２年６月16日午後９時20分頃、被害者が市道上林中神線を車で走行中、橋の伸縮装置を覆う金属カバーの一部が剥がれ、その金属カバーで右側後部タイヤを損傷した事故に関し、令和３年２月９日に専決処分をいたしました和解及び損害の賠償につきまして報告するものです。

報第２号につきましては、令和２年７月26日午後２時40分頃、被害者が市道瓦屋山江線をバイクで走行中、路面が剥離し、水たまり状態になっていたポットホールにはまり、転倒した際に左手首の骨折及びバイクを損傷した事故に関し、令和３年２月９日に専決処分をいたしました和解及び損害の賠償につきまして報告するものです。

以上、提案しております予算案、条例案、人事案件及び報告案件につきまして概要を御説明いたしましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時23分　休憩

午前11時39分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうから議第４号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第17号）について、補足説明をさせていただきます。

まず、予算書の１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により、第２条の継続費の補正につきましては、第２表継続費補正により、第３条の繰越明許費の補正につきましては、第３表繰越明許費補正により、第４条の債務負担行為の補正につきましては、第４表債務負担行為補正により、第５条の地方債の補正につきましては、第５表地方債補正により、それぞれ御説明をいたします。

６ページをお願いいたします。第２表継続費補正の変更でございますが、２款総務費、１項総務管理費、市庁舎建設事業につきまして駐車場整備工事が、市庁舎建設本体工事終了後の予定でございまして、事業完了が令和４年度に及びますことから継続費の年度及び年割額を変更するものでございます。なお、継続費総額には変更ございません。

７ページをお願いいたします。第３表繰越明許費補正の追加、変更、廃止でございますが、まず追加が46件でございます。２款総務費、１項総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策備品購入費は、全国的に感染症対策が進められている中、物品等の納品が不確実なた

め、事業費の全てを繰り越すものでございます。

３款民生費、１項社会福祉費、介護療養型医療施設転換整備事業補助金は、介護療養型から有料老人ホームへ転換する医療法人に対する補助でございますが、事業完了が４月になりますことから、事業費に対する補助金の一部を繰り越すものでございます。

４款衛生費、２項清掃費、被災家屋解体事業は、昨年７月の豪雨災害に伴う被災家屋の解体につきまして３月末までの受付としており、４月以降も事業を推進する必要がありますことから、事業費の一部を繰り越すものでございます。

６款農林水産業費、１項農業費、ＪＡくま茶工場施設整備事業補助金は、ＪＡくまにおきまして事業着手に当たり関係機関等との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が難しいことから事業費に対する補助金の全てを繰り越すものでございます。団体営農業農村整備事業は、施工箇所に接続する市道、農道等が豪雨災害により被災し、計画工程に不測の日数を要しますことから、年度内での完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。２項林業費、県営治山事業は、事業の実施方法について県等との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。

７款、１項商工費、人吉中核工業用地災害復旧事業は、工法等につきまして関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。テレワーカー向け環境整備事業は、事業の拠点となるくまりばの災害復旧工事との調整が必要であることから、年度内での事業完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。関係人口創出事業も事業の拠点となるくまりばの災害復旧工事に伴い、年度内での事業完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。サテライトオフィス整備事業補助金は、豪雨災害やコロナ禍において効果的な事業実施時期の検討が必要なことから、年度内での事業完了が難しく事業費に対する補助金の全てを繰り越すものでございます。それから、観光客等向け飲食店支援事業は、１月中旬の熊本県独自の緊急事態宣言を受けまして事業実施時期の見直しが必要となりましたことから、年度内での事業完了が難しく事業費の一部を繰り越すものでございます。

８款土木費、１項土木管理費、土砂災害危険住宅移転促進事業は、昨年の豪雨災害における移転促進事業でございますが、申請者の移転のための関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内での完了が難しいことから全事業費を繰り越すものでございます。民間住宅耐震改修促進事業は、民間住宅の建て替えの工法につきまして、申請者と関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内での完了が難しいことから全事業費を繰り越すものでございます。２項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、下林南願成寺線（鍛冶屋町工区）から社会資本整備総合交付金事業、人吉矢岳線までの６件でございますが、国の第３次補正予算に伴うものでございまして、交付決定後の事業実施となりますことから適正な工期等の確保ができないため、年度内完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。道路新設改良事業、

立石合ノ原線は、工事着手に当たり地域住民及び関係者との調整等に不測の日数を要し、年度内での工事完了が難しく事業費の全額を繰り越すものでございます。

８ページをお願いいたします。広域行政組合受託事業、赤池水無第２号線は、豪雨災害に伴う施工業者との調整等に不測の日数を要し、年度内での工事完了が難しく事業費の一部を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業、戸越鹿目線から社会資本整備総合交付金事業、瓦屋川村線（改良）の３件は、いずれも地元や地権者、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく全事業費を繰り越すものでございます。単県急傾斜地崩壊対策事業は、県におきまして地元関係者と工事着手の調整に不測の日数を要し、年度内での完了が難しいことから全事業費を繰り越すものでございます。道路メンテナンス事業、橋梁点検業務委託料と道路メンテナンス事業、七地跨道橋は、いずれも災害復旧事業と並行する中で関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。３項住宅費、民間資金等活用事業調査委託料は、国の補助金を活用し推進するものでございまして、交付決定後の事業実施となりますことから適正な工程等の確保ができないため年度内完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。４項都市計画費、宅地耐震化推進事業は、事業対象区域が豪雨災害により被災し区域内の住民との意見調整に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業、西間公園トイレ外改築工事は、豪雨災害により施工業者及び資材の確保等に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。社会資本整備総合交付金事業、下林願成寺線は、関係機関との協議や詳細設計等に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく事業費の一部を繰り越すものでございます。

10款教育費、２項小学校費、小学校高圧受電設備改修事業から３項中学校費、中学校高圧受電設備改修事業までの３件は、いずれも学校側との実施時期の調整を進める中で適正な工期の確保が困難なことから、年度内での完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。４項社会教育費、校区公民館水栓取替工事と５項保健体育費、社会体育施設水栓取替工事は、いずれも工事用資材の調達に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく工事費の全額を繰り越すものでございます。

11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁単独災害復旧事業と現年発生補助、道路橋梁災害復旧事業はいずれも昨年の豪雨災害に伴うものでございまして、被災箇所が多く、その実施設計等に不測の日数を要しましたことから、年度内での竣工が難しく事業費の一部を繰り越すものでございます。現年発生直轄、道路橋梁災害復旧事業は、直轄事業として復旧工事を進めていただきます天狗橋の復旧に係る負担金でございますが、国におきまして関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内での完了が難しいことから全事業費を繰り越すものでございます。現年発生補助、公営住宅災害復旧事業は老神団地の災害復旧

工事でございますが、国・県との復旧協議に不測の日数を要し、年度内での竣工が難しく全事業費を繰り越すものでございます。

河川単独災害復旧事業と、それから９ページになりますが、現年発生補助、河川災害復旧事業の２件は、昨年の豪雨災害に伴う河川災害でございまして、被災箇所が多く、その実施設計等に不測の日数を要しましたことから、年度内での竣工が難しく事業費の一部を繰り越すものでございます。現年発生補助、都市災害復旧事業は堆積土砂撤去に係る事業で、おおむね市中にある土砂撤去は進んでいるところでございますが、引き続き市全体の復旧作業の進捗に応じてそのニーズに応えるため事業費の一部を繰り越すものでございます。４項文教施設災害復旧費、現年発生補助、社会教育施設災害復旧事業は、人吉城跡及び大村横穴群の災害復旧事業でございまして、国等との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく事業費の一部を繰り越すものでございます。５項その他公共施設公用施設災害復旧費、その他公用備品災害復旧事業は、被災しました消防団車両の更新につきまして、全国的なコロナ禍の影響により車両製造の遅延が発生していますことから納品が不確実なため、事業費の全てを繰り越すものでございます。その他公共施設単独災害復旧事業は、願成寺墓地の災害復旧事業でございまして、施工業者及び資材の確保等に不測の日数を要し、年度内での完了が難しく全事業費を繰り越すものでございます。

次に、変更の５件でございますが、２款総務費、１項総務管理費、市庁舎等ネットワーク設計業務委託料と７款、１項商工費、副業・兼業人材活用推進事業は、事業費及び繰越額の確定によるものでございます。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助、農業用施設災害復旧事業から３項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助、公園施設災害復旧事業までの３件は、いずれも災害復旧工事でございまして、災害査定の結果を踏まえ事業等の見直しを行い繰越額の変更を行うものでございます。

次に、廃止の１件でございます。８款土木費、４項都市計画費、社会資本整備総合交付金事業、城本公園トイレ改築工事は、西間公園改築工事の事業費の増に伴い事業費の調整を行った結果、城本公園トイレ改築工事を中止といたしましたことから廃止するものでございます。

10ページをお願いいたします。第４表の債務負担行為補正の追加が３件でございます。高塚山展望所駐車場用地借上料、中学校教科書改訂に伴う消耗品費及び中学校教科書改訂に伴う備品購入費の３件は、いずれも令和３年度借上げ及び購入に向け年度内に準備行為、入札等を実施するために債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、変更でございますが、建設型応急仮設住宅建設に伴う土地借地料（その２）から都市計画マスタープラン策定業務委託料の３件は、いずれも入札等に伴います金額の確定により限度額を変更するものでございます。

11ページをお願いいたします。第５表の地方債補正の追加、変更、廃止でございます。

追加の１件、減収補塡債は、今年度追加税目となりました地方消費税交付金などの減収分に対する起債でございまして7,060万円を計上いたしております。

次に、変更でございますが、災害援護資金貸付事業債から12ページになりますが、工業用地災害復旧事業債までの20件は、事業費の確定や最終見込みにより限度額を変更するものでございます。

廃止でございますが、旧庁舎跡地駐車場整備事業債から中学校施設整備事業債までの５件は、いずれも事業費が減額となり、それに伴い地方債の額も少額になりましたため起債申請を取り下げたことによる廃止でございます。

15ページをお願いいたします。歳入でございます。一番上からになりますが、１款市税でございますが、１項市民税9,236万2,000円の増額補正から、16ページの一番上になりますが、６項都市計画税646万1,000円の増額補正までは、現年課税分及び滞納繰越分の最終見込みによる増減でございます。11款、１項地方交付税２億1,494万7,000円の増額補正は、特別交付税の交付額の増でございます。

17ページをお願いいたします。13款分担金及び負担金、２項分担金11億2,634万5,000円の減額補正は、農地災害復旧事業の一部を令和３年度に過年災として実施することに伴う減でございます。14款使用料及び手数料、１項使用料2,176万3,000円の減額補正は、１目総務使用料の人吉鉄道ミュージアム使用料、５目商工使用料のコワーキングスペース等使用料、６目土木使用料における市営住宅家賃の最終見込みによる減などでございます。

19ページをお願いいたします。15款国庫支出金、１項国庫負担金、２目災害復旧費国庫負担金４億4,197万9,000円の減額補正は、道路橋梁等の災害復旧に係る負担金で、その事業費を令和３年度で過年災として予算化することに伴う減でございます。

20ページをお願いいたします。下のほうになります。２項国庫補助金、６目災害復旧費国庫補助金８億2,978万1,000円の減額補正は、２節都市災害復旧費補助金で、堆積土砂排除事業費補助金、３節林道施設災害復旧費補助金の減などでございます。

21ページをお願いいたします。中ほどになります。16款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金12億1,419万円の減額補正は、22ページになりますけれども、４節災害救助費負担金の減が主なものでございます。

飛びまして、24ページをお願いいたします。２項県補助金、８目災害復旧費県補助金63億5,857万8,000円の減額補正は、２節農林水産施設災害復旧費補助金で、昨年の豪雨災害に伴う農地、農業施設の災害復旧事業につきまして令和３年度に過年災として予算化することに伴う減が主なものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。一番下のところでございます。18款、１項寄附金216万4,000円の増額補正は、１目一般寄附金としまして、令和元年10月からの消費税引き上げに伴い実施されましたプレミアム付商品券事業における券購入者の未使用による余

剰金36万4,000円を寄附いただいたもの、及び４目教育費寄附金としまして、小中学校に対し１校当たり20万円の教育振興費として寄附をいただいた180万円でございます。

27ページをお願いいたします。19款繰入金、２項基金繰入金、３目減債基金繰入金3,000万円の減額補正は、公債費の減額に伴うものでございます。４目応援団基金繰入金1,592万5,000円の減額補正は、人吉応援団基金繰入金（事業分）の最終見込みによる減でございます。21款諸収入、３項貸付金元利収入135万5,000円の増額補正は、被災をされ災害援護資金貸付を利用された方々の償還金でございます。

28ページをお願いいたします。４項、２目雑入8,998万円の減額補正は、１節総務費雑入における災害見舞金、熊本県市町村振興協会交付金、それから２節民生費雑入の各種返還金、徴収金の増及び６節商工費雑入の令和２年７月豪雨対応支援仮設施設整備事業助成金などの減が主なものでございます。

29ページの中ほどから30ページの22款市債でございますが、第５表地方債補正での説明と重複いたしますけれども、事業費の確定や最終見込みにより補正を行っているものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。31ページをお願いいたします。中ほどからになります。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１億2,307万7,000円の増額補正は、３節職員手当等における退職手当の減のほか、32ページの19節負担金、補助及び交付金の負担金で中長期派遣職員給与等負担金、その下の補助金で人吉市地方バス運行等特別対策補助金や地区公民館施設整備費補助金、人吉市くま川鉄道経営安定化補助金の増が主なものでございます。

33ページをお願いいたします。下のほうになります。７目企画費76万1,000円の減額補正は、昨年11月15日で事業が終了し、事業費が確定したことによる川上哲治生誕100年記念事業実行委員会補助金の減でございます。

34ページをお願いいたします。中ほどになります。12目市庁舎建設事業費297万円の減額補正は、新市庁舎等ネットワーク設計業務委託の事業費の確定によるものでございます。その下の13目特別定額給付金給付事業費1,011万円の減額補正も、同事業の終了に伴い事業費が確定したことによるものでございます。

37ページをお願いいたします。下のほうになります。３款民生費、２項児童福祉費、２目児童措置費9,301万8,000円の減額補正は、19節負担金、補助及び交付金の負担金において、子どものための教育・保育給付費負担金及び20節扶助費におきまして子ども医療費の最終見込みによる減が主なものでございます。

38ページをお願いいたします。一番下になります。４項、１目災害救助費13億3,193万7,000円の減額補正は、昨年７月の豪雨災害に伴う避難所運営に係る経費や被災した住宅の応急修理費用、仮設住宅に係る経費、災害援護資金貸付金の最終見込みによる減でございま

す。主なものを申し上げますと、11節需用費で避難所における食事といたしまして食糧費１億69万5,000円、それから39ページになりますが、13節委託料の中ほどで、市営住宅の整備に係るものといたしまして2,343万8,000円、その下の住宅応急修理委託料の９億3,657万1,000円、21節貸付金の災害援護資金貸付金１億4,037万5,000円の減などでございます。

少し飛びまして、43ページをお願いいたします。６款農林水産業費、２項林業費、２目林業振興費4,923万円の減額補正は、市有林に接続する林道、作業道の多くが豪雨災害により被災し、市有林の整備等が困難でありましたことから、13節委託料の下刈委託料や間伐等委託料、素材生産販売委託料を減額するものなどでございます。７款、１項商工費、２目商工業振興費１億913万円の減額補正は、14節使用料及び賃借料で、人吉駅前及びくまりば敷地内に設置します仮設店舗等につきまして、事業費が確定しましたことによる減などでございます。

44ページをお願いいたします。３目観光費1,618万8,000円の減額補正は、19節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金の減などでございます。８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費3,309万5,000円の減額補正は、45ページになりますが、19節負担金、補助及び交付金の補助金におきまして補助事業を通して取り組みました人吉市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業、人吉市戸建木造住宅耐震改修等事業及び人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業の最終見込みによる減などでございます。２項道路橋梁費、２目道路維持費3,230万円の増額補正は、国の第３次補正予算に伴い事業費を増額するものでございます。３目道路新設改良費5,743万4,000円の減額補正は、豪雨災害の影響により土地等について地権者との交渉に日数を要し、年度内での購入等が困難なため工事費を含め関連予算を減額するほか、県営事業負担金の減でございます。

それから、46ページをお願いいたします。３項住宅費、１目住宅管理費1,000万円の増額補正は、13節委託料で災害公営住宅整備と既存の公営住宅長寿命化につきまして民間資金の活用も含め官民連携の手法等の検討調査を行う費用でございます。一番下のところになります。４項都市計画費、４目街路事業費4,620万円の増額補正は、国の第３次補正予算に伴い下林願成寺線の工事請負費が追加されたものなどでございます。

48ページをお願いいたします。９款、１項消防費、３目消防施設費899万3,000円の減額補正は、13節委託料においてデジタル同報無線システム実施設計業務委託料の入札残による減などでございます。

51ページをお願いいたします。10款教育費、４項社会教育費、２目公民館費748万9,000円の減額補正は、コロナ禍及び豪雨災害により校区公民館活動も中止等を余儀なくされておりまして、13節委託料の校区公民館事業委託料や校区民体育祭委託料の減が主なものでございます。

53ページをお願いいたします。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農

業用施設災害復旧費77億2,763万1,000円の減額補正と、その下の３目林道施設災害復旧費４億3,216万6,000円の減額補正は、いずれも災害査定が終了し、ほぼ事業費が確定しましたことと、令和３年度に過年災として引き続き災害復旧事業を進めますことから、事業費を減額するものでございます。

54ページをお願いいたします。一番下のところになります。３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費４億6,060万6,000円の減額補正と５目河川災害復旧費２億9,051万9,000円の減額補正につきましても、農地災害同様、国の災害査定が終了し、ほぼ事業費が確定しましたことと、令和３年度に過年災として災害復旧事業を進めますことから工事費等を減額するものでございます。６目都市災害復旧費９億6,944万6,000円の減額補正は、13節委託料で堆積土砂排除委託料の減が主なものでございます。

55ページをお願いいたします。中ほどになります。５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費2,701万円の減額補正は、15節工事請負費の防災行政無線復旧工事の入札残などでございます。

56ページをお願いいたします。12款、１項公債費、２目利子2,761万3,000円の減額補正は、令和元年度借入利率が見込みより低かったこと及び一時借入が見込みより少なかったことによる減でございます。13款諸支出金、２項基金費、１目人吉市財政調整基金費１億9,998万2,000円の増額補正は、財政調整基金に２億円を積み立てるものでございます。２つ飛びまして、10目人吉市森林環境整備基金費814万8,000円の増額補正は、令和元年度に創設をされました森林環境譲与税を活用し森林環境整備事業を実施しておりまして、令和２年度における事業最終見込みによる執行残を次年度以降に活用するため基金へ積み立てるものでございます。

57ページでございますが、最後に14款予備費を9,448万8,000円増額補正をいたしております。

以上で、議第４号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第17号）についての補足説明を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時14分　休憩

午後１時20分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　それでは、続きまして、議第11号令和３年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明をさせていただきます。

令和３年度の当初予算案は285億9,573万8,000円、対前年度比127億529万5,000円、80％の増となっております。増額となりました主な要因といたしましては、令和２年７月豪雨に

おける過年災害復旧事業費及び新市庁舎建設事業費の増などでございます。なお、市庁舎建設事業及び災害復旧事業関連経費を除きます予算額で比較をいたしますと、前年比３億61万3,000円、2.0％の増となっております。

予算書１ページをお願いいたします。第１条の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書により、第２条の債務負担行為につきましては、第２表債務負担行為により、第３条の地方債につきましては、第３表地方債により、それぞれ御説明をいたします。第４条の一時借入金につきましては、最高額を40億円と定めております。第５条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

７ページをお開きください。一番上からになります。第２表債務負担行為でございますが、新市庁舎警備業務等委託料と新市庁舎防犯カメラ等機器リース料は、いずれも令和４年度の新市庁舎の供用開始に合わせ業務を開始する必要がありますことから、令和３年度中に機器の選定、設置等の準備行為を行うため委託等の期間及び限度額を定めるものでございます。固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料及び固定資産土地評価システム業務委託料は、次回、令和６年度の評価替えに備え、その業務委託につきまして債務負担を設定するものでございまして、委託の期間及び限度額を定めるものでございます。健康管理システムリース料は、システムの更新時期を迎えるためリースの期間及び限度額を定めるものでございます。

続きまして、その下でございます。第３表地方債でございます。臨時財政対策債は令和３年度地方財政計画及び令和２年度の確定額を勘案し、予算計上をいたしております。

県営事業負担金債から、８ページでございますが、過年発生単独災害復旧事業債までの18件につきましては、それぞれの事業に対する地方債でございまして、地方債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

次に、第１条の歳入歳出予算につきまして、前年度との増減の主なものを中心に、主なものを事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。歳入でございますが、一番上からでございます。１款市税、１項市民税のうち、１目個人が11億2,445万3,000円で、前年度に比べ１億1,668万2,000円の減額となっております。主に現年課税分における所得割の減でございまして、昨年７月豪雨災害による影響を勘案し、減収を見込んだものでございます。その下でございます。２目法人が１億9,822万4,000円で、前年度に比べますと4,024万9,000円の減額となっております。こちらは新型コロナウイルス感染拡大と豪雨災害で被災した企業等の影響を勘案した法人税割の減が主なものでございます。その下、２項、１目固定資産税が13億5,577万2,000円で、前年度に比べ２億295万8,000円の減額となっております。こちらは、令和３年度は評価替えの年でもあり、評価替えによる減収のほか、コロナ禍により厳しい経営環境にある中小事業者に対する１年限りの軽減措置、さらには、豪雨災害における家屋等の損耗影響等を勘案し、減収を見込んだものでございます。

13ページをお願いいたします。中ほどからになります。２款地方譲与税、１項、１目地方揮発油譲与税2,900万円から、17ページの一番上でございますが、10款、１項、１目地方特例交付金2,900万円までにつきましては、令和３年度地方財政計画の伸び及び令和２年度交付額を勘案して予算計上をいたします。

それから、15ページ、下段になりますけれども、６款法人事業税交付金は、令和元年10月からの消費税率引上げに合わせ地方法人特別税が廃止され、代わりとして特別法人事業税が新設されることに伴うもので、1,300万円を計上いたしております。

17ページをお開きいただきまして、10款地方特例交付金、２項、１目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金は、令和３年度限りの措置として、新型コロナウイルス感染拡大の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減に対する交付金でございます。その下になりますが、11款、１項、１目地方交付税49億174万1,000円は、前年度と比べ２億3,174万1,000円の増額となっております。こちらは災害復旧に従事いただきます他自治体の職員人件費に係る特別交付税の増などでございます。

19ページをお願いいたします。中ほどでございますが、13款分担金及び負担金、２項分担金、１目農林水産業費分担金１億660万円は、過年災として実施します農地災害復旧事業に係る農家の負担金でございます。14款使用料及び手数料、１項使用料、１目総務使用料393万7,000円は、前年度に比べ1,646万1,000円の減額となっております。これは、１節総務管理使用料のカルチャーパレス使用料の減が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。６目土木使用料１億7,314万4,000円は、前年度に比べ1,250万5,000円の減額となっております。これは、２節住宅使用料、市営住宅家賃におきまして市営住宅入居者の減によるものなどでございます。

23ページをお願いいたします。中ほどになります。15款国庫支出金、１項国庫負担金、２目災害復旧費国庫負担金４億9,863万7,000円は、前年度に比べ増となっております。これは令和２年７月の豪雨災害による道路等の災害復旧事業に対するものでございます。

24ページをお願いいたします。２項国庫補助金、３目衛生費国庫補助金21億2,913万6,000円は、前年度に比べ21億2,106万9,000円の増額となっております。これは２節環境衛生費補助金で、昨年から継続して実施しております災害に係る廃棄物処理事業に対する災害等廃棄物処理事業費補助金の増でございます。

25ページをお願いいたします。６目災害復旧費国庫補助金１億6,360万円は、前年度に比べ１億3,977万9,000円の増額となっております。こちらも昨年の豪雨災害に伴います林道施設の災害復旧に対する補助金の増でございます。

26ページをお願いいたします。16款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金10億691万6,000円は、前年度に比べ5,085万5,000円の増額となっております。これは４節災害救

助費負担金で、災害救助法に基づく住宅応急修理などに対する負担金の増などでございます。

27ページをお願いいたします。２項県補助金、２目民生費県補助金２億4,828万2,000円は、前年度に比べ１億1,080万8,000円の増額となっております。これは１節社会福祉費補助金で、地域支え合いセンター設置・運営事業費補助金や球磨川流域復興基金交付金の増などでございます。

29ページをお願いいたします。下のほうになります。９目災害復旧費県補助金55億1,797万円は、前年度に比べ55億1,626万9,000円の増額となっております。これは昨年の豪雨災害に伴います農地、農業用施設等に係る災害復旧事業補助金の増などでございます。

30ページをお願いいたします。３項委託金、１目総務費委託金7,071万8,000円は、前年度に比べ924万3,000円の増額となっております。これは、４節選挙費委託金におきまして、令和３年に実施されます衆議院議員総選挙に係る委託金の増及び５節統計調査費委託金の国勢調査費委託金の減などが主なものでございます。

32ページをお願いいたします。中ほどになります。18款、１項寄附金、２目総務費寄附金の２億9,999万9,000円の減額と４目商工費寄附金５億円の増額は、古都人吉応援団寄附金の業務を企画政策部から経済部に移管しましたことと、その寄附目標額を前年度の３億円から５億円としたことによる増減でございます。

33ページでございます。中ほどになります。19款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金１億円は、財源調整として繰入計上いたしております。また、その下になりますが、４目応援団基金繰入金につきましては、ふるさと納税に関する事務経費として２億7,926万7,000円を、また防犯灯設置事業や子ども・子育て支援事業、人吉しごとサポートセンター運営費など26事業に２億9,000万円を、合計で５億6,926万7,000円を繰り入れするものでございます。

34ページをお願いいたします。一番下になります。20款、１項、１目繰越金を前年度と同額の１億5,000万円で計上をいたしております。

それから、35ページでございます。21款諸収入、３項貸付金元利収入、１目災害援護資金貸付金元利収入213万2,000円は、災害援護資金貸付に伴います償還金でございます。

36ページをお願いいたします。４項、２目雑入7,682万6,000円は、前年度に比べ1,678万4,000円の増額となっております。これは、２節民生費雑入の後期高齢者医療広域連合事業委託費や、37ページになりますけれども、中ほどのところの７節土木費雑入におきまして、人吉・球磨スマートインターチェンジ整備に係る起債償還分の増に伴う同協議会公債費負担金の増などでございます。

38ページから39ページにかけまして、22款市債でございますけれども、第３表地方債にて御説明をいたしましたので、割愛をさせていただきます。

次に、歳出でございますが、40ページをお願いいたします。最初に歳出の節体系につき

まして、地方自治法施行規則の一部を改正する省令によりまして、これまでの７節賃金を削除することになりましたことから、報償費以降を繰り上げましてこれまでの28節を27節としております。また、令和２年度実施しました職員給与費削減につきましては、令和２年度限りとしましたことから全体で約7,000万円の増となっておりますが、各款、項、目の中の一般職給、職員手当等、共済組合負担金などの増減につきましては、説明を割愛させていただきます。

１款、１項、１目議会費が１億7,925万円でございます。前年度に比べ594万3,000円の減額となっております。なお、内容につきましては割愛をさせていただきます。

41ページをお願いいたします。下のほうになります。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費が12億1,299万6,000円で、前年度に比べ２億3,934万9,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、まず人件費におきまして、43ページになりますが、３節職員手当等における退職手当が8,984万9,000円の増となっております。

次に、災害復旧等に係る人件費といたしまして、42ページの２節給料の一般職給に任期付職員給与が増額となるほか、他自治体からの派遣職員に係る費用として、43ページの３節職員手当等における災害派遣手当、それから44ページの13節使用料及び賃借料の住宅借上料、さらに46ページの18節負担金、補助及び交付金の負担金に計上します中長期派遣職員給与等負担金、これらを計上いたしております。また、災害からの復旧に係るものといたしまして、同じく18節の補助金に被災されました町内会、自治会を支援するための被災自治公民館再建支援事業補助金、外灯設備電気料補助金を計上いたしております。

一方、ふるさと納税業務につきましては、令和３年度に企画政策部から経済部に移管しますことから、関連経費につきましても総務費から商工費に移行しております。

少し飛びまして、54ページをお願いいたします。12目市庁舎建設事業費が18億8,574万8,000円で、前年度に比べ９億1,850万3,000円の増額となっております。これは新市庁舎建設工事に係るものでございまして、現在、免震工事を終え、建物の柱やはりなどの躯体工事に着手しておりまして、今後、来年６月の供用開始に向け、市民の皆様にも目に見える形で工事が進捗していくものと予測をしております。

60ページをお願いいたします。中ほどになります。４項選挙費、２目衆議院議員選挙費2,150万8,000円は、令和３年に実施されます衆議院議員総選挙に係る経費でございます。

64ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費20億8,111万5,000円は、前年度と比べて２億2,295万3,000円の増額となっております。これは、主に被災者支援に係る経費でございまして、65ページの12節委託料の地域支え合いセンター事業委託料や、それから66ページの補助金で、後半にあります復興支援ボランティア活動推進事業補助金から復興関連ボランティアセンター運営費補助金の３件、その下の給付金で住まい再建支援金などでございます。

69ページをお願いいたします。下のほうになります。４目老人福祉施設費１億3,248万7,000円は、前年度と比べて1,224万1,000円の減額となっております。これは被災しました老人福祉センター運営費の減によるものでございます。

72ページをお願いいたします。72ページから73ページにかけてでございますが、２項児童福祉費、２目児童支援費22億4,955万9,000円と３目母子父子福祉費２億4,835万9,000円は、その下に廃目としております児童措置費、母子福祉費にこれまで計上いたしておりました予算につきまして、それぞれの事業費を目的に従い整理を行って計上いたしたものでございます。

それから、75ページをお願いいたします。４項、１目災害救助費3,206万5,000円は、前年度に比べ3,172万6,000円の増額となっております。こちらは昨年の豪雨災害で被災されました方々の住宅応急修理の費用などを計上いたしております。２目応急住宅管理費3,693万9,000円は、応急仮設住宅の管理費用等を計上いたしております。

少し飛びまして、82ページをお願いいたします。下のほうになります。４款衛生費、２項清掃費、１目清掃総務費５億7,416万6,000円は、前年度に比べ4,978万2,000円の減額となっております。これは83ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金の負担金で、人吉球磨広域行政組合負担金が汚泥再生処理センター建設の起債償還の一部が終了したことにより減となったものでございます。２目塵芥処理費43億4,439万円は、前年度に比べ42億4,189万7,000円の増額となっております。これは昨年の発災以降、中核工業用地を災害廃棄物等の仮置場としておりまして、その管理・運営等委託料を計上いたしております。

86ページをお願いいたします。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費6,178万7,000円は、前年度に比べ1,834万8,000円の増額となっております。

これは88ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、中山間農業モデル地区支援事業補助金のほか、昨年の豪雨災害で被災されました農家の営農を支援する農地等被災農業者生活支援事業補助金などを計上いたしております。

飛びまして、93ページをお願いいたします。下のほうになります。７款、１項商工費、１目商工総務費４億2,292万円は、前年度に比べ２億6,371万3,000円の増額となっております。これは令和３年度からふるさと納税業務を経済部で担当しますことから、94ページになりますけれども、12節委託料のふるさと納税業務委託料、13節使用料及び賃借料のシステム使用料が増となるものでございます。それから、２目商工業振興費6,909万8,000円は、前年度に比べ806万9,000円の減額となっております。これは令和２年度にございました企業立地促進（工場棟建設）の補助金の減によるものでございます。

96ページをお願いいたします。中ほどの３目観光費5,163万1,000円は、前年度に比べ1,119万1,000円の減額となっております。観光振興につきましては、コロナ禍及び豪雨災害により現在見通しが立たないところでございまして、各種団体等のイベント実施等もいまだ

検討段階でありますことから、コロナ禍の収束ですとか災害からの復旧・復興に応じまして、今後予算化を検討してまいります。

101ページをお願いいたします。中ほどからになります。８款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費4,467万7,000円は、前年度に比べ1,383万6,000円の減額となっております。これは、103ページの18節負担金、補助及び交付金の補助金で、民間建築物吹付アスベスト除去等事業補助金や住宅リフォーム促進事業補助金の減のほか、人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金の増などによるものでございます。

104ページをお願いいたします。中ほどでございます。２項道路橋梁費、２目道路維持費1,716万6,000円は、前年度に比べ3,130万4,000円の減額となっております。これは道路維持補修工事の減でございます。３目道路新設改良費１億7,306万3,000円は、前年度に比べ2,784万4,000円の増額となっております。これは私道改良に伴う測量設計委託料や用地補償等の増によるものでございます。

108ページをお願いいたします。３項住宅費、２目住宅建設費１億6,289万6,000円は、前年度に比べ2,663万2,000円の増額となっております。これは12節委託料で、新たに作成をします公営住宅等長寿命化計画策定委託料のほか団地の改修工事費の増でございます。４項都市計画費、１目都市計画総務費１億8,617万1,000円は、前年度に比べ4,399万5,000円の減額となっております。これは109ページの27節繰出金の公共下水道事業特別会計繰出金の減が主なものでございます。

110ページをお願いいたします。４目街路事業費3,353万4,000円は、前年度に比べ7,565万3,000円の減額となっております。これは下林願成寺線道路改良事業費の減でございます。

少し飛びまして、117ページをお願いいたします。10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費２億942万1,000円は、前年度に比べ1,707万2,000円の増額となっております。これは118ページになりますが、12節委託料でＩＣＴ支援員派遣業務委託料の増などでございます。

121ページをお願いいたします。２項小学校費、２目教育振興費6,825万8,000円は、前年度に比べ1,102万8,000円の減額となっておりますが、これは前年度の小学校における教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書及び教材の購入経費の減によるものでございます。

122ページをお願いいたします。中ほどになりますが、３目学校建設費610万円は、西小学校の屋上防水修繕工事などでございます。

124ページをお願いいたします。３項中学校費、２目教育振興費4,944万2,000円は、前年度に比べ816万4,000円の増額となっております。これは10節需用費の消耗品費と17節備品購入費の増額分、中学校における教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書及び教材の購入経費の増などでございます。

少し飛びまして、132ページをお願いいたします。５項保健体育費、１目保健体育総務費5,796万3,000円は、前年度に比べ1,037万3,000円の減額となっております。減額の主なもの

は、133ページの18節負担金、補助及び交付金の補助金で、人吉市体育協会補助金の減などでございます。また、ひとよし温泉春風マラソン実行委員会補助金は、今後、実行委員会の議論を踏まえ予算化を検討することといたしております。

134ページをお願いいたします。６項学校給食センター費、１目学校給食センター運営費１億7,687万1,000円は、前年度に比べ1,341万6,000円の増額となっております。これは、135ページの14節工事請負費におきまして調理室等の水銀灯取替工事費によるものでございます。

137ページをお願いいたします。11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農地災害復旧費41億1,000万円と２目農業用施設災害復旧費16億7,080万円、それから、３目林業施設災害復旧費２億2,670万円は、いずれも令和２年７月の豪雨における農地、農業用施設、林道施設の災害復旧事業に係る事業費でございます。

138ページをお願いいたします。３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費５億2,213万6,000円と５目河川災害復旧費２億5,337万円も、令和２年７月豪雨における道路、橋梁、河川の災害復旧事業に係る事業費でございます。

139ページをお願いいたします。一番下になります。12款、１項公債費、１目元金14億3,535万3,000円は、前年度に比べ9,703万4,000円の増額となっております。これは、市庁舎建設事業に係る起債償還が始まったことや、臨時財政対策債の償還増によるものでございます。

141ページをお願いいたします。13款諸支出金、２項基金費、７目人吉応援団基金費５億3,000円は、令和３年度の古都人吉応援団寄附金の目標額を前年度の３億円から５億円としたことによる任意積立金の増でございます。

最後に、14款予備費に5,410万7,000円を計上いたしております。

長くなりましたけれども、以上で議第11号令和３年度人吉市一般会計予算案につきまして補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

○市民部長（丸本　縁君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。私のほうから、議第13号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について、補足説明をさせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,711万1,000円とするものでございます。第２条は、第２表債務負担行為により説明いたします。第３条の一時借入金につきましては、最高額を４億円と定めるものでございます。第４条の歳出予算の流用につきましては、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

５ページをお願いいたします。第２表の債務負担行為でございますが、全国統一の事務処理標準システムを熊本県国民健康保険団体連合会において運営することとなり、令和３年度から令和４年度にかけて本市の電算システムと連携するシステムを開発する必要があるこ

とから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、事項別明細書により、その主なものを説明させていただきます。８ページをお願いいたします。歳入でございます。１款、１項国民健康保険税でございますが、１目一般被保険者国民健康保険税に６億5,891万3,000円、２目退職被保険者等国民健康保険税に76万2,000円、それぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分を合わせた額を計上いたしております。

９ページをお願いいたします。国民健康保険税の総額は６億5,967万5,000円、歳入全体に占める割合は15.64％でございます。

次に、２款、１項一部負担金でございますが、１目一般被保険者一部負担金に40万円を計上いたしております。これは令和２年７月豪雨により一部負担金の猶予を行った被保険者からの徴収金でございます。

10ページをお願いいたします。４款国庫支出金、１項国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金についての補助金60万円を計上いたしております。

次に、５款県支出金、１項県負担金、１目保険給付費等交付金の総額は31億7,844万4,000円、歳入全体に占める割合は75.37％でございます。

11ページをお願いいたします。中ほどの７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金の総額は３億2,197万3,000円でございます。なお、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分１億5,359万7,000円は、低所得者に係る保険税軽減相当額を県が４分の３、本市が４分の１で算出した額でございます。保険基盤安定繰入金の保険者支援分7,931万3,000円は、軽減世帯に属する被保険者に応じ算出した額を、国が２分の１、県が４分の１、本市が４分の１で算出した額となります。

12ページをお願いいたします。８款、１項繰越金、１目繰越金に5,000万円を計上いたしております。

次に歳出でございますが、15ページをお願いいたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１億840万5,000円は、国民健康保険担当職員の給与、諸手当等の経常事務費のほか、国保事務処理標準システム導入委託料及び、16ページになりますが、熊本県市町村事務処理標準システム共同クラウド管理運営負担金が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。２款保険給付費、１項療養諸費は、医療費の支払いや一部負担金の免除に要するものでございまして、療養給付費、療養費及び審査支払手数料等を合わせ27億2,909万4,000円を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。２項高額療養費の総額３億1,108万2,000円は、医療費が高額となり自己負担額が一定の額を超えたときに、その超えた分を支給するものでございます。次に、３項出産育児諸費、１目出産育児一時金は、35人分の1,470万円を計上しております。

20ページをお願いいたします。４項葬祭費は110件分の220万円でございます。６項傷病手当金に100万円を計上いたしております。

以上、２款保険給付費の総額は30億5,828万4,000円となり、歳出全体に占める割合は72.52％でございます。

21ページから22ページにかけてでございますが、３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分の総額は７億８万3,000円を計上しております。２項後期高齢者支援金等分の総額は１億9,560万3,000円、３項介護納付金分の総額は7,623万6,000円を計上しております。

以上、３款の総額は９億7,192万2,000円となり、歳出全体に占める割合は23.05％でございます。

22ページの下段から23ページにかけてでございますが、５款保健事業費、１項特定健康診査等事業費は4,324万6,000円を計上いたしております。特定健康診査とその結果により、必要に応じて実施いたします特定保健指導に要する経費等でございます。

24ページをお願いします。２項保健事業費は、国民健康保険団体連合会共同電算処理委託料、鍼灸マッサージ補助交付金等の費用としまして544万9,000円を計上いたしております。

少し飛びますが、26ページをお願いいたします。最後に９款予備費でございますが2,000万円を計上いたしております。

以上で、議第13号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算案について補足説明を終わらせていただきます。慎重御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。私のほうからは、議第15号令和３年度人吉市介護保険特別会計予算案につきまして、補足説明をさせていただきます。

補足説明の前に令和３年度から施行予定の第８期介護保険事業計画・高齢者福祉計画につきまして、去る２月16日に、介護保険事業計画等策定運営委員会から計画素案を答申いただきましたので、その概要を少し述べさせていただきます。

まず、計画期間は令和３年度から令和５年度の３年間でございます。計画の目指す姿といたしましては、第７期計画で定めた方向性と人吉市いきいき高齢プランの名称を継承し、「高齢者が健やかにいきいきと　地域で支え合いながら　安心して住み続けられるまちへ向けた　地域包括ケアシステムの深化」としているところでございます。また、介護給付費及び地域支援事業費は計画期間３年間の総額を約139億円と見込んでおりまして、介護保険料一月当たりの基準額は6,100円で、第７期に比べ390円、6.0％の減となっております。今後は答申いただきました素案を基に、本年度末までに計画を策定する予定としております。

それでは、予算の説明に入らせていただきます。

予算書の１ページをお願いいたします。第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億1,282万3,000円とするものでございます。第２条は、一時借入金の最高額を２億円とするも

のでございます。第３条は、保険給付費各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、主なものを御説明申し上げます。介護保険の予算は、事業運営に要する経費から国・県支出金などを差し引いた残りを介護保険料で賄うという仕組みになっております。したがいまして、予算の性格上、先に歳出から説明をさせていただきます。

少し飛びまして、14ページをお願いいたします。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費5,691万5,000円は、介護保険関係職員の給料、職員手当や事務費が主なものでございます。

15ページをお願いいたします。３項、１目介護認定審査会費881万7,000円は、要介護等の認定を行う介護認定審査会委員の報酬などでございます。

16ページをお願いいたします。２目認定調査等費2,471万2,000円は、訪問調査員の報酬や、要介護認定等のために主治医が作成する意見書に係る費用などでございます。

17ページをお願いいたします。５項、２目計画策定費22万3,000円は、令和３年度からの第８期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の計画書の印刷経費でございまして、前年度と比較し357万2,000円の減額は、計画策定に係る委託料の減によるものでございます。２款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用でございます。１項介護サービス等諸費は、要介護１から５までの方を対象とする在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成などに係る費用でございまして、18ページからになりますが、１項の計37億9,039万2,000円を計上いたしておりまして、前年度と比較いたしまして２億5,239万2,000円の増を見込んでおります。２項介護予防サービス等諸費は、要支援１及び要支援２の方を対象とするサービスに係る費用でございまして、19ページの上の計になりますが、9,413万4,000円を計上いたしております。３項高額介護サービス等費は、介護サービスを利用された場合の自己負担が一定の額を超えたとき、その超えた分を支給するものでございまして、合計9,880万5,000円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。５項特定入所者介護サービス等費でございますが、施設サービスでは居住費や食費が利用する方の負担となりますが、所得の低い方への負担軽減措置といたしまして、限度額を超えた分について支給をするものでございまして、合計の１億4,988万9,000円を計上いたしております。

21ページをお願いいたします。５款地域支援事業費でございますが、１項、１目介護予防・生活支援サービス事業費9,037万9,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等が利用する訪問事業、通所事業等に係る費用でございまして、前年度と比較しまして2,699万2,000円の増を見込んでおります。

22ページをお願いいたします。２項、１目一般介護予防事業費は、65歳以上の一般介護予防に係る費用でございまして、4,438万3,000円を計上いたしております。

23ページをお願いいたします。３項包括的支援事業・任意事業費、１目包括的支援事業費9,430万3,000円は、地域包括支援センターの運営費など地域包括ケアシステムに係る費用でございます。

24ページをお願いいたします。地域包括支援センターにつきましては、令和２年度から人吉市社会福祉協議会に業務委託しておりまして、12節委託料に5,000万円を計上しております。２目任意事業費1,118万5,000円は、緊急通報体制等整備事業委託料や、成年後見制度利用者の支援に係る費用などでございます。

25ページから27ページにかけましての４項その他諸費から、６款公債費、７款諸支出金、８款予備費までは説明を割愛させていただきます。

続きまして、歳入予算の御説明をいたします。前のほうにお戻りいただきまして、７ページをお願いいたします。介護保険特別会計の歳出の大部分を占めます保険給付費等に要する費用の財源は、基本的にその半分を国・県・市による公費負担で賄い、残り半分を保険料などで賄う仕組みとなっております。なお、介護保険料の水準は、３年ごとに策定する介護保険事業計画で見直していくこととなっております。１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料につきまして、先ほど御説明しました介護保険事業計画における月額基準額6,100円を算定基礎といたしまして、現年度分特別徴収保険料と普通徴収保険料及び滞納繰越分普通徴収保険料を合計いたしまして、総額７億545万3,000円を計上いたしております。前年度と比較しまして9,666万4,000円の減額は、介護給付費準備基金の運用、繰入れによるものでございます。３款国庫支出金、１項国庫負担金は、介護給付費に対する国の負担金でございまして、７億4,666万5,000円を計上いたしております。

８ページをお願いいたします。２項国庫補助金、１目調整交付金は、市町村の財政力格差を調整するための交付金でございまして、３億7,074万6,000円を計上いたしております。２目及び３目は地域支援事業に対する交付金でございまして、介護予防・日常生活支援総合事業に2,886万4,000円、３目介護予防・日常生活支援総合事業以外に4,061万2,000円を計上いたしております。５目介護保険保険者努力支援交付金は、４目保険者機能強化推進交付金に加えまして、令和２年度途中から交付された介護予防健康づくりに資する取組を重点的に支援するための交付金でございまして、664万2,000円を計上いたしております。

９ページをお願いいたします。４款、１項支払基金交付金は、40歳から64歳までの第２号被保険者の保険料が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございまして、１目介護給付費交付金11億1,693万9,000円は、介護給付費等に対する交付金でございます。２目地域支援事業支援交付金3,896万6,000円は、地域支援事業に対する交付金でございます。５款県支出金、１項県負担金は、介護給付費に対する県の負担金でございまして、５億9,779万9,000円を計上しております。２項県補助金は、国庫補助金と同様に地域支援事業に対する県の交付金でございます。

10ページをお願いいたします。11ページにかけての７款繰入金、１項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、１目は介護給付費に対して、２目及び３目は地域支援事業に対して、４目は低所得者に対する保険料の軽減に対して、５目は職員給与や事務費に対して繰り入れるものでございます。合計の７億1,383万1,000円を計上いたしております。２項基金繰入金、１目介護保険介護給付費準備基金繰入金１億円は、介護保険料を軽減するために繰り入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。８款繰越金から13ページの９款諸収入、３項雑入までは説明を割愛させていただきます。

以上で、令和３年度人吉市介護保険特別会計予算案の補足説明を終わります。慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時19分　休憩

午後２時33分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○水道局長（久本禎二君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。それでは、初めに、議第16号令和３年度人吉市水道事業特別会計予算案につきまして補足説明を申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたします。第２条業務の予定量でございますが、給水戸数１万5,716戸、総給水量304万741立方メートル、１日平均給水量8,331立方メートルを予定しております。建設改良工事としましては、配水管改良工事のほか７月豪雨災害復旧工事等を予定しております。第３条収益的収入及び支出及び、次ページの第４条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画明細書により御説明を申し上げます。

３ページをお願いいたします。第６条でございますが、一時借入金の限度額を5,000万円といたしております。

次に、第７条は、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めています。第８条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費9,005万9,000円、交際費５万円としております。

次に、第９条は、利益剰余金の処分でございますが、減債積立金として7,571万7,000円、建設改良積立金として2,960万5,000円を処分することとしております。第10条は、たな卸資産の購入限度額を1,382万3,000円とするものでございます。

飛びまして、14ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございますが、井ノ口第二水源地自家用発電施設設備リース料及び上下水道料金徴収事務等業務委託料の限度額、予定額等を定めております。

飛びまして、19ページをお願いいたします。第３条収益的収入及び支出につきまして明

細書により御説明を申し上げます。

まず、収入でございますが、１款水道事業収益を５億862万4,000円といたしております。内訳としまして、１項営業収益４億8,685万4,000円で、これは水道料金受託工事及び各種手数料でございまして、前年度と比較いたしますと6,092万6,000円の減額は、昨年７月の豪雨災害に伴います給水戸数及び給水量の減や新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、見込んでいるところでございます。２項営業外収益の2,176万7,000円は、３目長期前受金戻入が主なものでございます。３項特別利益3,000円は存目でございます。

20ページをお願いいたします。支出でございますが、１款水道事業費用を５億77万6,000円といたしております。その内訳でございますが、１項営業費用は４億6,195万8,000円で、これは人件費、水源地及び配水池等の整備委託料、修繕費、動力費、減価償却費でございまして、23ページをお願いいたします。１行目でございますが、15節委託料、上下水道料金徴収事務等業務委託料などが主なものでございます。

24ページをお願いいたします。２項営業外費用の3,631万6,000円は、企業債利息と消費税が主なものでございます。３項特別損失の50万2,000円は、過年度損益修正損などでございます。４項予備費は200万円としております。

次に、25ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入でございますが、１款資本的収入は4,659万1,000円で、前年度と比較しますと45万3,000円の減額となっております。これは、２項工事負担金の減額が主なものでございます。

次に、支出でございますが、１款資本的支出は３億5,132万1,000円を計上いたしております。その内訳でございますが、１項建設改良費の２億7,360万4,000円は、１目構築物費、１節一般改良工事と、26ページになりますが、３節起債対象工事、２目機械及び装置費が主なものでございます。２項企業債償還金は7,571万7,000円で、前年度と比較しますと243万7,000円の増額となっております。３項予備費は前年度と同額の200万円といたしております。

それでは、前に戻りまして、２ページをお願いいたします。資本的支出に対しまして収入が不足いたしますので、その補塡財源につきましては、第４条の括弧書きでございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億473万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,265万3,000円、当年度分損益勘定留保資金１億7,675万5,000円と繰越利益剰余金処分額１億532万2,000円で補塡することとしております。

以上で、議第16号令和３年度人吉市水道事業特別会計予算案の補足説明を終わります。

引き続き、議第17号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案につきまして補足説明を申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたします。第２条業務の予定量は、接続戸数１万1,840戸、年間総処理水量420万9,910立方メートル、１日平均処理水量１万1,534立方メートルを予定しております。主な建設改良工事としましては、人孔蓋更新工事、汚水枡設置工事、汚水準

幹線築造工事、宝来町雨水ポンプ場改築更新工事及び人吉浄水苑改築更新工事を予定しております。第３条収益的収入及び支出並びに、次ページの第４条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算実施計画明細書により説明をさせていただきます。

２ページをお願いいたします。第５条債務負担行為でございますが、人吉市水洗便所等改造資金融資あっせん及び助成金条例に基づき、水洗便所等工事資金の債務不履行による損失補償と水洗便所等改造資金利子補給金について債務負担を設定するものでございます。それぞれの期間と限度額を定めるものでございます。

３ページをお願いいたします。第６条企業債でございますが、下水道事業債等につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。第７条一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。第８条各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。第９条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費5,571万7,000円でございます。

４ページをお願いいたします。第10条他会計からの補助金といたしまして、一般会計から１億3,571万円の補助を受けるものでございます。第11条利益剰余金の処分でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補塡として33万2,000円を処分することといたしております。

ページが飛びますが、申し訳ございません、22ページをお願いいたします。第３条収益的収入及び支出の内容につきまして予算実施計画明細書により説明をさせていただきます。

まず、収入でございますが、１款下水道事業収益を10億１万8,000円といたしております。内訳といたしまして、１項営業収益が６億411万6,000円でございます。これは下水道使用料及び他会計負担金等でございますが、前年度と比較しまして7,352万5,000円の減となっております。昨年の７月の豪雨災害や新型コロナウイルスの影響による減収などを見込んでいるところでございます。２項営業外収益が３億9,589万9,000円、これは２目他会計補助金及び３目長期前受金戻入が主なものでございますが、前年度と比較しまして2,321万7,000円の減となっており、一般会計からの繰入金が大幅に減少しているものでございます。

23ページをお願いいたします。３項特別利益3,000円は存目でございます。

次に、24ページをお願いいたします。支出でございますが、１款下水道事業費用を11億1,426万円といたしております。内訳といたしましては、１項営業費用が９億980万9,000円で、これは、25ページでございます。３目、15節委託料、人吉浄水苑等の運転管理業務委託料や20節の動力費、４目総係費の給料などの人件費、27ページの５目減価償却費などが主なものでございます。

27ページの中段でございますが、２項営業外費用は9,373万円で、これは企業債の支払利息と消費税などでございます。

28ページをお願いいたします。３項特別損失の100万2,000円は、過年度損益修正損など

でございます。４項特別損失（災害）でございます。１億571万9,000円は、３目人吉浄水苑費の汚泥消化槽浚渫業務や消化汚泥運搬処分委託料及び４目総係費の公共下水道排水設備申請関係書類復旧業務委託料などが主なものでございます。５項予備費は400万円といたしております。

次に、第４条資本的収入及び支出の内容につきまして御説明いたします。

29ページをお願いいたします。まず、収入でございますが、１款資本的収入を17億5,088万1,000円といたしております。内訳といたしまして、１項企業債、１目建設改良等企業債が３億5,670万円、２目災害復旧債が３億2,560万円、２項負担金が419万円、３項補助金、１目国庫補助金が10億6,439万円、４項固定資産売却は存目でございます。

30ページをお願いいたします。次に支出でございますが、１款資本的支出を21億6,939万1,000円といたしております。内訳は、１項建設改良費が17億9,716万2,000円、これは、１目管渠事業費が１億903万3,000円で、主なものは、15節公共下水道整備測量設計業務委託料や23節汚水準幹線築造工事などの工事請負費となっております。

31ページをお願いいたします。２目ポンプ場事業費が１億3,966万9,000円で、主なものは、15節宝来町雨水ポンプ場改築更新工事委託料などでございます。３目処理場事業費が５億7,006万円で、主なものは、32ページの15節人吉浄水苑改築更新工事委託料などでございます。５目災害復旧費が９億7,840万円で、主なものは、15節災害復旧工事委託料でございます。

同じく32ページでございますが、２項企業債償還金が３億7,122万9,000円でございます。３項予備費は100万円といたしております。

最後に、前にお戻りいただきまして、２ページをお願いいたします。第４条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４億1,851万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,386万円、当年度分損益勘定留保資金３億5,431万8,000円及び繰越利益剰余金処分額33万2,000円で補塡することといたしております。

以上で、議第16号令和３年度人吉市水道事業特別会計予算案及び議第17号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算案についての補足説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）（登壇）　それでは、私のほうから報第１号及び報第２号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての説明をさせていただきます。

これはいずれも地方自治法第180条第１項の規定により、令和３年２月９日に専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

まず、報第１号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての御説明をいたします。

お手元の議案書57ページをお願いいたします。件名は損害の賠償についてでございます。

賠償の理由でございますが、令和２年６月16日、午後９時20分ごろ、被害者が市道上林中神線を車で走行中、橋の伸縮装置を覆う金属カバーの一部が剥がれ、その金属カバーで右側後部タイヤを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。損害賠償の額は４万3,923円でございます。

賠償（和解）の相手方は、球磨郡球磨村渡乙388番地９、淋咲子様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

次に、報第２号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての御説明をいたします。

お手元の議案書59ページをお願いいたします。件名は、損害の賠償についてでございます。

賠償の理由でございますが、令和２年７月26日、午後２時40分ごろ、被害者が市道瓦屋山江線をバイクで走行中、路面が剥離し、水たまり状態になっていたポットホール――これは道路の表面のアスファルトが剥げてできた穴のことでございます――それにはまり転倒した際に、左手首の骨折及びバイクを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

損害賠償の額は、24万4,914円でございます。

賠償（和解）の相手方は、球磨郡山江村大字山田甲1887番地４、原田和美様でございます。

和解事項でございますが、紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認するとしております。

以上で、報第１号及び報第２号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についての説明を終わります。

○議長（西　信八郎君）　これで、議第４号から報第２号までの提案理由等の説明は終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（末次美代君）（登壇）　皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書について概要を説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づきまして、全ての教育委員会は

毎年効果的な教育行政の推進を図り、市民への説明責任を果たす観点から、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する方の知見を活用しながら点検及び評価を行うこととなっております。さらに、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することを義務づけられております。

人吉市教育委員会は、人吉市教育方針の基本理念及び教育目標のもと、令和元年度に実施いたしました主要な８つの事業を選定し、学識経験者３名からの御意見を参考にしながら、教育委員会会議におきましてＡからＤまでの４段階の評価基準に基づき評価し、最終決定をしたところでございます。

学識経験者の方々からは、各事業の現状や必要性について多角的かつ市民の目線に立った大変貴重な御意見をはじめ、検討すべき部分や創意工夫の勧めなど具体的な御指摘も様々にいただいております。本市の教育行政に対する御理解や子供たちへの温かく真剣な思いを改めて実感しております。

なお、この報告書には、教育委員会の活動及び運営状況につきましても掲載しております。

今後は、この評価結果を重視し、事業の方向性と事業展開の指標とするとともに、報告書をホームページで公表し、議会や市民の皆様の御意見をいただきまして、ＰＤＣＡサイクルを活用しながら、教育振興基本計画をはじめ本市教育行政の推進に生かしていくよう努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、今後とも議員各位におかれましては御指導を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　本日は、これをもって散会いたします。

午後２時59分　散会

令和３年３月第２回人吉市議会定例会会議録（第２号）

令和３年３月９日　火曜日

１．議事日程第２号

令和３年３月９日　午前10時　開議

日程第１　議第４号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）
日程第２　議第５号　令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）
日程第３　議第６号　令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
日程第４　議第７号　令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第５号）
日程第５　議第８号　令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第６　議第９号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）
日程第７　議第10号　令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第３号）
日程第８　議第11号　令和３年度人吉市一般会計予算
日程第９　議第12号　令和３年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
日程第10　議第13号　令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算
日程第11　議第14号　令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算
日程第12　議第15号　令和３年度人吉市介護保険特別会計予算
日程第13　議第16号　令和３年度人吉市水道事業特別会計予算
日程第14　議第17号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算
日程第15　議第18号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算
日程第16　議第19号　人吉市奨学金給付条例の制定について
日程第17　議第20号　人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18　議第21号　人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19　議第22号　人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20　議第23号　人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21　議第24号　人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22　議第25号　人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23　議第26号　人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24　議第27号　人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について
日程第25　議第28号　人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26　議第29号　人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27　議第30号　人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28　議第31号　人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29　議第32号　人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第30　議第33号　人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第31　議第34号　人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について

日程第32　議第35号　人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第33　議第36号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第34　報第１号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

日程第35　報第２号　和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番	松　村	太　君
２番	徳　川　禎　郁	君
３番	池　田　芳　隆	君
４番	牛　塚　孝　浩	君
５番	西	洋　子　君
６番	宮　原　将　志	君
７番	塩　見　寿　子	君
８番	高　瀬　堅　一	君
９番	宮　﨑	保　君
10番	平　田　清　吉	君

11番	犬童利夫君
12番	井上光浩君
13番	豊永貞夫君
14番	福屋法晴君
15番	本村令斗君
16番	田中　哲君
17番	大塚則男君
18番	西　信八郎君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	瀬上雅暁君
復興局長	元田啓介君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
財政課長	永田勝巳君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	桒原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案質疑を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより質疑を行います。なお、質疑でございますので一般質問にならないように、また要望はお控えいただきますようお願いいたします。

日程第１　議第４号

○議長（西　信八郎君）　まず日程第１、議第４号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第２　議第５号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第２、議第５号令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第３　議第６号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第３、議第６号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第４　議第７号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第４、議第７号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正

予算（第５号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第５　議第８号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第５、議第８号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第６　議第９号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第６、議第９号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第７　議第10号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第７、議第10号令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第８　議第11号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第８、議第11号令和３年度人吉市一般会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　議案の83ページをお伺いしたいんですけど、委託料に災害廃棄物仮置場管理・運営等委託料があるんですけれども、３点伺いたいんですけど、今委託していると

ころと同じ業者に委託することになるのかというのが１点目。どこの業者かというのが２点目です。３点目は、そこの業者に最初に決まったときはどのように決まったのか、要するに、入札によったものかどうか、その辺りを聞きたいんですけど。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時04分　休憩

―――――――――――――

午前10時14分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（丸本　縁君）　議員の皆様、おはようございます。お時間をいただき、大変申し訳ございませんでした。御質問にお答えいたします。

まず、一つ目の、仮置場の運営の委託業者が今年度と同じ業者かということでございますが、同じ業者でございます。

２点目の、業者名というところでございますけれども、有価物回収協業組合石坂グループ、代表理事石坂孝光様が業者でございます。

それから、どのような方法で契約等を行っていたかというところでございます。まず、昨年７月に発災後、今、災害廃棄物の仮置場を人吉中核工業用地に設置をしまして、その委託に関しましては、災害時における廃棄物処理等の支援活動に関する協定を締結しております熊本県産業資源循環協会に協力要請を行ったところ、協会より指定を受け、かつ、同協会の副会長を務めている石坂グループから、発災後に直ちに処理体制を整え、業務従事を申し出られたということから、取り急ぎ、７月から９月まで、緊急を要するとして契約を締結いたしたところでございます。

それから、10月以降でございますけれども、こちらにつきましては、石坂グループと随意契約を行っております。債務負担行為を設定させていただきまして、令和４年３月までの契約期間で契約をさせていただいたところでございます。随意契約の理由でございますけれども、７月発災当時から９月に至るまで、対応をしていた石坂グループにおいて、その間にスムーズな運営を行っていたこと、それから、今後の仮置場の開設期間を鑑みたときに、被災者の災害廃棄物の片付けや家屋解体等の進捗により、期間の短縮・延長や重機・人員等の変更等も考えられる状況の中にありまして、引き続き同じ業者に委託する場合には、別業者へ委託する場合と比較して、搬入及び搬出期間に空白期間を生じることなく、重機・車両・人員等を円滑に配置することができ、また、改めて設備投資を生じることもないということで、入札をするより随意契約が有利であるということで判断いたしまして、石坂グループと契約をいたしております。

以上でございます。

○15番（本村令斗君）　はい。わかりました。

○議長（西　信八郎君）　ほかにございませんか。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　質問いたします。95ページの商工費、１項商工費の中の12節ＩＴ企業等協創促進業務委託料850万円上がっております。それと、100ページの同じ商工費の中で、５目まち・ひと・しごと総合交流館管理費の12節委託料に、同じような項目、ＩＴ企業等協創促進業務委託料で600万円上がっております。この違いは何なのかを伺います。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時19分　休憩

午前10時26分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（廣田五浩君）　皆様、おはようございます。すみません、お時間をとって申し訳ございません。お答えいたします。

商工費の７款、１項、２目と、それから７款、１項、５目につきましては、名称が一緒になっておりますけれども、地方創生推進交付金の関係で補助事業として同じ名称になっているところでございます。７款、１項、２目のＩＴ企業等協創促進業務委託料につきましては、企業誘致を目的としました熱中小学校の開設、それから、関係人口の創出を目的とする業務委託料でございます。それから、７款、１項、５目につきましては、まち・ひと・しごと総合交流館の中のコワーキングスペースの管理運営に係るところの業務委託料となっております。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　はい。わかりました。

もう１点、伺います。111ページ、９款、１項消防費、１目消防総務費、これは比較で3,300万円ほど増えております要因、１点だけをお伺いしたいと思います。18節の負担金が影響しているのかということも併せてお願いいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　おはようございます。それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

予算書111ページの９款、１項消防費、１目消防総務費でございますけれども、議員おっしゃるとおり、前年度と比べまして3,338万1,000円の増額になっております。これは、人件費が増えておりますほか、112ページでございますが、おっしゃいましたとおり、18節負担金、補助及び交付金の負担金でございます。人吉下球磨消防組合負担金が４億9,463万1,000円でございまして、前年度と比較しますと2,505万7,000円の増となっているのが主な要因となっております。

なお、この負担金増額の主な要因でございますけれども、人件費、それから消防車両――これははしご車がメインになっておりますけども、消防車両更新に伴う公債費負担の増が主な要因でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第９　議第12号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第９、議第12号令和３年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第10　議第13号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第10、議第13号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第11　議第14号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第11、議第14号令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第12　議第15号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第12、議第15号令和３年度人吉市介護保険特別会計予算

を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第13　議第16号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第13、議第16号令和３年度人吉市水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第14　議第17号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第14、議第17号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　議第17号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算についてお聞きしたいと思います。予算書のページは31、32ページでございます。

支出の中で１款資本的支出、１項建設改良費、２目ポンプ場事業費、15節委託料の宝来町雨水ポンプ場改築更新工事委託料と、３目処理場事業費、15節委託料の人吉浄水苑改築更新工事委託料及び５目災害復旧費、15節委託料の人吉市公共下水道施設災害復旧工事委託料についてお尋ねします。このことについては委員会で詳細に説明があると思っておりますけれども、この工事内容につきまして、施設の維持管理計画に基づく工事と災害復旧に係る工事だと思っておりますけれども、その工事の内容についてお尋ねいたします。

○水道局長（久本禎二君）　おはようございます。それでは、お答えいたします。

31ページの資本的収入及び支出の中の支出でございます。１款、１項、２目ポンプ場事業費、15節の委託料でございますが、宝来町雨水ポンプ場改築更新工事委託料１億3,118万円でございますが、これはストックマネジメント計画に基づく、施設の耐震補強やポンプ関係の機器を更新するもので、耐震補強は、主にポンプ室や電気室のはりや床にコンクリートの増し打ちを行い、ポンプ関係機器では逆流防止弁の更新を行うものでございます。

続いて、32ページの３目処理場事業費の15節委託料、人吉浄水苑改築更新工事委託料５億6,150万円につきましても、同じくストックマネジメント計画に基づく、施設の耐震補強や汚泥濃縮脱水設備などを更新するものでございまして、耐震補強は、主に機械濃縮棟、そ

れから汚泥貯留タンクのはり、あるいは壁、床などに対して鉄筋補強を行うものでございます。

この２つの工事につきましては、平成29年度から策定をしておりますストックマネジメント計画に基づき実施するものでございまして、災害復旧工事とは別のものとなっております。

最後でございますけども、５目の災害復旧費、15節委託料の人吉市公共下水道施設災害復旧工事委託料９億7,700万円でございますが、さきの２月臨時議会で、主に電気設備や機械設備などの災害復旧予算をお認めいただいておりますが、今回は、人吉浄水苑をはじめとする、被災しました下水道施設７か所の土木建築設備の予算を計上しているものでございます。主に建築物の耐水化といたしまして、防水扉の設置、あるいは開口部の閉塞、鉄筋コンクリートによる壁の増し打ちなどを行うほか、浸水による敷地浸食箇所の埋め戻し、それから防護柵等の再設置、そしてドアやシャッターなどの建具の再設置、それから人吉浄水苑の放流口でございますけども、放流樋門管理橋がございます、そういったものの再設置などを予定をしているところでございます。また、３月16日に開催されます厚生委員会におきましても、内容などにつきまして詳細に御説明をさせていただくようにしております。どうぞ、よろしくお願いいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　はい。理解しました。終わります。

○議長（西　信八郎君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第15　議第18号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第15、議第18号令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

本案についての質疑を終了いたします。

日程第16　議第19号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第16、議第19号人吉市奨学金給付条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　議第19号についてお尋ねいたします。

人吉市奨学金給付条例ですけど、これの財源はどこから来ているのか。私の記憶が間違ってなければ、以前は、市民に広く呼びかけて財源をつくると、私はそういうふうに記憶しているんですが、この財源はどこから来たのかお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　おはようございます。それでは、私のほうから御説明を申し上げます。

今回の給付型奨学金の財源についてのお尋ねということでございますが、まず、現在、貸与型奨学金の基金がございまして、基金額が6,500万円ございます。実際、この基金に対して、これまで多数の個人、団体、企業等から寄附等をいただいておりまして、かなりの基金、6,500万円を超える額というのがございますので、貸与型奨学金の基金を活用しながら当面は運用してまいりたいと思っております。

そして、併せて、当然、給付型ですので毎年基金額が減っていくことになりますので、それを補塡するために、企業版ふるさと納税及びふるさと納税の寄附金と、また、広く市民、企業等に呼びかけをしながら、寄附を呼びかけ、基金額が減ることがないように、今後対応していきたいと思っているところでございます。

以上です。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　6,500万円ということで、今後は、ふるさと納税とか市民に呼びかけていくということですが、これが底をつくようになってきて一般財源まで影響を与えることはないのか、ちょっと心配なんです。そこはどういうふうになっているんですか。

○教育部長（椎屋　彰君）　ただいま説明申し上げましたように、そういった状況が生じないように、今後鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○17番（大塚則男君）　終わります。

○議長（西　信八郎君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第17　議第20号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第17、議第20号人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第18　議第21号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第18、議第21号人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第19　議第22号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第19、議第22号人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第20　議第23号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第20、議第23号人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第21　議第24号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第21、議第24号人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第22　議第25号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第22、議第25号人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第23　議第26号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第23、議第26号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第24　議第27号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第24、議第27号人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　議第27号人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例についてお尋ねいたします。

提案理由に、人吉市勤労青少年ホームの所期の目的が果たされたとありますが、所期の目的をお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　では、私のほうからお答えしたいと思います。

勤労青少年ホームでございますが、法で、また市の条例により設置の目的というのが掲げてございます。勤労青少年の福祉を図り、その健全な育成に資するということを目的としておりまして、こういった目的が所期の目的ということでございまして、達成することができたというような解釈をしているところでございます。

以上です。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　目的はわかりましたけれども、勤労青少年ホームの廃止について、行財政健全化計画との関係はあるのかどうか、お尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　私のほうからお答えしたいと思います。

議案書の提案理由には、そのように所期の目的を達成することができたというように表記しておりますが、二次的、三次的なそういった理由としましては、今、議員のほうが申されましたように、人吉市行財政健全化計画の見直し等の項目等でもございますので、それに合致するということで、その理由となるということでございます。

以上です。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　終わります。

○議長（西　信八郎君）　ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第25　議第28号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第25、議第28号人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第26　議第29号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第26、議第29号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第27　議第30号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第27、議第30号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第28　議第31号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第28、議第31号人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第29　議第32号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第29、議第32号人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第30　議第33号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第30、議第33号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし

ます。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第31　議第34号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第31、議第34号人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第32　議第35号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第32、議第35号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第33　議第36号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第33、議第36号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第34　報第１号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第34、報第１号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

日程第35　報第２号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第35、報第２号和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、本案についての質疑を終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　以上で、議第４号から報第２号までの35件についての質疑を終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時51分　散会

令和３年３月第２回人吉市議会定例会会議録（第３号）

令和３年３月10日　水曜日

１．議事日程第３号

令和３年３月10日　午前10時　開議

日程第１　一般質問

１．徳　川　禎　郁　君
２．井　上　光　浩　君
３．池　田　芳　隆　君
４．本　村　令　斗　君
５．平　田　清　吉　君
６．福　屋　法　晴　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第37号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）
議第38号　令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第６号）
議第39号　令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第５号）
議第40号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第８号）
議第41号　人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について
議第42号　人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について
議第43号　人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例の制定について

３．出席議員（18名）

１番　松　村　　太　君
２番　徳　川　禎　郁　君
３番　池　田　芳　隆　君
４番　牛　塚　孝　浩　君
５番　西　　洋　子　君
６番　宮　原　将　志　君
７番　塩　見　寿　子　君

8番	高瀬堅一	君
9番	宮﨑　保	君
10番	平田清吉	君
11番	犬童利夫	君
12番	井上光浩	君
13番	豊永貞夫	君
14番	福屋法晴	君
15番	本村令斗	君
16番	田中　哲	君
17番	大塚則男	君
18番	西　信八郎	君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人	君
副市長	迫田浩二	君
監査委員	井上祐太	君
教育長	末次美代	君
総務部長	小澤洋之	君
企画政策部長	小林敏郎	君
市民部長	丸本　縁	君
健康福祉部長	告吉眞二郎	君
経済部長	廣田五浩	君
建設部長	瀬上雅暁	君
復興局長	元田啓介	君
企画政策部次長	井福浩二	君
総務課長	森下弘章	君
財政課長	永田勝巳	君
水道局長	久本禎二	君
教育部長	椎屋　彰	君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美	君
次長	桒原　亨	君

庶務係長	平山真理子　君
書記	青木康徳　君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

本日は、一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　一般質問に入ります前に、日程の追加についてお諮りいたします。

議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）、議第38号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第６号）、議第39号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第５号）、議第40号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第８号）、議第41号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について、議第42号人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について、議第43号人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例の制定についての７件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、これら７件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第37号から議第43号まで

○議長（西　信八郎君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様、おはようございます。

ただいま、追加提案いたしました予算案及び条例案につきまして、概要を御説明いたします。

議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第18号）は、国庫支出金を活用した新型コロナウイルス感染症対策及び同ワクチン接種体制確保に伴う補正でございまして、歳入歳出にそれぞれ１億7,444万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ393億8,928万5,000円とするものです。

議第38号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第６号）は、国庫支出金を活用し、介護認定審査会のリモート審査会システムを導入するため、歳入歳出をそれぞれ1,754万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億3,866万2,000円とするものです。

議第39号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第５号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益を16万5,000円増額し、収入総額を５億3,439万円と

し、支出の特別損失を16万5,000円増額し、支出総額を５億3,073万9,000円とするものです。

議第40号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第８号）は、収益的収入及び支出につきまして、収入の営業収益を1,930万5,000円減額し、営業外収益を同額増額するものです。

議第41号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正及び傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議第42号人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例案は、令和２年７月豪雨災害により施設が被災したことに伴い、施設の場所及び使用料の変更を行うため、条例の一部を改正するものです。

議第43号人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、融資を受けた市内中小企業者等に対する利子補給等の財源に充てる基金を設置するため、地方自治法第241条第１項の規定に基づき、新たに条例を制定するものです。

以上、追加提案いたしました予算案及び条例案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（小澤洋之君）（登壇）　おはようございます。

それでは、私のほうから、議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第18号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、国の補助金等を活用して、新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン接種に向けた体制整備を行うため、事業費の追加を行うものでございます。

予算書の１ページをお願いいたします。

第１条の歳入歳出予算の補正につきましては事項別明細書により、第２条の繰越明許費の補正につきましては第２表繰越明許費補正により、それぞれ御説明をいたします。

４ページをお願いいたします。

第２表繰越明許費補正の追加、変更でございます。まず、追加が16件でございます。数が多くございますので、款、項の名称は省略をさせていただきます。

２款、１項新型コロナウイルス感染症対策備品購入費（鉄道ミュージアム用）は、鉄道ミュージアムにおける感染症拡大防止策でございまして、全国的に感染症対策が進められている中、物品等の納品が不確実なため、全事業費を繰り越すものでございます。

３款、１項リモート審査会システム導入事業は、介護認定審査会におけるリモートシステム導入に係る経費でございますが、関係機関等とのシステム構築の協議に不測の日数を要し、年度内での事業完了が難しいことから、事業費の全てを繰り越すものでございます。

４款、１項新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（人件費関連）と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（事務費関連）は、これから本格的に実施してまいりますワクチン接種事業に係る事務費でございまして、４月以降も事業を推進する必要がありますことから、事業費の一部を繰り越すものでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援事業補助金は、医療機関等における感染症拡大防止策を支援するものでございまして、全国的に感染症対策が進められている中、物品等の納品が不確実なため、事業費に対する補助金の一部を繰り越すものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策備品購入費は、保健センターにおける感染症拡大防止策でございまして、こちらも物品等の納品が不確実なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

７款、１項地域情報通信ネットワーク管理事業は、今後、関係機関等との協議を進める中で、適正な工期等の確保も必要なことから、年度内完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

起業創業・中小企業支援事業は、人吉しごとサポートセンター長の公募に係る事業でございまして、公募及び選定に期間を要し、また採用後、研修も必要なことから、年度内での事業完了が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

小規模事業者店舗等新しい生活様式導入支援補助金は、市内事業所における感染症防止対策に係る経費を支援するものでございまして、豪雨災害の被災状況も勘案し、今後、事業を再開される事業者に対し、引き続き支援を行う必要がございますことから、事業費に対する補助金の一部を繰り越すものでございます。

地域デジタル通貨構築事業は、電子マネーを活用した地域デジタル通貨の仕組みを構築する事業でございまして、関係機関等との連携体制やシステム構築等に不測の日数を要しますことから、年度内での事業完了が難しく、事業費の全てを繰り越すものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策備品購入費は、石野公園における感染症拡大防止策でございまして、こちらも物品等の納品が不確実なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

８款、３項市営住宅防鳥ネット設置工事は、立野団地に係る工事でございまして、資材等の調達に不測の日数を要し、年度内の完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

４項公園施設非接触型手洗器設置工事は、都市公園における感染症防止対策、手洗い場の水洗改修でございまして、適正な工期等の確保も必要なことから、年度内竣工が難しく、全事業費を繰り越すものでございます。

９款、１項防災行政無線戸別受信機設置事業と新型コロナウイルス感染症対策備品等購入事業は、防災行政無線戸別受信機と避難所用の備品につきまして、全国的に感染症対策が進

められている中、物品等の納品が不確実なため、事業費の一部を繰り越すものでございます。

11款、５項その他公共施設単独災害復旧事業、まち・ひと・しごと総合交流館は高圧受電設備のかさ上げ等の協議につきまして不測の日数を要し、年度内での事業完了が難しく、事業費の一部を繰り越すものでございます。

次に、変更が１件でございます。２款、１項新型コロナウイルス感染症対策備品購入費は、事業費及び繰越額の確定によるものでございます。

７ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一番上からになりますが、15款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金9,692万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増でございます。

３目衛生費国庫補助金7,169万3,000円の増額補正は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増でございます。

７目商工費国庫補助金467万5,000円の増額補正は、無線システム普及支援事業費等補助金の増でございます。

18款、１項寄附金、２目総務費寄附金は、新型コロナウイルス感染症対策費と、御寄附をいただきました115万円でございます。

８ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて、御説明いたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費3,100万5,000円の増額補正は、28節繰出金で、１月下旬からの熊本県独自の緊急事態宣言を受けまして、時短営業に協力した事業者の水道料金、下水道使用料の減免を行うほか、各家庭における３月請求分の水道料金、下水道使用料の基本料金の減免実施に伴いまして、同費用をそれぞれの特別会計に繰り出すものなどでございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費1,754万3,000円の増額補正は、28節繰出金におきまして、介護保険の介護認定審査会におけるリモートシステムを構築する費用を繰り出すものなどでございます。

９ページでございます。

一番下になります。４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費6,905万9,000円の増額補正は、国の補助金を活用しまして、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた体制確保に係る事務的経費を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。

６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費542万2,000円の減額補正と、その下の２項林業費、２目林業振興費301万2,000円の減額補正、それから７款、１項商工費、１目商

工総務費290万円の減額補正は、いずれも農業、林業、商工業分野での新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補助金の最終見込みによる減でございます。

２目商工業振興費4,714万6,000円の増額補正は、12ページになりますけれども、13節委託料で人吉しごとサポートセンター長の選任に係る経費といたしまして、公募業務委託料などを、その下の地域デジタル通貨構築業務委託料として、電子マネーを活用した地域デジタル通貨の仕組みを構築する費用を、15節工事請負費には東大塚地区における無線環境整備工事費を計上いたしております。

８款土木費、４項都市計画費、２目公園管理費550万円の増額補正は、都市公園における新型コロナウイルス感染症対策でございまして、手洗い場の水洗を非接触型に改修する工事費でございます。

13ページをお願いいたします。

中ほどからになります。10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費15万5,000円の増額補正は、コロナ禍により修学旅行をキャンセルしたことに伴う費用でございます。

２項小学校費、２目教育振興費1,027万円の減額補正と、14ページ最初の３項中学校費、２目教育振興費683万3,000円の減額補正は、いずれも小中学校におきまして整備しました教育用コンピューター、電子黒板等の入札残でございます。

13款諸支出金、２項基金費、11目人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金費2,000万円の増額補正は、感染症対策として制定されました融資制度につきまして、その負担軽減策として後年度に利子補給を行うため、基金を造成するものでございます。

15ページでございますが、最後に14款予備費を1,529万6,000円増額補正いたしております。

以上で、議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算案（第18号）につきまして、補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○水道局長（久本禎二君）（登壇）おはようございます。

それでは、上下水道事業に関する２件の補正予算案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議第39号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第５号）につきまして、予算書１ページをお願いいたします。

第２条収益的収入及び支出の収入及び支出につきまして、それぞれ16万5,000円を増額し、収入、第１款水道事業収益の合計を５億3,439万円とし、支出、第１款水道事業費用の合計を５億3,073万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、予算実施計画明細書により御説明を申し上げます。

５ページをお願いいたします。

１款、１項営業収益を1,306万1,000円減額しております。この減額は、熊本県独自の緊

急事態宣言の発令に伴い、市民生活及び経済活動を支援するため、今月の請求となります２月分の水道料金のうち、基本料金につきまして全戸減免措置を講じることにしたものでございます。

２項営業外収益の1,322万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として一般会計から繰入れするものでございます。

次に、支出でございますが、１款、３項特別損失の16万5,000円の増額は、上下水道料金の減免に伴うシステム改修業務の委託料でございます。

次に、議第40号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第８号）について、御説明を申し上げます。

予算書の１ページをお願いいたします。

第２条収益的収入及び支出の収入につきまして、第１款、第１項営業収益の1,930万5,000円の減額は、水道事業と同様の理由によりまして、今月請求分の下水道使用料のうち、基本料金につきまして全戸減免措置を講じるものでございます。

第２項営業外収益の同額の増額は、一般会計から繰入れするものでございまして、第１款下水道事業収益の合計については変更はございません。

以上で、議第39号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第５号）及び議第40号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第８号）の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　以上で、提案理由の説明を終了いたします。

なお、これら７件の追加議案につきましては、あさって12日の一般質問終了後に議案質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第１　一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより一般質問を行います。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）（登壇）　おはようございます。２番議員、徳川禎郁です。

まずもって、この３月末に御退職をされる職員の皆様、長きにわたり人吉市の発展のため、また昨年より続くコロナ対応、その中での豪雨災害対応に御尽力をいただき、心より感謝と御礼を申し上げます。皆様におかれましては、新たなステージでの御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回の質問は、２項目です。まず、１項目めは復興まちづくり計画について、２項目めは意思疎通支援についてです。

それでは、１項目めの復興まちづくり計画について、質問を行ってまいります。

令和２年７月豪雨から８か月がたとうとしております。まちの中は解体が進み、更地が多く見られるようになり、心の整理が追い付かないような気持ちであります。そのような中でも、皆さんはとても前向きで、一歩一歩、前へ前へと進んでおられるのが、笑顔や声に感じ取ることができます。

そこで、公費解体及び自費解体と、それぞれの申請件数、解体の進捗状況はどうなっているでしょうか、お尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

公費解体の申請件数は、今年２月末現在で882件、自費解体の申請件数は289件となっており、公費及び自費解体の申請件数の合計は1,171件でございます。公費解体につきましては、現在も申請を受け付けている状況でございますので、件数につきましてはまだまだ増加すると予想しております。

次に、家屋等の解体の進捗状況でございますが、解体が完了した件数を区分ごとにそれぞれ申し上げますと、公費解体が35件、自費解体は289件全てとなっており、公費及び自費解体の完了件数の合計は324件でございます。特に公費解体の進捗につきましては、現時点では完了件数が35件と、申請件数と比較すると少ない状況ではございますが、一月当たり100件程度の解体を同時並行で発注しており、申請のあった被災家屋等の全ての解体撤去完了を今年の12月までを目標として鋭意進めている状況でございます。

また、公費解体の進捗状況及び自費解体費用の償還状況につきましては、多くの市民の皆様からお問合せをいただいておりますことから、市のホームページにおいて公費解体及び自費解体の進捗状況のお知らせを掲載いたしております。公費解体におきましては、10件程度を一つの発注グループといたしまして、発注準備中、着手準備中、実施中、完了と、進捗状況を４段階に分け、お知らせをいたしております。

なお、公費解体が完了しました35件につきましては、グループごとで全て解体を完了した12件に加え、実施中でもグループ内で既に解体が完了した23件を合算した数値でございます。

また、自費解体におきましては、５件から10件程度を１グループとして解体費用の償還手続を進めている状況でございます。こちらにつきましても、解体申請から解体費用をお返しするまでの流れを、最終計算中、決定通知書発送、償還待ち、支払い済みとし、公費解体と同様に、進捗状況を４段階に分け、ホームページに掲載をいたしております。

ホームページに掲載いたしまして、１日100件ほどの閲覧者がおられますので、多くの方々が関心を寄せていらっしゃると存じております。今後も各種媒体を用いて情報発信に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　１件１件丁寧な対応をいただいて、そしてまた公費解体の受付の延長や自費解体の完了の届出の延長など、市民の皆様に寄り添っていただいて、とても感謝しております。

このように、解体やリフォームがどんどん進む中、市民の皆様にとって、今後のまちづくりに期待しながらも、不安や焦りがあるのも事実です。昨年12月の一般質問でお尋ねいたしました際、復興まちづくり計画策定支援業務として、住民と膝を突き合わせての座談会を、市全域で50回ほど開催予定とのこと。住民座談会をスムーズに運営し、計画に落とし込んでいくための技術的支援や今後の都市計画など、将来のまちづくりに向けた事業計画に反映していくとの答弁を受けました。

町内会長との座談会には私も参加いたしましたが、その後の地域での座談会の進捗状況について、開催数と主な対象者、また座談会には職員のほかにはどのような関係の方々が講師として出席されたのか、お尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、御質問にお答えさせていただきます。

今後の復興に向けた地域座談会の実施状況でございますけれども、市内６校区の町内会長を対象としました校区ごとの座談会を、これまで10月と２月、計12回開催をさせていただいております。校区座談会につきましては、本来であれば、より多くの住民の方に参加いただいた上で、地域の実情やこれからの復興に向けた意見交換の場とすべきところでございますけれども、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響から、対象者を絞らせていただくというような形になっております。また、２月に入りましてからは、人吉温泉観光協会、人吉商工会議所青年部・女性会、あるいは人吉温泉旅館組合の皆様方など各種団体と、今後の復興のまちづくりに関する意見交換会を、こちらもこれまで12回開催しております。

今後でございますけれども、中心市街地の皆様など、各種団体などとの意見交換を引き続き行っていく予定にしておりますほか、復興まちづくり計画策定作業の中で、各地域に出向きまして、市職員に加えまして、これまで他地域で災害からの復興に携わられた御経験をお持ちの方などにも御参画いただきまして、まちづくりに向けた意見交換を行い、皆様の思いを今後のまちづくりに反映してまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　コロナ禍での説明会は、なかなか実施が難しいこととは思いますけれども、目標の50回を目指して、今後も細やかな皆様の思いや心の声を聞いていただき、心を寄せて意見交換会を進めていただきたいと思います。

何度も申し上げますが、コロナ禍でもあり、直接意見を届けることは難しく、パブリックコメントやアンケートなどが有効な手段だと思います。今回も復興計画案に対するパブリックコメントを実施されましたが、御意見の数や主な内容はどういったものがありましたでし

ょうか、お尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　お答えいたします。

復興計画素案に対しますパブリックコメントにつきまして、２月９日から２月18日までの10日間、カルチャーパレス仮本庁舎、西間別館、保健センター、被災されました西瀬コミセンを除きます各校区コミセンといった市の公共施設のほか、各仮設団地内のみんなの家、市ホームページにおいて実施をしまして、投函箱への投函、電子メール、郵送及び持参といった形で、15名の方から御意見をいただきました。

いただきました御意見の主なものとしましては、やはり治水対策に対する御意見をはじめ、被災者支援の充実、情報伝達をはじめとする防災対策、安全性を高める居住対策、中川原公園に関するもの、観光、中心市街地の再生、そして今後のまちづくりに対する具体的な御提案といった数多くの多岐にわたる御意見をいただいております。中でも、球磨川をはじめ、豊かな自然や魅力ある景観を生かしたまちづくりをしてほしいという御要望や御提案も多くいただいております。

いただきました御意見につきましては、可能な限り復興計画に反映させていただくのみならず、現在策定を進めております復興まちづくり計画におきましても、当然ながら参考とさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　やはり豊かな自然や魅力ある景観を生かしたまちづくりという御要望が多いということがわかります。

私もたくさんの方から、球磨川や自然豊かで心安らぐ町並み、統一感のある町並みになってほしいなどの意見をたくさん頂戴しております。座談会と同様に、パブリックコメントの御意見も丁寧に対応をお願いいたします。

本市では、平成30年12月に人吉市景観条例が策定されております。今後、被災された建物の解体、復旧が進んでいく中で、景観条例に基づく取組をどのように進めていかれるのか、また景観条例があることすら御存じない方がおられます。そこで、市民の皆様への周知について、どのように取り組んでおられるのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　議員の皆様、おはようございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

景観条例に基づく取組、それから周知についての御質問でございます。人吉市景観条例第３条においては、「市は、市の景観形成を促進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、積極的に実施するよう努めるものとする。」と定めており、第６条で、「市長は、景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画を定めるものとする。」としております。

そのため、本市としましては、人吉市景観計画に基づいて人吉市にふさわしい景観を形成

すべく取り組んでいるところでございます。景観条例においては、景観計画に基づいて対象となる行為を行う場合は届出を行うように定めております。この届出の対象となる行為の代表的な例といたしましては、建築物の建築等、工作物の建設等でございます。現在、令和２年７月豪雨で被災された方などが建物の再築をされる際に、景観計画に基づく届出書を提出いただいておりますけれども、全て景観計画に合致した内容の届出になっている状況でございます。

次に、市民の周知について、どのように取り組んでいるかということでございますが、まず景観計画を策定するに当たっては、平成30年度に市全域を対象に校区別説明会を開催し、また各庁舎やホームページにおきましてパブリックコメントを実施しております。平成31年度には景観計画で指定する区域にお住まいの市民の方を対象とした個別の説明会を行っております。併せまして、令和元年10月の景観計画の施行の際には、景観計画に関するリーフレットを作成し、全戸を対象に配布をいたしております。なお、令和２年７月豪雨において被災された方などで、景観計画の対象区域において再築をされる際には、窓口においでになられた際やお電話をいただいた際に、景観計画に基づいた届出が必要である旨をお伝えしているところでございます。

また、今後も様々な機会を捉えて、景観計画の周知に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　全戸に配布されているということですが、当然ながら、今一番必要とされている方々が被災されております。市のほうから積極的に働きかけていただき、景観条例を最大限に活用し、市民とともに歩調を合わせ、まちづくりを進めていただきたいと思います。

本市には、雄大な自然とともに、言わずとも知れた歴史的価値の高い建造物が多く存在します。国土交通省の「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」、いわゆる歴史まちづくり法というものがあります。本市の景観条例に基づく取組と併せて、歴史まちづくり法に基づく取組も一緒に進めることはできないのか、お尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

景観条例に基づく取組と併せて、歴史まちづくり法に基づく取組も一緒に進められないかということでございます。こちらは人吉市の景観計画におきまして、景観計画の第５章、計画の推進に、歴史まちづくり事業との関連について記載をしているところでございます。読み上げますと、「「歴史まちづくり法」は、歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村を支援するものです。景観計画での取り組みや市民の活動はこの事業の主旨

に親和性が高いので、次のステップとしてふさわしい目標と言えます。」という形で計画に盛り込んであるというところでございます。歴史まちづくり事業につきましては、次のステップとしての目標に掲げながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

また、議員のほうから、歴史まちづくり法について御意見をいただいたところでございますが、本市では鍛冶屋町通り地区におきまして、お住まいの方々が主となりまして、歴史まちづくり法ではございませんが、国土交通省の補助事業でございます、街なみ環境整備事業により街なみの形成に取り組まれておるところでございまして、平成25年３月には熊本県の「熊本歴町50選」に選定されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　ただいまの御答弁の中にございました本市の景観計画は、とてもすばらしいものだと思います。その中に各区域に共通して適用する基準、制度として人吉グランドデザインというものが掲げられております。ＳＬ人吉をはじめ、かわせみ　やませみ、ＭＯＺＯＣＡステーションをデザインされた水戸岡鋭治さんが2013年に作成されたものです。開いてみますと、まさに歴史を重んじ、かつ自然とともに暮らしがあり、統一感のある町並み、見ているだけでわくわくいたします。これからも座談会を進めていかれると思いますが、これまで本市が取り組んでこられた「かわまちづくり」や人吉グランドデザインのように可視化できる青写真のようなものを提示し、歴史まちづくり法も含めて座談会で周知、意見交換をする必要が急務だと考えます。本市としては、今後そのような計画はございますでしょうか、お尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　お答えいたします。

議員の御指摘のとおりでございますけれども、本市景観条例をはじめとするまちづくり関係施策など様々ございますので、住民の皆様が今後、復旧・再建を進めていただくに当たりまして、必要と思われる情報につきましては、今後、開催を予定しております住民座談会などの場におきましても適宜、そして丁寧に周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　ぜひ青写真を提示していただき、市民の皆さんに分かりやすく、そして共に進んでいけるようなまちづくりの提案をお願いいたします。

とにかく時間がないのです。解体が進み、新たなステージへ進みたくても進めない。今、この景観計画とともにまちづくりを進めていかないと、取り返しのつかないことになるのです。昨年12月の市長の所信表明の中で、「200年後のまちの姿を想い描いた、球磨川と共に生きるまちづくりに取り組みたい」との言葉がありました。そのためには、今がラストチャンスとも言えると思います。もう猶予はありません。特に木造建築物は、一度解体したら今

の建築基準法では二度と同じ建物は造れないでしょう。

そこで、現在、公費解体が進んでいる中、文化財に指定登録されている歴史的建造物、家屋に対して、市はどういう対応をされていますか。また、指定登録文化財ではないが、築50年以上を超えている家屋や歴史的建造物に対してはどのような対応をそれぞれされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうからお答えをいたします。

国・県や市の指定有形文化財、また国登録有形文化財、建造物につきましては、歴史的建造物として評価された価値を継承できるよう、その復旧に向け工事内容などについて所有者の方々へ助言を行っております。

築50年を超えた指定登録文化財ではない歴史的建造物につきましては、平成27年に熊本県が実施しております熊本県近代和風建築総合調査によりリスト化された建物を中心に被害状況の把握をしているところでございます。また、リスト化されていない歴史的建造物につきましても、所有者より相談を受けた場合は、大学教授や熊本県建築士会、そしてヘリテージマネージャーと呼んでおりますが、地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存や活用を行い、地域づくりに生かす能力をもった方、このような有識者の方々による現地確認等を通して、その歴史的価値や登録有形文化財の制度等を所有者に説明することで、保存への御理解を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　市民の方から公費解体の申請が出されていた建物が文化財指定されていると市から連絡を受けたとお話を聞きました。ありがたいとお話をされておりました。それまでは、もう解体するしか道はないと思われていた方が、その連絡を受けたことによりまして、一気に宝物に変わったわけです。さあこれからどうやってこの建物を生かしていこうか、とても目を輝かせて話しておられました。

指定されている建造物については対応しやすいものかと思われます。しかし、中には財産の歴史的価値に所有者御本人が気づいておられない場合もあると聞きました。そのようなときに、環境課、都市計画課、歴史文化課等の部署間で情報を共有し、連携を図りながら対応していただきたいと思います。歴史的建造物は、人吉市の記憶を残す生きたあかしであり、このまちで生きてきた人々のあかしだと思います。

そこで、市長にお尋ねいたします。現在、解体が進む中で、このまちの財産として文化財に指定されていない家屋や歴史的建造物の価値をどのように考えておられますでしょうか。また、歴史とともにつくる、歴史とともに生きるまちづくりについて、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本市に残る歴史的建造物は、議員おっしゃいますように、地域の歴史の重層性を示すものであり、伝統的建築文化の技術や意匠などの伝承に資するものであると理解をしております。また、まちの中にアクセントとしてぐっと重みや深みを与えてくれる歴史の語り部ともいえる存在ではないでしょうか。ふだんから見慣れていた建物が解体されることにより、まちの景色が変わってしまうことは、災害が原因とはいえ、大変残念であり寂しく思っているところです。

しかし、そのようなまちを代表する歴史的建造物が残され、活用することができれば、今後のまちづくりに寄与するものと思っておりますし、復興にも大きな励みとなるものだと思います。指定・登録ではない歴史的建造物につきましては、所有者の御意思を尊重しながら、今後のまちづくりの課題として考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　まさに歴史の語り部となる財産を、このまちから一つも消すことがないように一緒に、市民の皆様とともに進めていただきたいと思います。自然とともに統一感あふれる町並み、歴史とともに生きる町並み、鍛冶屋町通りのように、歩きたくなる町並み、人吉市全体がそのようなまちになるよう、計画だけで終わることなく、100年後、200年後に先人たちがこのまちをつくってくれて良かったと言われるような人吉市になりたいです。復興計画の中の第５章に、未来につながるまちづくり、豊かな自然と歴史、文化が融合した住みたくなるまちづくりとあります。今まで以上に誇りと愛着を持てるまちへと取り組んでいただきたいと希望します。

では、次の質問に移ります。２項目めの意思疎通支援について、質問いたします。先般の災害時の避難所での掲示板の活用や情報発信の内容など、避難されている方々にとって分かりにくいとの声をよく聞いておりました。特に、御高齢の方にとりましては、たくさんの掲示物の中から、自分に必要な情報を受け取るのは大変困難を極めるものだと思います。そういった声を聞き、カラー印刷はできないか、文字をもっと大きくできませんかとお願いをいたしましたが、発災後の大変な業務の中での対応は難しかったことと思います。掲示物に振り仮名が欲しかったとの声も聞きました。恥ずかしくて聞けなかったということでもありました。また、インターネットを使った情報など、受け取ることが困難な難しい方々にとって、疎外感はとてもつらいものだったと思います。情報は全ての人に平等に届けなければ意味がないと思います。避難所だけではなく、窓口での対応や住民の皆様への周知の際、また様々な障害をお持ちの方や外国の方々を含めて、全ての市民の皆様に分かりやすい情報の発信の在り方を、本市の考えについてお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

昨年の豪雨災害時におきましては、ホームページ、発災後に急遽開始したツイッターなどのＳＮＳ、ＲＫＫ放送によるデタポン、そして防災行政無線や広報車による巡回に加え、市の掲示板や各避難所への掲示など、デジタル・アナログ両面において様々な方法を使って情報の発信を行いましたが、住民の皆様にとっては分かりにくい状況があったという事実につきましては、真摯に受け止め、どのような点で不十分だったのかを顧みた上で、改善策を検討しているところでございます。

具体的には、市内全戸への防災ラジオの配布や、市長が動画でメッセージを発信する際には、手話通訳付きで行うようにするなど、現在、実施に向け検討しているところでございます。一部、実施をしております。

被災時を振り返りますと、被災者の皆さんのおかれている状況は様々であり、デジタル・アナログ両面での情報発信手段を駆使しても、全ての市民の皆様へ情報をお届けすることの難しさを痛感したところでございますが、一つ言えることは、平常時以上のことは非常時においてはできないということでございました。広報紙やホームページなどを通じた情報発信のほか、窓口対応など、市民の皆様に日々接する場において、常日頃から分かりやすい情報発信を行う力を養っておくことが、非常時への備えにもつながると考えております。

通信機器や通信手段の利活用から、伝えるスキルの向上といったソフトの部分まで関連してくるものと存じます。老若男女、人吉市で生まれ育った方、市外から越してこられた方、障害のある方、外国の方など、様々な人が本市に住まわれている現在、全ての市民の皆様にとって分かりやすい情報発信の実現にはまだまだ課題がございますが、情報発信方法の改善や先進自治体での取組を積極的に取り入れるなど、市役所の部署間でも連携を図りながら、情報発信力の向上に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　私も市長のメッセージをユーチューブで拝見いたしました。手話通訳付きということで、関係者の方々は本当に喜んでおられました。今後もこのように分かりやすい情報の発信をよろしくお願いいたします。御高齢の方や障害をお持ちの方も、健常者と同様の生活ができるよう支援していくべきです。そこから発展し、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、それが普通となるこの人吉市が願いでもあります。未来の望ましい姿であると思います。

そこで、令和２年６月の私の一般質問でもお尋ねいたしました手話言語条例について、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、こんにちは。

手話言語条例につきましては、まず他の自治体の状況についてお答えさせていただきたいと思います。一般財団法人全日本ろうあ連盟によりますと、本年２月末現在、29道府県、14

特別区、273市、56町、２村の自治体で制定している状況でございます。熊本県や県内各自治体の状況を改めて確認しましたところ、現在、条例を制定している自治体は令和２年４月１日に条例を施行されました熊本市のみのようでございます。

本市の進捗状況につきましては、昨年７月の豪雨災害対応や新型コロナウイルス感染症対策業務が重なりまして、手話言語条例に関する先進事例の調査研究が十分に実施できていない状況でございまして、今後も各自治体の動向などを踏まえつつ、先進事例の調査研究を継続して進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　２番。徳川禎郁議員。

○２番（徳川禎郁君）　この１年は、本当に大変な１年でしたので、進めることも困難を極めたことだと思います。しかしながら、意思の疎通、コミュニケーション支援には欠かせないものです。これから一歩ずつ、聾唖の皆様や関係者の皆様と意見交換などを重ねながら進めていただきたいと希望します。また、今回、防災ラジオが各家庭へ届けられます。難聴の方々へは字幕付き防災ラジオが用意されているとのこと、皆さん大きな期待を寄せられております。

そこで、これは要望です。せっかく字幕がつくのに、理解が困難な皆様には、情報が伝わりにくいと何にもなりませんので、熊本県ろう者福祉協会との関係機関連携を取り、より分かりやすい文章にして、文字の流れるスピードなども御検討いただきたく存じます。また、配布の際にも、取扱い説明も手話通訳を介しながら実施いただけますよう重ねて要望いたします。

障害を持っておられる方と障害のない方とが、互いに意思や感情を理解し、互いの人格と個性を尊重できる社会を実現させる上で、全ての人が等しく情報を取得し、互いにコミュニケーションを図ることは、共に生きていく上で欠かすことができないものだと思います。このことは、これからのまちづくりにも言えることだと考えます。

今般、市内の小学生の児童の皆様に、どんな人吉市になってほしいですかというテーマで寄せ書きがされております。その中で、帰りたくなる人吉と書いてあるものがありました。まさにその通りです。帰りたくなる人吉、行きたくなる人吉、そんな人吉になるためには、官民一体となり、あきらめず、決してあきらめることなく取り組んでいかなければなりません。市長がいつもおっしゃっている「誰ひとりとして取り残さないまちづくり」、この言葉の実現のためにも、膝を突き合わせての会話、コミュニケーション支援を重んじ、人吉市の歴史そのものが全ての市民の皆様の財産であるということを踏まえて、市民の皆様にとっての一隅を照らす存在となり、ときには灯台の明かりとなって、これからの復興まちづくりをどうか突き進めていただくように切に希望いたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分　休憩

―――――――――――――

午前11時13分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の井上光浩でございます。

光陰矢のごとしと申しますけれども、我が市では昨年７月４日に大水害が起きました。10年前には東日本大震災が発災をし、10年前、あのよく報道に出ております陸前高田市でボランティアをしたのが昨日のように思い出されます。その当時、さくらちゃんという子供さんがいらっしゃって、あああれからもう10歳だなと感慨深く思っている今日この頃でございます。

また、３月をもちまして廣田部長をはじめ、退職される皆さん方には本当にお世話になりました。特に廣田経済部長におかれましては、思い出深いことが数々ございました。１点だけ御紹介いたしますと、通称、焼酎条例の際には、何度も何度も議会の協議会、そして委員会を開いたことが懐かしく思います。これは日本でもほぼほぼ一番長いんじゃないかなというぐらいの条例名でございましたので、どうぞ皆さん方、一回見ていただければと思います。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。今回は、施政方針より、人吉市復興計画から、地域公共交通対策について、そして市民の声より、普通税等の徴収状況及び督促状、督促手数料対応についてであります。これは７月４日の豪雨によりまして、ただいま、肥薩線が運休となっております。その関係で今回の質問はＪＲ九州さんとの協議も含めて、地域公共交通の復旧に関して協議が現在行われていると思います。肥薩線利用促進・魅力発信協議会においては、松岡市長を中心にどのように今後対応されていくのか、またＪＲ九州様との協議、また県・国との協議もあると思いますが、現在の進捗状況をまずお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

まず、肥薩線利用促進・魅力発信協議会でございますが、肥薩線の利用を促進し、同線の魅力を発信することにより、沿線市町村の振興に寄与することを目的とし、平成29年６月に県境を越えた沿線16市町村により設立をした協議会でございます。

昨年10月15日にはＪＲ九州熊本支社へ、同月の20日にはＪＲ九州本社へ、それぞれ協議会において要望活動を行っておりまして、歴史的価値や沿線地域の生活、経済活動に欠かせない鉄道であるため、鉄道での全線復旧をお願いしたいということが一つ。二つ目に、地域間

の移動利便性が低下しないように、引き続き十分な対応をとっていただきたいと、この２項目について要望を行ったところでございます。また、11月には、協議会の総会を開催しておりまして、今後の事業計画として、引き続き要望活動を行っていくことを確認いたしております。

肥薩線の今後につきましては、事業主体のＪＲさんとしても、国や県による球磨川治水対策の具体的な動きを見守る考えを示されている状況でございまして、協議会といたしましても適正な時期を捉え、沿線自治体とともに鉄道での全線復旧を引き続き強く要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　ただいま、部長が答弁されました。現在のこの状況でこの質問をするのは大変心苦しいところがありました。やはり国・県の財政状況もありますし、本市の財政状況もありますし、そしてＪＲ九州さんとの関係もございますので、なかなか答えにくいところもあるかと思いますが、この適正な時期というのを逃さずに捉まえていただいて、要望活動を重ねていただきたいと、これは松岡市長にも強くお願いをしておきたいと思います。

では、次に入りたいと思いますが、現在、肥薩線は不通になっております。八代～吉松間、残念ながら大変不通でございますので。ただ、人吉～八代間においては高速バスが代替交通として、今大変重宝されているという状況であります。しかしながら、人吉～吉松間においては、残念ながら代替交通というのがございません。皆さん方、御存じだと思います。

そこで、私がいただきました要望、御指摘ということで申し上げたいと思いますが、私どもの地元、議長もそうでございますけれども、やはり大野町内、そして矢岳町内がございますが、この地区においてはこの肥薩線、非常に重要な交通手段でありました。この皆さん方の交通手段を確保するという観点から、今後どのように考えていらっしゃるのか、また地域住民からの要望というのは届いているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

肥薩線の人吉～八代間は高速バスを運行しておりまして、また肥薩線沿いの八代～坂本間及び人吉～一勝地間においてはＪＲによる代替タクシーが運行されております。しかしながら、議員がおっしゃったとおり、肥薩線の人吉～吉松間においては代替タクシーなどの代替交通手段がない状況でございますので、通院や買い物などで利用されていた方々に御不便をおかけしておりますことに、市としましても大変心苦しく思っております。

現在、この区間における状況でございますが、肥薩線利用促進・魅力発信協議会の総会において、ＪＲ様から令和２年７月豪雨による肥薩線の被害状況について御報告をいただきました。その際、人吉～八代間と比べ、比較的被害が少ない人吉～吉松間の早期復旧について、質問また要望がなされたところでございますが、状況としては線路の被害は築堤の崩落１か

所であるものの、人吉駅の装置など、甚大な被害を受けているため、肥薩線全体として今後の状況を踏まえ、検討する必要があるというお答えでして、部分運行についてはお答えする状況にはないとの回答があったところでございます。その後も状況は変わっていないと思われます。

こういった中、直接地元の方から御意見は伺っておりませんが、不便を強いられている方が代替交通手段を望まれていることは聞き及んでおりますので、今後は関係町内や関係機関の協力を得ながら、まずは具体的な潜在ニーズの把握に努めたいと存じます。

また、国においては、地域公共交通を取り巻く環境の変化に対応するため、昨年11月に地域公共交通活性化再生法の一部を改正する法律が施行され、従来の公共交通サービスに加え、自家用有償旅客運送の中で市町村運営有償輸送や福祉輸送等といった、これはちょっと難しい言葉でございますが、様々な条件はあるものの、市町村の名義の自動車や、例えばＪＡや医療法人といった法人の所有車などを使って、登録者や名簿の記載者の輸送を有償で行う制度でございまして、こういったことを含めまして、地域の多様な輸送資源を総動員する交通計画の作成が努力義務化されました。これらを踏まえまして、様々に関係する機関と連携し、地域の暮らしと産業を支える交通手段の確保に引き続き努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　少し明るい兆しのある答弁だったと思います。11月に国も本腰を入れてくれるなと思っております。このことにつきましては、地域交通につきましては過去何度も一般質問してまいりました。例えば私の住んでいます実家からしますと、昼間、タクシーを使います。大体2,000円ぐらいです。夜になりますと、3,000円近くかかります。これが大野町内、矢岳町内の皆さん方、行かれたことがあると思いますが、非常に距離がありますので料金がかかります。病院のお金がいくらあるか、何百円の支払いに、何千円の交通料を払わなくちゃいけない。

そういったことも踏まえていただいて、今後、大いに期待をするところでありますけれども、今回被災をしましたけれども、我が市では。そこで、過去において、こういった大災害、被災をされたところによる地域公共交通の代替手段として、どのような取組を他自治体として事例があるのか、御紹介いただきたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

地域公共交通が災害時により被災した際、利用状況にもよるかとは存じますが、通常は事業主体において、その代替交通手段の確保を図ることになるものと存じます。

過去において、事業主体に代わり、自治体が取り組んだ事例ということでございますが、鉄道における代替手段として、今回の肥薩線の状況のようなケースでの事例は確認できませんでした。鉄道以外の被害に対する対応としましては、今次災害でございます八代市が道路

の被害により、一時的に運休を余儀なくされた路線バスの代替手段として、路線バスが運行再開するまでの間――これは坂本駅前から八代市役所前まででございますけれども、ジャンボタクシー等を運行している事例がございます。また、これは民間での取組にもなりますが、被災し、既存の交通機関がない仮設住宅などに住む方を対象に、ＮＰＯ法人において助成事業やボランティアの方のお力をいただきながら、お出かけ支援として買い物や通院など、高齢者の外出機会を確保する取組が行われていた事例がございます。

いずれにしましても、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、日々や地域の暮らしを支える交通手段を確保することがますます重要になってきておりますし、現に代替交通手段がないことでお困りであるのは事実でございます。特に山間地の集落や公共交通の空白地帯の問題もございますので、交通体系のくくりだけでは限界があり、福祉分野をはじめ、民間施設、地域住民の方々との連携が重要になると考えております。

今回、スーパーシティ構想において、暮らしに直結する課題にも取り組むことになりますが、観光分野や人の移動といった部分にも関連してくるものと考えております。事業主体とともに、行政としてできる方策につきまして、引き続き情報収集に努め、国・県や関係機関とも連携し、多角的に検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　代替案につきましても、実際行われているところがあるということで、少し安心をいたしました。この部長の答弁の中にスーパーシティ構想というのがございましたけれども、この点につきましては宮原議員が後日質問をされますので、私のほうから触れることはございませんけれども、このことにつきましてはまちづくり、今度、復興計画のまちづくりの勉強会、町内会長さんとの懇談会がございましたけど、私も出席しておりまして、このことに触れられておりましたけれども、そこまで入った説明ではありませんでしたよね。私も何ぞやと思っておりましたが、こういったことにもこの構想が生かされるということを聞きまして、少し安心したところでございます。

それでは、今のやり取りをお聞きになりまして、松岡市長の今後のＪＲ九州さんとの協議、そして県・国、先ほども言いましたが、組織においての中で、どういったことをお考えになって、今後どういうことを要望されていくのか、この件を聞いて、この質問を終わりたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今議会の冒頭で所信を述べさせていただきましたが、今回の災害によって、この人吉市は鉄道とともに生きてきたまちだということを改めて実感をしたところでございます。

今回の肥薩線の人吉～吉松間における代替交通手段の確保に関しましては、まずは改めまして地域におけるニーズや需要の把握に努め、既存の公共交通事業者とともに、自家用有償

旅客運送や福祉輸送、病院などの民間事業者による送迎サービスといった多様な輸送資源を活用するべく福祉分野とも連携して、交通弱者に寄り添える施策ができないか検討を行ってまいりたいと存じます。

今、特に地方部は人口減少が加速し、地域公共交通においては運転手不足の深刻化や高齢者の運転免許証の返納が年々増加するなど、地域公共交通に求められる環境は年々厳しさが増している状況にあるのが現状でございます。

先ほど部長が答弁いたしましたとおり、今後は既存の公共交通を中心に、地域の輸送資源を総動員し、交通サービスの維持・確保に努めなければならないというのが国の示す方針でございます。このことは、さらにきめ細やかな実態に沿った対応が求められているものと捉えており、今まさに地域公共交通の変革期に直面しているとも言えます。市全域に関わる問題でもありますが、大きく捉えますと、地形的に人吉球磨全体の課題でもあります。次期計画となります（仮称）人吉球磨地域公共交通計画を来年度にかけまして策定を予定しておりますので、今抱える様々な課題に対し、圏域自治体とともに解決に向けて検討してまいりたいと存じます。

また、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにする、当市のマスタープランとなる（仮称）人吉市地域公共交通計画におきましても、今回の被災による移動手段の確保を含め、課題であった交通空白地帯の解消に向け策定準備を進めまして、持続可能な地域公共交通を実現してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　ただいま、市長の答弁、これは私の言わんとするところを全部網羅していただきました。ただし、交通空白地帯もありますので、今回は矢岳地区、大畑地区に特化して質問をいたしましたけど、やはりほかのところにも目を向けてみますと、様々に過去からずっと続いているんですね、この案件につきましては。ただ、今回は被災をされた方たちも含めて、道路網の寸断もありましたので、こういったことは執行部としましても、市長をはじめ、先頭を切っていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

それでは、２項目めにつきまして、質問をさせていただきます。市民の声より、普通税等の徴収状況及び督促状、督促手数料の対応についてということで通告をしておりますが、まず御紹介をしておきたいのは、皆さん方見られたと思いますが、令和３年３月２日火曜日、人吉新聞の読者のひろば、「納税課の対応に疑問あり」という投稿がなされておりました。実はこの前にもこういった、私のほうにも問合せがあっておりましたので、存じ上げておりましたので、このことにも触れながら一般質問を進めてまいりたいと思いますが、私はこれだけを言っているわけではないので、先に結論を申し上げたいと思います。何を私が聞きたいのか、督促状を５期、１通にまとめて送られたこと、これを疑問視しているわけではあり

ません。それに付随して督促手数料について、市民の方から苦言を受けました。これはなぜだったのかというのが、まず１点。そして、窓口のほうで、この方は恐らく問合せをされて、様々な御意見を述べられたとお聞きをしておりますけれども、その際に人吉市議会について、私どもに対して説明があったのかという問合せがございました。そのことは私も、後ほどお聞きしたいと思いますが、私どもに説明があったのかなと、この対応について、自問自答しております。その２点が大変重要になってまいりますが、その質問の間で様々な横道にそれるかもしれませんので、まずこの２点は申し上げておきたいと思います。

確認でございますが、令和２年７月豪雨災害後の市督促状、７月から12月分の発送について、これは間違いなく発送されたということでよいのか。そして、一括して発送された理由をお聞きしたいと思います。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害後の市税の督促状の７月から12月発送分について、12月に一括して発送した理由についての御質問でございますけれども、まず市税の督促状の目的といたしまして、納税を促すことや時効の始期の設定及び差押えなど、滞納処分の要件となるため、地方税法の規定により、必ずなさなければならないものでございます。

令和２年６月30日が納期限の市税につきましては、通常であれば７月20日までの発送を予定していたところでございます。しかしながら、７月４日の豪雨災害によりまして、大変多くの市民の皆様や事業所が被災され、７月の時点では納税することが困難であることが考えられることや、災害からの復旧・復興に向けて動き始めた段階であり、督促状を発送した場合の住民感情を考えたとき、現段階での督促は適当ではないと考えたことによるものでございます。

また、督促状の配送をお願いしております人吉郵便局も被災され、当時、配送業務ができない状況でございましたことから、当面の期間は督促状の発送を延期する対応を取らせていただきました。

その後、10月、11月での発送につきましても、まだ多くの被災者が避難所等に避難されている状況であることや、復旧・復興の途中であり、納税に対する意識が被災者の皆様の中ではまだまだ及びにくい状況であろうと考えた場合に、発送することは適切ではないと判断したところでございます。

また、９月16日から10月22日までの期間は、カルチャーパレスにおきまして市税の減免申請の受付を行っております中で、減免決定によりまして税額が免除された税につきましては、督促手数料につきましても御負担いただく必要がなくなるため、減免決定作業を行っている段階では延期をしたところでございます。

その後、議員おっしゃられましたとおり、発災後初めて、未発送分を含めた督促状を12月18日に発送いたしましたが、その理由といたしましては、市税の減免決定作業がある程度進

んだことや、納め忘れがある納税者へ早めに納税を促す必要があること、督促状をお持ちになり、納税にお越しになられました被災者のうち、減免申請がお済みでない方に対しまして、減免申請の御案内ができること、避難所の避難者数の状況から、仮設住宅への入居や自宅の修理により住宅の確保が進み、多くの納税者の皆様にも郵便が届く状態になったことなどから、12月に発送することといたしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　前段の説明においては、一定の理解をするところであります。被災をされた方、本当に御苦労されている状況をおもんばかられて、そのお考えでそれをされた１点の理由につきましては、一定の理解をするところであります。

ただ、郵便事業、事情につきましての理由を述べられましたけれども、私、３月３日の日に人吉郵便局のほうから御返答をいただきましたので、御紹介をしておきたいと思います。その当時の状況でありますが、人吉郵便局配達業務について、７月４日から７月15日まで配達ができなかった。これはもう豪雨ですから、もう皆さん方御存じだと思いますが、７月16日より、７月４日以前に到着した郵便物を一部開始、これは配達を開始したと、一部ですね。「８月13日、滞留郵便物の配達完了」、８月13日に、留めておいた郵便物を配達してしまいましたということだそうです。そして、８月14日より通常配達を開始されているんですね。これは人吉郵便局に問合せをしておきましたので、間違いありません。執行部においても、部長においても、調べられたと思いますけれども。その中で、この理由の一つとしてこれを挙げられましたけれども、これは理由にはならないんじゃないかなと私は思いますね。例えば、紹介をいたしますが、郵便局員の皆さん方は配達されたときにビニールに包んでいただいて、わざわざ手渡しをされたという、汚れていてすみませんと言われて配達された事例があるんですよ。これは相当御苦労があったと思います。それをこの郵便事情だというような理由で答弁されるのはいかがかなと私は思いますね。郵便事業に関わられた方はどんな気持ちでお聞きになるのかなと思います。できる限りのことはやりますよというのが郵便事業に携わる皆さん方のお考えだったと思います。

では、次の質問に入りたいと思いますが、今、理由をお聞きいたしましたので、今回の対応について、その判断はどこでどういうふうに協議をされて、その判断に至るまでどのような意見が出て、協議をされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　今回の督促状の延期の判断は誰によるものか、また判断に至るまでのどのような意見が出たのかという御質問でございますけれども、まずは本来であれば納期限後20日以内に出さなければならないこととなっている督促状の発送時期を遅らせることにつきまして、熊本県県南広域本部収税課へ確認をいたしておりますが、昭和30年12月27日、徳島地方裁判所の判例により、その効力には影響がないということでございました。それか

ら、督促手数料の徴収につきましては、熊本地震の際の合志市における対応を参考にさせていただいております。

これらの情報をもとに部内で協議・検討を行い、先ほど答弁いたしましたけれども、住民感情などを考慮した結果、令和２年６月30日以後の納期限である市税等につきまして、当面の期間は督促状の発送を延期することを７月15日に起案をし、市長の決裁を受けたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　ただいま、熊本県県南広域本部収税課のほうに確認をされたと、昭和30年12月27日、徳島地方裁判所の判例ということでございましたけど、これは主文の原告が谷川伊平氏、そして被告、徳島市長、この判例ということで確認してよろしゅうございますか。また、市民部長はこの主文は読んでおられますか。

○市民部長（丸本　縁君）　熊本県の収税課へ確認をいたしたということで、この地方裁判所の判例について、私のほうでは読んでおりません。そのように納税課のほうから報告を受けたということで、確認はいたしておりません。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　そうですか。ここに公金の債権管理回収業務に関する法令と実務、鹿児島開催という資料がございますが、令和２年１月31日に開かれております。これに書いてあるんですね、この判例のことについて。この資料をお持ちでございますか。主文も書いてあります。私はこれを読みましたけど、これを使って、その効力に影響がないというような答弁をされましたけれども、これは読まれてないと分からないと思うんですよね。これは差し押さえのことなんですよね。差押えの督促についての判例なんですけれども、これは原告は負けられております。こういったことで、聞いたから答弁に使われておりますけれども、どうしてかなと今の答弁を聞いておかしいなと思いますが、部長、どうですかね。納税課から言われたから、この答弁をされたということでよろしいですか。

○市民部長（丸本　縁君）　納税課のほうで熊本県の収税課のほうに確認をした内容について報告を、県のほうからこの判例により、20日以内に出さなくても効力に影響はないという判断であったという回答で、すみません、私のほうはその判例の中身、それからその公金の債権関係の文書については確認をいたしておりません。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　一般質問の答弁ですからね、やはり一読ぐらいしていただいたほうがいいんじゃないかなと、私は感じておりますけれども。

督促をする時期ということで、この資料にあります。何度も言いますが、地方税、納期限後20日以内、ただし納期限から20日を経過した以後に発した督促状も有効であると、徳島地方裁判所、昭和30年12月27日に判決が出ているということで記載されております。

では、次にまいりますが、督促手数料の徴収については、熊本地震の際の合志市における対応を参考にさせていただいておる、これはいつ参考にされたんですか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

まず、平成28年度の熊本県下都市税務連絡協議会において、上天草市から検討議題として、熊本地震被災者への市税等の徴収猶予についての各市の状況についてという議題が出ておりまして、合志市の回答の中で納期限の延長はしていないが、督促状の発送の延長を行っていると回答があった文書を見つけまして、今回の協議を、この判断をする際に合志市のほうに電話をかけて確認をいたしたところでございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　それは、私が通告してからですかね。私は昨日、合志市のほうに確認を取りましたよ。

○市民部長（丸本　縁君）　合志市のほうには、７月20日までに――７月15日に起案を、今回の延期の起案をしたんですけれども、それに当たって、それ以前に合志市のほうにお電話をしております。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　合志市様においては、督促状は送ってないと、しかし延長といいますか、そうした措置はされたということですが、これは何で督促手数料の徴収につきましてはと、ここで答弁されるんですかね。手数料についての案件では、それはなかったはずじゃないですかね。昨日お聞きしましたけど、延期についてだけと言われましたけど。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時48分　休憩

――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○市民部長（丸本　縁君）　時間をいただき、大変申し訳ございませんでした。

先ほどの私の答弁でございますが、督促状の発送の延期につきましては、先ほど申し上げましたけれども、県の見解をもとに判断をさせていただきました。その上で合志市におきましては、督促状の発送の延期を行ったことを協議会の資料により確認をいたしておりましたので、発送の延期についての手法等をお電話でお聞きしたのでございますが、その際に併せ

て督促手数料の徴収についても確認し、督促手数料を徴収されているということでございましたので、先ほどのとおり答弁はさせていただいたところでございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　今、市民部長のほうからありましたけれども、合志市の事例についてはそういった内容であったと承りたいと思いますが、この答弁の中には督促手数料の徴収につきましてというくだりがあります。これはちょっといけないんじゃないかなと思いましたので、お聞きしたところであります。

では、その下段のほうに、いただきましたこれらの情報をもとに部内で協議をしたということでありますが、人吉市においての督促手数料についての条例は定めていないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

督促手数料につきましては、人吉市税条例の第21条で、「徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状１通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。」と定めているところでございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　督促手数料については第21条が定められております。徴収しなければならない、これは理解しております。ただ、その後に「ただし」が付いておりますね。こういったことを踏まえて、部内協議をされたのか、されていないのか、これを聞いておきたいと思います。その後の質問につながりますので、お答えをいただきたいと思います。

○市民部長（丸本　縁君）　最初、７月に判断するときに、督促手数料を、ただし書を適用して督促手数料を御負担いただくことをしないということについては、協議をいたしておりません。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　そこなんですよね。ただし書がある条例が人吉市にはあるわけですね。まず、これを一つの協議の中で考えなければならないのではないかなと、私は考えますけれども、私の常識が間違っているのかもしれません。

それでは、次の質問に入りたいと思います。今回、督促状が届いたことにより、市民の皆さん方、非常に苦情を申された方が私にもありました。先ほど、先般、冒頭この質問に入りますときに、読者のひろばのほうに投稿されていますということでありましたけれども、そのほかにもこういった苦情といいますか、ございましたので、今来、窓口のほうにこうい

った申入れといいますか、苦情といいますか、そのほかにもあったのでしょうか、この内容についてお尋ねをいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

今回、督促状をお出ししたことによる市民からの苦情があったのかというお問合せでございますけれども、まず今回一度にまとめて督促状が届いたことに対しまして、納税のため来庁された際に、理由のお尋ねを何件かいただいておりますが、その都度、説明をさせていただいております。また、被災された可能性が高い町内を職員が確認し、状況をお伺いしながら、被災されている方へは減免申請の御案内を行っているところでございます。

なお、納税者からの苦情につきましては、２件お受けしているところでございます。そのうち１名の方に関しましては、督促と延滞金の内容でございましたが、対応した職員１名が事情を御説明し、御納得いただいたところでございます。

もう１名の方に関しましては、初めに職員２名で対応しておりましたが、御納得がなかなか難しく、途中から課長補佐が対応いたしております。それでも御納得が難しかったことから、最後に納税課長が対応し、結果、４名で対応させていただき、３時間半余りでございますけれども、督促状の発送を延期した理由や督促手数料について御説明をさせていただきましたが、残念ではございますが、御納得いただけなかったところでございます。

なお、この方の督促状の対象税目は従業員の給料から市県民税を差し引き、事業所が納付する市県民税特別徴収でございましたが、お話をお聞きする中で、普通徴収と申しますが、課税されている個人が納付書により納税をしていただく方法に該当されましたので、特別徴収から普通徴収への切替えの手続を行っていただき、特別徴収の税額がなくなったことから、発している督促状の効力も失われ、最終的に督促手数料は発生していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　納得はされなかったけれども、最後の特別徴収から普通徴収に変わり、納税をしていただいたということでありますけれども、この説明の際に、先ほど言いましたように、第21条、人吉市税条例をもって説明をされたのか、または違う地区の、例えば私がいただいている情報には、岐阜県土岐市のホームページからの資料で説明をされたというふうに聞き及んでおりますけれども、これは本当であって、税条例、人吉市の第21条ですね、それをもって説明はされてなかったということでよろしいでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

御説明の中で、この督促手数料を定めております条例につきましても、ただし書の部分も含めて御説明をさせていただいておりますが、なかなか御納得をいただけなかったものですから、ただし書についての部分を御説明するため、本市のホームページにその部分があれば

よかったんですけれども、掲載がございませんでしたので、全国同じような取扱いというところで、土岐市のホームページを印刷して御説明をさせていただいております。本市のホームページには現在記載をしておりませんけれども、このたびのことを受けて、このことについても掲載をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　人吉市税条例第21条が掲載されてないんですか。そういうわけじゃないんでしょう。

○市民部長（丸本　縁君）　市税条例については、条例ですので、広く皆さんに分かるところなんですけれども、そのただし書の解釈部分でございますけれども、そこについての必ずその督促手数料を負担しなければならないかというところについての御説明をするために、他市のそこの部分の条例とは別にそういったＱ＆Ａ方式の掲載をしていなかったというところでございます。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　分かるようで、分からないような説明でありますけれども、私どもからすれば、条例を作る際には先人の議員の皆さん方、採決をされて、それで認めているわけですね。私たち後輩の市議会議員としましては、それをもって説明をしてくれるものだと思うわけですね。そして、問題なのは、「ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。」というただし書があるわけですね。このコロナ禍の中で収入が落ちていらっしゃる方、被災されてない方もですよ。被災された方は自分の全財産をなくされた方もいらっしゃる、家屋をなくされた方もいらっしゃる。そういった中で、これは「ただし、やむを得ない理由」にはならないんでしょうか。そういったところからこういった苦言を呈される市民の方が窓口にお見えになったのではないでしょうか。そこなんですよ、私が言ってるのは、この５期分を送られたことに対して言ってるのではないと、冒頭申し上げました。この部分なんですよ、まず１点あるのは。どうしてなんでしょうか。協議の中でも、この第21条は協議の中に上がってないと、お考えを巡らせていただければ、どなたかこの点を吸い上げていただく方はいらっしゃらなかったんですかね、協議の中に。その辺りはどうですか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

まず、人吉市税条例の第21条のただし書の、「やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。」という内容についてでございますが、督促手数料は一般の事務の手数料とは異なりまして、滞納処分費という位置づけでございまして、税と同じ取扱いであるため、このただし書につきましては、滞納処分が行われなかった状態を指しており、

郵便事故証明等の提示があった場合など、郵便事故等の理由があったときに該当いたすところでございます。

その上で、被災者の方に対してでございますけれども、本市では減免申請を受け付けておりますけれども、税及び督促手数料の負担につきましては、減免を決定したことにより、本税の部分と督促手数料の部分の負担が軽減されることとなりますので、被災者の方の救済という意味ではそちらのほうで対応をするということで御理解をいただければと存じております。

また、協議の中でそういった督促手数料をただし書を適用して御負担いただかないというような協議がなかったことについてでございますけれども、ここにつきましては、ちょっと繰り返しになりますけれども、このただし書につきましては、税と同じ取扱いということで郵便事故等の提示があった場合に該当するということでございましたので、そういう認識がありましたので、協議の中では特に出なかった。それから先ほどと繰り返しになりますけれども、減免により本税及び督促手数料も軽減されるという認識がございましたので、協議の中では特にそういった話は出なかったと考えております。

以上でございます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　今、るる答弁をされました。それは部内での意見だということで承っておきますが、私はそういうふうには受けられないんですよ。減免措置につきましては、他の同僚議員もこれから質問をされているようですので申し上げることはありませんけれども、どうなんですかね、これは７月15日に起案いたしましたということでございましたので、もう１点だけお聞きします。10月の全員協議会、日時は10月28日、これはもう皆さん方は覚えていらっしゃるとおり、９月の定例議会での一般質問を中止にいたしました。その代替案ということで全員協議会を開催し、他の同僚議員の質疑を、執行部の皆さんに答えていただくということを行ったわけですけれども、その中にどうしても、すみません、こういったことが７月15日に起案されて、市長の決裁を受けられているわけですね。それはもう決裁権ですからわかります。合志市もそうされたそうです。専決と市長の決裁を受けていると、しかしこのことについては他の自治体のことでありますので、これ以上申し上げませんけど、私どもとしては、これはそのとき説明を受けていれば、10月の説明を受けていれば、市民感情としてどうなのかなと。質疑が出たのではないかなと私は受けます。こういったところで、どうしてこの全員協議会という場を設けたのに、このことを付随して、どうして説明をしていただけなかったんでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

７月に判断をいたしましてから、議員おっしゃるように、その後、10月にも全員協議会がございました。本当に市民の方からもお問合せがあった件でございますし、本当に事実と

して、その実際苦情、御納得いただけない方もいらっしゃる中で、全員協議会等での議員の皆様への御報告をしていなかったということにつきましては、大変反省をしております。大変申し訳ございませんでした。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　このことを知っておれば、議員も市民の皆さん方に説明がついたんじゃないかなと思います。減免のこと、延長しますよ、猶予しますよということを説明されているから、分かります。猶予と減免、ただこのことについてが７月15日に起案されているのに、説明もなしに、知っているのが当たり前だろうというようなお考えがあったのであれば、市議会に対しては説明責任はないのかなと承るしかないと思っています。それだけ今度のコロナ禍の中での大水害だったはずです。同僚議員も被災された方がいらっしゃいます。私の周りも親戚にもおります。そういったことを考えるならば、もう少し寄り添うという言葉をよく使われますけれども、部内での協議の中で上げてほしかったですね。こういったことも含めて、私はそう思いますけれども。では次の質問に入りたいと思います、時間もなくなってまいりましたので。

では、このことについて、市民の周知についてはどのように対応されたのでしょうか。そのことについて説明を求めます。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

督促状延期に伴う広報につきましては、督促状の発送を当面延期することに関する市民の皆様への周知に関しましては、発災当時に市のお知らせのツールとして持っておりました人吉市公式ホームページ、フェイスブック、ツイッターへの掲載を８月７日から行ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　人吉市公式ホームページ、フェイスブック、ツイッターへということで、８月７日から行ったということであります。あの状況でホームページを見られる方がいらっしゃいますかね。ツイッターをわざわざ携帯電話で、あの状況を皆さん御存じでしょう、つながらない状況でもありましたし。それをやったと、よく答弁をされたなと私は思います。

これは防災無線の資料がここにあります。私は全部取り寄せましたので、ちょっと御紹介しておきますね。７月27日から、ここにずっとあるんですよ、７月27日から防災行政無線、10月21日、これは間違いありませんので、ちゃんと名前も出ておりますので。７月27日と、７月31日まで、12時15分放送。「市役所からのお知らせです。各種税金の納期限について、令和２年７月４日から令和２年９月29日までの間に納期限が来る個人住民税、固定資産税及び都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納期限を令和２年９月30日まで延長します。」これは議会も聞いております。９月14日、15日、午後５時30分に

放送、防災行政無線原稿。「人吉市からのお知らせです。市税などの減免申請の受付について、９月16日から10月22日の間、午前９時から午後４時まで、カルチャーパレス小ホールで行います。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎日、対象地区を指定して実施します。詳細は、市の広報紙、ホームページなどで御確認ください。」９月18日、19日、22日、午後５時30分に放送、防災行政無線原稿。「人吉市役所からのお知らせです。明日の市税などの減免申請について、受け付ける町内は下薩摩瀬町です。午前９時から午後４時まで、カルチャーパレス小ホールで受け付けます。」これです。内容の説明をいたしました。一切ありませんよね、７月15日に起案しているのに。どうしてですか。議会にも説明はしていない。だから、冒頭にこういったことを聞きますよと、論点をずらしませんよということを申し上げたのはこれなんです。

るる聞いてまいりましたが、もう最後の締めというわけにはいきませんので、今回、督促手数料の収入状況、これは平時の状況と、昨年の状況はもう分かっていると思いますので、これを聞きたいと思います。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

督促手数料の収入状況についてでございますが、督促状の発送件数と督促手数料収入額を昨年度と今年度の状況を比較してお答えいたします。まず、発送件数でございますが、12月18日に一括にて発送したものは普通徴収の市県民税及び固定資産税の第１期から第３期、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の第１期から第５期、法人市民税の延べ１万195件でございます。昨年同期間の発送件数は１万2,454件でございますので、昨年度から2,259件減少している状況でございます。

次に、毎月10日が納期限となっております特別徴収の市県民税で、12月28日に一括して発送したものは、６月分から11月分の延べ340件でございます。昨年同期間の発送件数は493件でございまして、昨年度から153件減少している状況でございます。

なお、御質問いただきました督促手数料の収入状況でございますが、２月末での昨年度と今年度の状況につきまして、お答えいたします。月末が納期となっております普通徴収の市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の昨年度合計収入額は161万9,300円、今年度収入額は122万8,900円でございまして、39万400円の減収という状況でございます。また、毎月10日が納期となっております特別徴収の市県民税の２月末での督促手数料収入額でございますが、昨年度は５万2,800円、今年度は３万900円でございまして、２万1,900円の減収でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　もう少し収入が多いのかなと思いました。今年はまた減収しておりますけれども、やはり市長の施政方針の中にもありましたけれども、このコロナ禍の中、この

大災害の中、やっぱり減収していますよね。手数料のことをお聞きしましたけれども、やはり市民の中の市民感情というのは、推し量ることができないんですよ。こういったこともよくよく考えを巡らせていただきたい。大変御苦労されたんですよ。市民部の皆さん方も他の部の皆さん方も一生懸命やられました。カルチャーパレスのあの場所で、もう怒濤のように叱られている若い職員も見ました。しかしながら、職務だから遂行されている部分を見て感じておりますけれども、しかしながら今回のこの部内協議の在り方、そしてこの手数料を徴収する、そして議会のほうには説明がなかった。その中での質問でありました。大変失礼なことを市民部長には申し上げたかもしれませんけれども、今、松岡市長、この一般質問のやり取りを聞いて、松岡市長自身、起案されたときに認めておられますけれども、この質問のやり取りを聞かれてどう考えられたのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　御質問にお答えいたします。

発災直後の混乱の中、郵便事情や復旧・復興の真っただ中の市民に対して、督促状を発送した場合の市民感情を考え、督促状発送を延期したところでございますが、その結果といたしまして複数の督促状が一度に届く状態となり、市民の皆様に混乱を与えてしまったことに対しましては、大変心苦しく思っているところでございます。しかしながら、市民部長が答弁を今しましたとおり、避難の状況や復旧・復興が進まないうちに、また税の減免の申請を行われた方に対し督促状をお送りすることのほうがさらなる混乱を招くと考え、発送を延期したものでございます。

そのような中、インターネットなど閲覧できる環境にない方も多くおられ、市からの市税情報のほか、様々な情報が十分に皆様に行き届かない状況が長く続いており、周知広報が不十分であったことにつきましては大変申し訳なく、今後はさらにしっかりと情報をお届けできるように努めてまいりたいと存じます。

また、議員の皆様方に対しましても、我々も走りながら、限られた時間の中で決断をし、業務を市全体で行っていくという中で、たらればの話になるかもしれませんが、しっかりとお伝えをしておくことによって、また市民の皆様方にもそういった正しい情報が伝わったのではないかというふうに反省をしているところでございます。

今後もしっかりと情報もお伝えをし、説明をさせていただきたいと存じます。今後も被災者の皆様にどのように寄り添っていくのかしっかり検討し、対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）　松岡市長御自身も、また御実家のほうも被災をされて、御苦労があったということは分かっておりますけれども、やはりこういった様々に避難所等々に私どもは伺いましたけれども、目の当たりに見ております。また、コロナ禍において非常に経営状態が苦しいという方の御意見も聞いておりますし、そういったことに寄り添うという気持ちが

あるのであれば、もう少し慎重に協議はされるべきだと思います。このことについては、猛省を促しておきたいと思います。

冒頭申し上げましたけれども、明日は東日本大震災から10年になります。ただし、本市においてはまだまだ復旧・復興、道半ばどころではなくて、まだ始まったばかりということでありますので、この後、私の後にもそれについての質問があると思いますけれども、どうぞ実直に御答弁いただきますことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）（登壇）　皆さん、こんにちは。３番議員、池田芳隆です。

通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

今回は、日本遺産の活用状況と今後の推進について、いじめ問題と学校へ行けない子どもたちへの新たな支援策についての２点について、質問をさせていただきます。

まず、日本遺産の活用状況と今後の推進についてを質問してまいります。昨年12月25日、文化庁から日本遺産事業の見直しについて、日本遺産フォローアップ委員会が中間取りまとめを行ったという報道がございました。2020年度までに100件程度の認定を行うとしたところ、2020年６月の認定をもって104件の認定がなされたところです。その中で日本遺産事業の見直しが検討されているとのこと、これまで認定された地域において、その取組に温度差があるなど、課題が見受けられる。重点期間終了後において、継続的な磨き上げを支援する予算の活用が進んでいないと意見されています。

御存じのとおり、人吉球磨も2015年に指定をされたのですが、指定後の日本遺産の保存の取組はどのように行われたかお尋ねをいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　それでは、私のほうからお答えいたします。

日本遺産のタイトルである「相良700年が生んだ保守と進取の文化～日本で最も豊かな隠れ里－人吉球磨～」のストーリーをより魅力的にし、地域振興と観光振興に活用する上で欠かせない文化財を、日本遺産構成文化財として文化庁からこれまでに59件の認定を受けております。この認定を受けた文化財の中で、本市文化財の保存・活用に対するこれまでの支援の実績につきましては、主なものとしまして、まず地域資源の磨き上げや価値づけによる日本遺産人吉球磨ブランド確立として、現地調査、講演、地元との意見交換、地元高校とのコラボ、研修等を通じて、日本遺産ブランド化の価値や意識づけを行い、さらに観光面等に活用するため、キャッチフレーズやロゴを作成しております。

次に、文化財を活用した観光の仕組みづくりとしまして、モニターツアーを複数回実施し、日本遺産を巡るウオーキング等のイベント、観光業者等を対象としたおもてなしの技術、歴史や文化財の知識、守り伝える心等についての研修を開催しております。

文化財保存・管理・活用を持続させる仕組みづくりとしまして、平成27年度に民俗芸能の

祭典や日本遺産を理解するためのフォーラムを開催しました。平成28年度には宿泊施設とタイアップした民俗芸能特別披露の実施や、日本遺産人吉球磨の価値を共有するシンポジウムを開催しております。ほかにも日本遺産構成文化財を題材とした企画展等を開催してきたところでございます。また、情報インフラの整備としまして、パンフレット、ポスター、ホームページ、案内コーナー、看板の整備を行い、マスコミ等を活用し、強力に情報発信を行ってまいりました。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　今のは正直、人吉市の全体的な取組ということになるんでしょうけれども、実際10の自治体でやっていくということになりますと、かなり大変なことであったろうと思っております。ただ、その事業というのはどちらかというと、当初の３年間なんですよね。重点期間といって、国のほうがある程度の予算をくれている間は、俗にいう事業をやりましたよと。ところが、国が問題視している後半部分に関しては、予算規模というのはかなり落ちて、事業自体がかなり縮小していると。お話がありました人吉球磨日本遺産活用協議会ですかね、前半３年間と後半３年間の予算というのは激減している状態で、かなり教育委員会としては苦労されたのかなと思っているところでございます。

今度は、観光部門ですね。活用について、どのようになされているのか御質問させていただきます。

○経済部長（廣田五浩君）　議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

日本遺産の観光面の活用状況につきまして、まず本市におきましては日本遺産認定以降、認定のＰＲ効果を十分に発揮するため、パンフレット等、あらゆる印刷発行物への掲載、観光案内所や観光物産展におけるＰＲ宣伝活動などを行ってまいりました。また、平成30年７月には人吉市まち・ひと・しごと総合交流館「くまりば」のオープンに合わせまして、日本遺産エントランスセンターを開設し、木製パネル展示、動画放映、ミニチュア文化財等の展示など、また日本遺産の構成資源であります人吉温泉入浴施設といたしましても運営を行ってまいりました。残念ながら、現在は豪雨災害によりまして、いずれも休止となっているところでございます。

また、民間での活用では、多方面にわたり関連行事や取組を行っていただいており、例を挙げますと、一般社団法人人吉温泉観光協会におきます日本遺産カレンダーの製作販売、ウンスンかるた大会の開催、それから時を感じる時感の旅、タクシー周遊プランの造成、日本遺産巡りサイクリングｉｎ人吉球磨の開催、市内酒店によります祝日本遺産認定球磨焼酎ミニボトルセットや前掛け販売などの商品グッズ開発、また今年２月には熊本県観光協会連絡会議主催で県内３つの日本遺産認定地域を対象としました、「熊本県３つの日本遺産サミット」が山鹿市において開催されております。

また、教育分野におきましても、球磨商業高校――現在の球磨中央高校でございますが――の生徒さんによります人吉球磨は日本遺産ホームページ製作によるおすすめコース等の情報発信や、ツアー企画開催など、あくまで１例ではございますが、日本遺産認定をきっかけといたしまして、これまで多様な取組を行っていただきながら、官民挙げて当市の観光振興を図ってまいったといったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　日本遺産は、やはり人吉球磨全域に及ぶもので、人吉球磨の日常が日本遺産に認定されたと、私は受け取っております。10の自治体にも観光に関しては温度差があるということも感じております。10の自治体をまとめることは大変なことで、私も４年ほど観光課のほうに勤務させていただいて、当時は旬夏秋冬キャンペーンですかね、実行委員会というのがございまして、そこが広域観光の担当をさせていただいたということになっております。その後は、広域観光を推進する組織として、人吉球磨観光地域づくり協議会が中心となっていると伺っておるところではございます。日本遺産指定というのは、人吉球磨全域でございますので、人吉市がどんなに頑張っても、単独でと空回りをしてしまえば、やっぱり全域でということになりますので、やはりそこが中核となるようなところ、観光の中核、指定されている構成遺産は各自治体ごと違いますけれども、日本遺産のストーリーの構成文化財がやはり観光の中核になっていくものと、私は考えているところでございます。10市町村がやはり温度差なく進めていく、取り組んでいけるように日常を保存し、日常というのは先ほど申しましたけれども、人吉球磨の日常生活、それが日本遺産のブランドの基礎だと思っております。それを観光素材として活用することや、マネジメントをすることができる組織としては、今回、広域観光の中心である人吉球磨観光地域づくり協議会だと考えておりますけれども、いかがなものなのでしょうか。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えします。

人吉球磨には、自然環境や伝統的な文化、歴史的遺構、地域産業、生活など、誇るべき魅力が点在いたしております。その点と点を結び、人吉球磨というくくりで捉え、観光という視点で見直し、磨き上げ、新たな魅力としていくことが求められていると思っております。

人吉球磨観光地域づくり協議会設立前の広域観光の取組は、議員が申されましたように、旬夏秋冬キャンペーン実行委員会や広域行政組合において、行政主導で行われてまいりましたが、イベントの実施にとどまっており、観光地域づくりに関する推進体制や組織が十分でなかったこと、業種を越えた多様な関係者の巻き込みが不十分であったこと、マーケティングや効果的なブランディングができていないというような課題があり、これまでの日本遺産の取組を生かした人吉球磨が一体となり、より強力に観光地域づくりを推進するため、平成30年に人吉球磨観光地域づくり協議会が設立されました。

本協議会の目的に、「協議会は、日本遺産に認定された人吉球磨地域の事業所や団体、行政等の連携体制を構築し、地域資源を活かした事業を展開することにより、ヒト・モノ・コトの交流拡大を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。」と明記されておりまして、本協議会の観光地域づくり戦略においても、観光を人吉球磨の持続的な発展を支える産業と位置付けられまして、戦略の基本理念でございます「人吉球磨を日本を代表する地方にする」の実現を目指して活動されております。

さらには、新聞での報道がありましたように、本協議会は令和３年の非営利型の一般社団法人として設立し、観光庁の登録ＤＭＯを目指しております。登録ＤＭＯになることで、より多方面からの支援や補助金を受けられるようになり、地域経済を活性化させ、地域が一体となった観光地域づくりを強力に推進することになります。

このように、協議会の広域連携による日本遺産をはじめとする観光資源を活用した取組を軸に、それぞれの自治体での観光の取組を掛け合わせ、人吉球磨地域全体での観光地域づくりを推進してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　やはり観地協と略して言われているんですかね。そこが中心となるべきとは、私も思っているんですが、残念なことに、観地協のポスターの中にはＲｅｂｏｒｎ（リボーン）という風水と癒やしですかね、浄化のまち人吉みたいな感じで書いてはあるんですけれども、日本遺産のロゴというのはポスターの中には、僕は気づかなったんです。僕が気づかないだけで、実際は書いてあったのかもしれませんけど、どうしてもそちらのほうがどんと載って、平成30年ですかね、設立されて、規則の中にも書いてあるとは言われながらも、実際はそこまで頑張っていらっしゃるのかなという、ちょっと不安なところもあるのが正直なところです。

市長は、２期目就任されてから、日本遺産に関しては一昨年の最初の施政方針の中で、日本遺産について述べられていたようなんですが、そこにその後というのは私もちょっと見て、私が見落としているのだとは思うんですけれども、特に注視をされているような発言というのは僕は気が付きませんでした。すみません。書かれていたのかもしれません。また、今度、この発表というのが12月25日に文化庁からフォローアップ資料、この見直しをやるというのがホームページのほうに載っているんですけれども、これは御存じだったとは思うんですけれども、今回の施政方針の中でも一言も日本遺産に関しては触れられてなかったと、私は思いました。

実際、今この被災状況でございますので、コロナであり、被災という形で、なかなか細々までお考えを述べていくというのは難しいものとは思いますけれども、ここで市長にお尋ねなんですけど、やはり私はもう観光づくりのベースというのは日本遺産、もしこれが国がく

れたせっかくのブランド名だと、私は思っておりますので、市長としてはこの日本遺産についてはどのように思われているのか。実際、今後は10市町村、市長だけに限らず、10市町村ございますので、そのほかの自治体の首長さんたちも日本遺産について、もし何かこういう意見があっているんだというのが私たちに情報提供できるものがあるならば、教えていただければ幸いですけれども、いかがなんでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　御質問にお答えいたします。

議員御質問にありましたように、日本遺産事業の見直しにつきましては、文化庁が所管する日本遺産フォローアップ委員会におきまして、日本遺産事業の新たなスキームが昨年12月に取りまとめられたところでございます。その中で日本遺産全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化していく目的で、取消制度も導入されているため、今後も継続して認定地域となるように県に助言をいただきながら、日本遺産を通じた地域活性化計画実績報告書及び新たな地域活性化計画を策定しているところでございます。

観光のまちづくりのベースといたしましては、先人たちが残した歴史、文化、営みが日本遺産として登録され、その多くが現在の観光資源となっております。このことから、広域観光の中心は日本遺産といっても過言ではないと、私も考えております。

そして、本地域は日本遺産申請の最終年度まで構成要素の追加をお願いし、認めていただくなど、ジャパンヘリテージにかける強い思いをアピールしてまいりました。一方日本遺産以外の新たな観光施設や観光列車及び鉄道遺産、球磨川下り、ラフティング、アニメの聖地、郷土料理やアユをはじめとする食の楽しみなども、本地域の観光に欠かせないものとなっており、これらを含め、人吉球磨の貴重な観光資源として地域全体での活用が重要であると考えておりますし、球磨郡の町村長さんたちも同様の思いであると思います。

昨年の豪雨災害により、文化財をはじめとする地域資源も甚大な被害を受けている中、本市の復興計画においても日本遺産の新たな創造的価値をはじめ、アニメやサイクリング、くま川鉄道なども絡めた新たな観光コンテンツの開発による周遊観光の促進に向け、人吉球磨が一体となって、より強力に観光のまちづくりを推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　本当被災しているのは、逆にいえば人吉市、球磨村、錦町、３分の１程度の自治体ということになりますので、他の自治体の方には頑張っていただかなければならないと思います。ですので、ここで手を緩めてしまうと、今から結局、再スタートするときに、準備ができたときに、あっと振り向いたらば、何も日本遺産の形が残っていなかったというのは、もう大変残念なことになってしまいます。

観地協のお話をしましたけれども、本当、観地協がこの被災する前後ぐらいから、新たな切り口、風水というんですかね、僕もその付近は詳しくは知らないんですけど、また斬新

な切り口で日本遺産をまた見直してということをされているようですので、今後、そういう積極的な活動の支援というものは、やはり行政等もやっていかなければならないと思っております。

先ほど、経済部長の答弁の中で、人吉球磨観光地域づくり協議会の規約の中にもうたってあるということを言われましたけれども、今回、協議会のほうには人吉球磨が令和３年度ですけれども、2,500万円程度ですかね、負担金という形でお金を支出させていただいているということも、まだ通ってないので、結果はどうなるかわかりませんけれども、2,500万円のお金を負担金として支出しているのですから、先ほど言いましたように、人吉球磨日本遺産活用協議会というのは予算が10万円とか20万円とか、本当予算がない状態で頑張っていらっしゃいますので、そこと協力しながらやっていただく、これが大前提なのかなと思っております。

やっぱり事業をやっていく上で多い金額でございますので、いろいろと事業内容には、また予算の執行に関しては、会長としてやはり中に入っておかれて、きちんとメリハリのある予算の執行についてはやっていただかないと、2,500万円はトータルすればまた膨らむはずですので、そこは御努力いただければなと思っております。

逆に仕事が増えて、事務局員は３人ですかね、いらっしゃるとお伺いしておりますけれども、３人ではちょっとしんどいという話も聞いております。必要であるならば、他の自治体と協力しながら、観地協のほうの支援をやっていただかなければならないのかなと、私は思うところでございます。

私は、これは私の基本的なキャッチフレーズなんですけれども、人吉は一人で来ても大吉、二人で来たら天にも昇る吉、福が舞い込むパワースポットが人吉と、私は思っておりますので、こういうふうになれるように頑張って、一緒になって推進をしていければと思います。このことに関しての質問は、これで終わります。

続きまして、いじめ問題と学校へ行けない子どもたちへの新たな支援策について、お尋ねをしたいと思います。先月20日の熊日新聞で、県北の中１の生徒がいじめを苦に二度も自死を図ろうとしたと。幸いにどちらも家族の方が発見が早く、制止したために助かったらしいんですけれども、結果、その生徒さんというのは転校をせざるを得なかったという記事が載っておりました。これに伴いまして、そこの自治体の教育委員会は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事案と認定しましたと報道されたところでございます。子供を持つ親としましては、とても悲しい事件です。

子供の中では、いじめという言葉でひとくくりにされてしまうんですけれども、これは大人の世界になってきますとハラスメントであり、場合によっては恐喝、恫喝、傷害事件になるような重いものだと、私は思っております。

そこでお尋ねなんですけれども、この重大事案の認定というのは、判断基準等がどのよ

うになっているのかお尋ねさせていただきます。

○教育長（末次美代君）　議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

本市では、いじめ防止対策推進法及び熊本県いじめ防止基本方針を受けまして、人吉市いじめ防止基本方針を定めております。また、これらを受けまして、各学校ではそれぞれの学校のいじめ防止基本方針を定めておりまして、いじめの未然防止及びいじめの早期発見・早期解決に取り組んでおります。

また、いじめ防止対策基本法及び人吉市いじめ防止基本方針に基づきまして、いじめにより生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、またはいじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、今御質問にあったような重大事態としての対応を開始することとしております。この判断につきましては、本市の教育委員会及び学校が協議の上、行うこととしております。

重大事態と判断する項目としては、児童・生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、さらに精神性の疾患を発症した場合、そして相当期間欠席した場合等がございます。これらについての優先順位はないと考えております。被害状況等を学校と情報をしっかり共有しながら、熊本県教育委員会の助言もいただきながら、判断をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　判断する基準、４つ、５つ、出していただきました。あと、判断については、学校と教育委員会のほうで行う。ただ、情報の収集というのがかなり重要になってくるのかなと、私は思います。要は、学校側が結局判断を見誤って、相談をしてこなかったりとかいうことになってくると、今度は教育委員会でのほうの判断というのはかなり難しいものがあるのかなと。要は、後ほど連携云々についてはお尋ねはしようと思うんですけれども、要は今度はそうやって子供たち、今回も県北の例を取りますと、自死をやろうとしたのが２回、10月と12月と。結局、その間にカウンセラーとか何か入った、その付近までの記載というのがちょっとなかったので、様子が分からないんですけれども、ケアが早ければ、まだ済んだのかなと――済んだのかなという表現じゃないですね、そこでもう１度目のことが起きているわけですから、問題だったんだと思うんですけれども、やはりそういうときにカウンセラーというのが、やはり今ちょうど災害で、カウンセラー、各学校等々で今回配置されているようなんですけれども、そのカウンセラーの活用性というか、学校側では相談できないけれども、そういう人たちには上手に相談できるということができると思うんですけれども、そういう活用方法というか、事があったときの活用というのは、どういう形で、どういうタイミングで仕掛けられているのかというのが、決まりがあればお尋ねしたいと思います。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

まず、スクールカウンセラーの配置状況等についてお話をさせていただきたいと思います。スクールカウンセラーは球磨教育事務所に３人配置されており、そのほかに人吉球磨には４中学校に拠点校として、それぞれ１人ずつ配置されております。本市では、第一中学校と第二中学校に配置いただいております。第一中学校配置のスクールカウンセラーは、人吉東小学校と東間小学校も活用できるようになっており、同様に第二中学校配置のスクールカウンセラーは、西瀬小学校と中原小学校も活用できるようになっております。これらの学校以外は、球磨教育事務所に配置されておりますスクールカウンセラーを活用することとなっております。

いじめを受けた児童・生徒及び保護者や担当の教職員が、スクールカウンセラーとのカウンセリングが必要だと判断した場合、拠点校に配置されているスクールカウンセラーは、定期的に学校を訪問しますので、そのときにカウンセリングを行うか、そのときに予約を取るというような流れになっております。

球磨教育事務所配置のスクールカウンセラーにつきましては、活用するときには指定の派遣申請書というのがございますが、それを学校から市教育委員会を通して球磨教育事務所に提出し、日程調整の上、カウンセリングの実施となります。即対応というのがなかなか難しい場面もございますけれども、時期を逸することなく対応できるように、随意払っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　本当、きちんと学校が、また教育委員会と情報が共有できていれば、こういう痛ましい事件というのはないのかなと。もちろん保護者からの申出、また子供のＳＯＳというのを感知するということですね。そこの重要性というのが一番なのかなと思っております。

読ませていただきました。いじめ防止基本方針ですね。読ませていただいて、その中の定義ということで、いじめは、「「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。」と記されていますね。結果だけでいじめが大きくならなかったとか、要は自死まで至らなかった。被害者に謝ったからとか、いじめを認めたからということで、事を終わらせるのではなくて、やはり判断を見誤らないように、いつでも子供たちの気持ちを持って、家族の気持ちを優先に対応していただくというのが第一番だと思っておりますので、やっぱりまずは教育委員会と、学校現場の情報共有、どのくらいきちんとできているものか教えていただけますか。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

学校と教育委員会との情報共有、100％ですと本当は答えたいところなんですが、なかな

か全てを情報共有できているかというと、そこら付近につきましては全てとは言えない状況がございます。もちろん学校と情報共有につきましては、随時、いじめにつきましては毎月の定例報告で、学校から報告いただくことになっております。また、いじめの質や内容によっては、学校から事前に情報提供があることがあります。過去にいじめ等の問題があった児童・生徒の状況につきましては、教育委員会から学校へ経過報告を求める場合もございます。いじめに限らず、学校の状況を把握するために、直接学校に出向いて、学校長と情報交換を行うこともございます。

先ほど、100％はという言葉を使いましたけれども、本当にそれに近いことを必ずやるというような気持ちで、常に努力をしております。学校側も小さいことまで情報を上げていただくようにお話はしておりますが、学校内で解決をするというようなところもある、そういう意味で100％情報の共有はできていないかもしれませんという表現をいたしました。

今、議員がおっしゃったように、今後も判断を見誤り、後手にならないように、児童・生徒、そして保護者の気持ちを十分に酌みながら、大切にして情報を共有してまいりたいと思います。特に学校とは近い関係でありたい、または開かれた関係でありたいということは常に申し上げておりますので、そこ付近についても今後もますます情報の共有に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　情報の共有はしていただいて、常にアンテナを張って、子供たちも卒業したら終わりではないんですよね、いじめられた子供というのは。いまだに悩んでいる児童・生徒さんはたくさんいらっしゃると思います。これは私事なんですけれども、よく同窓会で幹事をさせていただいているんですけれども、その際に友人に案内をいたしました。「同窓会があるから参加しない？どう？」その友人が、40年前の話です。自分、友人の一言が原因で実はいじめられたんだよ。以前は参加したこともあるけれども、やはりどうしてもトラウマがあって、同窓会に参加できません。40年たっても、いじめに対する気持ちというのは収まらないんですよ、いじめられたほうは。いじめたほうは忘れています。これは私も猛省でした。私も気づきませんでした。当時、いじめられたという感情はですね。今もしそういういじめがあっていて、また相談があっているのであるならば、きちんとそこは対応していただきたいと思います。これはもうくれぐれも、重ね重ねのお願いでございます。

最後に、これは御提案です。いじめだけではなくて、要は学校に長期間行けない子供というのが、今いますよね。病気であったりとか、もちろんいじめで登校拒否ではないですけど、不登校とか出ているんですけれども、今回、コロナで在宅学習というのがタブレットを使ってというのができるようになったと思います。ですので、そういう病気等、長期間学校に行けない、１日、２日じゃない。風邪で休んだとかじゃなくて、やっぱり１か月であると

か２か月とか、ちょっと長期になりそうな方に対しての支援ということで、インターネットを活用した、例えば黒板を映してリアルタイムでやるとか、リアルタイムが難しいならば、映像だけデータを取っておいて、その子供さんのほうに、今日はこういう授業があったんだよというのを見せるような、ちょっと新たな形での学習支援というものはできないものか、お尋ねでございます。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

現在、学校に行けない児童・生徒に対して、教育委員会内に適応指導教室を設置しており、人吉っ子アドバイザーを２人配置して対応しております。

実は、昨日、この適応教室にずっと来ていた男の子がいるんですけど、今、高校生になっております。昨日と今日が高校の後期の入試選抜だったんですけれども、顔を見せてくれまして、その理由は高校受験をするのにエールを送りたいということで来ましたということでした。本当にいい顔をして、適応教室に来ていた子供ですけれども、とてもいい顔をして、そして今頑張っていますというようなことを聞くと、ああ本当によかったなという気持ちになりました。今、議員がおっしゃったように、卒業してからもつながりがもてるということは、とても大事だと思います。また、できる範囲で登校し、基本的にはこの適応指導教室は自学自習の補助をしている状況でございます。また、子ども・子育て相談員を２人配置しており、不登校児童・生徒に対して、学習支援も含めて様々な関わりをもって行っております。

令和３年度からは、小学校３年生以上に１人１台のタブレットパソコンが整備され、授業での活用はもちろんですが、今後、様々な活用ができるものであると考えております。その中の一つとして、オンライン授業もございます。インターネット環境の整備等の課題もありますけれども、様々な可能性について、どうしたらできるか、どんなことができるかということを十分検討してまいりたいと考えております。特に不登校児童・生徒への学力保障という面からの対策としてのＩＣＴ機器活用につきましては、個に応じたでき得る手段を模索して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　３番。池田芳隆議員。

○３番（池田芳隆君）　いろいろ御努力をいただきたいと思います。いじめの話に戻っちゃうんですけれども、いじめられた側は不登校になり、教育を平等に受けられず、その後の進路にも大きな影響を受けるということは、もうかなりの理不尽なことだと私は思います。いじめを受けて、さらに不利益を被ることがないように、多分今までのそういう形の前例はないと思います。前例がないならば、もう本当、人吉市が先駆として、そういう子供たちへの支援ということを頑張っていただければなと思っております。

では、最後に、これは一言、先輩諸氏というか、３月をもって退職される先輩、ここには廣田部長もいらっしゃいますけれども、本当、私はいろいろ手取り足取り指導していただき

ました。ここにいらっしゃらない諸先輩もいらっしゃるんですけれども、皆様、本当感謝の気持ちでいっぱいでございます。今後も頑張って、またいろいろな道で人吉市のほうをいいように頑張っていきたいと思いますので、先輩方、本当お世話になりました。ありがとうございました。

これで、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時11分　休憩

午後２時25分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　15番議員の本村令斗です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいりたいと思います。なお、３番の督促手数料につきましては、先ほど井上議員の質問で、私の質問したいところも全部出ましたので、議長の許可を得まして、これについては割愛してまいりたいと思います。

ですから、質問は１つ目の復興計画、産業の再建について、２つ目に流水型ダム問題で熊本県の新聞広告についてということで質問してまいりたいと思います。

まず、１点目の復興計画についてです。人吉市復興計画（第１期）素案が策定され、２月８日から10日にかけて、市内６校区の町内会長を対象に校区座談会が開催されました。今後は実施計画である復興まちづくり計画も策定されていくようです。ところが、これまで全国各地で行われた復興を見てみますと、阪神・淡路大震災においては巨大なインフラ整備が行われ、東日本大震災においては漁業特区が作られ、熊本地震では道路の過剰な拡幅が計画されるなど、復興の名を借りた住民不在で大企業などのための憂慮すべき事業が行われています。また、地域社会、経済の復元力の主体は被災者でもあり、現に地域経済、社会の圧倒的部分を担ってきた地元業者だと思います。私は、市民が主体となったまちづくりで復興が行われるべきだという思いから、この質問を行います。

令和元年度の人吉市統計年鑑を見てみますと、市民所得は平成28年度が1,120億円で、内訳は農業が22億円、林業が3.3億円、水産業が0.38億円、焼酎を含む鉱工業が132億円、建設業が34億円、宿泊・飲食業が63億円、保健衛生が204億円となっています。また、球磨焼酎関係の項目を見てみますと、人吉市内の事業所における平成29年度の出荷額は102.7億円、観光の項目を見てみますと、平成30年度における推定観光消費額は127億427万円となっています。令和２年度の人吉市一般会計当初予算の額が約158億円ですから、焼酎の出荷額や観光消費額は人吉市の財政規模にも迫る大きなものになっています。観光や酒造は人吉市の主

要な産業であることを、どのように認識しておられるか伺います。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

観光産業は、商工業、農業など、他の産業にも波及する大変裾野の広い産業であり、本市の基幹産業の一つであるため、災害からの復興に当たり、一日も早い観光資源、観光拠点の回復に努め、観光地域としての新たな地域の創出に取り組む必要があると認識いたしております。

また、球磨焼酎等の酒造におきましても、球磨焼酎は世界貿易機構（ＷＴＯ）の地理的表示の産地指定を受け、国際的にブランドが保護され、世界的に認められている貴重な地域資源でございます。今後ともふるさと納税の返礼品や観光ツーリズムを活用した国内市場における販路の活性化に取り組むとともに、県や日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）など、関係機関と連携し、海外展開を支援してまいりたいと存じております。

災害発災から非常に大打撃を受けております観光産業でございます。ぜひ１日も早い復旧・復興が実現するように全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今の点、観光や焼酎産業、非常に重要だというのは意識は同じだと思います。今、答弁を受けまして、観光産業は大変裾野の広い産業ということや、焼酎産業は世界的にも認められるという貴重な地域資源あたり、やっぱりそうだなというふうに私も再認識したところです。

それで、先日、ある宿泊業の方にお伺いすると、観光で訪れるのに人吉市を選ぶ理由の一つに、球磨川が清流であることは大きい。部屋に御案内して最初にされることといえば、窓から球磨川の風景を眺めることからも分かると言われました。また、ビジネスホテルの方とお話したりすると、その年のアユ釣り師の増減が、ホテルの収入に大きな影響を与えることが容易にそういう話が出たりします。また、酒造会社の方にお話をすると、おいしい焼酎のイメージというのは、清流が生み出す焼酎だということですね。球磨川が清流でなくなれば、焼酎の売上げにも大きく影響するだろうと言われました。観光業や酒造業の再建を考えた場合、球磨川を清流のまま残すことは重要であることを認識されているかお伺いします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

復興計画素案におけます復興の将来像、復興ビジョンには「～希望ある復興を目指して～球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」が掲げられており、災害からの復旧・復興を進めていく上では球磨川をはじめとする自然が私たちの暮らしにとって、切っても切れない存在であることを強く認識いたしております。

つきましては、産業面の復興におきましても力強い産業の再生を柱とし、球磨川をはじめとするこの地域の自然、歴史、文化をこれからも大切にしながら、単に元の姿に戻すだけじ

ゃなく、人吉市をさらに発展させ、未来への希望につながる復興を目指すことが肝要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今の答弁からも、別に認識は同じということは分かりまして、やっぱり復興計画に入っていましたから、それはそう認識されると思いましたけど、はっきり分かったところです。

それで、中心商店街の再建のほうも重要ですので、それも含めて論議したいと思うんですけど、この質問をするに当たって、「災害の時代に立ち向かう　中小企業家と自治体の役割」という本を読みました。著者は、京都大学大学院経済学教授で自治体問題研究所理事長の岡田知弘氏と、京都大学公共政策大学院修了の秋山いつき氏です。本の内容は、住民が主体で進められていった岩手県陸前高田市や宮城県気仙沼市の例を紹介しながら、復興のためには何が大切なのかというのを学び取ろうというものです。この本の中で、地方自治体の役割として、このような文章が出てきます。被災中小企業の回復力を高めるには、中小企業振興基本条例のような理念条例だけでは足りません。併せて、国や地方自治体による被災地の産業・企業の実態と具体的要望に対応して、時宜にかない柔軟性を備えた復興支援策が必要不可欠ですというものです。今の時期は、とりわけ実態と具体的要望、この書いてあるような、これがとりわけ必要だと思います。また、まちづくりの専門家の方にお伺いすると、復興に向かっている業者の方は、それぞれの思いに向かってパワーを持っている。このパワーを束ねていくのが行政の仕事だと言われました。産業の再建を考えた場合、観光業、酒造業、中心商店街の方々一人一人の意見を十分聞き、反映させることが大切ではないかということをお伺いします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

復興まちづくり及び産業の再建は、行政だけでは到底実現がかないませんので、議員御指摘のとおり、復興計画、また今後策定を目指す復興まちづくり計画におきましては、広く事業者の皆さんの御意見を伺いながら、官民共同で取り組んでいくことが大切であると認識いたしております。

現在、本市復興局におきましては、復興計画に関わる校区座談会、それから各種民間団体ごとの意見交換会を開催し、広く意見を伺う場を設けておりますが、経済部としましても観光団体が主催される観光復興会議や商店街振興組合の会合に職員が出席させていただき、今後の産業再建やまちづくりについて御意見を伺っているところでございます。

産業復興に向けての具体的な取組につきましては、行政主体ではなく、民間事業者の皆様が主役であるとの認識のもとに、一歩前に踏み出そうとされる事業者の皆様のニーズ、パワーを聞き取り、行政として適宜、的確な御支援ができますよう、今後ともきめ細かに御意見

を伺っていきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　今のようにされるようにお願いしたいんですけど、きめ細やかにということで、本当そうしていただきたいんですけれども、いろんな団体と話し合うこともちろんされると思うんですけど、やはりいろんな方のパワーもつかんでいくということでしたので、やっぱりこっちから出かけて行って、一人一人と対談して、団体の中で出た話も、どういうことですかとか聞き取ることとか、いろいろ方向性が違ったところは、これはどうですかとかも話していかなければならない。大変だと思うんですけど、ぜひその辺、努力していただきたいと思うということを申し上げておきたいと思います。

それから、こんなことがありました。中心市街地で商売をしている方や宿泊業者、自然愛好家などの方々と話をすると、中心商店街は緑に囲まれて、歩いて楽しいまちにしたいという共通の思いがあるように感じています。ある方は、青井神社から人吉城までの間の球磨川沿いは、森のようにして散歩もできるようにしたらどうかと言われました。また、ある方は、店舗のなくなっているところには、木を植えて森林公園の中に商店街があるというのはどうか。車の道路は一方通行にして、歩道を広げれば、歩くのも楽しくなるだろうと言われました。また、ある方は、店舗がなくなっても、そこは民地なので、どう木を植えていくかが問題だが、木を植えた方には固定資産税を安くするというものはできないものかと言っておられました。皆さん、ある程度の方向は同じように思っておられるようです。

そこで、中心市街地は緑に囲まれて、歩いて楽しいまちにしたいという共通の思いで住民の意見がそのようにまとまるなら、その方向で人吉市も力を尽くすべきではないかということをお伺いします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

中心市街地活性化につきましては、豪雨災害発災以前から人吉商工会議所に事務局があります人吉ＴＭＯを中心に、リノベーションまちづくりの取組を進めてきたところでございまして、市もこの取組を支援し、官民一体となって推進してきたところでございます。

リノベーションまちづくりとは、戦略的に設定した小さなエリアで、空き家等の遊休不動産や公共機関をリノベーション、再生し、カフェや交流空間、スペースなど、魅力的なコンテンツを新たに創造することで、地域内ビジネスやコミュニティーを新たに生み出し、エリアの価値を高めて、中心市街地の再生を行うといった民間主導による官民共同の公民連携まちづくり手法でございまして、国土交通省も推奨をしている取組でございます。残念ながら、豪雨災害等によりまして、今年度は活動がかないませんでしたが、人吉商工会議所が実施されました九日町の未利用空き地を活用した人吉市復興コンテナマルシェは、まさにこの取組により生まれたアイデアを活用されておりまして、災害後の中心市街地のにぎわい創出に寄

与しているところでございます。コンテナマルシェは期間限定の取組ではございますが、中心市街地の復興に向けて一つの実証的モデルになり得るかと考えております。

このように、個々の小さなエリアにおきまして、民間主導による官民共同の公民連携まちづくりの取組を積み重ねていくことが、中心市街地活性化の手法として重要であると考えているところでもございます。

また、観光事業者が進められております「あかりを灯す」をコンセプトとして、回遊性を高めて、消費を取り込むまちづくりビジョンの策定、商店街組織等が行う復興イベントなど、新たなにぎわい創出に向けた取組を国・県や関係機関と連携し、支援してまいりたいと存じます。

さらに、今後策定されます復興まちづくり計画におきましても、市民の皆様、事業者をはじめ、様々な方々の御意見をお伺いしながら、中心市街地活性化に取り組んでまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　私も一つ、いろいろ聞いて、そんな方向性があるというので提案しましたけど、一番大切なそこの皆さん方の御意見だと思いますので、市はその辺、大いに聞かれて、実際にそこでまとまった方向をぜひ導き出して、その方向に向かって進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。多分、先ほど申したようなのが出てくるだろうと思ってはおります。

それから、こういうのが専門家の方、先ほど述べたまちづくりの専門家の方なんですけど、復興のためには中心市街地に無料で自由に車を置ける駐車場を市が確保すべきだ、そうすることによって人が気軽に集まり、商店街を回遊するようになると言われました。そのような駐車場を確保すべきではないかということをお伺いします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

中心市街地を訪れる方々の駐車場につきましては、ウォーカブルシティ、いわゆる先ほど本村議員が申されました、まち歩きが楽しくなるまちづくりを考えていく上で、中心市街地の近く、あるいはその周辺部において必要性が増すものと認識いたしておるところでございます。

現在、具体的な計画はございませんが、新たな駐車場整備につきましては、復興計画策定後に官民連携で進められます復興まちづくり計画の議論の中で、遊休空き地の利活用についても検討されていくものと考えております。

なお、現在、中心市街地には市直営の駐車場はございませんが、市有地を活用しての駐車場につきましては、九日町札の辻駐車場及び人吉駅前駐車場がございます。いずれも民間団体や企業で運営されておりますが、有料でございます。料金の有無につきましても、今後の

議論となろうかと存じますが、中心市街地には民営の駐車場も数多く点在しておりますことから、民業の圧迫とならないよう慎重に検討していく必要もあろうかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　まずはそれですね。復興まちづくり計画とかで論議されて、それが中心だと思います。また、民業圧迫も考えなきゃならないと思うんですけど、さっきの専門家の方が言われたのは、やはりこの中心街はまた再び復興していただくためには、一つやはり郊外の大型店も非常にやっぱり対抗していかなければならないので、大変な面もあるということが言われまして、そういう面では郊外店、車が非常にそこの駐車場は置けますので、そういう面でもある程度、そういう対策が必要じゃないかということでした。

また、そういう計画を立てるときには、人が回遊する範囲というのがいろいろ研究も進んでいるみたいでして、その辺は専門家の方に聞けば分かるということで、そういう論議もされると思いますけど、ぜひそういうふうに進めていただきたいということだったので、そういうふうに進めていただければと思います。そういう面では、意見が一致すれば、ぜひそういうことも市としても検討していただきたいと思います。

それから、先ほど言いましたけど、今日質問はしませんけど、今後の問題と思いますので、ちょっと途中で述べました。中小企業振興基本条例ですね。これは災害に遭ったところで、被災した自治体で今、その後に結構できているらしいんですよ。そういうことで、復興を気持ちの上でも進めていっているということですね、意識の上でもですね。あるようですので、これはまだすぐすぐという問題ではないでしょうけど、今後、時期的に物が熟成すれば、これも併せて検討していただきたいということを要望しておきまして、復興計画についての質問は終わります。

次、流水型ダム問題についての質問をしてまいりたいと思います。熊本県は２月27日の熊本日日新聞の16面と17面の２面を使って、「球磨川治水～緑の流域治水で命と清流を守る～」というタイトルで、流水型ダムの説明を含んだ広告を出しました。３月６日の人吉新聞にも同じものがチラシとして折り込まれています。市民の中からは、あまりに一方的なやり方だという声や、税金の無駄遣いだという声が聞かれます。そもそも流域治水とはどのようなものであるか、インターネットで調べてみると、これは国交省のページなんですけど、流域治水プロジェクトの説明文の中で、あらゆる関係者、括弧してありまして、国、都道府県、市町村、企業、住民等により、流域全体で行う治水（流域治水）へ転換するためとしています。

このように、流域治水は住民を含めたあらゆる関係者で行う治水です。そういうふうに国交省が言っているわけですね。そうであるなら、本来、住民を球磨川流域治水に参加させ

るべきであり、少なくとも住民説明会を開催すべきだと思います。熊本県は、新聞広告を出すことだけではなく、住民説明会を行うことこそやるべきだと思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　御質問にお答えいたします。

蒲島知事の定例記者会見では、まずは我々が持っている資料をきちんとお出しして、分析し、それが科学的か客観的かということを有識者に見てもらわなければいけない。検証委員会も完全公開にしており、今の段階では全員参加することよりも、治水の計画を早く進め、その後に民意を探っていかなければいけないと発言されています。

今後、国からダムの構造や整備スケジュール、環境配慮などが順次示される過程においても、様々な機会を捉えて、流域住民に説明を行うことで理解を深めるとも述べられており、まずは新聞広告などを活用しながら、幅広く住民へ伝え、有識者の考えも踏まえた上で、しっかりとした治水計画が定まった後に、多くの民意を反映するという知事のお考え、県の方針を尊重してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　まずは、そういうことをするということですが、では次ですね。まずそういう説明だからということみたいですけど、それで先ほど述べましたように、流域治水は住民を含めたあらゆる関係者で行う治水対策です。住民団体が３月８日に熊本県知事宛に提出した抗議文にも、度々の説明会開催の要請を無視したことが含まれています。人吉市として、住民説明会を行うよう、国・県に求めるべきではないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、流水型ダムにつきましては、国を中心に今後、調査・検討が進められていきますが、蒲島知事の御発言どおり、その過程の中で様々な機会を捉えて、流域住民に説明が行われていくものと認識をしております。私自身も引き続き、国・県に対し、できる限り地域住民の方に理解を深めていただけるような方策を講じていただくよう、あらゆる機会に要望してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　住民も含めたあらゆる関係者で行う治水対策、そういうのはぜひ意見も言えるし、質問もできるということですよね。説明だけじゃなくて、一方的だと住民が言うのは、その質問とかできるというような住民説明会ですので、ぜひそういう要望を主張していただきたいということを申しておきたいと思います。

それから、次ですけど、熊本県が出した広告には、堆積土砂の撤去や河道掘削、田んぼダムを実施することなどが載っています。これら治水対策について、これまで国土交通省の取

組はどうだったのでしょうか。それを考えるに当たって、まず熊本県知事のダム白紙撤回後も人吉市は治水対策の要望は続けてきたと思うが、どうであったかお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

平成20年９月に熊本県知事が川辺川ダム建設計画の白紙撤回を表明されております。その後、平成21年１月に設置されたダムによらない治水を検討する場において、ダム以外の治水対策について、国・県、流域市町村と検討し、実施できるものから実施していただくよう要望を行っております。

平成27年３月には、ダムによらない治水を検討する場の検討を踏まえ、球磨川における中期的な治水安全度を確保するための治水対策について議論を行う場である球磨川治水対策協議会が新たに設置され、この場においても早期に実現可能な治水対策の実施について継続してお願いしてまいりました。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　答弁されたように、市も要望はいろいろ治水対策をやっているんですけど、ところがこれまで国交省はほとんど治水対策を進めませんでした。これはあちこちからも意見が出ておりますけど、私が思いつくのは、やったのは大柿付近の球磨川に堆積した土砂の撤去や、人吉橋下流左岸の河川改修くらいです。しかし、熊本県が流水型ダムを容認すると、河道掘削や引き堤、輪中堤、宅地かさ上げ、遊水池、田んぼダムを整備すると言い始めています。これらの治水対策が既に行われていたなら、昨年７月４日の洪水における人吉市の被害はもっと小さかったと思います。行うことができる治水対策を、国交省はこれまでやらなかった不作為は許せないと思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えします。

平成21年１月に設置されたダムによらない治水を検討する場から、平成27年３月にそれを引き継いだ球磨川治水対策協議会が行われた令和元年11月まで、目標流量を定め、治水対策を網羅的に検討し、組み合わせ案ごとの評価を実施するなど、検討が進められてまいりましたが、残念ながら、確定的な結論には至りませんでした。

この間、直ちに実施する対策及び追加して実施する対策として、下流から高潮対策や堤防補強、複数箇所の築堤や宅地かさ上げ、河床掘削や引き堤など、多くの河川改修工事が実施されてきたものと認識をしております。身近なところでは、球磨村小川の導流堤や、先ほどおっしゃいました人吉橋直下流左岸の築堤などが行われておりますし、球磨川水害タイムラインなどのソフトへの取組も補完するものと考えております。そういった中で、令和２年７月豪雨の水害が起きてしまい、これまで以上に規模の大きな水害に備える状況にいたっております。

これからは、新たな組織である球磨川流域治水協議会を中心に、緊迫性のある中で治水対

策が講じられ、実施されていくものと考えており、今後も事業進捗に留意をしながら、同時に我々も流域の一員として流域治水の責務を果たしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　市長の立場からは、そのくらいしか言いにくいのかなと思いますけど、出てきて、案を見ると、いろいろこんなできるじゃないかと思うんですよね、国交省はですね。何で今までやらんのかというような、ちょっとひどいなと私は思うんですよね。もうちょっと早くやれば、本当ここまで人吉市の水害はひどくはならなかっただろうと私は思うと、そういうことは申しておきたいと思います。

それから、新聞広告には流水型のダムのイメージとして、魚が流水型ダムの穴を行き来している絵が描いてあります。そして、横の説明文には、平常時は通常の川が流れている状態であり、ダムの上下流の連続性が保たれるため、水や土砂、生物の移動が可能となり、自然に近い環境に近づけることができますと書いてあります。人吉市は、魚が流水型ダムの穴を行き来しているようなダムの例を知っているかお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

熊本県知事が示された緑の流域治水構想は、命と清流を共に守ることの実現に向け、自然環境との共生を図りながら、流域全体の総合力で流域住民の皆様の安全・安心を実現するというものです。

本構想による新たな流水型ダムは、洪水調整専用のダムであり、先ほど議員もおっしゃいましたように、平常時は通常の川が流れている状態で、ダムの上下流の連続性が保たれるため、水や土砂、生物の移動が可能となり、自然に近い環境に近づけることができるとされています。アユを描かれているのは、このことを表現している構図ではないかと推察いたします。従来のダムの概念を変え、国の最高・最新の知見をもって、対策が講じられるものと確信をしており、そのための調査費や環境対策への予算も確保されたものと存じます。

先ほども申しましたが、今後、ダムの構造や整備スケジュール、環境配慮などが順次示されていく過程でも、命と清流を共に守ることが担保されますよう、これからも国・県に強く要望してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　ダムの名前は出てきませんでしたので、つかんでいるということではないと受け取っておきます。

それで、実際どうなんですか、これまでの例ですね。インターネットで見ることのできる西日本新聞ｍｅは2020年11月20日に、「流水型ダム完成まで10年超」、「環境保護住民合意課題山積」というタイトルの記事を載せています。その中には、「流水機能のある全国570ダ

ムのうち、流水型は2006年完成の益田川ダム（島根県）など５つ、立野ダム（熊本県）など、９基で事業が進む。益田川ダムをめぐっては、島根県による06年度の環境調査で、構造物がアユの遡上を一部阻害していたことが判明。県は、08年の調査では、アユは確認され、大きな影響はないとするが、その後、調査はしていない。アユが減ったという住民の証言もある。」と書かれているんですね。

そして、島根県のホームページを見てみますと、平成18年度、益田川ダム環境モニタリング調査結果概要を見てみますと、ダム構造物によるアユの移動性の阻害要因としては、スリット下流側の水路部が挙げられるとしています。非常に熊本県、理想的には絵を描いておられたんでしょうけど、広告で掲載した絵は現実には合ってないのは明らかであると思うということを私も述べておきたいと思います。

それから、次の質問に移りますが、ダムに反対する住民団体は、ダムの穴が詰まってしまうことの危険性をこれまで訴えてきました。ところが、流水型ダム推奨の専門家からも、同様の指摘がなされることが分かりました。流水型ダム推奨の第一人者である京都大学防災研究所の角哲也教授は、共同研究者である国立研究開発法人土木研究所の高田翔也氏とともに、「ダム常用洪水吐ゲートの機能低下に伴う洪水リスク評価に関する検討」という論文を書いています。川辺川に計画されている流水型ダムでは、穴にゲートが設置されるようになっています。この論文では、2017年８月に長野県の裾花ダムで、堆積や木によりゲートがおよそ４か月にわたって開閉不能となった例を紹介し、ほかのダムでも起こる可能性を報告しています。

このように、堆砂や木で穴が詰まるか、ダムのゲートが開かなくなったら、短時間にダムが満杯になって、たまった水が流れ出て、下流では急激な水位上昇が起こると思わないかということをお伺いします。

○市長（松岡隼人君）　お答えします。

流水型ダムの最大の長所である、通常は自然に近い環境が保たれるということを認識しておりますが、指摘されている課題があることも理解をしているところでございます。洪水吐等の水が出る穴の部分が、流木や土砂で閉塞しないよう別途対策が必要であり、今後さらに技術が高められる治水施設だと存じます。

その対策としまして、洪水吐ののみ口の手前に網製スクリーンを設置する、また上流側に流木捕捉施設の設置を行い、流木等の流入を防ぐことをはじめ、そのほかにも最高・最新の技術により十分な対策が講じられていくことで、議員御指摘の御心配等も解決をされていくものと認識をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）　スクリーンを置くとか言っていますけど、土砂だとか大量の木が来た

ら、そこさえ詰まってしまうことも非常に考えられるわけですよね。とりわけ川辺川筋はあまり土砂の状況が安定していない。特に川辺川の右岸側、そういうような状況もよく住民が知っていますもんね。非常にあそこ崩れやすいんです、右岸側はですね、予定地上流側。そんなのを考えれば、このダムに土砂が詰まってしまうことも考えられないこともないと思います。そういった面で、ダムというのはやはり抜本的な治水対策にはなり得ないと私は思うところです。アユの遡上もある程度阻害しているし、前申したように、ダムと同じ構造の砂防堰堤などでも、濁りが長期化するなどのことが起こっています。最初の質問で言いましたけど、人吉市の復興のためには、球磨川がやっぱり清流であることを保つことが非常に必要だと思います。そういった面では、やはりダムによるものではなくて、私はダムによらない治水対策こそ進めていくべきであると思うということを申しまして、私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時06分　休憩

午後３時36分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　ここで、12番、井上光浩議員から発言の訂正の申出がございましたので、これを許可します。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇）　12番、井上光浩でございます。

先ほど一般質問時に、発言いたしました部分に訂正箇所が出ましたので、ここで訂正をお願いを申し上げたいと思います。

先ほど、私の一般質問の中で、「８月13日、滞留郵便物の配達完了」という発言をいたしましたが、御指摘をいただきまして、正確に「８月13日、滞留郵便物が一部未配達であったものの」ということに訂正をお願いをいたします。繰り返します。「８月13日、滞留郵便物の配達完了」と発言をいたしましたが、「８月13日、滞留郵便物が一部未配達であったものの」に訂正をお願いをいたします。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、一般質問を続けます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）（登壇）　皆さん、こんにちは。本日の５番バッター、10番議員、平田

清吉でございます。

これから、しばらくの間、私の一般質問にお付き合いをお願いいたします。

今回の私の一般質問の項目は、市民の声からの３項目、１つは昨年７月豪雨災害からの復旧・復興まちづくり計画について、１つは７月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症に対する税等の減免措置について、１つは小中学校の運営についてを通告しておりますが、通告書の中に誤字があったり、場合によっては質問内容がこれまでに質問された議員と重複している部分がありますので、議長の許可を得て割愛させていただくところが出てくるかと思いますので、その都度、修正及び訂正をさせていただきます。

それでは、質問に入ります。第１項目め、昨年７月豪雨災害からの復旧・復興まちづくり計画についての第１回目です。災害からの復旧・復興の現状と今後の対応についてお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、御質問にお答えいたします。

今回の災害で、本市は20名もの貴い人命のみならず、住宅や車をはじめとした財産、職場や農地などの仕事、道路・橋梁といったインフラ、さらには地域コミュニティーなど、本当に多くのものを失いました。本市としましては、一日も早い復旧を実現するため、できることはすぐに、そして全てやるという考えのもと、国や県と連携して災害復旧に取り組んでまいりました。

まず、住まいに関しまして、13か所の応急仮設住宅が昨年12月には全て完成し、380戸の住まいを確保するなど、みなし仮設住宅などの活用もあわせまして、住居被災された方に対する当面の住まいの確保を行うことができました。

次に、被災した事業者の方に対しましては、なりわい再建支援補助金や持続化補助金など、国の事業者支援策の活用をサポートするためのワンストップ総合窓口、人吉なりわい再建サポートセンターを県及び商工会議所と連携して、昨年８月に開設するなど、事業者の皆様の再建に対する支援を継続しております。

また、本市が昨年12月に整備しました仮設商店街モゾカタウンを皮切りに、商工会議所が整備されました人吉復興コンテナマルシェが今年１月にオープン、さらには営業を再開した店舗も出始めておりますなど、少しずつではありますが、まちに明かりがともり、まだまだ一部ではありますけれども、にぎわいを取り戻しつつある面も出てきております。

しかしながら、復旧・復興への道のりはまだまだ遠く、また本市のみでできることには限界があることから、今後も国や県との連携を強化するとともに、市民の皆様、地域、そして企業や団体、大学等と一丸となって取り組んでいく必要がございます。

今後は、復興計画に掲げております将来像「～希望ある復興を目指して～球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」を念頭に、引き続き復旧・復興に着実に取り組むとともに、被災地域ごとの復旧・復興の在り方や、土地利用を含めた復興まちづくり計画

の策定を進めることとしております。

計画を具現化することによりまして、単に被災前の状態に戻すだけはなく、本市が有する豊かな地域資源を磨き上げまして、未来を見据えたまちづくりに取り組むことで、例えば市民の皆さんがここに残りたい、ここに住み続けたいと感じることができ、さらには国内外の多くの方々が訪れたい、住みたいと思えるようなまちづくり、そして仕事づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　続きまして、被災した家屋の復旧・復興についての質問のうち、公費解体及び自費解体、それぞれの申請件数と進捗状況については、既に徳川議員から質問がありましたので、この部分は議長の許可を得て割愛いたします。

続きまして、２回目。家屋を被災された方で、応急修理において、家屋の再建をされている方の進捗状況について、応急修理要件を含めてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

被災家屋の応急修理の進捗状況につきましては、本年３月８日現在の修理申込件数が1,030件、そのうち完了報告があっている件数が819件でございます。災害救助法の応急修理につきましては、基本的に建設型応急住宅――仮設住宅のことでございますけれども――仮設住宅との併用はできないことになっておりますので、在宅避難者のほか、家屋の修理が終わるまで、避難所や親族宅などに避難されていた方などが利用されております。

また、災害から修理が終わるまで６か月を限度として、賃貸型応急住宅――みなし仮設住宅のことでございます――賃貸型応急住宅や市営住宅の併用が可能となっておりまして、そこへ仮住まいをしながら応急修理をされている方もおられます。なお、被災した自宅を修理して住まわれる方の大半は応急修理を利用されておられますけれども、仮設住宅を利用しながら自費で修理される方、資金的に余裕があり自費で修理される方、材料などを購入し自分で修理をされる方など、応急修理を利用していない方も少数ではございますが、いらっしゃる状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　現在、市民生活の安心・安全の具体策が示されず、実行されない現状において、被災を受けた土地・家屋の応急修理での再建は不安が残るものがあります。また、人材不足等による応急修理費の高騰により、応急修理が進められないのではと推察いたしております。特に安心・安全がもてる治水対策等を早急に進められることを願います。

続きまして、３回目。被災した農地及び農業用施設の復旧・復興についてお尋ねいたします。昨年７月豪雨災害を受け、被災した農地や農業施設等の被災状況をつぶさに見てみます

と、被災を受けた本市の大半の農地や農業用施設は、農地や畦畔ののり面がえぐられ、農道や用排水路等が崩壊、流失し、今年の稲やたばこの作付けは断念せざるを得ない状況にあるのが大半であります。

よって、この農地や農業用施設の災害復旧に当たっては、２年から３年、いや、それ以上の長年を要するものと考えられます。しかし、中には増水した河川の氾濫による浸水被害はあったものの、農地や農業用施設は泥流による浸水被害のみで、比較的に被害が軽微であったところとか、農地や農業用施設内に少なからず堆積土砂は見られるものの、流木とか瓦礫、石とかの流入は少なく、軽微な被害で済んだところもあります。

このように、被害が比較的軽微なところでは、用排水路と、俗に農業用施設というんですけれども、復旧工事を遅くとも今年４月いっぱい、または遅く見積もっても５月中旬までに早急に実施すれば、今年の作付けは可能になるのではないかと思われるところも見られます。

そこで、早期復旧により、耕作者の生産意欲を維持し、農作業の喜びを提供できるとともに、荒れ地を作らないという、このような背景が見られるにもかかわらず、農業者に寄り添った農地や農業用施設等の早期復旧・復興工事が見られないのはなぜか疑問に思っているところです。

そこで、これまでの農地や農業用施設の災害復旧の経緯と今後の復旧工事の進め方はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

これまでの経過でございますが、今回の災害は球磨川流域のみならず、市内全域に甚大な被害をもたらしましたことから、現地において詳細な調査を必要としない、いわゆる災害の簡易的な査定で認めていただいているところでございます。被害を受けた箇所のうち、災害査定として国に認めていただきました箇所数は、農地142件、農業用施設201件でございました。

次に、補助率の決定が経過の中でございます。農地及び農業用施設の災害復旧事業の基本補助率は、農地50％、農業用施設65％でございますが、全体の災害査定金額に対する農家１戸当たりの復旧事業費が国が決めた金額を超えた場合に高い補助率となる高率補助が適用されます。農家１戸当たりの復旧事業費が高いほど、補助率のかさ上げが大きくなりますので、被災施設の管理区域と受益者を特定しまして、災害査定金額をもとに農家１戸当たりの負担額がどれくらいなのかを算出し、補助率増嵩の申請を行う必要がございます。短い期間における資料作成でございましたが、少しでも農家の皆様の御負担を軽くできますように、高率補助の適用に向けて努めてまいりまして、補助率のかさ上げを行い、補助率増嵩の申請を行ったところでございます。国へ申請しました補助率増嵩が認められますと、補助率の決定となりますが、現在はその補助率の決定を待っている状況でございます。

２点目の今後の進め方でございますが、簡易的な災害査定は統一的にパターン化された単

純な断面で災害査定を受けておりますので、まずは査定を受けた図面で発注が可能か、図面が現地にそぐわない箇所につきましては、現地調査が必要かどうかの選定を行っております。この選定で農業用施設で農家負担を伴わない簡単な復旧工法、例えば水路閉塞などで査定を受けた図面での発注が可能と判断した被害箇所につきましては、利用される耕作者等の工事同意がそろいまして、工事発注の準備や計画変更などの手続を行いながら、早期発注に向けて取り組んでまいります。

農地の土砂流入につきましても、簡単な工法でございますが、農地は個人が所有されるものでございますので、受益者負担金が発生いたします。補助率決定がされておらず、農家１件当たりの負担額を示すことが難しい状況でございますので、受益者負担額として事業費の補助残を負担することに同意する申請書、農地の災害復旧申請書の提出ができない農地が、今のところほとんどでございます。農家の負担額同意を示します農地の災害復旧申請書の提出、また利用されます耕作者の工事同意が被災箇所としてそろいました地区につきましては、順次、工事発注に向けて取り組んでまいります。

また、農家負担金の目安となります金額の提示につきましても、３月中旬を目途としまして、概算の金額を提示することができないか、現在検討しているところでございます。

また、のり面が崩れているなどの査定を受けた図面が、現地にそぐわない箇所については、現地における詳細な調査が必要となりますので、査定で認められた内容の変更を整理いたしまして、国や県に計画変更申請を行う必要がございます。この計画変更を行うためには、詳細測量設計が必要となってまいりますので、まずは計画変更を行うための業務委託に向けて準備を行ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで会議時間を延長いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　確かに自然災害ですので、誰が悪いわけではないのでしょうが、これだけの激甚災害にあっては、耕作者の個々人の力では復旧し難いものがあり、行政に頼るところ大なるところであります。農地及び農業用施設の早急なる復旧をお願いいたします。

続きまして、被災した農地の耕作者においては、耕作者自身の高齢化やいつ復旧できるか分からない農地を見るたびに耕作意欲が薄れ、被災した水田や畑の耕作を断念せざるを得ない状況が生まれています。また、中間管理機構を通して、あるいは個々人間で農地を貸借していた人からの声では、先ほど述べたとおり、いつ復旧するか分からない農地の貸借契約において、耕作できなくても貸借契約金が発生するため、貸借契約を貸借契約期間中にあっても解約した人もいるやに聞いております。そのため、今後、豪雨災害の被害を受けた本市の田畑においては、耕作放棄地や荒廃地が出てくるのではないかと危惧しております。

そこで、被災した農地の耕作者の生産意欲について、どのように意向確認しているのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

被災した農地の耕作者の生産意欲について、どのように意向確認しているかとの御質問でございますが、貸借契約をされておられる方でお答えさせていただきます。

まず、農地中間管理機構、熊本県農業公社は、農用地等を貸したいという農家（出し手）から、農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）へ、農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受皿となる組織でございます。

被災後の農地中間管理機構の方針としましては、被災前に農地中間管理機構と耕作者との間で貸借契約をしておりました農地につきましては、双方合意のもとで行う合意解約は行わず、耕作者に収入がなかった場合や、収入が著しく減少した場合に限り、国の補助金で小作料の全額または一部を立替払いする予定とのことでございます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借契約でございますが、令和３年２月末時点で、被災前に所有者と耕作者の間で貸借契約をしておりました約4.8ヘクタールにつきまして、被災した農地の次期作の見込みが立てられないといった理由から、双方合意のもとで解約され、所有者に農地を返されている状況でございます。被災後も営農を継続される方で、新たに被災されていない農地を、貸借契約をされている農地が令和３年２月末時点で約2.3ヘクタールございますが、被災した農地の耕作者の生産意欲につきましては、把握はいたしておりません。令和２年度に実施を予定しておりました、人・農地プランの実質化に向けた話し合いが、新型コロナウイルスの感染拡大防止と７月豪雨による影響で実施することができませんでしたので、令和３年度に市内16地区で人・農地プランの実質化に向けた話し合いを、農業委員会等々の関係機関と連携いたしまして実施してまいります。各地区の話し合いの中で、被災した耕作者の生産意欲についての把握にも努めてまいりますとともに、地区の実情に寄り添ったプランの作成や支援を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　稲作は水がないと作ることができません。農業用施設、これを早急に復旧して、水だけは通していただければ、耕作者の責任でもって耕作できると思いますので、まずもって農業用施設、これの復旧をお願いしておきます。

続きまして、昨年の７月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症に対する税等の減免措置においてお尋ねいたします。第１回目、７月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症に対する現時点における減免額と件数はどのくらいあるのか。また、税の減免の要件はどのようなものがあるのか。令和３年度の減免措置はどうなるのか。また、公費解体や自費解体をした場合、また公費解体や自費解体を予定している家屋について、令和３年度の固定資産税や都

市計画税はどのようになるのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害による市税等の減免額と件数でございますが、令和３年１月末現在におきまして、市民税１億717万6,400円、2,158件、固定資産税、都市計画税１億943万8,100円、2,039件、国民健康保険税7,919万9,500円、872件、このうち収入の減収による減免額が297万6,600円、20件、介護保険料6,448万9,000円、1,886件、このうち収入の減収による減免額が155万1,600円、32件、後期高齢者医療保険料3,272万7,500円、904件、このうち収入の減少による減免対象はございませんでした。

次に、新型コロナウイルス感染症による減免額と件数でございますが、国民健康保険税1,385万2,400円、66件、介護保険料400万8,700円、44件、後期高齢者医療保険料８万9,000円、１件でございます。

続きまして、減免の要件でございますけれども、まず令和２年７月豪雨災害による減免の要件についてお答えいたします。市民税につきましては、納税義務者が死亡した場合、納税義務者が一定程度の障害者となった場合、災害を受けた者の居住に係る住宅につき災害により受けた損害の程度が半壊、大規模半壊、若しくは全壊であるもの、または居住に係る住宅の家財につき、災害により受けた損害の金額から保険金、損害賠償金等により補塡されるべき金額を除いた家財の価格の２割以上であるもので、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合が要件となるものでございます。

固定資産税、都市計画税につきましては、土地が流失、埋水没または崩壊し、作付け不能または使用不能となった被害が２割以上の場合、家屋の被害が２割以上あった場合、償却資産が全壊し、使用不能または損傷し、修理が必要となった場合が要件となるものでございます。

国民健康保険税につきましては、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯、災害により被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入等が３割以上減少する見込みである場合において、前年の合計所得金額が1,000万円以下、かつ収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計が400万円以下の世帯、主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯が要件でございます。

介護保険料につきましては、居住する住宅に損害を受けた被保険者、主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者となり、または重篤な傷病を負った被保険者、主たる生計維持者の行方が不明となった被保険者、主たる生計維持者の事業収入等が３割以上減少する見込みである場合において、前年の合計所得金額が400万円以下の被保険者が要件でございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、国民健康保険税に準じるものでございます。

以上が、７月の豪雨災害による市税等の減免の要件でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症による減免の要件でございますが、国民健康保険税につきましては、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、主たる生計維持者の事業収入等が３割以上減少する見込みである場合において、前年の合計所得金額が1,000万円以下、かつ収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年所得の合計が400万円以下の世帯の方が要件となるものでございます。

介護保険料につきましては、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った被保険者、主たる生計維持者の事業収入等が３割以上減少する見込みである場合において、前年の合計所得金額が400万円以下の方が要件となるものでございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、国民健康保険税に準じるものでございます。

以上が、新型コロナウイルス感染症による減免要件でございます。

なお、ただいま御説明いたしました各減免の申請期限は令和３年３月31日までとなっております。

続きまして、令和３年度の減免につきましては、厚生労働省から国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料が令和３年２月17日付、介護保険料が令和３年２月19日付で、各都道府県に対し令和２年７月豪雨に伴う災害により被災した被保険者等に係る保険税・料の減免に対する財政支援の基準についての通知がなされているところでございますので、今後、本市におきましても減免規則を整備し、当初課税後、速やかに減免手続が行えるよう、開始できるように準備を進めてまいります。

続きまして、公費解体や自費解体をした、または予定している家屋について、令和３年度の固定資産税、都市計画税についてのお尋ねでございますが、家屋に係る固定資産税、都市計画税につきましては、毎年１月１日現在において存在している家屋に対して課税されるものでございます。従いまして、令和２年中に公費解体等で滅失した家屋につきましては、課税対象とならないものでございます。また、既に公費解体等の申請手続を終えたものの、令和２年中に解体ができなかった家屋につきましては、本年１月１日現在において存在していることになりますので、一旦、令和３年度の課税対象とさせていただきますが、被災により解体となる点を考慮いたしまして、その分に関する税額は減免の取扱いとさせていただく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　本市の税収面におきましては、この７月豪雨災害と新型コロナウイルス感染症に対する被害の影響により、大きく減少しており、これからもさらなる財政健全化に努めなければ、今後の行政の運営にも深刻な影響があるものと考えます。

続きまして、７月豪雨災害後の人口の移動状況について、本市外地へ転出された方の人数はどのようになっているのか、また被災者の市内外の移動状況はどのようになっているの

かお尋ねいたします。

なお、この一般質問の通告書では、言葉では移動、異動ということで、漢字のほうが分かりませんけれども、この移動というのは異なるほうの異動ということらしいですので、そこを訂正させていただきます。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

７月豪雨災害後の人口の異動状況ということで、市民課に届出がありました転出者の人数について御報告させていただきます。これは被災者以外の方も含まれている人数でございます。７月豪雨発災日の令和２年７月４日から令和３年２月末日までの期間で調査いたしましたが、人吉市から他市町村へ転出された方の人数は807人でございます。このうち、転出者が30人以上の町内は鬼木町36人、瓦屋町48人、西間下町31人、相良町37人、上薩摩瀬町35人、下薩摩瀬町68人、下林町68人となっております。また、参考といたしまして、昨年の同じ期間の転出者の人数は595人でございまして、昨年より212人転出者が増えている状況でございます。

また、被災された方の市内外での異動状況についての御質問でございますが、住民異動届の際には被災者か被災者でないかの判別をいたしておりませんので、被災された方のみの異動状況につきましては把握していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　異動状況につきましては、転出者自身に注意深く尋ねて把握しないと、災害によって転出されたのか、そうでないのかというのは把握できないものと思われます。確実な把握をされておかれたほうがいいのではないかと思います。

続きまして、本市で７月豪雨災害の被害を受けられた被害者の方が本市外へ転出する場合、税及び医療費等の減免について、転入先の市町村役場においてどのような手続が必要なのかを、どのように説明をして送り出されているのかお尋ねいたします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

被災された方の転出時の国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免につきましては、厚生労働省から令和２年７月豪雨災害により被災した被保険者に係る税・料について、減免申請の基準が示されているところでございます。これに基づき、被災された方が転出される場合は、更正通知書に減免のお知らせを同封して減免申請の周知を行っているところでございます。

次に、医療費等の減免につきましては、一部負担金の免除に係る取扱いが条例等に基づいて実施されることになっており、それぞれの市町村により、手続方法、対象者の範囲等が異なることが考えられるところでございます。このため、被災された方が転出される場合は、転出先の市町村にお尋ねいただくよう御案内しているところでございます。

今回、転出先で必要となる書類等について御案内ができていなかったということでございますので、今後は転入先で手続に迷われることのないよう、これまで以上に丁寧な説明に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　なかなか大きな災害被害を実際に経験した市町村でないと、税及び医療費等の減免申請等の手続の受付は、減免要領がわからず困難を要するかもしれません。被災証明書を提示しても、その当時の写真はなかったかとか、罹災証明書を提出しても家財道具が被災したような写真とかの提示がなければ、なかなか受け付けてもらえず、何回も転入先の市町村に足を運ばなければいけなかったという事例がありましたので質問させていただきました。

続きまして、小中学校の運営について、第１回目ですが、本市内の小中学校における不登校児童の現状について、不登校児童・生徒数、その推移及び不登校児童・生徒への対応についてお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

今年度の市内不登校児童・生徒数につきましては、２月末現在におきまして、小学校が12人、中学校が29人、合計41人でございます。過去５年間の不登校児童・生徒数は、平成27年度が33人、平成28年度及び平成29年度が27人、平成30年度が33人、令和元年度が37人となっております。

不登校児童・生徒への対応につきましては、各学校におきまして不登校対策のマニュアルを作成し、校内組織として不登校対策委員会等を設置するなど、個々の事例に対して不登校の理由であったり、対応策を検討しているところでございます。

また、不登校状態にある児童・生徒及び登校しぶりの傾向が見られる児童・生徒に対して、学級担任だけではなくて、学年主任であったり、不登校対策担当の職員であったり、養護教諭、生徒指導担当職員等、さらには管理職等が一体となって学校総体として当たっているところでございます。さらに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、医療機関等、専門的な知識を有する機関との連携も図りながら取組を進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、学校から毎月、月初めに定例報告としまして、前月末までの不登校児童・生徒の状況につきまして報告を受け、教育委員会議、小中学校長会議、教頭主幹教諭会議におきまして、情報の共有や意見交換を行っております。

さらに、子ども・子育て相談員、人吉っ子アドバイザーを教育委員会に配置しておりますので、きめ細やかな教育相談の実施であったり、また学力保障を目的とした適応指導教室を設置するなど、可能な限りの不登校児童・生徒の支援を行っておるところでございます。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う約２か月間の学校の臨時休業があり、また７月には豪雨災害にも見舞われました。そのことから、不登校の要因になったのではないかと考える児童・生徒もおります。引き続き、学校及び関係機関と連携しながら、児童・生徒一人一人への寄り添い、さらには支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　不登校の児童・生徒数は毎年変わらないような人数、人員がおられます。年々少なくなっていくように御指導していただければと、ゼロになるように本来であれば、していただければというふうに思います。

続きまして、来年度から35人学級及び教科担任制の導入が文部科学省の推奨で進められようとしておりますが、本市におきましては各小中学校でどのような対応となるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　それでは、お答えいたします。

議員御承知のとおり、公立小学校の学級定員につきまして、来年度から５年間をかけて全学年を一律35人学級にする――現在は40人学級でございます――公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の改正案が先月、閣議決定されました。小学校の35人学級につきましては、来年度に小学２年生から着手し、令和７年度までの５年間で順次、小学校６年生まで実施することとなっております。熊本県では、小学２年生は県独自の施策で、既に35人学級が実施されていることから、来年度、小学校に大きな変化はございません。ただ、先月、県教育委員会より、市町村立中学校の１年生を対象に、35人学級を導入することが発表され、来年度から中学１年生は35人学級となります。

35人学級化に伴いまして、教職員の定数も増えることになりますが、少子化に伴う児童・生徒数の減少であったり、現在、追加配置されている教員から付け替えというような手法で、それに変えるということになりますので、大幅な教員数の増加にはならないという発表がなされております。今年１月15日現在、来年度の市内中学校通常学級１年生の生徒数は、第一中学校が150人、第二中学校が123人、第三中学校が10人となっておりますので、学級数は第一中学校が５学級、第二中学校が４学級、第三中学校が１学級となる予定でございます。

次に、教科担任制についてのお答えをいたします。教科担任制は、公立小学校の授業の一部を担任以外の教員が受け持つ制度で、令和４年度から全国で本格導入される方向で、現在、中央教育審議会で具体的な内容や方法が検討されているところでございます。対象は５・６年生で、教科も全部ではなく、一部になる見通しです。専門性を持った教員が指導することで、より分かりやすく、質の高い授業にするというのが最大の目的です。

中央教育審議会は、導入する教科の例として、中学校での学習を見据え、より系統立った教え方が望ましいという理由で、英語、理科、算数を挙げています。いずれも専門性や中学

校との系統性が高い教科です。ただ、どの教科で導入するかは、自治体や学校に一定の裁量が認められることになる見通しです。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　35人学級及び教科担任制の導入については、私自身では多くの教員を必要とするのではないかというふうに思っておりましたが、現状の職員数で対応していくということで、これはそういうことでありましても、国・県へ教職員の増員を要望されていただくことをお願いしておきたいと思います。

続きまして、本市におきましても常に大小のいじめ問題が発生したり、児童・生徒の生活環境の変化により、不登校事案に発展しているやに聞いております。このいじめ問題について、いじめ事案数や対応、未然防止と解決に向けた取組をどのようにされているのかお尋ねいたします。また、重大ないじめ問題における調査委員会におきまして、今後、弁護士等を入れるような必要があるかと思いますが、この点についてもお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

昨年12月に実施しました熊本県心のアンケートの調査結果では、今の学年になっていじめられたことがあると回答した小学校の児童は168人、中学校生徒は19人でした。児童・生徒の割合は、ここ数年、大きな変化は見られません。いじめられたことがあると回答した児童・生徒の人数は、小学２年生が最も多く、学年が上がるごとに減少します。この傾向もここ数年、変わることはございません。

いじめの具体例として最も多かった内容は、ひやかし、からかい、言いがかり、脅し、そして遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりするの順になっております。市教育委員会としましては、人吉市学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止と早期発見・早期解消、解決に学校と連携し取組を進めております。各小中学校におきましては、学校いじめ対策委員会等の組織をつくり、いじめの早期発見・早期解決に努めるとともに、いじめを許さない学校づくりを進めているところでございます。

いじめられたことがあると回答した児童・生徒に対しては、丁寧な聞き取りをはじめとした教育相談を実施しております。いじめと認知された場合、詳細を確認し、いじめたとされる児童・生徒に対して事実を確認し、学校総体で指導を進めているところでございます。

また、個々の事案に応じて、家庭にも連絡・相談等を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、関係機関と連携した取組も行っております。また、教育委員会の附属機関として設置されております人吉市いじめ問題対策連絡協議会におきまして、個々のいじめ事案に対する指導や助言をいただき、問題の解決に生かしているところでございます。しかしながら、いじめアンケートの結果でもお分かりのとおり、依然としていじめはなくなっているわけではございません。スマートフォン等が身近なものになるに連れて、ネッ

ト上のトラブルも広がりを見せてきております。

今、御質問の中に重大事態となったときに、弁護士のほうを入れることはということでございましたが、この重大事態と認められたときには調査委員会が立ち上げられて、実際に弁護士さんが入ってもらっております。いじめは特に、ときには人の生命に関わることもある重大な人権侵害であり、どんな理由であっても決して許されるものではございません。このことは誰もが認識して、教育委員会としましても今後もいじめの未然防止と早期発見・早期解決に向け、関係機関、さらには学校、そして家庭ともしっかり連携を取りながら取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　10番。平田清吉議員。

○10番（平田清吉君）　先ほど池田議員の質問でもありましたが、いじめた方は忘れがちです。いじめを受けた方は一生忘れることなく、最悪、不登校を生み、対人恐怖症を生み、会社勤めができなくなり、家庭でのひきこもりを生む結果となっていることもあります。いじめに対する適切な対応をお願いいたします。

続きまして、令和２年度教育委員会の事務に関する点検評価報告の質問につきましては、議長の許可を受け、質問を割愛させていただきます。

最後になりましたが、今月３月31日をもって定年退職される方々の今後の御活躍と御健勝を御祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時30分　休憩

午後４時44分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　14番議員の福屋法晴です。

通告は、新型コロナウイルス対策からワクチン接種について、東京2020オリンピック大会から聖火リレーについて、市民の声から御溝川についての３点通告していますので、通告に従い質問をしてまいります。

まず初めに、新型コロナウイルス対策からワクチン接種についてお尋ねをしていきたいと思います。３月定例会の全員協議会において、新型コロナウイルスワクチン接種対応について説明をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの住民接種に向けた準備を行い、ワクチン供給後、速やかに住民への接種を行えることを目的とするとの説明でしたので、質問をしてまいります。

昨年３月定例会でも質問をいたしましたが、こんなにも脅威を感じるとは当時考えもしませんでした。現在、全ての行事が日本中から消え、暗黒の時代が訪れたのではないかと感じております。１年前に日本において新型コロナウイルスが確認されてから、これまでの人吉市における感染対策についての取組と、感染者が確認されてからの感染状況及び対策、市民への周知についてお尋ねをいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、議員おっしゃいましたとおり、国内初の感染者が令和２年１月16日に確認をされまして、熊本県では令和２年２月21日に初感染者が公表されております。

本市におきましては、熊本県で感染者が確認された翌日の令和２年２月22日に第１回目の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置をいたしまして、これまで24回の本部会議を開催をしているところでございます。直近におきましては、熊本県の緊急事態宣言が解除される見通しによる対策会議を令和３年２月16日に開催をしております。会議の内容につきましては、感染状況の確認、それから各部局の取組状況の報告、市主催行事の中止、延期及び公共施設の閉館等の検討など、感染拡大防止対策に係る審議を行っているところでございます。

それから、本市の感染者状況でございますが、令和２年８月に初めての感染者が公表されまして、これまでに36例の感染者が公表されております。一時期は人吉保健所管内におきましてクラスターが発生し、感染状況が懸念されておりましたが、現時点では熊本県独自の緊急事態宣言による措置が解除され、本市においての感染者の公表は２月17日が最後となっております。全国的に感染者数は今減少しておりますけれども、御承知のとおり、大都市部では減少が鈍化しているとして、まだまだ緊急事態宣言が延長されている状況にあるということでございます。

それから、本市の感染防止対策の取組でございますが、市役所などの公共施設におきましては、入り口におけるアルコール消毒ですとか、非接触型の体温計の設置、窓口等へのパーティション設置などの対策を行っているところでございます。今しばらくは気を緩めず、マスクの着用ですとか、こまめな手洗いといった基本的な感染症防止対策を実践していただきますように、市民の皆様へ引き続きお願いをしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　公的機関では、しっかりと対応しておられるということで安心をしております。

それでは、人吉市において感染者が確認された後、何が一番大切か、市民に対して広報活動を行う必要があったのではないかと思いますが、感染対策についての情報説明が明確にされていないように思います。

お尋ねいたします。人吉市独自の周知の仕方があったのではないかと思いますが、情報手段がない市民はうわさ話から情報に頼らなければなりませんので、正確な情報を知り得ないと思います。このことについてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

感染された方の情報でございますが、全て熊本県が厳重に管理、把握されておりまして、感染者が発生した場合は、速やかに感染拡大防止に向けた調査を実施されて対応されているという状況でございます。

具体的な検査の範囲ですとか、個人情報などが人吉市へ報告されることはございませんので、本市において把握できるのは熊本県がホームページ上で公表される情報のみということでございます。

本市における感染者の状況の周知方法でございますが、熊本県がホームページで公表された県全体の感染者情報から、本市居住者情報のみを人吉市のホームページに記載をしまして、原則、毎日更新を行っております。

熊本県や報道機関から感染者の発表がございますと、本市には様々なお問合せがございますが、中には情報源が不明な誹謗中傷、うわさ話などによる推測のお問合せが多々ございます。そのため、熊本県が公表される情報の中で、本市で把握できる全ての情報を本市民を特定する個人情報が含まれていないことを確認した上で、本市のホームページにも掲載をしておるという状況でございます。

感染者の情報ですとか、感染拡大防止の対策に対しての周知でございますけれども、広報やホームページ、また防災行政無線によって、市民の皆様に確実な情報と感染状況のレベルに応じた情報の周知に努めてまいりましたけれども、今後も感染拡大防止に係る啓発ですとか、感染者や関係者に対する差別や偏見、不当ないじめ等が行われないよう、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　周知については分かりましたが、７月の豪雨災害があっておりますので、いろんな場所に避難されておりますので、できたら私は例えば広報車あたりを回すのもいい考えじゃないかなということを申し添えておきたいと思います。

それでは、現在、日本において新型コロナに対するワクチン接種が開始されました。これまでの説明では、３月には65歳以上の方から始められるとのことでしたが、人吉市においていつからワクチン接種が行われるのか、今後の予定についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

当初は３月中の接種開始ということでございましたが、ワクチンの供給状況によりまして、４月からの接種と変更になっております。本市には県からワクチン配分案として、来月４月

12日の週に195瓶、これはバイアルと申しますけれども、975回分が入った１箱と、４月26日の週に同じく１箱が配分される予定と連絡がまいっております。ワクチンが届きましたら、できるだけ早い接種開始ができますよう、関係機関と調整を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　それでは、人吉市でのワクチン接種の方法について、これまでにシミュレーションなどは行われたのか、接種の順番については年齢で行うのか、基礎疾患がある方が優先接種となるのか、65歳以上で基礎疾患が多くある方からなのか、優先順位などについてお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今回、高齢者へのワクチン接種の方法としましては、個別接種、医療機関での接種を予定しているところでございます。報道されておりますシミュレーションは、集団接種の場合の想定でありますので、個別接種を予定している本市では実施していない状況でございます。

また、接種の優先順位についてでございますが、１番目は医療従事者でございまして、既に接種が始まっております。２番目は、令和３年度中に65歳以上に達する方でございます。高齢者等の施設の従事者におきましては、接種体制が整う場合には施設に入所されている高齢者と同時に接種可能とされておりまして、熊本県では同時での接種を進めております。３番目は、16歳以上64歳以下の方のうち、基礎疾患や障害のある方など、13種の状態で通院や入院をされている方と、ＢＭＩ――体格指数のことでございますが、ＢＭＩ30以上の方でございます。４番目は、高齢者等施設従事者のうち、高齢者と同時に接種できなかった方でございます。５番目は、60歳から64歳までの方でございます。６番目は、１番から５番目以外の方となっておりまして、詳細は今後示される予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　接種については、医療機関のほうで判断をしていただくということで分かりました。

次に、ワクチン接種するには、個別接種で医療機関での接種とのことですが、受託医療機関に申請された順番で行うのか、または申請者が希望を決める予約制なのか。予約日にもしできなかったときの対応について、どのような方法を考えておられるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今回、高齢者へのワクチンの接種につきましては、まずは接種の希望調査を実施いたします。今週末には発送する予定で準備を進めているところでございます。この調査でワクチン接種を受託していただく予定の31医療機関の中から、希望される医療機関を選び、はがきにて保健センターへお返しいただく予定でございます。その後、希望された医療機関ごとに名

簿を作成いたしまして、医療機関に提出いたします。

順番につきましては、それぞれの医療機関で基礎疾患の程度などにより、優先順位をつけて予約調整をしていただく予定でございます。

接種日の希望につきましては、現段階ではワクチンの供給状況から、医療機関の予定にできる限り合わせていただくようお願いすることになります。

また、予約日に接種できなかった場合の対応につきましては、再度、医療機関で日程調整をしていただきます。特に２回目の接種の場合には、１回目の接種から間隔が20日を超えた場合は、できるだけ速やかに２回目の接種を実施すると、予防接種実施要領に示されておりますことから、医療機関で御配慮いただくようお願いをしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　次に、調整主体が人吉市でありますので、高齢者へ接種の希望調査票を送付されて、３月末に締め切るとのことですが、かかりつけの病院での確認も取れないと思いますが、接種希望者名簿を作成され、医療機関へ提出されるとのことですが、かかりつけ病院において接種ができればいいのですが、かかりつけ病院でできないときはどうなるのでしょうか。市民の方が接種できる病院はどこでできるのか、知り得ることについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今週末にお送りいたします希望調査の中に、先ほど申し上げました受託医療機関31か所の一覧を同封いたします。かかりつけの医療機関がない高齢者の皆様は、その中から希望される医療機関を選んで、希望調査票に記入し、返信いただくことを考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　希望調査票ですね、これが入っているということで、31か所の病院が書いてあるということで、少し安心しております。

次に、コロナワクチン接種を行うには、ワクチン接種をした後、15分から30分くらいは異常が出ないか、経過確認が必要となります。このようなとき、待機する必要があると聞いておりますが、広い場所が必要であると報道では指摘されておりますが、人吉市において病院で行われるとのことですが、接種場所について、またワクチン接種を行うには、どのような設備が必要なのか具体的に説明をいただきたいと思います。昨日のテレビ報道において、山口県周南市は観光バスを貸し切り、バスの中でワクチン接種をするところと経過を見守る待機場所を確保して行うとのことでしたが、人吉市独自の方法は考えておられるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今回受託していただきます医療機関の多くは、季節性のインフルエンザ予防接種や乳幼児への予防接種を受託していただいております。接種後の待機につきましては、これまで医療機関内で接種後30分の待機対応ができているようでございます。予約時間の調整によりまして、多くの方が一度に来院されないよう調整をお願いしてまいります。

また、医療機関で必要な設備としましては、ワクチン保管用としまして一般の冷蔵庫――２度から８度でございますが、一般の冷蔵庫が必要でございます。議員から紹介いただきました周南市では、バスを利用して集団接種を検討されるという報道があっておりますが、本市におきましては個別接種の方法で実施を予定しておりますので、独自の方法は現在は考えていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　接種方法についてお尋ねしますが、これまでの説明では人吉市においてのワクチン接種については個別接種とのことですが、果たして対応できるのでしょうか。なぜ個別接種なのか、集団接種、施設接種などはできないのか、それぞれについての違いと今後自治体としてどのような接種を考えておられるのか、本当に個別接種でいいのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

まず、個別接種の方法を選んだ理由でございますが、１つ目としまして、例年、季節性インフルエンザ予防接種を２か月で約7,000人への接種実績がありますこと、２つ目としまして、かかりつけ医や地元の医療機関で接種できる安心感と個別に丁寧に対応いただけることで、初めてのワクチン接種の不安も少しはカバーできること、３つ目としまして、今回のコロナワクチン接種は令和４年２月28日までを接種期間とする臨時の接種でございまして、接種順位もワクチンの供給量に合わせて、接種時期がその都度示されるなど流動的であること、以上のような理由によりまして、個別接種で行うものでございます。高齢者施設等での接種につきましては、例年、季節性インフルエンザ予防接種を施設で行っていただいておりますので、個別接種の中の一つの接種方法として実施をしていただく予定でございます。

集団接種につきましては、医師や看護師、その他人員の確保、会場の確保など、検討はいたしましたが、ワクチンが希望どおり供給されるか不透明な状況でもございまして、人吉市医師会へ相談の上で、個別接種という方法で実施させていただくものでございます。しかしながら、高齢者への接種は個別接種で実施いたしますが、今後のワクチンの供給状況や国・県からの通知等によりましては、64歳以下の接種方法は再検討が必要になる可能性も出てくるのではないかと予想はしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　人吉市医師会と密に、その辺りは検討していただきたいと思います。また、国・県の動向によって変わるということで確認をしておきます。

それでは、接種方法についてお尋ねしましたので、接種間隔について、21日から28日間隔で２回目の接種をするとの説明でしたので、現在、ワクチン接種について１回でも大丈夫との説明が報道においてされておりますが、どのように捉えておられるのかお尋ねします。また一方で、２回接種しないと体内ウイルスが強くなると指摘されているようですが、これらについて何か国・県からの通知が来ているのでしょうか。人吉市はこれまでどおり、２回接種でいかれるのかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

４月からの接種で使用しますワクチンは、ファイザー社製のものでございますので、３週間の接種間隔で２回接種を予定しております。これは新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領に基づくものでございまして、現在、国からは１回接種で可との通知等はないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ワクチンについて、現在、国の報道によりますと、人吉市におけるワクチン接種については、まだまだ先になると思いますが、報道によれば、４月半ばに１箱、195本ですが、１瓶５人として975人ですので、２回接種いたしますので487人。もし、１瓶６人とすれば1,170人分で、２回ですので半分の585人となりますが、人吉市で１瓶何人分なのか、それに応じた注射器は確保されるのか、国・県から通知があれば、人吉市民に対し詳しい説明をすることが市民の命を守ることになり、混乱も避けられると思いますが、この件についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

現時点では、国からの情報では、１バイアル当たり５名分として注射器に詰めることになっております。注射器につきましても、ワクチンの供給量に合わせて国の手配により届くことになっております。ワクチン供給の配分は、県のほうで行われるものでございまして、通知などがございましたらば、随時、情報の提供などをしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　昨晩の報道で、インスリン用注射器を使用すると７回することができるという放送があっておりました。この件についても国・県の対応次第と考えますが、例えばその注射器が７回使用のが、国・県から人吉市に来るとなった場合には、５回から７回に変更するというような確認でよろしいでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ただ今、議員のほうから御紹介がありましたとおり、昨日、徳洲会病院のほうで１瓶当たり７回使えるというような報道がございましたが、あの注射器につきましては、通常５回、６回を想定しております注射器よりも半分ぐらいの針の長さでございますので、まだ国のほうからはその７回分を使っていいというような通知等もまだございませんので、今度、ワクチンと一緒に配布されます注射器が５回分なのか６回分なのか７回分なのか、ちょっとまだ不明なところがございますので、そこら辺も通知があり次第、周知をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ分かれば、早急にお知らせをいただきたいと思います。

そこで、人吉市のワクチン接種については、いつ頃までに終わるのか、今後１日何人くらいを接種可能と考えておられるのか、予約を先送りしても大丈夫なのか、アナフィラキシーについては応急処置が全ての医療機関で対応できるのか、保管方法及び拠点の安全確保、在宅医療を受けておられる方への接種方法について、確認でお尋ねをしておきます。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

国が示しております接種期間終了の令和４年２月28日までには終了できるよう準備を進めてまいります。１日当たりの接種可能数ですが、１日当たりではございませんが、季節性インフルエンザの接種実績が１か月当たり約3,500人でございますので、同程度の接種は可能であると見込んでおります。

アナフィラキシーへの対応につきましては、各医療機関で救急薬品等は準備、対応いただくことも含め、受託のお願いをさせていただいたところでございます。

ワクチンの保管方法及び拠点施設の安全確保についてでございますが、今回、超低温冷凍庫――ディープフリーザーと申します――を保健センターに設置し、受託医療機関へ必要数のワクチンを配送する予定としております。また、医療機関への配送につきましては、配送業者に依頼し、１週間に１回ないし２回届ける予定としております。先日、冷凍庫への電流不足で約1,000回分のワクチンが使えなくなったという事案が発生しております。国から超低温冷凍庫の適正使用についてという通知がまいりまして、注意喚起がなされたところでございます。それに従いまして、専用回線を確保するとともに、万が一の停電に対しまして、予備電力の設備につきまして補助金を活用し、対策を講じる予定としております。

なお、在宅医療を受けていらっしゃる方への接種につきましては、主治医の医療機関へ割当てをさせていただいたワクチンをお持ちいただき、往診時に自宅で接種していただくことで対応をお願いしております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　大切なワクチンですので、安全対策に今後も十分努めていただきたいと思います。

そこで、最後に松岡市長にお尋ねしますが、コロナウイルス感染症や変異ウイルス感染症について、市民の安心・安全の確保のために早期情報提供をしていただきますようお願いをしておきます。今後についての松岡市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

国内の感染者数は減少傾向となっておりますが、直近においては感染の減少スピードが鈍化しており、下げ止まりやリバウンドに注意が必要な状況であると認識をしているところでございます。今後、緊急事態宣言が解除されるようになると、国民の意識が変わり、感染防止対策がおろそかになりやすく、感染拡大が懸念をされます。感染防止対策の有効な手段が確立できるまでは、市民の皆様には繰り返しになりますが、気を緩めることなく、マスクの着用やこまめな手洗いといった新しい生活様式の実践につきまして、引き続きお願いしてまいりたいと存じます。

今後、感染拡大防止のためには、ワクチン接種の確実な推進、変異株対策の強化、医療体制の充実など、国や県と一体となった取組が必要になってまいります。特に感染力が強い恐れがあるといわれている新型コロナウイルス変異株につきましては、熊本県等からの情報収集に努め、市民の皆様へ迅速かつ正確に情報発信、注意啓発ができるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　コロナワクチン接種に関しては、人吉市独自でできるものではなくて、国・県の動向次第で、いろいろ変異してくるんですよね――ウイルスではありませんが。提供も変わってくると思いますので、できましたら市民の方に、その都度、正確な情報を提供いただきますようにお願いをしておきます。

時間がありませんので、次に行かせていただきます。次に、東京2020オリンピック大会から聖火リレーについてお尋ねをしてまいります。

まず初めに、人吉市においての聖火リレーについてお尋ねいたしますが、東京2020オリンピック聖火リレー出発式の観覧者募集の記事が広報ひとよし３月号に掲載されていました。出発地点でもある人吉城ふるさと歴史の広場において出発式が行われるとのことですが、なぜ出発式が抽選で決められるのか、１年前なら我々人吉市民は全ての方々が観覧することができたと思いますが、いきなり広報ひとよしにおいて出発式の観覧者の募集とは驚いたのは私だけだったのでしょうか。なぜこれまで人吉市民に対し何の周知もなかったのか、私たち人吉市民は、令和２年７月豪雨災害において被災しましたが、延期が決定されてからは、これまでの計画どおりに聖火リレーを行うことができると人吉市民は思っていたのではないで

しょうか。期日についても、昨日の報道において、熊本県は５月５日、出発地点を人吉市からスタートするとの報道がありました。３月３日の熊日新聞報道にて人吉市においてのコースについて記載されていましたが、この決定を全ての市民の方が知り得るのでしょうか。その他の新聞を購読されておられる方々もおられると思いますが、人吉市の見解をお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、出発式の抽選の理由についての御質問でございますが、聖火リレー時の出発式やセレモニーの観覧者につきましては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から示されております東京2020オリンピック聖火リレーにおける新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインの中で、セレモニー観覧者の入場管理といたしまして、原則、事前予約制により入場者の把握を実施することとなっております。本市におきましては、県内の実施13市町村の中で、２日目のスタート地点となっております益城町の会場の規模と観覧者数を参考に300名に制限させていただいたところでございます。

次に、なぜこれまで人吉市民に対して何の周知もしなかったのかとの御質問でございますが、聖火リレーに関する情報につきましては、先ほど申し上げました組織委員会において、情報解禁日時を決定されることとなっており、それを受けまして、県実行委員会と実施市町村が市民の皆様や報道関係者等へ情報を提供する仕組みとなっておりますことから、市民の皆様への公表、周知につきましては、制限がありましたことを御理解いただきたいと存じます。

次に、人吉市のルートについて、全ての市民の方々が知り得るのかとの御質問でございますが、組織委員会から昨年12月に実施市町村の公表がなされ、２月に東京2020オリンピック聖火リレーにおける新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインが示されたため、広報ひとよしの３月１日号におきまして、出発式観覧者の募集のお知らせをし、３月１日から４日までの４日間、カルチャーパレス仮本庁舎１階ロビーにおきまして、聖火リレートーチの巡回展示を行ったところでございます。

聖火リレールートにつきましては、議員がおっしゃるとおり、３月２日に公表され、新聞報道は既になされております。広報ひとよしにつきましては、３月１日号に間に合いませんでしたので、４月１日号にて市民の皆様にお知らせをする予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　次に、報道によりますと、人吉城跡ふるさと歴史の広場から出発し、青井阿蘇神社までが人吉市においての聖火リレーということで、出発式が当日、午前９時50分からと書いてありました。聖火のスタート時間についてですが、何時から行われるのでしょうか。当日は、また自転車・バイクの駐輪場については確保されているようですが、出発

地点の人吉城跡ふるさと歴史の広場は、現在改修工事が行われています。出発式は300人参加して行われるとのことですが、式典について、人吉市からの応募なのか、地域限定の応募なのか、このことについて説明をお願いいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

本市の聖火リレーの出発時間についての御質問でございますが、３月２日に組織委員会から公表されております。出発式は午前９時50分からで、午前10時にふるさと歴史の広場を出発し、午前10時25分に青井阿蘇神社楼門前に到着の予定となっております。

駐車場でございますが、麓町旧本庁舎敷地を駐輪場として確保しております。リレールート及び周辺の道路に交通規制をかけますが、現時点では多くの来場者が予測されますことから、交通規制区域外の道路の交通渋滞を避けるため、警察とも協議をし、観覧者用の自転車と自動二輪車を除く駐車場は設けないことを周知してまいりたいと存じます。

ふるさと歴史の広場の改修工事につきましては、芝の養生期間を除きますと、５月までを予定されていますが、聖火リレー当日は制限を設け、出発式会場として一部使用させていただく予定でございます。

出発式の参加対象者でございますが、広報ひとよし３月１日号でもお知らせいたしましたが、コロナウイルス感染症対策のため、人吉球磨地域に住んでいる人としております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　交通渋滞などを避けるということで、警察と協議をされているということですから、ぜひ安全対策に注意をして行っていただきたいなということを要望しておきます。

次に、聖火リレーにおいて、聖火ランナーはどのような方法で走られるのか、１人で走るのか、または何人かで隊形を組んで走られるのか、隊形を組んで走られるのであれば、人吉コースにおいて何人の方が走られるのか、また何組の方が走られる予定なのか、距離はどれくらいになるのか、コースの総延長は何キロあるのか、具体的な説明をお願いいたします。これについてお尋ねしておきます。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

あくまでも予定ということでのお答えになりますことを御了承いただきたいと存じます。

まず、聖火ランナー関係でございますが、県選出の３人につきましては、既に公表されているところですが、それ以外のランナーについては、今のところ、公表はされていないところでございます。

ランナーは、聖火リレーのトーチを持ってルート上を１人当たり約200メートル走ることが公表されておりまして、本市におきましては総延長約２キロメートルを走る予定となっております。

次に、隊列でございますが、スポンサー企業のグッズ配布の隊列や、パレード車の隊列、聖火ランナーの隊列が予定されております。なお、今後、新型コロナウイルス感染症の状況によりまして、実施形態が変更となる場合もございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　聖火ランナーについて、またこれも国・県の動向次第で人吉市は変わるんだなということを一応確認をしました。

それでは、次に約50年前に私は、一度東京オリンピック大会を経験しておりますが、幸いにも私は我が国において今回で２回経験をすることになりますが、今後、私は日本においてのオリンピック大会を見ることはできないと考えております。まして、東京2020オリンピック大会の聖火リレーを見ることは最初で最後ではないかと考えております。出発式を絶対見たいと思いますが、出発式を見るためには、往復はがきで市社会教育課まで郵送するか、市のホームページから申し込むこととなっておりますが、これでいいと思われますか。高齢者は見たいと思われると思いますが、また子供たちは聖火リレーを身近で見ることは今後ないに等しいと思います。コロナウイルスにより規制があり、令和２年７月４日豪雨災害を体験した子供から高齢者まで期待をしておられると私は思いますが、聖火リレーを見ることで、人吉市民が団結するきっかけになるのではないかとも考えます。復興に向けてのきっかけの芽を摘んでもいいのでしょうか。ほかに考えることはないかお尋ねをいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

議員の御意見のとおり、オリンピック聖火リレーを生涯において間近に見られることは希有なことだということは十分認識をしており、市としましてもできるだけ多くの市民の皆様に御覧いただきたいと思っております。

しかしながら、全国的なコロナウイルス感染症感染拡大のリスクがある中、１回目の御質問にお答えいたしましたとおり、観覧者につきましては先述のガイドラインの中で、ランナーや会場のほか、公道での観覧、運営スタッフ等に関する感染症対策が示されているところでございます。

このようなことから、大変残念ではございますが、出発式におきましては、入場者の制限を設けさせていただき、併せまして安全確保のため、警察協議において当日の出発式会場におきましては、本人確認と手荷物検査を行うこととしております。

申込み方法につきましては、他県や県内の実施市町村の募集内容を参考とさせていただき、郵送や市ホームページからの申込みとしたところでございますので、市民の皆様にも御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　聖火リレーについては、コロナがその５月５日ですか、それまで出ないことを期待しております。そうすると、また状況が変わって、人吉市民全員が見れるのかなというのも少し期待を持っておきたいと思います。

私のこれからの人生において、聖火リレーを実際に身近に感じることができるとすれば、これからも頑張っていける力をもらえると思います。先ほども言いましたが、歴史ある人吉市の人吉城跡ふるさと歴史の広場からスタートするのに立ち会えず、観覧もできない。二度と見ることもできないのは残念でなりません。一市民として、応募に参加したいと思いますが、多くの市民の方々に参加していただきたいので、遠くからかテレビにて観覧をしたいと考えております。

そこで、できましたら、聖火ランナーの応募をしたいと思いますが、沿道にて応援が間隔を空ければできるのではないかなということを思っておりますが、何か交通規制や見物者などについて、どのようなことを考えておられるのかお尋ねをいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

沿道で聖火リレーを見学できるのか、交通規制や観客への対応についての考えはとの御質問でございますが、先ほどの御質問でお答えしましたとおり、出発式会場内については一定の制限を設けさせていただきますが、現在のところ、ルート上での一般観覧はできることとなっております。

先ほど述べましたガイドラインの中におきましては、沿道で密集しないこと、体調不良の場合の観覧自粛、マスク着用などの基本的な感染症対策のほか、ＮＨＫの聖火リレー専用サイトにおいて視聴ができることの周知などが定められております。加えまして、観覧上の規制でございますが、橋梁部分につきましては観覧者の安全対策のため、指定された観覧者以外の立入りを禁止とさせていただきます。また、歩道上での観覧となりますので、豪雨災害により被災した一部歩道では観覧禁止となっております。

交通規制でございますが、聖火リレー実施時間の前後も含めまして、ルート上及び周辺の公道を２時間程度、交通規制をかけさせていただきます。このことは広報ひとよし４月１日号、市ホームページなどを活用して周知をする予定としておりますので、市民や関係者の皆様の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ルート上で、どこかでこそっと見るということはできるんじゃないかなと、今思ったんですけど、できたらいろんな方に見ていただきたいなと考えております。

そこで、私は以前、長崎国体のカヌー競技が人吉市において開催されたとき、スポーツ少年団の子供たちと応援に行きましたが、子供たちのいきいきとした応援に感動したことを今でもしっかりと記憶しております。今回の聖火リレーを見て、身近に感じることで、日本

における大会を応援できると信じていますが、教育現場の長として、子供たちに対して何か東京2020オリンピック大会の聖火リレーについて、児童たちとか学校に周知をされたのかお尋ねをいたします。

また、教育長として、この聖火リレーについて、どのような感覚をお持ちなのか、重ねてお尋ねをしておきます。

○教育長（末次美代君）　それでは、お答えいたします。

今回、56年振りの夏季オリンピックの開催ということで、その聖火リレーが本市で実施されますことを、大変喜ばしく思っております。先ほど福屋議員が２回目とおっしゃいました。私も２回目です。中学生のとき、この夏季オリンピックがございました。テレビの画面を通してではありますけれども、一生懸命応援し、それでも身近に感じて感動したことを鮮明に覚えております。体育の時間はいつもテレビ視聴で、オリンピックの応援をしていたところです。

教育現場の長として、子供たちにということでございますが、東京オリンピック大会の聖火リレーについての周知につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校行事で児童・生徒に直接話す機会もほとんどない状況にございますこともあり、現在までしたことはございません。しかし、今後、機会を捉えながら、そして許される時間を見つけながら、周知してまいりたいと思います。

また、教育長として、どのような感覚を持っているのかとの御質問でございますが、昨年の豪雨災害で被災した子供たちをはじめ、本市の児童・生徒が聖火リレーを身近に見ることができる、体験できる、応援できる機会は一生に一度あるかないかと思っております。また、このことは児童・生徒に限らず、全ての市民の皆様においても同様であると思っております。コロナ禍の様々な制限がある中で聖火リレーが予定されておりますが、感染症対策防止対策をきちんとやりながら、できるならばという思いで児童・生徒には見る機会があればなと思っているところです。児童・生徒をはじめ、市民の皆様がやはり見ることにより、また身近に感じることにより、感動を共有し記憶することで、これからの学校生活や市民生活、将来に向けての目標や希望、そして光となり、さらに本市の復興の原動力になることを期待しておりますし、願っております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　小中学生、こういう子供たちがぜひこの日に見れるように、人吉市民全員でコロナ対策をして、一人も出さないという状況ができたら、できるんじゃないかなと考えます。そのときには市長判断で決まると思いますので、そのときは市長に責任を押しつけたいと思いますが、そこで松岡市長にお尋ねしますが、人吉市での聖火リレーは、私が健在中には先ほども言いましたが、二度とないと考えております。オリンピック聖火が駆け抜

けたリレーロードとして認定し、今後、復興計画の中でも必ず行われると信じておりますが、ひとよし春風マラソン大会の中にこのコースというのを新設してはどうかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まずは、ひとよし温泉春風マラソンでございますが、次回大会からはひとよし温泉マラソンと名称を変えて実施することを、既に実行委員会にて決定をいたしております。リレーロードとして認定することや、通りの愛称とすることにつきましては、聖火リレーの記念にもなりますので、マラソン大会の利活用以外も含めて検討したいと存じます。

ひとよし温泉マラソン大会のコースとして新設することにつきましては、記憶を残す意味でも、とてもいい御提案だと思いますが、大会全体の運営やスタッフ、警備の配置の数等にも関係してまいりますので、今後開催されます実行委員会の中におきまして協議をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　頭の中にひとよし春風マラソンが刷り込まれておりまして、報道でひとよし温泉マラソンというのを周知していただいたことをすっかり忘れておりました。ぜひ、そのような方向で考えていただきたいと思います。

そこで、もう一度、人吉市長にお尋ねしますが、人吉市長として東京2020オリンピック大会は日本で行われる大会としては、市長としても二度と経験することは大変困難であると思います。日本の東京以外の自治体でのオリンピックは開催されるかもしれませんが、私自身としては、今後、日本での開催に立ち会うことはできないと考えております。私をはじめ、人吉市民が一丸となり復興を目指す自治体の市長として、どのようなことを考えておられるのか、どのようなサプライズの聖火リレーを考えておられるのか、また市民は松岡市長の声での発信に期待をしておられます。今後の計画についてお尋ねをいたします。

そこで、まさか出発式は盛大に行い、最後の国宝青井阿蘇神社では誰もいないということなのか、池の対岸からみんなで応援をすることができないのか、全てにおいて規制されるつもりなのかお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

本市におきましては、昨年の７月豪雨災害におきまして甚大な被害を受け、多くの物、事を失いました。その後、市民や関係者の皆様、さらには全国からの御支援や御協力を得ながら、現在、市民と行政が一体となって復旧・復興に向けて歩みを進めているところでございます。

東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、被災前から決定をしており、今年度は新型コロナウイルス感染症が国内外で猛威を振るっていた状況下で、オリンピック本大会自体が延期となっておりました。もともと熊本県におきましては、熊本地震からの復興をアピ

ールすることを目的の一つとしており、本市といたしましては、これに加え７月豪雨災害からの復興への思いもアピールしたいと考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症の状況につきましても、予断を許さない状況ではございますが、聖火リレーの実施によって、市民全体が感動とエネルギーに包まれ、今後のまちづくりの大きな力となるように、さらには豪雨災害からの復旧・復興を御支援いただいた全国の皆様へ、本市の思いが届きますよう発信したいと考えております。

聖火リレーの内容につきましては、形式化しておりまして、特にサプライズ的な部分はないと思いますが、これまでの御質問でお答えいたしました内容以外の部分について、組織委員会においての情報解禁の制約がありますことから、市民の皆様への公表・周知につきましては、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

最後に、ゴール地点となります青井阿蘇神社周辺のルート上での観覧も、今後、無観客での開催とならない限りは、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上では可能ですし、入場者制限も行わない予定でございますので、ぜひ多くの皆様に応援いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ルートとか、催しについては、私はサプライズということで、本会議場におられます女性議員の方たちが、あそこでお出迎えで踊られるのかなとか、太鼓をたたいて華々しく次の宇土市に手渡されるのかなというのを、こういうサプライズがあるのかなということで市長のほうにお尋ねしましたが、昨日、東京2020オリンピック大会の聖火リレーについて報道がなされておりました。福島のＪヴィレッジで行われる最初の出発式典に、一般観客を入れないとの方針を大会組織委員会が決めたとの報道があっておりました。今後、人吉市においても、熊本県の動向を見守りながらの対策となると思いますが、復興記念の聖火リレーでもありますので、ぜひこの出発式祭典に、これがなくならないように人吉市長は努力をしていただくようにお願いをしておきますので、どうぞよろしくお願いします。この件については終わります。

次に――ちょうど10分ずつ来ておりますので――市民の声から、御溝川について質問してまいります。令和２年7.4豪雨災害が発生してから球磨川水系については、国・県は早急に対応をしていただいております。自宅前を毎日、大型ダンプカーが土砂を積載して行き来しておりますので、工事が進んでいることは現地に行かなくても確認できますが、また現在、しゅんせつ工事が行われている現場にも何度か私も足を運ばせていただきました。本当にたくさんの土砂が引っ切りなしに運び出されている光景を見ることができますが、１級河川の御溝川について、市民の方から話を聞いてまいりましたが、球磨川水系や球磨川に流れ込む支流については、しっかりと工事が進んでいるが、御溝川は雨があふれれば増水するのに、何で川底の土砂を取ってくれないのかとの声がありました。御溝川は、熊本県の管轄である

説明をそこでさせていただきましたが、流域に住んでおられる方からしたら、球磨川も御溝川もその他の河川についても同じことと考えておられます。私も同感に考えております。

そこで質問しますが、現在、御溝川二次放水路の工事が行われておりますが、これまでは特別委員会において説明をいただいていましたが、現在の進捗状況についてなかなか見えてまいりません。前期特別委員会にて協議もしておりますので、情報提供はしていただきたいと思いますが、現在、完成を100としたときの進捗状況についてお尋ねをしておきます。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

御溝川における第二放水路整備事業につきましては、事業主体が熊本県でございますので、熊本県球磨地域振興局にお尋ねしました内容につきましてお答えをさせていただきます。

まず、工事につきましては、平成31年３月より万江川合流地点側から工事に着手しておりまして、用地取得も全て完了しているというところでございます。

また、完成を100としたときの進捗状況ということでございますが、計画延長ベースで15程度が完了しているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　一番の問題であります用地取得が全て終わっているということで、今後開発といいますか、工事が進んでいくものと思っておりますが、今後の完成までの計画についてお尋ねをしておきます。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

今後の計画といたしましては、令和３年度以降は万江川合流部から引き続き、上流側の放水路工事に順次着手していく計画でございます。

また、御溝川第二放水路整備事業は、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの対策箇所の第１段階にも掲げられておりますので、早期に事業完了できるよう鋭意努力してまいりますということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ人吉市として、早期に工事が完了するように、県に強く申し出ていただきたいと要望しておきます。

次に、御溝川二次放水路の完成後、これまで浸水被害に遭われていた下流域の方々の被害について、どのような改善があると考えておられるのかお尋ねをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

第二放水路の完成につきましては、本流からの水を第二放水路へ流すことにより、今まで頻繁に発生しておりました宅地の浸水被害及び御溝川沿川の市道冠水の被害の減少、土のう設置等の負担軽減が図られ、地域住民の生活環境が改善されると考えているところでござい

ます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　今回の豪雨災害で、球磨川の氾濫については、全国に報道がなされましたので、全国の方々が大変な事態であると認識をしていただいておりますが、小さな河川についてはなかなか報道されません。御溝川は毎年雨が降れば氾濫する危険河川にもかかわらず、１級河川の御溝川について、河川被害があっても全国においてはなかなか報道もされませんが、地域住民にとっては少し雨が降るたびに心労が絶えません。これまで河川流域の住民の方々にすれば、早く何とかしてほしいとの声を上げ続けておられますが、一向に改善はされません。今後の御溝川の改修工事について、県の対応はどのような計画を、今後について考えておられるのか。また、地域住民は人吉市民ですので、安心して安全に生活を営むことができる流域であることを担保することが大切であると考えますが、熊本県の管轄ではありますが、人吉市としてどのような安全対策を考えておられるのかお尋ねします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　では、お答えいたします。

まず、県の対応でございますけれども、御溝川の改修計画は二次放水路及び三次放水路を整備するものであり、本川改修の予定はないということでございました。

市の安全対策といたしましては、現在は出水期前において、沿川の住家及び河川際への土のうの設置を行い、住家への流入対策を行っております。また、ひとよし土地改良区の管理する城本町にある排水樋管のゲート開閉の確認を行い、事前予防として確認作業を行っております。

次に、出水時においては、熊本県の河川監視カメラにて定期的に監視を行い、越水のおそれが生じた場合には、御溝川第一放水路のゲート操作を行い、下流域への流入をカットしております。また、市道への越水が始まりましたら、進入路へバリケードの設置を行い、車両等の進入を抑制し、市民の安全を確保する対策を行っているところでございます。

今後は、御溝川の現地状況に応じて、転落防止柵設置等を検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　次に、球磨川をはじめ、球磨川に流れ込む支流については、いち早く河川のしゅんせつ工事に着手していただき感謝しておりますが、１級河川の御溝川についても土砂のしゅんせつ工事をしていただけないでしょうか。御溝川の川底のしゅんせつ工事も増水期までに行うべきであると考えます。流域住民の安全対策を行うことだと思います。これまで御溝川に隣接する地域住民の方々が、ごみの回収や伸びた水草の撤去などをされてこられたとのことでしたが、高齢にもなり、もうできないと言われました。ぜひ早急に御溝川の改修工事や傷んでいる護岸改善工事に着手していただき、このような小さな河川の堆積土

砂しゅんせつ工事など、地道な取組が将来、人吉市が誇る球磨川を守ることになると思います。ぜひ、先ほども言いましたが、御溝川についての川底の土砂撤去をお願いをしておきます。

関連して、御溝川に隣接する市道についてですが、アスファルト舗装及び危険対策としてガードレールの整備についてもお願いをしておきます。安全対策について、どのように考えておられるのかお尋ねをしておきます。

○建設部長（瀬上雅暁君）　では、お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害におきまして、球磨管内の県管理河川は甚大な被害が発生し、現在、熊本県といたしましては、人吉市から掘削要望があった球磨川に直接流れ込む支川の堆積土砂撤去を行っている状況でございます。御溝川の堆積土砂撤去につきましては、周辺環境や河川環境の配慮が必要であることから、今後、堆積状況等を調査するとのことでございました。

また、護岸改善工事につきましては、熊本県に問合せをしましたところ、現在は護岸改善工事の予定はないとの回答でございました。しかしながら、御溝川沿川には市道路線も付随しておりまして、もし護岸が崩壊した場合は、市道への二次災害が懸念されるというところでございます。熊本県には護岸改善が必要な箇所の調査及び工事の検討をしていただくよう要望してまいりたいと存じております。

本市におきましても、日常の道路パトロールによります定期的な点検を実施いたしまして、安全・安心な通行ができますよう、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　安全対策については、市だけではなくて県と、現地で少し対応していただくように御要望していただきたいと思っております。

そこで、現地の工事の進捗状況については、私も何度も現地を見てきましたが、御溝川と二次放水路の分岐点から、途中の工事は行われていませんでしたので、早急に行っていただく必要があると思います。万江川と合流する放水箇所については、完成間近ではないかと現地確認をしてきました。現在、県の今後の工事計画がどのようになっているのか、今後の対応についてお尋ねをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

現在、万江川合流点付近の樋門、ボックスカルバートなどの工事を行っておりまして、その工事につきましては、３月末完成を目指しているということでございます。

今後につきましては、先ほどの御質問でもお答えしましたが、御溝川の合流部に向けて、順次工事を進めていくということでございました。

以上でございます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　私たちも、いろいろと国・県に対してもお願いをしていきたいと思いますので、ぜひ市民の安心・安全のために市の執行部の方の協力も、力もお貸しいただければと考えますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

そこで、人吉市長、松岡市長に、御溝川についてお尋ねしますが、球磨川のしゅんせつ工事は予定どおり工事が行われていますが、少しは出水期までには増水しても間に合うと思いますが、御溝川については雨が降るたびに地域住民は安心して生活を営むことができませんので、人吉市民の安心・安全を守ると、いつも豪語されている松岡市長におかれましては、ぜひ早急な対策を、自治体の長として国・県に対し直訴していただきたいと思います。河川住民の方々が、安全で安心して生活できる環境の確保に努めていただくことが大切であると思います。また、人吉市の中心を流れる一級河川整備を行うことで、人吉市の自然を大切にする地域として、市内をきれいな川が流れ、市民が川とともに安心して共存共栄した生活が感じられる観光都市を目指すのも、今後の人吉市の復興計画を協議するテーマとしてもいいのではないかと考えますが、どうお考えでしょうかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

御溝川水害の常襲河川として、その対策は長年の間、市の最大課題の一つであり、沿川の皆様に大変な御苦労・御負担をおかけしてまいりました。その一方で、万江川取水の美しい清流を市街地部分でも見せてくれる本市の大切な資源でもございます。

現在、国・県におかれましては、河川のしゅんせつ工事を随時進められているところでございますが、治水対策が必要な河川など、今すぐ行うべき対策は早急に対応していただくよう要望してまいりたいと存じます。

また、議員の御提案につきましては、全く同じ気持ちでございまして、復興の将来像を「球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」としておりますが、球磨川といいますのは、シンボル的な意味合いでもございますので、当然ながら、市内を流れる河川も含め、復興計画の中にも含まれるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）　ぜひ人吉市の観光都市を目指すのにも必要になる川じゃないかなと考えますので、お願いをしておきます。

ちょうど３分となりましたので、今月３月をもって退職されます職員に対しまして、市の安心・安全確保のために御尽力いただきましたことに、心から感謝を申し上げます。大変お疲れさまでした。

そこで、市民の声から１点だけ、皆さんにお伝えしたいことがありますので、お話をさせていただきます。令和２年７月豪雨災害において、裏山が崩壊し、倉庫兼一部住宅が壊れて

しまったとのことでしたが、何も分からず人吉市の災害対策について相談をされてきたそうですが、ふだん、自宅になかなかいないので連絡がつかなかったとのことでした。

そこで、部課言っていいのかどうか分かりませんが、環境課の方が昼間、仕事が大変忙しいということで、御自宅にもおられないということで、何度も訪問していただき、詳しく説明をしていただいたということをお聞きしました。また、昼間会えないということで、６時過ぎにおいでいただき、説明をいただいたということで、その方はもう家が駄目だから、もう人吉市にはおられないし、何の生活の糧もなくなったというお話をされておりました。

そこで、環境課の方がおいでいただいたことによって元気づけられて、また生きる力をいただいたということで電話をいただき、またそこに行ってきましたが、松岡市長をはじめ、この場において、出席されている執行部の方々にお願いをしておきます。ぜひ皆さんと一緒に仕事をしていただいている全ての職員に感謝をしておられる多くの市民の方々がおられることを頭の隅に置いていただければなと思います。

また、自分の部署に帰ったら、自分の部下たちに対しても、市民は一生懸命しているのを見ているんだよということを、ぜひお伝えしていただければということを申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時59分　散会

令和３年３月第２回人吉市議会定例会会議録（第４号）

令和３年３月11日　木曜日

１．議事日程第４号

令和３年３月11日　午前10時　開議

日程第１　一般質問

１．田　中　　哲　君
２．牛　塚　孝　浩　君
３．宮　﨑　　保　君
４．豊　永　貞　夫　君
５．塩　見　寿　子　君
６．大　塚　則　男　君

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番　松　村　　太　君
２番　徳　川　禎　郁　君
３番　池　田　芳　隆　君
４番　牛　塚　孝　浩　君
５番　西　　洋　子　君
６番　宮　原　将　志　君
７番　塩　見　寿　子　君
８番　高　瀬　堅　一　君
９番　宮　﨑　　保　君
10番　平　田　清　吉　君
11番　犬　童　利　夫　君
12番　井　上　光　浩　君
13番　豊　永　貞　夫　君
14番　福　屋　法　晴　君
15番　本　村　令　斗　君
16番　田　中　　哲　君
17番　大　塚　則　男　君

18番　　西　　信八郎　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	松岡隼人君
副市長	迫田浩二君
監査委員	井上祐太君
教育長	末次美代君
総務部長	小澤洋之君
企画政策部長	小林敏郎君
市民部長	丸本　縁君
健康福祉部長	告吉眞二郎君
経済部長	廣田五浩君
建設部長	瀬上雅暁君
復興局長	元田啓介君
企画政策部次長	井福浩二君
総務課長	森下弘章君
財政課長	永田勝巳君
水道局長	久本禎二君
教育部長	椎屋　彰君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山本繁美君
次長	栄原　亨君
庶務係長	平山真理子君
書記	青木康徳君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

議員日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

なお、本日３月11日は、10年前に東日本大震災が発生した日でございます。本市におきましては、地震発生時刻の午後２時46分に防災無線によるサイレンの吹鳴に合わせて、犠牲者に対する黙祷がございます。つきましては、事前に休憩を入れさせていただきますので、皆様も黙祷を捧げていただきますようよろしくお願いいたします。

日程第１　一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより一般質問を行います。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、おはようございます。16番議員の田中哲でございます。

昨年７月に発生しました未曽有の豪雨災害より、９か月たちました。しかしながら、災害からの復旧・復興は端緒についたばかりでございます。一刻も早い復旧・復興への努力と覚悟を、市民みんなが共有していく必要があると思っております。

今回は、２項目を通告しています。議長の許可を得ていますので、１項目と２項目を入れ替え、質問をしてまいります。

１項目は、市民の声から市道五日町田町線でございます。２月24日に、60代の男性が運転する軽乗用車が五日町方面から田町方面に進行中、城内御館跡の石垣の北の隅、現在、ブルーシートで石垣を養生してありますが、その下の歩道の手すりに衝突する事故が発生しております。

事故の直接的原因は分かりませんが、運転者は市外の人と聞いております。この道路を利用している方の話によりますと、この場所はよく事故が発生しているそうでございます。また、この歩道は御存じのように、石垣の下を通っていて児童の通学に利用されていることから、反対側に移設要望を含めて以前より危険が指摘されていました。

この歩道は、水ノ手橋から車で走行してきますとよく見えない、また道路の動線上に歩道が出っ張って見えるということでもあります。現場をよく知った人はそうでもございませんが、不慣れな人やよそから来られた人はヒヤッとされる方もおられるのではないでしょうか。

放置すると事故が続き、市の管理責任等問われかねませんので、事故防止のために何らかの早急な対策をお願いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　議員の皆様、おはようございます。では、私のほうからお答えいたします。

市道五日町田町線の水ノ手橋左岸側付近につきましては、橋梁の線形と道路の線形に差異がございまして、また歩行者の安全のために歩道を車道より高くしております構造で、外側線によって通行車両を適正な進路に誘導しているということになっております。議員御指摘のように、水ノ手橋側から走行いたしますと、歩道が出っ張って見えるということもございまして、実際、事故も発生しておりますので、今後、反射板などを設置いたしまして、視認性を高める対策を施しまして、より安全な通行の確保に努めてまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、２項目めは、県道人吉水俣線、それに球磨川の堤防整備、また復興計画（素案）についてでございます。

まず、最初に県道人吉水俣線についてであります。昨年の豪雨災害で、西瀬橋の中央部のワンスパンが流出し、西瀬校区民をはじめ多くの市民の不便をかこっていましたが、発災から２か月半で応急橋が架かり、国土交通省はじめ携わっていただきました省庁、あるいは業者の皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。

ただ、復旧していただいたのは、あくまでも応急橋であり、強度等に不安がございます。特に、上部工や桁を持たせる橋脚は、本来のピアではなく鉄骨で組んだ支保工で持たせる構造となっております。また、支保工間の間隔も狭く、応急橋の支保工と既設のピアが併設しておりますので、流れを阻害し流木等でダメージを被るおそれがあります。今の応急橋では、昨年の豪雨災害の水量でなくても、また破壊されるのではないかという心配もございます。

そこで、この西瀬橋の本格的な復旧といたしまして、新しい橋として建設されるのか。ワンスパンのみの修理なのか。西瀬橋では、過去に流出した部分のみ建設した事例もございますのでお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それでは、お答えいたします。

西瀬橋につきましては、国土交通省で直轄権限代行により災害復旧事業を進められておりますので、国土交通省にお尋ねしましたところ、現在、復旧方法を鋭意検討されているということでございました。

今後、本市といたしましても、国土交通省に対し、一日も早く復旧していただくよう要望をしてまいります。

なお、復旧方法、そして仮設位置並びに時期等につきましては、国土交通省に進捗状況を確認し、具体的なことが分かり次第、お伝えしたいということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　私の手違いで、建設される場合、時期等をお尋ねすればよかったのですけど、そこも建設部長に答弁いただきましたので、よろしくお願いしておきます。

次に、この西瀬橋は応急橋でございますので、洪水時に頻繁に通行止めになるのではないかという不安がございます。通行止めする際の基準があるのかどうかをお尋ねします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

西瀬橋を管理しております熊本県にお尋ねをしております。通行止めの明確な基準は設けていないということでございますので、現地の水位等の状況等によって通行止めを行うという回答でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　この西瀬橋を利用する市民にとっては、大雨のたびに不安になると思いますので、一日も早い本格的な橋の架橋を要望していただきますようにお願いしておきます。

次に、県道人吉水俣線の中神町大柿地区より球磨村八久保間の約500メートルの未開通部分についてでございます。

この区間については、私も平成20年９月議会、そして平成22年12月議会でも取り上げ、平成22年９月には、地元、大柿、小柿町内会長と共に、当時の人吉市長、また球磨村長、球磨村議会議長にお会いし、国道219号の災害時の命を守る迂回用道路、また産業振興道路として、未開通部分の着工促進の要望書を提出した経緯もございます。

昨年７月の豪雨災害では、大柿地区で当該県道の土砂災害、道路表層の流出、それに渡地区に架かります沖鶴橋が流失しました。そこで、沖鶴橋を利用されていた球磨村の渡地区の球磨川南岸の――南側の八久保、三ヶ浦地区の住民の皆さんは、遠く、人吉市の鹿目町を迂回して、対岸の渡地区、また人吉市内に出ておられる状態でございます。また、人吉市の住民でも、球磨村の同地区に農地を所有しておられる方も不自由されていると聞いております。

このことを受けまして、昨年12月、松岡市長、球磨村長、球磨村議会議長が、熊本県と国に早期整備を要望され、熊本県も迂回解消へ新しい道路を検討していると、また沖鶴橋の工事用道路として整備すると回答したと２月６日の新聞報道がなされ、また地元住民への説明もあったと聞いております。この未開通部分の道路整備は地元の期待ばかりでなく、国道219号の迂回道路としても期待されております。

今回、熊本県の回答で工事用道路として整備するとすれば、私もこの着工が早くなるのかなと思っておりますが、まずは現在の工事に向けてどういう状況なのか。着工のめどと利

用開始はいつ頃になるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

先月３月６日でございますけれども、中原コミュニティセンターで、地権者、近隣住民、そして関係者等を対象に、熊本県の主催で人吉水俣線、大柿、八久保に係る説明会が開催されております。

その概要でございますけれども、県道人吉水俣線の未開通箇所を沖鶴橋の災害復旧工事の工事用道路といたしまして、大柿地区と球磨村間の延長約500メートルを幅員５メートルの道路で検討されているということでございます。既に現地測量には着手し、併せて設計を進めるということでございます。

また今後、地質調査を行い、改めて開催される事業説明会でルートなどを説明し、地権者の協力を得ながら用地交渉を行い、早期の着手を図りたいとの説明がされたところでございまして、現段階で工事着手時期と供用開始の時期は示されておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　県道人吉水俣線として、整備する沖鶴橋についてでございますが、現在流失していまして、この沖鶴橋は橋の幅も元々狭く、元々農道橋でございます。県道と規格等の違いがあると思います。沖鶴橋の架け替えは現状復旧か、あるいは県道規格の橋として架け替えられるのか。地区外ではございますがお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

球磨村の沖鶴橋は、国土交通省の直轄権限代行により災害復旧事業等進められておりますので、国土交通省のほうにお尋ねをいたしております。現在、復旧方法を鋭意検討されているところで、復旧方法や仮設位置並びに時期等については具体的なことが分かり次第、お伝えしたいということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　先ほどの答弁の中で、未開通区間が幅員５メートルで検討とございましたが、一車線での計画と思います。５メートルでは、大型車が通りますと離合もままになりません。ここは、ぜひ地元の要望、今後のことを検討いただき、ぜひこの二車線化を検討していただくように、県に要望していただくようにお願いをしておきます。

次に、球磨川の護岸整備についてでございます。昨年７月の豪雨災害では、球磨川の人吉地区でも至るところで堤防決壊、護岸の損傷、あるいは土砂堆積等の甚大な被害が出ました。令和３年１月26日の球磨川流域治水協議会で示されました球磨川水系緊急治水対策プロジェクトでは、堤防決壊箇所の本復旧については、令和３年度の出水期までの完成を目指し、堆積土砂については、引き続き、令和３年度出水期までに可能な限り撤去を行い、その後も

引き続き進めていくと説明されております。

今回の球磨川水系緊急治水対策プロジェクトは、災害復旧が主であろうと思いますが、しかしながら、住民の間からは以前より要望がありました堤防整備についての具体的な計画が示されていないということでお尋ねいたします。

１番目に、球磨川右岸の下薩摩瀬地先で、災害前は地元の方たちがグラウンド・ゴルフ場として利用しておられた付近でございます。ここの堤防の川表の小段、高水敷といいますが、ここがほかの所より広く取ってあります。堤防の構造上のこととは思いますが、この小段、高水敷が球磨川の水の流れを変え、対岸の小柿地区に大雨時に大水や土砂が打ち寄せるということでございます。

この小柿地区では、昭和62年に国に対して、小柿地区の堤防整備のための土地提供の条件として、国土交通省に対し21項目の要望書を提出されております。ここに、私も当時の要望書のコピーも持っております。この要望書で、この小段、高水敷の撤去について、国土交通省より約束もされていたとのことでございます。

しかしながら、今もって川表の小段、高水敷の撤去改修がされてないということでございます。このことについて、国土交通省の考えはどうなっているのかをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

国土交通省八代河川国道事務所に確認をした事項でお答えをさせていただきます。

球磨川右岸の下薩摩瀬地区における一部河川区域内の高水敷の平地につきましては、１月29日に公表されました球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの河道掘削の予定地にも含まれておりまして、球磨川の治水安全度を高める実施メニューとして検討が進められていくものと存じます。

市といたしましても、以前より地域の皆様が御心配をされている部分でもございますので、早期実現につきお願いをしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　国土交通省も約束されていたということでございますので、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの中でも、ぜひ早期実現できるように市からの要望をお願いしておきます。

次に、球磨川右岸、中神町地先の人吉浄水苑から下流200メートルほどの堤防が未改修でございます。いわゆるコンクリートブロック等の構築物がありませんので、いつ水害時に堤防が破堤してもおかしくないという状態でございます。

なぜ、この部分の堤防が未改修なのか。この球磨川右岸、中神地区地先の改修等の計画はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

これにつきましても、国土交通省八代河川国道事務所に確認した事項でお答えをさせていただきます。

お尋ねの球磨川右岸の浄水苑の下流部につきましては、おおむね計画堤防高相当の高さで堤防が出来上がっておりますが、用地の上の都合により一部が未完成の状況となっております。堤防の完成に向けて、引き続き、地元関係者と調整を図ってまいりたいということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ここの堤防の未改修部分については、知っておられる方も少ないと思いますが、まだ人吉地区の球磨川でもこういう未改修部分があるということを認識していただき、早期の改修を要望していただきますようにお願いしておきます。

次に、人吉市復興計画（素案）についてでございます。２月８日の全員協議会で説明があり、その計画の中で、災害から復旧に向かって力強く前進し、今後の未来型復興に向けての指針となる復興計画を市民への説明やパブリックコメント等を取りながら、今年度中に策定されるという説明がございました。

この復興計画素案について、既に６地区で懇談会も開催され、パブリックコメントも終了したということでございます。現在は、市長への答申に向けての人吉市復興計画策定委員会で計画の策定中、あるいは修正中と聞いております。

そこで、まず６地区での懇談会、あるいはパブリックコメントでどういう意見が出たのか。特に、国道445号の拡幅等に対する要望があったのか。昨日の徳川禎郁議員の質問と重複するのもあろうかと思いますが、お尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　復興計画（素案）に関する御質問につきまして、お答えさせていただきます。

復興計画策定に当たりまして、２月８日から12日にかけまして、市内６校区で校区別の座談会を開催いたしまして、復興計画（素案）について御説明し、御意見を伺う場を設けさせていただきました。新型コロナウイルス感染症対策のため、町内会長のみにお集まりいただきましたけれども、特に多かった意見としましては「災害時の防災無線が聞き取りにくい」、あるいは「堆積土砂の撤去や河川掘削工事のこれまでの進捗状況、今後のスケジュール等が分かりにくい」といった御意見をいただきました。

また、パブリックコメントにつきましては、２月９日から18日にかけまして、市役所（カルチャーパレス仮本庁舎、西間別館、保健センター）、被災した西瀬コミセンを除く各校区コミセンといった市公共施設のほか、仮設団地内のみんなの家、市ホームページ等において実施をさせていただいております。

結果としまして、15名の方から御意見をいただきました。いただいた御意見の主なもの

としましては、治水や防災に関するもの、安全に住むための居住対策、中川原公園に関するもの、観光・中心市街地の再生や今後のまちづくりに対するものと多岐にわたっております。

議員御指摘の国道445号の拡幅等に関する要望、御意見につきましては、校区座談会において幾つかの御意見、御質問をいただいております。具体的には、「国道445号沿いで被災をされた店舗を再建する場合はセットバックが必要なのか」、また「国道445号の青井阿蘇神社周辺での計画はどのようなものなのか知りたい」と、そういった内容をいただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　次に、地区懇談会及びパブリックコメントでの意見を復興計画の中に、どう反映して修正されたのかということをお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　お答えいたします。

復興計画の策定に当たりましては、令和２年10月、昨年10月に市内全域を対象としまして実施をいたしました、復興に関する住民の皆様の御意向を把握するアンケート調査の結果を参考としましたほか、地域の関係者や学識経験者で構成をします人吉市復興計画策定委員会、また先ほど申し上げました校区別座談会、パブリックコメントなどにより御意見を頂戴し、それを計画に反映させていただくこととしております。

反映のさせ方ですけれども、例を挙げますと、住まいの再建に当たっては自然災害に対する安全性の確保を重視するという多くの御意見をいただきました。その御意見を踏まえまして、施策の柱の１つにしております「災害に負けないまちづくり」の項目におきまして、防災ラジオの配布をはじめとする情報伝達手段の多重化のほか、国や県と連携して取り組みます治水・治山対策、緊急輸送道路としての役割を担う国道445号の拡幅を含む改良事業を道路管理者の県に要望していくといった社会基盤の整備に取り組む旨、記載をさせていただいております。

また、防災対策としまして、身近で安全な避難所の確保や地域での助け合いの強化が重要であるという御意見も多くいただいております。ここにつきましては、緊急避難場所や避難ルートの確保、地域全体で逃げ遅れゼロを目指して取り組んでいくと、そういった旨の記載をさせていただいております。

また、力強い経済の再生復興におきましては、市の主要産業でもあります商工業、観光業、さらには農林業の再生復興に向けまして、それぞれの産業ごとに目指すべき施策の方向性を明記しております。

復興計画策定後は、復興まちづくり計画の策定と推進に向けて、様々な機会を捉えましてまちに出向き、被災者の方をはじめとして住民の方と直接お会いをして、これからのまちづくりに寄せる皆様の思いを計画に盛り込むとともに、住民の皆様との協働によって具現化

をしていきたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　地区懇談会に出席されました町内会長の話として、「内容が総花的で、具体的なものが見えない。復興の目玉、シンボリック的なものがない」という声を聞いております。

松岡市長は、50年、100年先を見据えた安心安全なまちづくりを行うと述べておられます。私も、復興計画（素案）の説明ではなかなかこの人吉市の将来を見据えた復興計画なのか、災害から復興へ力強く前進する積極的な姿勢が見えてこないようにみえます。

そこで、具体的に復興まちづくり計画をどう具現化していくかという観点からお尋ねいたします。

特に、復興計画（素案）の中の「災害に強い都市基盤づくり」の章で、具体的な取組として、国道445号道路拡幅事業、未改良区間の早期解消に向けて要望を行い、災害時の避難路としての整備を進めます。また、青井地区は人吉市のまちの顔として、国宝青井阿蘇神社周辺の景観に配慮して事業の実施を要望してまいりますとうたってあります。

この国道445号は、まちの中心部を走る道路であり、災害時には避難路として最も重要な道路でございます。また、この国道は、青井地区、上新町地区とともに、まちの中心部を走る道路にもかかわらず、狭隘で――狭くてですね――歩道もなく、危険と隣り合わせの道路でございます。また、昨年の災害時の災害土砂・ごみ搬出時は、通行止めが長く続きました。

そこで、具体的に国道445号の回復を含め、国宝青井阿蘇神社周辺、また中心市街地の都市基盤整備についての考えをお尋ねいたします。特に、中心市街地の都市基盤整備については、具体的に電線の地中化、あるいは電柱のセットバック等の計画はあるのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　御質問にお答えをいたします。

国道445号につきましては、議員述べられましたとおり、災害時の避難路として大変重要な道路となっております。そのため、特にまちの中心部でもある青井地区の未改良区間につきましては、早期の道路拡幅の実施につきまして、道路管理者でございます熊本県に要望をしてまいりたいと考えております。

次に、青井阿蘇神社周辺に配慮した事業の実施ということでございますが、こちらは令和元年10月に人吉市景観計画を策定しており、その中で青井阿蘇神社周辺につきましては、青井阿蘇神社周辺重点地区としての位置づけをしております。そのため、国道の拡幅と合わせた無電柱化、電線の裏配線などの実施を検討していきたく考えております。

また、この青井阿蘇神社周辺重点地区では、青井阿蘇神社と球磨川を結ぶエリアにおいて神社及び球磨川と調和した景観の形成、復興のシンボルとなるようなにぎわいのある空間

づくりといった中心市街地の都市基盤の整備を検討してまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいまの答弁で、中心市街地の都市基盤整備について電線の地中化、あるいは電柱のセットバックの実施も検討するということでございますので、人吉市は中心市街地でもまだまだ遅れております。早急な実施を要望しておきます。

次に、同じ国道445号の上新町地区の道路拡幅事業の未改良の早期解消に向けては、どのように行っていかれるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

国道445号につきましては、青井地区以外にも人吉市街地において未改良区間が散見されているという状況でございます。御指摘のとおり、上新町地区につきましても整備が進んでいない状況でございまして、国道445号の整備につきましては人吉球磨はじめ沿線の市町村による国道445号道路整備促進期成会において、国並びに県に対しまして要望を行っているところでございますので、今後も引き続き要望を行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいま答弁いただきまして、一般国道445号道路整備促進期成会等を通じて県に要望していくといった従来のアプローチの方法を、先ほどの青井地区でも答弁をいただき、上新町でも同じような答弁をいただきました。

私は、従前のようなアプローチの方法では、遅々として道路の拡幅は進まないのではないかと思っております。上新町地区も青井地区も、従来のこのアプローチの方法を変えて、よくよく住民の皆さんの意見を酌んで、復旧・復興のシンボルとなるような災害後の今だからこそできるアプローチの方法を住民の皆さんと考える機会ではないかと思っております。

そこで、次に、国道445号の拡幅について、道路に面した住民の皆様の関心も高かろうと思います。道路拡幅の方法についての具体的な方法として、セットバックによる用地買収方式か、ほかの方法を考えておられるのか、またどのくらいの道路幅を考えておられるのかをお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

国道445号の道路拡幅につきましては、道路管理者であります熊本県に事業を実施していただくものという認識で考えておりますので、整備手法につきましては、熊本県と協議を行いたいと考えております。

また、どのくらいの整備を考えているのかという御質問でございますが、この件につきましても、今後、道路管理者である熊本県において詳細を検討されることになるかと存じますが、この青井地区の国道445号につきましては、都市計画道路として歩道、車道全体で14

メートル幅での都市計画決定がなされておりますので、この計画をもとに協議を行いたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　熊本地震で甚大な被害を被った益城町では、2016年４月の熊本地震の後の創造的復興のシンボルとして、土地区画整理事業と併せた道路整備事業として、県道熊本高森線の二車線から四車線化に拡幅が進められております。

また、大正12年の関東大震災後の後藤新平による東京の都市区画整理、また戦後復興土地区画整理事業の名古屋の100メートル道路は言うに及ばず、人吉市でも昭和30年代の市道青井相良線、くまりばの前を通りますイチョウ並木のことでございますが、建設当時は現在の国道445号との交差点より西瀬橋までの約800メートルが市道でございました。ここの道路整備が始まった頃、私たちはあまりの道路の広さに路面電車が走るのではないかという話まで当時ございました。この道路は、宝来町、相良町の土地区画整理事業として整備事業と並行して行われたと聞いております。また、過去には、市道下林願成寺線、あるいはインター線、人吉駅前通り、裁判所通りと、将来を見据えた道路整備が人吉市でもなされてきた歴史がございます。

50年、100年を見据え、豪雨災害からの復旧・復興のシンボルとするなら、従来の街路の拡幅方式ではなく、国道445号、青井地区、上新町地区を当該地区の土地区画整理事業と併せた道路整備の方法がメリットがあるように思いますのでお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

議員述べられましたとおり、道路整備の手法につきましては様々な手法があるかと存じます。土地区画整理事業と組み合わせた国道445号の整備につきましては、当然検討するに当たっては、土地区画整理の範囲の検討も必要でございますし、万が一、今次水害並みの豪雨が今後発生しないとも限りませんので、この国道445号につきましては、道路として早急に整備しなければならない道路と考えているところでございます。

そのようなことから、どういった事業が一日も早く道路の完成につながるのかとそういった視点も含めまして、検討してまいりたいと存じます。また、今次水害では、市街地の広範囲にわたって甚大な被害を被っているところでございます。議員にもございました土地区画整理事業につきましては、青井地区とは限定せず、避難路としての機能が不足しているようなエリア、狭隘な道路の状況なども確認した上で、検討を行っていく必要があるかと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ただいまの答弁で、国道445号は今後の豪雨対策として早急に対応し

なければいけないこと、土地区画整理事業については青井地区と限定せず検討を行っていくという回答でございますが、私からしますとあまりにも後ろ向きな答弁と言わざるを得ません。

先ほどの答弁で、14メートルの都市計画道路として整備したいということでございましたが、答弁いただいた方法だと、道路に面した土地だけがセットバックの対象、あるいは土地買収の対象となり、犠牲が偏りがちになります。一日も早い道路の完成につながるかは疑問でございます。土地区画整理事業により地域全部で減歩に応じたほうが、より公平な手法と思われます。

先ほど申しましたように、益城町では熊本地震の創造的復興のシンボルとして、土地区画整理事業と併せた道路整備事業が進められております。ただいまの答弁で、土地区画整理事業を地域を限定せず検討するとの答弁でございますが、私は市街地のどこにもここにもこの土地区画整理事業を検討したらと申し上げているわけではございません。復旧・復興のシンボルとして、狭く危険で交通量の多い、この国道445号の青井地区、上新町地区に限定して聞いているところでございます。

今のような答弁では、国道445号等の地区の皆さんも、市民の皆さんも、あまり納得できるとも思いません。現に地域の住民の皆様からも、「道路の拡幅を益城町方式でやっていただこう」という声も聞いております。住民の意見等をよく聞きながら、復興へ向けたまちづくりの具体的な手法を、今だからこそ地域住民に示す責任が市にあると思います。

そこで、具体的に道路拡幅の手法、セットバック等土地区画整理事業における減歩の方法と、またどうやったら犠牲が偏らないか、協力をいただくか等、住民の皆さんにもう少し丁寧に説明する必要があると思いますが、お尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、道路の拡幅だけの整備といった手法になりますと、国道に面してらっしゃる方のみが道路用地として土地を提供していただくことになります。一方、議員御提案の土地区画整理事業による減歩の手法を活用いたしますと、街区と国道の一体的な整備が可能であると認識しているところでございます。

どのような形で事業を進めていくかに当たっては、議員が述べられましたとおり、その地域にお住まいの皆様の声を聞きながら、様々に手法を検討してまいりたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　ここは、松岡市長の強い意志と決断にかかっていると思います。松岡市長もこういう機会は二度とないと思いますが、豪雨災害からのシンボル的な事業として、そして令和の相良清兵衛として、土地区画整理事業と併せた道路整備事業を国道445号の青

井地区、あるいは上新町地区を今後の復興まちづくり計画の中に盛り込み、事業を推進していただく気はないのかをお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

国道445号を含む中心市街地については、安全・安心を確保するための防災機能向上と、周辺の景観と調和したにぎわいのある空間づくりなどの観点から、将来のあるべき姿を検討する必要があります。

今後の復興に係るまちづくりについては、それぞれの地域にお住まいの方々と対話を重ねるとともに、国や県などの御協力も賜りながら、地方財政措置が充実している被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域の指定制度の活用など、様々な見地から総合的に早期に事業の効果が発現できるような進め方を、時間的緊迫性を持って検討してまいります。被災前のまちに戻すだけではなく、未来を見据えたまちの再興に向けて私が先頭に立って全力で挑んでまいる所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）　松岡市長の、将来を見据えて、市長自らが先頭になって事業を推進するという答弁をいただいております。地域の皆さんとよく話し合い、国や県の協力もいただきながら、ここは50年、100年後、あのときやってよかったなと言われるように、早急に事業の推進を図っていただきますように強く要望しておきます。

最後に、今期をもって退職される職員の皆様方には御苦労さまでしたの言葉を贈りまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時48分　休憩

午前11時02分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。４番議員の牛塚孝浩でございます。早速通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、私のほうからも今月末をもちまして退職されます職員の皆様に対し、これまで市政発展に御尽力いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。昨年は、新型コロナウイルス感染症や７月豪雨災害など、その総仕上げの年は大変な一年だったろうと思いますが、次の舞台でも御活躍を心より御祈念申し上げます。ありがとうございました。

本日は、４点質問をいたします。１点目は老朽化したインフラの管理支援について、２

点目、西瀬コミュニティセンターの復旧計画について、３点目は今後の防災・防犯への対策と計画について、最後に市民の声から新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う経済対策についてであります。

まず初めに、老朽化したインフラの管理支援についてでありますが、総務省は本年、令和３年４月から、上下水道などのインフラ、それと公共施設の維持管理を支援するために、アドバイザーを約500の市町村に派遣すると聞いております。今月から申請を受け付け、３か月後の６月から派遣をするということでありますが、本市は７月豪雨で甚大な被害を受けております。当然ながら大いに手を挙げて、復旧・復興への手助けをお願いしたいと思うところでございます。

このアドバイザーの派遣について、何らかの取組はあるのか伺います。

○水道局長（久本禎二君）　お答えいたします。

総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である経営アドバイザー派遣事業につきましては、経営的な立場から公営企業会計を取っております水道局からお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、上水道事業、公共下水道事業は、地方公営企業といたしまして、安全、安定、安心、安価が求められておりまして、人口減少等に伴う上下水道料金の減収や施設の老朽化対策など、将来にわたる課題を解決し、安定経営を推進していく必要がございます。そういったことから、上水道事業におきましては、平成28年度に策定いたしました人吉市水道事業ビジョンに基づき、計画的な施設の維持・更新と健全な財政運営を進めており、同様に公共下水道事業におきましても、平成29年度にストックマネジメント計画を、また令和元年度に経営戦略を策定いたしまして、適正な施設管理、施設更新及び維持管理と健全経営を目指しまして事業を推進しているところでございます。

経営アドバイザー派遣事業の大きな目的でございます経営戦略の策定が済んでいることもありまして、アドバイザー派遣についての取組は、現在実施はしていないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　本市におきまして、既に令和元年度に経営戦略まで策定されているとのことで理解いたしました。ただ、大災害の後であります。インフラの整備につきましては、その取組の遅れが予期しない大規模な修繕につながりかねません。また、そのことによって、本来必要のなかった財政出動が発生したり、将来料金の値上げになってしまうというような、そのような可能性があり得ます。結果、住民のサービスの悪化にもつながりかねません。

そのようなことから、今回この専門のアドバイザーを派遣いただき適切な助言を得られるということは、災害からの建設的復興を進める本市にとりまして、大変意義のあることと

考えるわけであります。そして、復興計画に伴走していただき、同時進行することができれば鬼に金棒ではないのかと思うわけでございますが、いかがお考えでしょうか。

○水道局長（久本禎二君）　お答えいたします。

上下水道事業の復旧・復興につきましては、災害査定に基づきまして災害復旧事業を進めていくことになりますけれども、従来の人吉市水道事業ビジョンや公共下水道事業の経営戦略及びストックマネジメント計画などは、前提条件が大きく変わりましたことから大幅な見直しが今後必要となってまいります。

水道事業におきましては、アセットマネジメント――資産管理という意味でございますけれども――その導入を含めまして、新年度に予算を計上させていただいております。総務省の経営アドバイスにつきましては、特に経営、財務、マネジメントの強化、改善等が期待できることから、上下水道事業運営審議会等とも協働していただき、アドバイザーとしての意見や御指導を賜りますことは、大変有益なことであると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　今回、アドバイザー派遣についての提案は、豪雨災害という災禍後の復興へ向けた取組に関してであります。派遣先が全国で500の自治体ということでありますし、本市において有益であると答弁をいただきましたので、ぜひ今後の計画の中に組み込んでいただき、よりよき本市の未来へつなげていただきたいというふうに思います。

さて次に、昨年６月議会で質問提案させていただいた自治体職員による手作りメンテナンスへの取組について質問いたします。昨年いただいた答弁では、既に前向きに取り組んでいるということでございました。しかしながら、定例会終了後まもなく豪雨災害が発生し、新型コロナウイルス感染症の度重なる拡大など多くの弊害が発生しました。

よって、実施は先延ばしになっていると思います。現状についてお伺いをいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　私からお答えいたします。

昨年６月議会で、牛塚議員の御質問に対し、職員による点検の取組の前段として、道路橋の定期点検を適正に行うために必要な知識及び技能を習得するため、国土交通省が実施している研修への申込みを行ったという答弁を行いました。

その後、発生しました今次災害の災害復旧対応を最優先といたしましたので、やむなく今年度の研修への参加については辞退をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　出ばなをくじかれる形になって、残念だったろうと思います。しかし、そのような中にあっても、やるべきことは遅滞なくやっていかなければなりません。今議会の報告議案にも上程されておりますが、道路や橋梁の維持管理については危険箇所の発見の

遅れ、これが大きな賠償問題に発展するかもしれません。そうならないためにも、道路や橋梁についてしっかりとした維持管理が必要であります。

今後の計画についてお伺いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

道路橋研修への今後の計画といたしましては、来年度の災害復旧の状況をみながらではございますが、可能であれば研修会への参加を検討したいと考えているところでございます。

なお、道路の維持管理につきましては、市民の皆様方からの通報や定期的な道路パトロールを引き続き行うことにより、危険箇所の早期発見につなげ、職員による補修や維持補修委託を行い、事故の未然防止に努めるところでございます。また、道路の補修工事の発注につきましても、限られた維持補修予算ではございますが、安全な通行を確保するために、舗装維持管理計画に基づき定期的に行ってまいりたいと考えているところでございます。さらに、橋梁につきましては、橋梁長寿命化計画や５年に１回行う近接目視点検に基づき、計画的な補修を行うところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　限られた予算の中で、また災害からの復旧・復興の中で、大変だろうと思います。道路についても、本市全域を限られた職員の皆さんでパトロールすることは、物理的にも無理があるのではないかとも思うわけであります。

そこで、より安価で効率的に、そしてより正確に道路の状況を見極めることができるＡＩ、これを活用して道路状況を検知するシステムというのがありますが、御存じでしょうか。確か、既に採用して実用化している自治体もあるというふうに記憶しております。スマートシティへの実現へ向け、スーパーシティ構想を具現化させるためにも、このような高齢化した道路の維持管理にシステムを採用するべきであると思いますが、その方面への取組についてお伺いいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えをいたします。

牛塚議員の今、御紹介されました最新ＩＴ技術を活用し、人工知能により効率的に舗装の点検ができるシステムというものは、残念ながら私は存じ上げなかったところでございます。

本市として、道路の維持管理にこのシステムを導入した際の整備費用や効果などを検討するため、今後情報収集を行いたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ぜひ情報を集めていただきたいというふうに思います。私も学んだことではありますが、少し紹介をしておきます。

千葉県千葉市では、車載カメラ、これで道路を通行しながら撮影をするだけで、亀裂や陥没などを瞬時に撮影してデータ化するシステムを採用しているとのことです。通行しながらパパパパパパパッと見ていくんですけど、これが各課で共有することも可能ということでありました。また、その他あらゆる分野でもたくさんの応用例を聞かせていただきましたが、時間の都合もございますので、これ以上は述べません。

また、総務省からは、本市が目指すスーパーシティ構想、これに対しても800万円を上限に、補助率３分の１のＲＰＡ導入補助事業というものがあるそうであります。だそうですけど、申請期間が非常に短いということですので、常々からアンテナを張っておく必要があります、というふうに助言されておりました。今後、全庁的な取組について期待をいたします。

続きまして、西瀬コミュニティセンター、以下、西瀬コミセンと発言します。ここの復旧計画についてお伺いをしたいと思います。

西瀬コミセンを指定避難所としていた皆様に対しましては、今後の指定避難所、これを西瀬小学校へ変更するというふうに12月の一般質問で答弁いただきました。しかし、あくまで臨時的なものだと私は認識をしております。また今後、学校を避難所に指定しておくことで、教育環境に何らかの影響が出てはならないとも思っております。

しかしながら、地域コミュニティーの場につきましては、今度ますます高齢化が進む中で、健康寿命を延伸するという健康福祉計画の上におきましても必要不可欠であり、大変重要な拠点であると存じますが、考えをお伺いいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、私のほうからお答えいたします。

西瀬校区の川南地区における指定避難所でございますが、防災安全課に確認しましたところ、西瀬コミセンが被災したことにより、今後、西瀬小学校を指定避難所として開設いたします。また、同時に東西コミセンも被災したことから、関係町内の指定避難所につきましては、人吉西小学校となるところでございます。

災害の種類、規模によっては、市内の各学校施設も避難所として検討していることから、学校施設を避難所にする際には、教育環境に影響が出ないように防災部署と各学校との十分な連携、調整に努めてまいりたいと存じます。

また、コミュニティーの場の重要性でございますが、変化し続ける社会の中で、人生100年時代に心豊かに生きがいを持って暮らしていくためには、生涯にわたって学び続けることや、地域住民との交流が重要であり、そうした地域コミュニティーの拠点となる各校区の公民館及びコミュニティセンターの役割、重要性は必要不可欠であると認識をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　令和２年７月豪雨では、多くの公的施設が被害を受けました。校区のコミセンに絞って言えば、東西コミセンについても甚大な被害に見舞われております。中でも特に、今、西瀬コミセンは最も大きな被害を受けたと思うわけであります。

２月12日に実施いただいた西瀬校区復興計画説明会の中でも、このコミセンの復旧について質問が出たと思います。ですが、いまだに今後の具体的な計画が示されておりません。また、グラウンド・ゴルフを楽しまれた皆様が利用するトイレもまだないという現状でございます。今後の再生計画についてはどのようになるのかお伺いをいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

西瀬コミセン、東西コミセン、人吉城歴史館、市民プール、球磨川トレーニングセンターの５つの被災した社会教育施設の復旧につきましては、これまで議会や地域の方々に対しまして、財源確保や早急の復旧を希望される市民の方々の声を背景に、復旧の手法の１つとして、国の公立社会教育施設災害復旧費補助金を活用した原形復旧案を例示して説明させていただいております。

しかし、今回と同様の災害発生の危険性も憂慮されることから、今後30年、50年後を見据えて、原形復旧以外に移転新築等の対応ができないか、現在、市役所で全庁的に情報の共有や協議を慎重に重ね、連携して国や県への要望や協議を行っているところでございます。早期の復旧に向け、今後速やかに方針を決定し、具体的な計画をお示ししたいと考えております。

議員及び市民の皆様には、大変御心配と御迷惑をおかけいたしておりますが、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　原形復旧以外に、移転新築についても協議をいただいているということで大変ありがたく思います。

ということですけれども、災害時の避難所としてのみを抽出したときに、本市はスノーピークとの提携もありますよね。箱物以外でキャンプ場を整備して避難所にするとか、場所の問題があるかもしれませんが、その使い道には災害対応だけという固定概念を捨てて、不謹慎かもしれませんが、楽しめる場として新しい付加価値を加えておくということで、逃げ遅れを回避する手段としても有効ではないのかと個人的に思います。ソロキャンプとかアウトドアとかできますし、密にもなりにくいと思うわけであります。そこにコミセンの要素を取り込んでいくと。新しい発想も必要ではないのかと思います。

少しずれてしまいましたが、あと３か月もすれば出水期を迎えます。被災された多くの方が、まだ仮設住宅やみなし仮設住宅に住まわれており、周知には課題も多いと存じますが、コミセンの復旧につきましては、今後の計画が整い次第、できるだけ早期に随時丁寧な説明

を実施いただきますようお願いをいたします。

続いては、今後の防災・防犯対策と計画について伺います。まず、防災対策についてでありますが、人吉下球磨消防組合の議員として、先月15日、本消防組合で実施いただいた研修では、熊本地方気象台の防災管理監から防災気象情報の利用について、また県の危機管理防災課からは熊本地震での実務体験を踏まえた防災全般について研修を受けたところであります。改めて、防災への意識、組織の在り方、現場を動かすシステムの構築、気象情報の利用促進など、危機管理に対する重要性を再認識したところであります。

冒頭にも議長のほうから発言されましたように、今日３月11日は10年前、東日本大震災が発生し、地震や津波によって多くの貴い命が失われた日であります。改めて、心から哀悼の意を表します。近年の災害は激甚化、頻繁化が顕著であり、災害時に設置される災害対策本部では、対応の範疇を超えているのではないかというふうに思うんですね。常時から様々な防災、防犯対策についても、防災安全課だけでは大変だろうなと思っておりました。やはり、危機管理についての専門部署が必要であると思っておりました。

そう思っておりましたところ、今回、市長は所信表明におかれまして、まさに今回のこの質問に対する答え、「防災の専門家が本市の組織内に必要である」と述べていただきました。国が推進する地域防災マネージャー制度とは何か。詳しく伺いたいと思います。

○総務部長（小澤洋之君）　皆様、こんにちは。お答えをいたします。

お尋ねの地域防災マネージャー制度でございますが、政府の防災対策に関する基本的な計画となります防災基本計画におきまして、地方公共団体及び事業者が努力すべき事項に専門的知見を有する防災担当職員の確保が明記されましたことから、防災の専門家に必要な知識、経験を有する人材を地域防災マネージャーとして内閣府が証明をし、地域防災マネージャーを採用した地方公共団体に総務省から特別交付税が交付される制度でございます。

近年、全国各地で頻発する豪雨災害、土砂災害ですとか、発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震など災害の大規模化や激甚化に対応するため、各自治体においてはこういった防災スペシャリストの人材を求める動きが高まっている状況でございます。

この地域防災マネージャー制度でございますが、内閣府から証明書を得る必要がございますけれども、これに幾つかの要件がございまして、まず防災に関する必要な研修を受けていること。これには、内閣府が実施します防災スペシャリスト養成研修の受講ですとか、防衛省が実施いたします防災管理教育の受講など、内閣府が認める研修の受講が必須ということでございます。また、併せまして、防災行政に係る一定程度の実務研修等が必要になります。防災機関の一定階級以上で、実務経験が５年以上、または災害派遣の任務が２年以上の経験などとなっております。

こういった要件を満たした者が、本人の申請によって内閣府が証明するというものでございます。この資格を有する防災機関で申しますと、圧倒的に自衛官が多い状況でございま

す。しかし、このように一定要件があることから、誰でも地域防災マネージャーになれるものではございませんし、近年は多くの市町村がこの地域防災マネージャーを採用するという状況でございまして、現在はなかなか有資格者の人材が不足しているという状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　幾つもの要件や経験が必要であるというふうに認識いたしました。確かにある意味、自治体とそこに暮らしている住民の命運を背負うわけでありますから、なかなか募集しましたからどうぞといかないことであるということは承知しておりますし、全国的に人材不足であるということも認識しております。

そこで、市長にお伺いいたします。防災の専門家と発言されておりました。この危機管理監の採用を決断された経緯といいますか、思いですね、それと採用までどのようにして持っていくのか。その計画について、見込みについても併せて伺います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害を受け、また近年の異常気象等による災害の頻発、その規模が増大している状況を踏まえ、もう一歩踏み込んだ防災、減災対策が必要だと感じたところでございます。特に、人的被害をゼロにするため、自助、共助による地域防災力の向上と、発災時の円滑かつスピーディーな災害対策本部運営を目的に、地域防災マネージャーを置くことを決断したところです。

採用に当たっては地域防災監として、市の役職としては課長補佐級を予定しております。業務内容としては、平時は職員や地域住民への防災意識の啓発、自主防災組織の育成など、発災時は災害対策本部運営での判断補佐や防災機関との調整などを業務として予定しています。現在、自衛隊の地方協力本部へ人材の情報提供をお願いしておりますが、先ほど総務部長が答弁いたしましたとおり人材不足でもあり、今後、適任者が見つかり次第、年度途中であっても採用してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　なかなか人が少ないということは報道等でも聞いておりましたので、難しいものもあるかと思いますが、なるべく早く実施にこぎ着ければいいなと思っております。

近隣の自治体では、あさぎり町が令和２年から危機管理監を採用されておりますし、たしか球磨村、山江村にもいらっしゃると聞いております。実は、たまたまあさぎり町の危機管理監が私の古くからの知人でありまして、自衛隊の出身です。そのような御縁から直接話を聞けたんですけれども、やっぱり国防を最先端で担っていたゆえに、着任後、組織の在り

方や訓練などについて、いろんな場面でのギャップといいますか、意識や感覚にずれがあったというふうに言われておりました。しかし、今は地域住民の皆様とも足並みをそろえながら、確実に改革が実施されているとも聞いております。

管理監の言葉を借りますと、「災害時における自助は自治体であり、共助の部分が県や国である」ということでありますし、そういう視点で話を伺った際に、次の課題を指摘されております。それは、自助である自治体にはそれぞれの市町村ごとに防災計画はあるが、近隣を含む他自治体との協力体制については取り決めといいますか、計画の記載がないということであります。

本市の防災計画の中には、この他自治体との協力応援体制についてどのような取り決めがあるのか伺います。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本市の防災計画の中で、他自治体との協力応援体制については何か取り決めがあるのかというお尋ねでございます。

本市の地域防災計画における近隣自治体を含む他自治体への協力体制について定めている項目は、救助救出活動、それから消火活動、広域的避難収容、応急教育、食料調達、生活必需品調達、飲料水の確保、ごみ処理、し尿処理、物資支援、こういったものがございます。これらにつきましては、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定ですとか、熊本県消防相互応援協定に基づくものでございまして、市単独での対応が困難と判断した場合に要請するものと定めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　答弁から、２点とも県の協定なのかというふうに認識をしましたが、お聞きして思ったことは、やはり昨年の豪雨災害時にも肌で感じたように、何か大きな災害が起こったとき、市町村の枠を超えて迅速な対応がしづらかったという要因、これが生活や経済が共通圏域である人吉球磨10市町村の協力体制、ここの確立にあるのではないのかと強く思いました。

そのような中で、対応対策に携わっていただいた皆さんは、本当によく頑張っていただいたということは否定するものではございませんし、心からの感謝の意を込めて申し添えておきます。体制づくりについて細かくは述べませんが、今後はそこのところをもっと強力に丁寧に推し進めていただきたいと望みます。

次に、全国各地で大規模な災害が相次ぎ発生していることを受け、球磨村におかれましては、過日、恋人の聖地がある全国11の自治体と相互応援協定が結ばれております。２月17日には、人吉球磨の６市町村、県や関係機関と初動対応連携に向けた訓練を実施したと報道されておりました。

本市におかれましてその辺の実情といいますか、協力応援体制づくりについて何か計画があればお伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本市も、各分野におきまして様々な協議会に加盟をしております。過去には、全国梅サミット協議会に加入をしておりまして、その際には災害に対する応援、支援の機運が高まり、協議会内で相互応援協定を締結する運びとなった事例がございます。今後、それぞれの協議会の中で、こういったことについては議論されていくものというふうに存じます。

現在、県内以外の自治体との相互応援協定締結の状況でございますが、姉妹都市でございます鹿児島県指宿市、それから友好都市の静岡県牧之原市、県際交流推進会議の宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市、湧水町、個別に宮崎県小林市、こういった自治体と協定を締結いたしております。

今回の水害におきましては、それぞれの自治体から物的支援、人的支援をいただいておりまして、感謝を申し上げる次第でございます。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　水害発災後、各自治体から物的にも人的にも御支援いただいたこと、そして現在も引き続き御支援いただいておりますことは、私のほうからもこの場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

防災の究極はあらかじめ防ぐ、やはり予防であると思います。災害に遭う前に逃げることだと、誰彼となく耳目することが多くなりました。地球規模では、大自然の恵みも災いもその本髄を知り、治山や治水について最善の対策を行いつつ共存し、最終的には安全に避難できる情報を確実に提供できる仕組み、そういう仕組みづくりだろうと思います。そして、住民側も正確な情報を早期に得ることができて行動に移していただくことだと思います。

危機管理監の設置により、より専門的な知見による防災計画の策定は、適切な判断による職員の配置や近隣自治体との連携、県や国との連携においてもその効果を発揮し、令和２年７月豪雨で経験した職員の過剰な勤務も削減できるものではないのかと私は思います。少子高齢化が加速する中で、公的な業務量は増大傾向にあります。執行部におかれましては、ＡＩやＲＰＡなど利用促進も併せ、ぜひ慎重に、かつできる限り早いうちに採用いただきますようにお願いを申し上げます。

さて、防災は多岐にわたるわけでありますが、次は防犯についてお伺いいたします。

犯罪白書を拝見しますと、昨今は窃盗や器物損壊、暴行や脅迫など残念ながら非常に増えております。個人的には、特に車によるひき逃げが非常に増えていることにびっくりをしているところであります。また、先月もある地区で車による小学生のつきまとい事案が発生

しているというふうに耳にしました。学校と自宅との通学時、子供たちの安全も、昔と違い脅かされております。

このような時代、近年はドライブレコーダーなど防犯ビデオの存在価値は非常に高まっており、車載についても固定についても犯罪抑止や犯罪の証拠を記録して残す、そのような意味で大変重要なアイテムではないでしょうか。２月19日の新聞報道によりますと、熊本市は2025年までに全ての市立小中学校に防犯カメラの設置を計画していると掲載されておりました。既に小学校で50校、中学校で12校に設置されており、随時残りの小中学校に設置を予定しているとのことであります。

本市につきましては、このような計画はないのかお伺いいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　それでは、お答えいたします。

防犯カメラの学校への設置につきましては、現在のところ、具体的な計画はございません。しかしながら、議員がおっしゃるように犯罪抑止、犯罪の証拠記録という意味では、防犯カメラの果たす役割は非常に大きなものがあると認識いたしておりますので、市内小中学校に設置できれば、学校の安全性を高め、子供たちはもちろん、保護者や教職員の安心につながるものと思っております。

防犯カメラ設置に際しての最大の課題は、設置や維持に伴う経費でございますが、一方でプライバシー保護等の問題もクリアする必要がございます。この点につきましても、学校や警察、関係部署等と協議していく必要があると考えているところでございます。子供たちの学校生活が脅かされるような犯罪が、絶対にあってはなりません。そのためにも、学校への防犯カメラの設置につきましては、他の教育委員会の事例等を参考にしながらしっかりと向き合ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　個人の識別とか情報とか、デリケートな問題があることは認識しております。しかしながら、安心・安全な社会の形成には必要不可欠な状況にある。残念ですが、そんな時代になったんだと思います。御承知のとおり、車にはドライブレコーダーが有効であり、様々な場面で大いに役立っております。

そこで、次にですが、通学時の見守りを強化して、そのことの充実を図るために、通学路への防犯カメラの設置について予定はないのかをお伺いいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

通学路への防犯カメラの設置計画についてでございます。防犯カメラの役割は、犯罪抑止と証拠撮影、安心感と言われております。防犯カメラを設置することによりまして、地域の防犯監視体制が強化をされ、住民の犯罪不安の軽減や犯罪が起こりにくい環境づくりが期待できます。一方で、防犯カメラの設置によりまして、プライバシーを侵害するおそれもあ

りますので、設置に当たりましては地域住民の皆様への配慮といったことも必要になってまいります。

子供たちが犯罪や事故に巻き込まれないよう、安全を確保することは大変重要なことでございます。現在、こども王国保安官をはじめとする市民の皆様に、登下校の見守り活動を行っていただいておりますが、その活動を補完するものとしても、防犯カメラの設置は非常に有効なものであると認識をしております。

このように、防犯カメラの必要性は十分理解をしておるところではございますけれども、財源的な裏づけがないというのが現状でございますので、民間の御協賛等の御協力もお願いしながら、設置に向けて計画立案、検討をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ありがとうございます。確かに難しい問題がありますね。しかし、究極は、命を守るということが大前提であります。優先すべきは何か。まずは危険箇所を精査いただきまして、子供たちの見守りや犯罪の防止、さらには高齢者の徘回捜査など、幅広く活用が期待できる装置であります。安心で安全なまち、そしてさらにはスマートなまちづくりに向け、今後、設置が促進されますようにお願いをしておきます。

最後に、市民の声からコロナ禍における本市の経済対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、今年１月18日から２月７日までの期間21日間、営業時間短縮要請が実施されました。本市では、今年１月に専決処分された飲食店への独自支援も実施いただき、大変ありがたいとの声も聞いております。

他市では、コールセンターを設けて対応に当たっているところもあると聞いておりますが、本市での窓口対応はどうなっているのか。また、現段階での効果についてはどうなのか。評価と実績をお伺いいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　議員の皆様、こんにちは。お答えいたします。

営業時間時短要請に伴う相談対応についてでございますが、本市におきましてはコールセンターは設けておりませんが、人吉商工会議所の３階に設置いたしております人吉なりわい再建サポートセンターを相談窓口としまして、きめ細やかな対応をいたしております。

次に、本市が実施しております人吉市新型コロナウイルス感染症対策夜間営業飲食店等支援給付金の状況でございますが、昨日３月10日現在で10件の事業者が申請されております。この申請件数がまだ少ない状況となっておりますのは、本市の支援給付金が熊本県の時短要請協力金を申請し、当該協力金の交付通知の写しを添付し申請する仕組みとなっているためでございます。引き続き、対象となる事業者へのこの制度の周知を図り、申請受付期間である令和３年３月31日までに対象者が漏れなく申請していただき、給付金を受け取られますよう対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　まだ10件ということで、非常に少ないなと思ったところですけど、期間も３月いっぱいということですので、まだこれからということで認識しました。対応については、漏れなくやっていただきますようによろしくお願いいたします。

しかしながら、協力金の対象となった飲食店の時短営業や休業によって、間接的に影響を受けた運転代行事業者や食材、酒類の納入業者、おしぼり納入業者など、そのほかにもいらっしゃるかもしれません。多くの関連事業者が苦しんでおられます。事業者からは、豪雨災害後の年末年始、さあこれからというときにこのような状態になり、大変厳しい状況だと早くから声が上がっておりました。

御認識のことだと思いますが、売上げの減少が発生しているのは時短営業の対象となった飲食店以外にも広く波及をしております。そのような事業者の方に対して、近隣では山江村が、熊本県下でも幾つもの自治体が独自の支援を行うと報道があっており、御承知のことと思います。本市におかれましては、行財政健全化の最中、そしてコロナ禍、そして豪雨災害ですね、ほかの自治体とはまた違う苦しみの中で、行財政運営を強いられております。であることは十二分に理解をしておりますが、本市においても何とか関連事業所に対する独自の支援を実施いただけないのか、検討はされていないのかと思うわけであります。お伺いいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

飲食店等への時短要請により減収となった関連業者への支援策でございますが、熊本県が令和３年２月26日付で熊本県事業継続・再開支援一時金制度を設けております。この制度は、時短要請の影響を受ける事業者として、夜間営業飲食店と直接また間接の取り引きがある事業者、また不要不急の外出移動の自粛の影響を受ける事業者として、旅館、みやげ物屋、観光施設、タクシー事業者などを給付対象としており、かつ令和３年１月または２月の売上げが前年または前々年同月比で50％以上減少している事業者に対し、一時金を給付するものでございまして、法人で最大40万円、個人事業者で最大20万円を受給できるというものでございます。

本市としましては、現在対象となる事業者に対し、当該制度の利用の周知を図っているところでございます。関連事業者の皆様の売上減少の厳しい状況は承知いたしておりますので、熊本県の制度の申請状況や対象となります事業者の経営状況等を踏まえまして、今後の対応につきましては、検討させていただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　県はあるということは私も承知しておりましたが、本市独自での支援

については今後検討をするということで理解いたしました。しかし、個人的に、私的には遅すぎると感じております。事業所の経営状況は、先ほども申しましたように大変厳しいと声が上がっているわけでありますから、条件などは当然発生しますが、何とぞ早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、関連しますのでお伺いいたしますが、警視庁によりますと、昨年、全国の自殺者は２万1,077人で前年より908人増えており、県下でも前年より多い296人だったそうです。このコロナ禍による影響は、全国的に勤務先の廃業や解雇により失職した人、アルバイトができない学生やひとり親世帯など、生活困窮者が増大しているとのことであります。このような要因が引き金となり、不幸な事態を招かないためにも、実情を把握し、共有し、今後の対策につなげていただきたいと思います。

そう思いますので、１点だけお伺いいたします。本市において、この辺の実情、現状、これは全国と比較してどうなのか。また、対策について何か実施しておられましたら、その内容について、併せてお伺いをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆さん、こんにちは。それでは、お答えいたします。

全国的には、社会福祉協議会の緊急貸付事業の申請件数が増加しておりますことから、議員御紹介のとおり、コロナ禍の影響を受けた生活困窮者が増加している状況のようでございます。コロナ禍の影響によりまして収入減となった生活困窮者につきましては、ただいま申し上げました社会福祉協議会の緊急貸付事業である緊急小口資金と総合支援資金が、国の特例措置による要件緩和によりまして、利用可能となっているところでございます。

また、本市における同貸付事業の申請状況につきましても、例年申請は少ない状況でございますが、本年３月１日時点での申請件数は緊急小口資金が149件、総合支援資金が49件と、申請件数が例年に比べ増加しているところでございますので、本市におきましても全国同様、コロナ禍の影響による生活困窮者が増えている状況にあると捉えているところでございます。

生活困窮者への対策といたしましては、先ほどお答えいたしました社会福祉協議会のひとよし生活困りごと支援センターで取り組んでいる緊急小口資金と総合支援貸付金の紹介をしております。また、緊急小口資金と総合支援資金に加えまして、住居確保給付金事業がございまして、これは失業、休業などによる収入減のため住居を失うおそれが生じている生活困窮者に対しまして、原則３か月間、家賃相当分を給付する事業でございます。この住居確保給付金も、コロナ禍における支援として支給要件が緩和されているところでございまして、全国的にも申請件数が増加しております。

なお、本市におきましても、昨年度は申請件数が２件、総支給額が18万5,000円でございましたが、今年度は３月１日時点で申請件数が15件、総支給額が149万8,000円と例年に比べ大変増加しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　今の数字から見ましても、詳しく答えていただいたわけでありますけれども、かなり経済対策の面でも影響していっているのではないのかと思うところであります。コロナ禍による影響は、やはり本市においても相当出ているということが分かりました。

今回の質問は経済対策でありますので、この件についてこれ以上の質問はいたしませんが、今回の当初予算において、被災者支援対策事業の中で見守り生活支援対策に多くの予算を計上されております。被災者支援につきましては、計画どおりしっかりとやっていただき、併せてコロナ禍の影響による孤立者やそれに伴う支援や援助が必要になった方が取り残されないよう、しっかりとした対応をお願いいたします。また、経済対策につきましても、さらなる支援の拡充を切にお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。

早口になりましたことを最後におわびします。ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　こんにちは。９番議員の宮﨑保です。

今回は、災害対応より農業振興について、市民の声より歴史的建造物についてとグラウンド・ゴルフ場の整備についてを通告しておりますが、市民の声よりの「グラウンド・ゴルフ場」については、正式名称としては「多目的広場」ということでありますので、議長の許可をいただきまして、そのように変更させていただきますのでよろしくお願いします。

また、今までの答弁と重複する部分もあるとは思いますが、その点についてもよろしくお願いします。

まず初めに、議場におられる廣田経済部長をはじめ７名の方が、今月末をもって退職されると聞いております。職員の皆様には、いろいろと多方面にわたり御指導いただきありがとうございました。また、このコロナ禍や７月の豪雨災害といった対応に御尽力された年でもあったこととともお察しいたします。退職後は、引き続き、市のほうで勤務を希望される方や、第二の人生を歩まれる方もおられるというふうに聞いておりますが、今後も市政発展のため、また地域発展のために重ねて御尽力されますことを願っております。

本日は、議長からも最初のほうでありましたように、東日本大震災発生から早いもので10年、また４月14日に発生しました熊本地震から５年がたとうとしていますが、これを１つ

の節目と捉えるのか、まだまだ復興の道半ばの年と捉えるのかという様々にあるようですが、この点についても、スピード感を持って復興に取り組まないと過疎化や人口の減少に歯止めがかからないとの報道もあっておりました。本市も、同様に復興・復旧に向けてスピード感を持って取り組んでいかなければならないと思います。

それでは、１項目めの農業振興についてですが、今回、令和２年７月の豪雨災害についてですが、営農者が受けた被害について、農地と機械、取水口と用水路などがあると考えますが、農地への影響はどのくらいあったのか、また農地の災害による被害の規模的面積はどれぐらいあったのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

豪雨被害における農地への影響についてでございますが、まず現時点でお答えできます範囲につきましては、自力復旧が可能、もしくは現地確認がされておらず被害報告がなかったもの、補助事業の要件を満たさないものにつきましては、被害状況として具体的には把握ができておりません。今回の災害の被害において、自力復旧が困難として報告がありました箇所のうち、補助事業として要件を満たすものにつきまして、災害査定を受けました範囲で把握しておりますので、現時点で分かる範囲でお答えいたします。

被災状況としましては、議員が示されましたほかに、水を取り込むところの頭首工と農道、橋梁の被害もございまして、農地に影響がどの程度あるのかとのことでございますが、いずれの施設等も営農に必要でございますので、全てが農地に影響が大きくあるものとして捉えております。

また、災害被害の規模的面積についてでございますが、令和２年７月豪雨におきまして、球磨川流域及びその支流において甚大な被害を受けましたことから、全ての把握はできておりません。現時点で把握できています簡易的な災害査定を受けました箇所の概略被害面積につきましては、田、約980ヘクタールのうち約137ヘクタール、畑、約650ヘクタールのうち約２ヘクタール、合計の約139ヘクタールでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の答弁で、今回の豪雨で全ての把握はできていないと。しかし、田畑が137ヘクタールですよね、被害面積が全体の約14％ということですが、ただこれが上がってきただけの面積でありますので、もう少し小さい分とか、掛けた場合にはまだまだ増えるということは推測できるところだと思います。

また、被害に遭われた農家の方には、今年は作物を作らなければならないということで、大規模、小規模とか分けるのは恐縮ではありますが、例えばあぜが崩壊しているところとか営農者自身で整備をされておられる方もおられると聞いておりますが、そういった営農者自身で整備された方に対しての援助はないのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

小規模被害の農地を自力復旧された方に対する援助についてでございますが、発災当初は機械借り上げと原材料支給しかございませんでしたが、熊本県が示します令和２年７月豪雨被災者等支援交付金の市町村事業としまして、農地の自力復旧支援事業及び農業用水路・農道の自力復旧支援事業がございます。

この支援事業の内容は、農地及び農業用水路、農道に対しまして、国庫補助金に当たらない40万円未満で、かつ発災後１年後において自力復旧が完了するための経費の一部を支援するものでございます。農地は、１か所の上限額を20万円としまして、復旧に係る経費の２分の１を補助し、農業用水路、道路は１か所の上限額を26万6,000円としまして、復旧に係る経費の３分の２を補助するものでございます。

現在は、まだ令和２年７月豪雨被災者等支援交付金が本市においては活用できませんが、熊本県の御指導を仰ぎながら要綱や申請書等を作成しまして、新年度の申請受付ができますよう準備を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ただいまの答弁で、自力復旧に対する援助は、発災当初は機械の借り上げ料と原材料支給しかなかったが、現在は熊本県が令和２年７月豪雨被災者等支援交付金という名目で、市町村の事業として自力復旧支援事業ができたということでありますが、農業振興課だよりの「みのり」３月号において載っていましたものに、農地や農業用施設を自力で復旧した場合の支払書類についての中で、「40万円未満だった場合に県補助事業の対象になる場合がある」とのことですが、あることとはどういう場合なのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

農地や農業用施設の自力復旧への県補助金の対象につきましてでございますが、２回目の御質問でお答えしましたとおり、現在はその準備を進めているところでございますので、令和２年７月豪雨被災者等支援交付金が活用できる状況ではございませんが、この支援事業の内容は農地及び農業用水路、農道に対しまして、国庫補助に当たらない40万円未満でかつ発災後１年において自力復旧が完了したものとなります。

県が示しております内容と整合性が必要でございますが、市といたしましては、申請は新年度になって６月30日まで、完了は７月末日までとする考えで進めてまいります。どうぞよろしくお願いします。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　先ほどの豪雨災害等支援交付金については、発災から１年ということ

で、申請については人吉市としては６月30日までとして行い、その作業の完了について７月までとするということで考えておられるようではありますが、申請期間もあと３か月少ししかありませんので、その周知方についてよろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、昨年の災害により、収入もなく厳しい生活をされている中において、７月までの復旧ができなく、それ以降になる農家が出てくる可能性もあると思いますので、先ほどから何回も申し上げているように、重機のリース代や燃料代の補助を考えてもらえるということができないのか。再度お尋ねしたいと思います。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

重機のリース代、燃料費の補助についてでございますが、燃料代及び重機のオペレーター等の作業に係る日当補助はございませんが、各地区の農家振興組合長様に申請していただければ、最長３日間の重機の使用料及び運搬料の補助を行っております。

例年、各農家振興組合において、年に１回の重機のリースが利用可能でございましたが、今回の災害は被害が甚大であったことから、今年度につきましては各農家振興組合において、２回の申請まで可能といたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　これについて、今までの部分と全然変わらない分だと思います。今まで農家振興組合のほうで年１回、３日間までの原材料支給とか重機についてあると思うが、これがただ２回になったということであります。

これは災害についての部分でありますので、もう少しこの点の検討はお願いしておきたいと思います。

その中において、農地には被害はなかったものの、豪雨災害により河川などの被害に遭い、取水口からの水を供給することができなく、作物の作付ができなくなっている箇所もあると聞いております。河川の工事にかなりの時間を要するものと思いますので、そういったところへポンプなどの配備ができないかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

河川の被害によって水の供給ができない箇所へのポンプの配備についてでございますが、河川の被害につきましては河川管理者が復旧するものでございますので、工事に伴うものに関しましては対応ができないところでございます。

用水の取水だけが問題となっており、ポンプ設置を行うことで営農開始できるような場合には、ポンプ設置について検討を行いますが、河川と水路の位置関係、現地や施設の被害状況、電気が来ているかどうか等によりまして、容易に河川から取水ができる箇所とできない箇所がございます。また、ポンプの据え付けが容易にできる場合につきましても、日常的

な管理が地元でできることが前提となります。

個別の判断が必要となりますので、そのような状況がございましたときには、ぜひ御相談いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　言われるように、確かに河川の復旧については、河川管理者が復旧はするものだとは思いますが、そういう復旧までを待っているといつになるか分からないということも耳にします。

ポンプを配備することは、さほどの工事が伴うものではないと考えております。営農をするために、水は農地にとってもとても必要なものであります。もちろん、ポンプの据え付け後は、地元で管理をしてもらうものだとは考えております。河川の復旧作業がいつになるか分からない現状でありますので、ポンプの配備等については検討をよろしくお願いしておきたいと思います。

次に、２月の全員協議会、臨時議会で強い農業・担い手づくり総合支援事業において、機械等の補助が令和２年10月末までの704件と11月末までの38件の合計742件、補助額は５億6,930万円とのことでしたが、現在の状況はどのようになっているのか。機械等となっておりますので、ハウス等の施設も入っていると聞いておりますので、農業機械ごとに申請台数と補助額は幾らなのかお尋ねしたいと思います。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

１点目の現在の状況でございますが、件数は742件で、２月臨時議会後の歳出予算額が５億6,930万円、財源につきましては国・県支出金が４億3,760万6,000円、一般財源が１億3,169万4,000円でございます。

２点目の機械ごとの台数と金額につきましては、要望台数の多かった上位五つの機械、また金額については1,000円単位でお答えさせていただきます。

刈払い機が71台で271万1,000円、トラクターが65台で１億3,685万8,000円、管理機が37台で596万2,000円、田植え機が32台で3,209万5,000円、コンバインが24台で6,120万2,000円となっております。

３点目の状況が進んでいないのはなぜなのかといった御質問もあろうかと思いますが、被災した農業者からの機械等の御要望が多かったことから、県と密に連絡を取りながら、極力要望漏れがないように、令和２年12月に県からの補助金内示をいただくところで進めてまいりました。しかしながら、要望件数が想定よりも多く事務処理に時間を要したこと、国と県の協議にも時間を要したこともあり、最終的に県からの補助金内示の連絡が入ったのが、今月、令和３年３月４日でございました。

そのことから、御要望いただいた農業者の皆様へ、遅くなりましたが令和３年３月８日

付で補助金内示の通知を発送いたしました。事前着工で、既に納品が済んでいる場合もございますが、機械の納品等につきましては、今後、各メーカーから順次納品を行っていくという予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　補助金の流れといたしましては、昨年の12月に補助金の内示があると予定をされていたということでありますけれど、件数等は734件ですか、かなり多く事務処理に時間がかかり、最終的には今月に入り国・県のほうから補助金の内示があったということで３日前の３月８日に農家に通知をされているということのようですので、その対応については、速やかにお願いをしておきたいと思います。

また、一方では、農家の方によっては高齢化に伴い、今後５年、10年と農業をやっていく自信がなく、事務的にも７年間の使用記録が必要なので、機械等の購入の申請をされなかった農家もあると聞いております。そのことについての認識はされているのかをお尋ねしたいと思います。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

本事業の要件といたしまして、令和２年７月豪雨で農業被害を受けた農業者等となっており、被災後も営農を続ける個人、法人、集落営農組織、機械利用組合等の任意組織が対象となりますが、自家消費の農家や家庭菜園については対象外となっております。また、要望受付時におきまして、軽トラックの再取得の方につきましては使用記録簿をつけることが要件となっておりましたので、受付時に使用記録簿をお渡ししております。軽トラック以外の機械の再取得等につきましては、使用記録簿をつけることといった要件はございません。

御質問にございました高齢化しているということで、７年間の使用記録が必要といった条件として購入の申請をされていない農家といった案件につきましては、市では現在のところ、認識いたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の中で認識はしていないとのことですが、私が農家を回ってみると、「年を取っている」とか、「後継者もいないので」、「あと何年できるか分からないので、７年間も使用記録簿をつけてまでは」という意見があっているのも事実であります。使用記録については、全ての機械においてつけなければならないと、私もそのように思っておりました。その農家の方も、そのように思われていたのではないでしょうか。

今の答弁の中で、軽トラックの再取得についてのみ対象となるということのようですので、その７年間というのは軽トラックと一緒のように思われていたのではないかと思っております。そういうことですので、説明につきましては、何事につけても丁寧に説明をされる

ようにお願いをしておきたいと思います。しかし、農作業の準備をしていくためには、農機具は必要となってきますので、農家の方には十分な配慮をお願いしておきたいとも思っております。

また、代替作物として、カボチャ、甘長トウガラシ、ズッキーニ、ニンニク、タマネギ等が、これらも農業振興課だよりの「みのり」の３月号の中で紹介をされております。作られている方に聞きますと、「商品にするにはそう簡単にはいかない」と聞いております。例えば、ニンニクを栽培されている農家で、昨年の災害前ですけれども、「商品として出荷できるのが１割にも満たない。１回しか出荷していない」と言われているということを聞きました。このようなことについて、認識をされているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

代替作物につきましては、ＪＡくま、球磨地域振興局の御協力をいただき、選定をいたしております。先月発行いたしました広報紙「みのり」に、経営所得安定対策等交付金の対象作物を掲載しております。農家の方々の少しでも収入アップにつながるものとして、掲載をいたしたところでございます。

作付につきまして注意点等も掲載しておりますが、植付けや収穫、気候関係、病害虫防除、作付面積等につきましては、ＪＡくま下球磨営農センターの御協力もいただけるように、連携を取っているところでございます。

次に、ニンニクの出荷量が非常に少ないことにつきましては、ここ数年の発生を確認し、暖冬であったことが原因ではないかと推測をいたしております。今回推奨しておりますのは、病気等が発生しにくい12粒、12片ニンニクにつきまして紹介したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、私が、ニンニクを例えに出したわけではありますが、あとの甘長トウガラシにしても、収穫後の手間とかかかるので、１から２アールぐらいが出ないと一農家では難しいと、一農家では作付面積が手広くはできないと聞いております。

また、ズッキーニについては受粉等の関係もありますので、朝は行って受粉をしてやらないといけないとか、露地栽培した場合に下に当たるということで、腐れというか腐食が入るということで、かなり着果等の問題があり難しいと、ハウスでないと難しいと聞いておりますし、収入もかなり少ないと。一、二アールだったら、例えば甘長トウガラシにつけば４万円から８万円ぐらいと、一農家でですね。大体１アール当たり４万円、10アール当たり40万円ということで載っていたと思いますので、それについてはそういうふうになってるというふうにあっています。そういうふうに、収入についてもかなり少ないですので、農地の整備が一番大事になってくると思います。

そういうことで、最後になりますけれども、同じ被害に遭われているので区別するのもなんなんですけれども、被害の大きかった農地の整備ももちろん必要と考えております。今年からでも作付ができるような箇所、いえば小規模という形になるというふうに思うのですけれども、そういうところを早急に整備していく必要があると思います。また、２年、３年と長く置くと、耕作放棄地にもつながるのではないかと心配をしているところです。このようなことについて、どのように考えているのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

今回の災害におきましては、災害復旧工事を行うことで、農家の方々の負担を少しでも軽減できるように補助率の増嵩を行ってまいりました。議員がおっしゃられるように、軽微な箇所におきましても、幾つかの災害箇所をできるだけ１つの災害区域、エリアにまとめることにより負担軽減が図られるように、災害査定対象としたところではございますが、地域の方々や個人での整備を行われたところもございます。

農地の管理につきましては、基本、所有者である農家の方が管理すべきものでございますが、どうしてもできない場合には、近隣の方々の御協力を得ながら、除草作業等を農林整備課で行っております原材料支給や機械借り上げを御利用していただきまして、耕作放棄地につながらないように取り組んでいただければと考えているところでございます。市といたしましても、農業委員会や振興組合などと連携いたしまして、耕作放棄地にならないように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　おっしゃられるように、軽微な箇所を集約して、それについては40万円以上になるということ、１つの災害にまとめることで負担の軽減を図るように行っているということでありますけれども、その集約した１か所については部分的に、ここが例えば１つの田について10万円とか20万円とか、30万円、40万円以上になった場合の部分だろうと思いますので、距離も150メートルとかいろいろあると聞いておりますので、そういうところについても、もし自分たちできちんと機械等を買って、できたらできるということを皆さんもされているところもあるということですので、その点については御了承を、今日お願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

今回の質問につきましては、令和２年７月の豪雨災害により被災された農家に対しての寄り添い方や補助についての質問であり、通常の農地での管理の問題ではありませんので、被災された農家へのより一層の寄り添い方、またスピード感を持って今後は対応もお願いをしておきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。これも令和２年７月の豪雨災害と関連しておりますが、市民の声より歴史的建造物の保存について、現在、人吉市内にある歴史的建造

物は一体どのくらいあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

市内に所在する歴史的建造物の数についてでございますが、指定文化財が35棟、登録有形文化財が18棟でございます。なお、未指定の建造物につきましては、平成27年度熊本県が実施した熊本県近代和風建築総合調査において179棟を把握しております。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の中で、指定登録、未指定、全部合わせると232棟あるということのようです。そうした中において、個人の方が住居として住んでおられる建物と住んでおられない建物はどのくらいあるのでしょうか。また、その建造物について、どのような歴史的な建造物であるのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

先ほど１回目の御質問でお答えしました棟数のうち、個人が管理すると想定される住居の数は49棟でございまして、いわゆる商店や旅館といった店舗兼住居、商業施設及び法人所有の居住機能を兼ねると想定される建造物は30棟でございます。

具体的な事例としましては、昭和初期に建てられた農家や明治時代前半に建築された商家等が挙げられ、現在も継続的に管理されたり、個人の住宅や店舗として利用されていらっしゃるものもあるようでございます。

なお、調査方法は外観からの目視によるものであるため、実際に居住されているか否かについては、把握できておりません。これ以外の建造物は、居住施設として利用しない神社や寺院といった宗教的施設のほか、蔵や石造物、橋等となります。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の中で、住居として個人が管理されている数につきましては49棟ということで、歴史的価値についても、今、説明がありました。

また、こういう今、説明をいただいた中で、７月の豪雨災害において、主に住宅として使用されていた建造物が被害に遭われたのはどのくらいあったのか。また、その被害に遭われた分について、歴史的価値はどのようなものだったのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

令和２年８月に、公益社団法人日本建築士会連合会建築士会九州ブロック会より報告された令和２年７月豪雨災害歴史的建造物被災調査によりますと、建造物につきましては個人の住居が３棟、店舗兼住居、商業施設及び法人所有の建物は13棟でございます。

具体的な事例としましては、大正時代に建てられ現在も個人の住宅としてほぼ当時の姿のまま利用されていらっしゃるもの等がございます。また、このほかに、今回の豪雨災害を

契機として、新たに歴史的価値がある建造物と把握された事例もございます。一例としましては、明治初頭から幕末までさかのぼると推定される屋敷で、現在も保存状態が良好であることを新たに確認した建造物などが挙げられます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今の中で、個人的な住居については３棟ということのようであります。

その３棟の歴史的な部分についても触れてもらいましたが、そういった中において、その建造物の解体を検討されている建物に対して、移転等をしてでも歴史的構造物として残すべきとの市民の意見や動きがあるように感じております。

また、本市として、このことについてどのように考え、また今後どのようにやっていこうと考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

歴史的建造物の保存につきましては、歴史遺産保護の観点から、市といたしましても重要であると考えております。被災された歴史的建造物のうち、個人で所有される建造物については、リストや所有者からの相談といった形で把握を行い、必要に応じて建築の専門家等の有識者による現地確認や協議等を実施しているところでございます。

今後の方向性について、様々な観点から検討をいただけるよう所有者の意思を踏まえつつ、建造物の歴史的価値や文化財保護制度等の情報の提供を行い、今後も引き続き支援してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　今、教育部長に必要性についても述べていただきました。こういう歴史的に重要な物件であり、災害がなければそのまま残っていたと考えられる建造物だと思います。移転してでも残すことといったこと、こういうことを踏まえまして、市長としてどのように考えられているのか、また思われているのかお尋ねしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

被災された個人所有の住居等のうち、歴史的な建造物と評価されるものにつきまして、保存すべきとの御意見があることや、また私自身も直接そういった歴史ある建物を残したい、復旧したいという市民の方々の切実な願いをお聞きしているところでございます。

相良700年が生んだ保守と進取の文化により、脈々と受け継がれてきた悠久の歴史の中で、未指定とはいえ、そうした建物が実際に多数存在していることを今回の豪雨災害を経て強く再認識したところでございます。

所有者の皆様におかれましては、歴史ある建物をこれまで個人で管理されてこられた方が多く、今回甚大な被害に見舞われたことで、今後の存続について大変苦慮されていること

と存じますし、先祖代々受け継がれてきた住まい等を残すか否かの選択に際しての御心痛は察するに余りあります。そして、人吉が歴史の香り豊かなまちとして、今後も継続して発展していくためには、こうした歴史ある建物ができる限り保存され、継承されていくことが重要であると認識しております。

従いまして、個人所有の歴史的建造物につきましては、所有者の御意思を尊重し寄り添いながら、今後のまちづくりの課題として考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　市長からも並々ならぬ御発言をいただきありがとうございました。

本市にも、まだまだ登録されていない価値のある歴史的な建造物がまだ多くあるようですので、アンテナを高く掲げられて情報の収集に努められるようにお願いをしておきたいと思います。また、必要性についても、先ほど言いましたように、認識はされておられるということでありますので、今回の７月の豪雨災害で被災された物件を解体だけを考えるのではなく、所有者の方も意見も様々にあるだろうと思いますので、その様々な思いも含めながら移転などを行って、後世に残すように努力されるようにお願いをしておきたいと思います。

では、最後の質問です。これも同じく７月の豪雨災害に伴うもので、先ほど訂正をさせていただきました多目的広場の整備についてですが、西瀬コミセン裏をグラウンド・ゴルフ場として使用をさせていただいておりますが、先ほど述べましたように、災害において整備が必要となってきております。

西瀬校区民の親睦と健康増進を図るため、10町内約100人ぐらいで年会費を取りながら、各町内を週２回、２日程度に割り振り、練習等を行っておられますが、今回の災害でグラウンドの整備を余儀なくされております。少ない会費を集めている中から、重機などを借りて整備作業を行われていると聞いております。財政的にも厳しいので、整備に必要な材料の支給等ができないのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

西瀬コミセン裏の多目的広場でございますが、昨年の豪雨災害で冠水し、上流から流れてきた流木やごみ等が散乱し、荒れた状態となっておりました。災害発生後は、本市職員も避難所運営や被災した施設の災害調査や片づけ等に追われ、多目的広場の清掃整備に手が回らない状況でございました。

そのような中、多目的広場をふだんから御利用いただいております西瀬校区の皆様方のボランティア活動により、流木等の片づけから整地を行っていただいたところでございます。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、多目的広場の整備に必要な材料を支給できないかとの御質問でございますが、多目的広場を整備するに当たり、洗い砂による整地が必要になると存じます。この多目的広場

は、国有地で本市が多目的広場として占有許可を受けていることから、国土交通省八代河川国道事務所に当該地の整備についてお尋ねをしましたところ、洗い砂による整地に関しては何ら問題ないとのことでございましたので、洗い砂の提供につきましては早期に対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　ありがとうございます。早急に対応をしていただくとのことで、大変喜んでおります。

また、そうした中において、先ほども牛塚議員のほうから言われたのですが、西瀬コミセンが被災したことにより外のトイレが使用できなくなっているということでありますので、そのトイレが使用できるように整備をしてもらうことができないかお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えをいたします。

西瀬コミセンの屋外のトイレを使用できるようにするためには、浄化槽の復旧工事も必要となります。先ほど、牛塚議員の御質問にお答えさせていただきましたが、現在、施設の復旧方法等につきまして、協議を継続しているところでございます。トイレの復旧につきましては、コミセン本体との一体的な復旧を考えております。

早期の復旧に向け、今後方針が決まり次第、具体的な計画をお示ししたいと考えておりますので、屋外のトイレの使用につきましては、今しばらくお時間をいただきたいと存じます。なお、浄化槽設備の復旧工事には約1,000万円ほどかかる予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　工事は、コミセン本体と一体的な復旧を考えているということでありますし、また工事について1,000万円以上の金額がかかるということで、これについてはかなり厳しいのかとは考えはいたします。

また、そうした中において、やはりトイレについては、コミセンを利用される方については必要な部分ではあると思いますので、代替策として復旧するまでの間、簡易トイレの設置はできないのかお尋ねしたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　お答えいたします。

簡易トイレは設置できないかとの御質問でございますが、西瀬コミセン自体の施設利用はできませんが、学校行事や校区行事等で周辺駐車場の御利用などもあることから、屋外のトイレの整備につきましては必要だと考えております。

簡易トイレの設置にかかる費用としましては、概算ですが１基設置した場合に、設置費用に３万円、レンタル費用に１か月当たり１万円、くみ取り量が１リットル当たり15円程度

必要となりますが、設置場所も含めて考えてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）　西瀬コミセン裏の多目的広場の整備については、前向きな御答弁をいただけましたので、よろしくお願いをしておきたいと思います。また、そういうことをされるときには、校区公民館の方との連携を取り、対応を取られるようによろしくお願いしておきたいと思います。

今回、７月豪雨災害に対して、被災者の思いを国・県のほうに強く要望されて、被災者の身になって今どのようにしたらできるかということを考えてもらい、何事もスピード感を持って取り組んで行動をお願いしておきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後１時44分　休憩

午後１時59分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。13番議員の公明党の豊永貞夫です。早速通告に従いまして、一般質問を始めます。

今回は２項目。１番目に新型コロナワクチン接種について、２番目に市民の声からであります。

それでは、１番目の項目に入ります。テレビをつけると、毎日のように新型コロナウイルスのワクチンについての放送がされ、様々な問題点などの情報が提供されています。３月２日の全員協議会でも、その時点でのワクチン接種に向けての説明を受けましたが、まだまだ情報が不明確な部分がありましたので、本市のワクチン接種体制について、確認の意味で質問をしたいと思います。

昨日の福屋議員も、ワクチン接種に関する質問をされております。質問内容が何点か重複しておりましたので、その部分は外しながら質問をしたいと思いますので、答弁のほうはよろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染の終息の鍵を握るワクチンについて、厚生労働省はアメリカのファイザー社製のワクチンを２月14日に正式承認し、それに伴い医療従事者向けの先行接種が２月17日から始まっています。報道でもありましたが、現状では世界的なワクチンの供給不足で、ベルギー工場で製造しているファイザー社製のワクチンは欧州連合（ＥＵ）の許可

が下りないと輸出ができない制限措置が取られたため、日本へのワクチンがスムーズに入らず、各自治体に配分する計画もままならない状況下にあることは、御承知のとおりであります。

日本が契約している残りの２社のイギリスのアストラゼネカ社とアメリカのモデルナ、このワクチンは薬事承認はまだされてない状況ですが、既に２社とも厚生労働省への承認に向けての申請をされています。報道によると、承認まで最短で来月の４月、５月にも承認されるのではとの報道もあっております。しかし、３社とも外国製という性質から、輸入しなければワクチン接種ができないという状況と、現段階ではファイザー社製のワクチンしか輸入できないというもどかしさがあります。

現在、医療従事者への接種が始まっていますが、その後の対象者である高齢者への接種時期は、昨日の答弁でもありましたとおり、４月12日から始まるとの当面の計画が発表されております。今回、この新型コロナワクチン接種事業は、16歳以上の方を対象に、しかも短期間に一人２回接種するという前例のない事業であることから、実施主体となる市区町村の負担はかなり大きいものがあると考えます。まだまだ、ワクチンの入荷量が不透明な中でも、本市をはじめ各自治体では接種の準備をしなければならないわけですが、国からの通達も変更が多いようであります。

現在の本市の接種体制についてお尋ねします。昨日の答弁でも、接種ワクチンの数量とか、あるいは注射器の回数とか、そういう部分については福屋議員の答弁であっておりますので質問しませんが、今回のワクチン接種に当たって国が準備したタブレットを使用したワクチン接種記録システムの稼動が予定されていますが、そのシステムの概要と担当課の業務が増加すると思いますが、人員配置など大丈夫なのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

国におかれましては、議員が御紹介されましたように、コロナウイルスワクチンの接種状況を記録するシステムが用意される計画になっております。まだ、システムの詳細が伝えられておりませんが、現在判明している情報では、集団接種会場や個別の医療機関で接種が行われた後、接種券の情報を今後配布予定のタブレット端末で読み取り、記録して集約していくものとなるようでございます。

国では、自治体や医療機関において、業務負担を増加させない措置を講じるとのことでございますが、詳細が示されておりませんので、業務負担につきましては、現在のところ、不明確な状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　まだ詳しい情報が届いていないということであります。４月12日から高齢者の接種が始まろうとしている中で、果たして間に合うのか心配なところでもあります。

私が調べた内容では、具体的には今回のシステムは、住民基本台帳システムから接種対象者の情報をひもづけ、接種記録をクラウド上で管理するシステムで、接種券のバーコードをタブレットで読み取り、誰が、いつ、何回目の接種を受けたかという個人単位の接種状況の把握ができるようなものだということであります。

ただ、タブレットでの読み取り作業ですけれども、これをワクチン接種する医療機関でするのか、あるいは保健センターで集めて一括して読み取り作業をするのかが、まだ詳細が分からないようであります。それ次第では、人員の確保が必要になったり、予算措置が必要になると考えられます。まだ、情報がないようでありますので、これ以上質問できませんが、いずれにしても早急な対応が必要になるので、新しい情報が届いたら対応をよろしくお願いいたします。

現在は、先行接種で医療従事者へのワクチン接種が始まっていますが、本市の医療従事者の人数はどれぐらいいらっしゃるのか。対象者の人数をお尋ねいたします。

また、４月12日から高齢者へのワクチン接種が始まりますが、病院までの、医療機関までの交通手段がない高齢者への対策については何か考えているのか。また、昨日、福屋議員の質問に対して、在宅介護をされている高齢者本人には往診での接種も認められるとの答弁でしたが、在宅介護している家族の方への接種はできるのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

医療従事者数につきましては、実数を把握していないところでございますけれども、国が示しております算定方法によりますと、住民の３％が医療従事者であるということでございますので、本市に当てはめますと約1,000人と想定しているところでございます。

高齢者のワクチンの接種につきましては、個別接種で実施いたしますので、多くの方はかかりつけを持っていらっしゃるということで、かかりつけ医での接種を想定しております。通常の定期受診と併せて接種していただくことを考えているところでございます。

また、御質問の自宅で介護されている高齢者の方と家族への接種対応につきましては、家族は高齢者の方のみに限られておりますけれども、往診時の接種を高齢者の方と一緒に認めておりまして、御本人と家族一緒に接種していただくことが可能な状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　家族の方も接種できるという答弁だったんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。現時点では、昨日までは接種できないという答えだったんですが、今日また変わって、情報が、接種できるということでありましたので、それはよかったと思います。今回のワクチン接種に関しては、日々対応が変更しているようですので、今後、様々な情報が変更されるかと思います。今の段階で答弁されている内容がまた変わる可能性もありますので、変わった時点で新しい情報は提供していただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

全協の中での説明で、今回のワクチン接種に係る接種費用は１回につき2,070円だという説明を受けています。今回、31の医療機関でのワクチン接種を予定されていますが、2,070円以外に通常診療への影響を考慮し、ワクチン接種対応をされている医療機関に対して協力金を出されるのか。また、協力金を出す場合の費用と財源はどこから出るのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今回のワクチン接種におきましては、国が接種１件につき一律税込み2,277円と定めております。ただし、日程調整など、医療機関には大変御負担をかけることになりますことから、接種１件につき300円を加算し、2,577円をお支払いする予定としております。この加算金につきましては、国の補助金の中で賄うことができるとなっておりますので、全額、国の補助金の中で賄うということになっております。

それから、先ほど在宅介護の家族の方ということでございましたけれども、重ねてちょっと申し上げたいと思いますが、家族の方も高齢者じゃないと該当しないということでございますので、65歳以上の御家族の方は一緒に打つことができるということでございますので、そこら辺は一般の64歳以下の方と違うということで、御承知おきいただければと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　在宅介護の件については了解しました。すいません。

今、答弁いただいた協力金、１件当たり300円。これは、人吉保健所管内の人吉球磨の市町村の統一した費用であるのか。それについて確認したいと思います。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

人吉市医師会に個別接種を委託予定の自治体におかれましては、本市と同じく１件当たり300円を加算しました2,577円で実施されるようでございます。また、別に球磨郡医師会に委託を予定されておられる自治体につきましては、現在協議中ということで、伺ったところによりますと、人吉市医師会と歩調を合わせるというようなことでございましたけれども、まだ決定はしてないようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　まだ完全なる統一はできていないようですが、様々に通常の診療に影響等が考えられますので、最初のうちは高齢者ということで、まだワクチン自体も数が少ないので対応はできると思いますが、今後増えていくに従って、通常の医療に、診療に影響が出るんじゃないかと思います。

次ですが、アナフィラキシーショックに対する質問をする予定でしたが、昨日に答弁が

あっておりますので質問しませんが、ただ９日のテレビ報道でワクチンを接種した女性９人が強いアレルギー症状のアナフィラキシーを発症したとの発表がありました。20代から50代の医療従事者の女性９人で、８日にファイザー社のワクチンを接種されています。厚労省によりますと、９人は接種後30分の間に、蕁麻疹や手足のしびれ、息苦しさなどの症状が出ましたが、その後改善したということです。このうちの８人には、食物や医薬品によるアレルギーのほか、喘息や高血圧といった基礎疾患などがあったということです。

９日までに10万7,558人が接種を受けていて、副反応とみられるアナフィラキシーを発症した人は、報告されたのは女性17人ということであります。今回のアレルギー反応に対しまして、適切な処置で皆さん回復しておられます。人吉市においても、昨日の答弁でもあったとおり、アナフィラキシーショックへの対応ができる体制になっていますので、安心できると考えます。

ただ、こういう報道がされますと、副反応に対して不安になられる方もいるのが事実で、ワクチン接種の順番が来ても接種をしない、しばらく様子を見るという方もおられるのも出てくると思われます。今回のワクチン接種は強制ではありませんので、不安な方はかかりつけの医師に相談されることを勧めたいと思います。そのようにお願いいたします。

現在、医療従事者へ接種されているワクチンは、ファイザー社製のワクチンですが、契約している数は7,200万人分で――２回分ですね――最初に述べたように、日本に到着するのは限定的な数量しか入荷されていないのが現状です。

ほかの２社の申請中のワクチンが薬事承認されると、日本へ輸入が始まりますが、アストラゼネカ、モデルナのワクチン接種に関する情報が少ないように思います。この２社のワクチンの情報と管理方法について、分かる範囲でお答えください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ファイザー社以外の２社のワクチンにつきましては、先ほど議員から御紹介がございましたように薬事承認前でございますので、現在把握している情報でお答えをさせていただきます。

まず、アストラゼネカ社のワクチンは、保温温度は２～８度で一般の冷蔵庫での保管が可能となります。１瓶、１バイアル当たりで10回分の接種が可能でございます。一方、モデルナ社のワクチンは、保管温度マイナス20～プラスマイナス５度で新たに専用冷凍庫が配布される予定になっております。１瓶、１バイアル当たり、同じく10回分の接種が可能でございます。また、ファイザー社を含めまして、いずれのワクチンも接種回数は２回となっておりますが、同じメーカーのワクチンを２回接種することになっております。

なお、ワクチンの流通や在庫の数量管理につきましては、国で用意される管理システムにより、ワクチンメーカーから薬品卸業者、自治体、医療機関まで統一された流通管理のもとに行われる予定となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　まだ承認前ですが、間違いなく承認されると思います。

ただ心配なのが、高齢者の次の基礎疾患がある方や、それ以降の一般の方の接種する時期に、ファイザーとアストラゼネカ、モデルナの３つのワクチンが同時に入ってきた場合、医療機関で３つのワクチンが存在する場合も考えられます。

２回目の接種をされる方と１回目の接種をされる方が、同じ時間帯に来られて、なおかつ違う会社のワクチン接種をされるときに、ワクチンの配分など管理や接種スケジュールは自治体が主体となっているので、間違いが起きないように早い段階から準備と想定をしておく必要があると感じますが、本市のお考えをお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ファイザー社以外の２社のワクチンにつきましては、保管条件や流通の方法など、取扱内容については明らかにされておりません。国も、接種者のワクチン接種履歴や医療機関へのワクチンの流通管理等について、接種情報や流通管理を行うシステムを導入し、複数のワクチンでも接種事業全般で円滑な運用が行われるよう、準備を進められているところでございます。

自治体も、それらの仕組みを活用し事業を進めてまいりますが、複数のワクチンを取り扱う上で、詳細な運用についての通知がまだなく、今後、ワクチン承認等の作業が進む中で、さらに詳細な情報も示されるものと存じます。

また、本市におきましては、１回目の予診票のみをお送りし、２回目の予診票は紙の色を変えまして、１回目の接種を行った医療機関がその医療機関名の入った予診票を配布していただくなど、混乱や誤接種がないよう独自の対策を講じるなどの準備を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　まだ情報がなかなか出てこないので、答弁もしにくいかと思います。最初にお尋ねしたワクチン接種記録システムが、その辺の処理ができるものなら心配はないのですが、まだまだ情報が出ておりませんので、さらに心配です。ただ、４月のワクチン入荷量は少ないので、その間に不安な部分が解消できるように、医師会との密な協議を行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ワクチン接種、最後の質問ですが、本市のワクチン接種は個別接種で実施されるので、自分のかかりつけの医療機関での接種が基本となると考えますが、今の時期は卒業、進学、就職の時期で、転入や転出、様々おられると思います。住民票を残したまま転出される、あるいは単身赴任、そういう方もおられるかと思います。引っ越しされる方が多くなるこの時期、４月以降に転入される方に対する、あるいは転出された方に対しての接種の通知や接種

場所はどうなるのかお尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ワクチンの接種につきましては、原則住民登録のある自治体において接種を行うことになっております。本市では、接種券の発送前には直前までの住民異動の反映をした内容で発送することを予定しております。また、４月以降転入された方につきましては、接種履歴をシステムで確認して、接種券発行を行うことで対応するということで予定をしております。

また、住民票を異動させない状況で市外に長期で居住される方につきましては、居住地の自治体に申し出てもらえれば接種できることになっておりますので、そのようにお願いをしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　一定の答弁をいただきました。様々まだ問題が残っている部分が多うございます。また、詳細な情報も入っていないので答弁もなかなかもらえませんでしたけれども、これからがワクチン接種の本番ですので、事故のないように準備をしていただきたいと思います。

また、先ほど３社ともワクチンは輸入することと述べましたけれども、アストラゼネカ社は昨年の12月に、新型コロナウイルスのワクチンを国内に供給する契約を政府と結んでいますが、会社によりますと、日本に速やかにワクチンを供給するために兵庫県にある医薬品メーカーなどにワクチンの製造を委託し、近く生産を始める方針であるとの報道もあっております。これが事実ならば――事実だと思いますけれども、まだ承認されておりませんが、これがあるならば一定のワクチンの量も安定的に供給できるんじゃないかと思っております。新しい情報がありましたら、またよろしくお願いいたします。ワクチン接種については、これで終わります。

次に、市民の声であります。キャッシュレス決済（スマホ決済）についてであります。スマホ決済についての質問でございます。クレジットカードでの買い物など、コロナ禍の前からもキャッシュレスの決済はありましたが、携帯、スマホの普及が進み、現在ではスマホ決済が普通になってきています。さらに、昨年からの新型コロナウイルス感染防止をきっかけに、キャッシュレス社会が一気に進もうとしています。

市民の方から、「スーパーなどでの買い物など、最近はスマホ決済が増えている」、「私も携帯でのスマホ決済をしている。人吉市の固定資産税や軽自動車税などの決済も、スマホではできないのか」とありました。

県内では、熊本県が2019年５月からスマートフォンアプリを利用した納付ができるようになっています。これは、納付通知書に印字されたバーコード情報をお手持ちのスマホから読み取ることで、事前に登録されている金融機関口座から即座に県税を納めることができま

す。金融機関やコンビニエンスストアに出向かなくても、いつでもどこでも簡単に納付することができます。利用できるアプリは「モバイルレジ」「ＰａｙＢ」の２つです。これは、ホームページに載っていたものでございます。

また、熊本市では、2020年４月１日からお客様の利便性の向上を目的として、これまで利用可能であったモバイル決済サービスの「ＬＩＮＥ　Ｐａｙ」「ＰａｙＢ」に加えて、４月１日から「ＰａｙＰａｙ」と楽天銀行コンビニ支払サービスでも上下水道料金の支払いができるようになっています。これもホームページのものでございます。

熊本県、熊本市では、スマホ決済を実施していますが、これまで本市で取り組む考えはなかったのか。また、実施した場合、利用できる税目は何が想定されるか。そして、既に実施している熊本県と熊本市では、これまでの期間で課題等は出ているのか。分かればお答えください。

○市民部長（丸本　縁君）　議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

これまで、納税におけるスマホ決済について検討はされなかったのか、また実施した場合の対象税目は何を想定しているのか、導入している熊本県や熊本市における課題は何かとの御質問でございますが、現在、本市における納税方法につきましては、納付書払い、口座振替、コンビニ納付がございます。

納税環境のさらなる向上のため、スマホ決済につきましても、納税課におきまして令和元年度から情報収集を始め、また熊本県内の主要自治体の担当課長で構成された熊本県地方税収確保対策協議会におきましても、スマホ決済について議題に取り上げ、研究を始めようとしていたところでございましたが、コロナの影響や昨年の７月の豪雨災害により、調査研究を一時停止せざるを得ない状況となったところでございます。

しかしながら、スマホ決済はスマートフォンと納付書があれば、いつでもどこでも納税ができるというメリットがございますので、利用者にとりましては利便性がよくなることが見込まれます。再度、情報収集を進め、検討を行ってまいりたいと存じます。

次に、スマホ決済を導入した際の税目につきましては、先ほど申し上げました研究会の結果及び他自治体の状況等を踏まえ、今後検討してまいりたいと存じております。

また、熊本県及び熊本市における課題は何かとの御質問についてでございますが、熊本県及び熊本市に限らず、導入している自治体で共通する課題が、即時で納税を確認できないことにございます。スマホ決済におきましては、受け入れる自治体側で確認するまでには２週間以上の日数を要します。そのため、車検用に発行する軽自動車税納税証明書などの各種証明書を即時で発行ができないという課題が残ることになります。そのほかに、現在のコンビニ収納と同様に、１件当たりの利用手数料が発生し市の負担となるため、コスト面での課題もあると考えております。

なお、昨年11月時点におきまして、県内14市のスマホ決済導入状況につきましては、導

入済みが２自治体、令和３年度の導入予定が２自治体、同じく４年度が２自治体でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　まず、既に検討はされていたけれども、昨年のコロナと水害でなかなか進まなかったという答弁でした。県内の自治体も導入しているところも、熊本市以外にも宇城市がございました。予定されているところもあるということでございます。

このスマホ決済の利用が増えている理由というのは、民間レベルでは支払いするごとに金額に応じてポイントが付与されるというのが、増えていった理由だと考えられます。調べますと、納税する場合でもポイント還元があるようです。税金からの還元ではなく「Ｐａｙ　Ｐａｙ」や「ＬＩＮＥ　Ｐａｙ」、そういった会社、あるいはカード会社からの還元があるようでございますので、その辺また研究を進めていただければと思います。

また、昨年12月に閣議決定された令和３年度税制改正の大綱の中にも、スマートフォンを利用した決済サービスによる国税の納付手続の創設が盛り込まれています。いずれ、スマホ決済による納税についても、本市でも取り組む必要があると思いますが、本市の考えをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたように、令和３年度、国の税制改正の大綱におきましても、スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の創設とありますとおり、本市におきましても、今般のコロナ禍を経たニューノーマルとして、また時代の流れの中で市税の納付手段の多様化を図る観点から、スマホ決済の必要性は大いに感じております。

先ほど部長も申し上げましたが、スマホ決済には時間の制約、場所の制約もなく、利用者の利便性が高くなることは間違いないところでございますので、様々な課題はあろうかと存じますが、今後、調査・検討を進め、時代に合った納付環境の整備を目指してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　ぜひ導入をよろしく検討をお願いいたします。

次です。新型コロナウイルスの感染症をきっかけに、これもコロナ関係ですが行政手続や民間契約のデジタル化が大きく進もうとしています。中でも、市民生活に密着に関わるのが、書類への押印を廃止する脱ハンコ。この動きが昨年、菅首相が全省庁に押印廃止など、行政手続の見直しに向けた方針をまとめるよう指示をされました。

テレビ報道でもありましたとおり、昨年の緊急事態宣言中に笑い話ですが、笑えない話で、テレワーク中にハンコを押すためだけに出社するという、日本独特のハンコ文化という

か不思議な現象が起こっておりました。そういう社会現象も受けて、内閣府が昨年12月、地方公共団体における押印見直しマニュアルを作成されました。

国においては、どうしても残さなければならない手続を除き、速やかに押印を見直すという考えのもと、押印の見直しを進めた結果、民間から行政への手続の99.4%において廃止、または廃止の方向となり、特に認め印については全て廃止される見込みとなっております。河野大臣は、存続する手続の相当部分は印鑑登録されたものや銀行の届け印などで、そういうものは今回は残ると説明され、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には電子承認などが導入されるだろうとの見通しも示されております。

本市においても、申請書などへの提出書類には押印するものが多くありますが、現在どのくらいの数があるのか。また、既に押印をなくしている申請書などがあれば、その数をお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

押印を必要とする書類の数でございますけれども、市の例規集に登載をされております条例、規則、要綱等998本ございますけれども、そのうち184本に押印をするよう定めてございまして、書類の数にしますと640件ほどとなるようでございます。

また、既に押印を不要とした申請書等の数につきましては、近年において規則、要綱等を定める際に、極力、必要最小限度で押印するように制定をしてきたこともございまして、最近において押印を不要とするということを意図した改正手続を行ったものはございません。例規集に登載されていない事務手続の範囲におきましては、具体的な数は把握できておりませんけれども、各課において押印の省略も含めた手続全般の簡素化に従来から取り組んでおるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　取組はまだという答弁でありました。既に、荒尾市が見直しを行っています。申請書等の様式のうち1,176件について、令和３年１月１日から押印義務を廃止されています。主に個人の手続において、本人の氏名を自署するなどにより押印が不要になっています。

本市の見直しの考えをお尋ねします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

議員の御質問にもございました内閣府の押印見直しマニュアルにおきましては、デジタル技術の進展を背景に、行政手続における国民の負担軽減や利便性を図るため、押印に関しての見直し基準が示されております。それは、法令等の条文で押印を求めている手続であっても、行政手続の内容、目的、趣旨に照らして、押印を求める合理的な理由が認められない場合や押印を求める趣旨が他の手段で代替可能なものは押印を求めないというふうにされて

おりまして、このことに対応するため、国におきましては、政令、省令や告示の改正を順次進めるとともに、法改正が必要なものは本年の通常国会に一括法を提出するとされております。

本市におきましても、内閣府の押印見直しマニュアルと同様に、抜本的な押印の見直しの検討を始めたところでございますけれども、見直しによりまして簡素化につながる反面、一方、不正防止ですとか、文書の真正性を担保するための本人確認の手法等についても、事務手続ごとにやはり整理検討する必要がございますので、今後公開が予定されております国の見直しマニュアルの改訂版、こういったものも参考にしながらしっかり取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）　今後、検討していただくということで、様々、本人確認のまだその辺の問題が残っているようでございますが、今、普及しているマイナンバーカード、そういったものが本人確認の大きなものになろうかと思います。そういった意味でも、国の動きも押印廃止のほうに進んでおりますので、ぜひ検討方よろしくお願いいたします。

最後に、３月いっぱいで退職されます廣田部長をはじめ多くの職員の方、本当に御苦労さまでした。最終年度である令和２年度は大変な年だったろうと思います。まだまだ、これから復興が始まろうとしておりますので、退職されましても様々に御支援をいただければと思いますので、健康に御自愛していただきながら、またよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時38分　休憩

午後２時57分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。７番議員日本共産党の塩見寿子です。今回の一般質問は３項目です。初めに被災者支援について３点、税の減免と医療費の無料化の延長と仮設住宅の今後について質問します。次に、被災農地の復旧について、最後に、人吉市に建設が計画されている風力発電について質問します。

豪雨災害から８か月が経過しました。被災した自宅のリフォームが終わって家に戻った人、ようやく自宅の公費解体の説明を聞いた人、中規模半壊と認められて今から自宅の改修に取りかかる人といろんな方がおられます。被災された方々の中でも、復旧の進み具合は一

人一人異なっています。

私が、仮設住宅やみなし仮設住宅におられる被災者の皆さんから伺った話で、要望が多かった被災者支援の取組について質問してまいります。

まず、被災者支援の１点目、税の減免についてです。固定資産税の減免について。更地になったら土地の固定資産税が６倍になると心配されている声をお聞きしました。本当でしょうか。この点についてと、併せて固定資産税の減免申請数と来年度は減免されないのでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

まず、令和２年７月豪雨災害に係る固定資産税の減免申請件数でございますが、１月末日現在で2,039件でございます。

次に、被災により滅失した住宅が建っていた土地に係る固定資産税の軽減措置でございますが、通常の場合は固定資産税の課税対象となる住宅用地につきましては、その税負担を軽減することを目的といたしまして、住宅の面積に応じて、特例により軽減措置が取られておりまして、住宅を解体し更地となった場合にはこの特例が適用されず、土地に係る税額が上がることになります。

しかしながら、令和２年７月豪雨災害により住宅を解体した場合は、地方税法第349条の３の３の規定により、その住宅が建っていた土地は被災住宅用地とみなされ、住宅が建設されていなくても、引き続き２年間、令和４年度まではこの軽減措置が適用されるものでございます。

また、被災して滅失をした住宅の令和３年度の減免につきましては、家屋が滅失し課税対象にはなりませんので、免税においても対象にならないものと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　では、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免についてです。減免申請数と来年度は減免されないのでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害における国民健康保険税等の減免申請件数でございますが、令和３年１月末現在におきまして、国民健康保険税872件、介護保険料1,886件、後期高齢者医療保険料904件でございます。

続きまして、これらの税料につきましての減免につきましては、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料が令和３年２月17日付、介護保険料が令和３年２月19日付で国のほうから各都道府県に対し、令和２年７月豪雨災害に伴う災害により被災した被保険者等に係る保険料（税）の減免に対する財政支援の基準等についての通知があり、令和４年３月末日までに普通徴収の納付期限が到来するもののうち、令和２年７月豪雨に伴う災害の被災者に係る

令和３年４月分から６月分までに相当する月割算定額について、保険税・料の減免を行った場合には財政支援が予定されておりますので、本市におきましても減免規則を整備し、当初課税後、速やかに減免手続が開始できるよう、準備を進めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　来年度の令和３年度分は、４月から６月までは減免されるということが分かりました。

それでは、市民税の減免についてです。減免申請数、そして来年度は減免されないのでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

令和２年７月豪雨災害による市民税の減免の申請件数でございますが、令和３年１月末現在におきまして2,158件でございます。

次に、令和３年度の減免予定についてのお尋ねでございますが、住宅や家財などに損害を受けられた場合、所得金額から損失を引くことができる雑損控除の適用がございます。また、市民税は、所得割額と均等割額の合計額でございますが、所得割額につきましては、令和２年中の所得金額に税率を掛けて算出いたしますので、令和２年７月豪雨災害及び新型コロナウイルス感染症等により所得が減少した場合は、所得割額が減少することとなりますので、税負担の観点からしますと、所得に応じた税額となるものでございます。

このように、被災者に考慮をした税額の計算となっておりますことから、来年度の市民税の減免につきましては、国の支援の状況や被災された近隣の市町村の事例等も参考にいたしながら、慎重に検討させていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　市民税は、所得を反映したというか、所得に応じた税額になるだろうということで、また来年度の減免も検討ということで受け止めておきます。

それで、税の減免の対象となっているのは、半壊以上の世帯です。およそ3,000世帯。税金については、申請主義なので本人が申請しなければ、今年度の税金が自動的には減免されません。申請の締切りは３月31日です。被災された方が、減免されることを知らずに申請しなかったということがないように、締切りの３月31日まで丁寧に呼びかける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、所得税の申告期間が４月15日まで延長となっているので、減免の申請期限も延長できないでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

議員からおっしゃっていただきましたとおり、税の今年度の申請期限が３月31日までと

なっております。これまでも、様々に広報でしたり、ホームページでしたり、いろんな媒体を使って広報をしてまいりましたけれども、被災者生活再建支援センターのほうにも回っていただくときに、減免が３月までというお知らせのチラシのほうも配布をお願いしているところでございます。３月も残り少なくなってまいりましたので、今後さらにいろんな媒体を使いまして、漏れがないようにしっかり広報してまいりたいと思っております。

それから、税の申告はコロナの影響で４月まで、１か月延長されたところでございますけれども、今年度の減免につきましては３月31日までとなっておりますので、その期限ということで御理解いただければと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　分かりました。本年度の減免申請の周知徹底をどうぞよろしくお願いいたします。

次に、被災者支援の取組の２点目。医療費の無料化についてです。

免除期間が現在３月までとなっていますが、期間は延長されるのでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

医療費の一部負担金免除につきましては、国の財政支援に基づき実施しているところでございますが、本市国民健康保険は令和３年３月まで、後期高齢者医療は令和３年２月まで期間延長をいたしておりました。その後、先ほど申しました令和３年２月17日付の国からの通知によりまして、医療費の一部負担金につきましても、国からの財政支援が令和３年６月まで延長されたところでございます。このため、本市の国民健康保険の一部負担金免除も６月まで延長をいたします。また、後期高齢者医療につきましても、熊本県後期高齢者医療広域連合におきまして６月まで延長されたところでございます。また、介護保険も同様に、６月までサービス利用料の免除を延長いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　６月まで延長されるということをお聞きしました。この医療費無料化は10月まででした。それが12月まで、３月まで、そして６月までと延長されてきています。被災された方が安心してお医者さんにかかれるよい制度です。少しずつ小出しにするのではなく、医療費無料化ももっと延長すべきと考えますがいかがでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

災害に伴う医療費の一部負担金等の免除期間については、これまでに全国で発生しました水害等の例をみますと、おおむね１年から２年程度となっているようでございます。本市といたしましては、これまでに国への財政支援要望を行っておりまして、今後とも国の財政支援を受け、可能な限り被災者に対する支援を行ってまいりたいと考えているところでござ

います。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　熊本地震の場合は、１年６か月は医療費が免除になったそうです。東日本大震災から10年、岩手県では医療費免除が今度は11年目に入るそうです。ぜひ、本市も継続できるように強く要望していただきたいと思います。

被災者支援の取組の３点目。仮設住宅の今後についてです。

仮設住宅の入居期間は２年間となっていますが、「２年間で再建は困難だ」という声や、「入るときには、２年間、分かっておりますと言っていたけど、年も年だし、このままここにおらせてもらえないだろうか。それだけが気がかり」という声もお聞きしました。入居期間の延長はできないのでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

災害救助法に基づく応急仮設住宅につきましては、議員申されたように、供与期間が２年、御質問の建設型では建設完了から２年となっているところでございます。

新たな住宅、住まいの確保が困難な入居者に対しましては、災害公営住宅の建設など、被災者のニーズに応じた住まいの確保を行っていく中、時間的制約がございますため、状況に応じて県が内閣府と協議を行うこととなっておりまして、応急住宅の入居期間延長が認められる例もございます。現時点におきましては、アンケートなどを通じて入居者のニーズを把握し、入居期間延長の必要性について県と検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　災害公営住宅の建設、それも期待できるんですけれども、それが間に合わなかった場合とかしゃくし定規に２年間で終わりということはないということと理解しました。

それでは、仮設住宅としての役割が終わった住宅、これを自力での再建が困難な被災者に、例えば土地はあるけれど全壊になったという方々に格安で払い下げるなど、そういう対応はできないのでしょうか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

応急住宅につきましては、熊本県から本市へ貸与されているものでございまして、他の被災地では、自治体やそれに準じる組織などへの払下げの実績はございますが、被災者個人への払下げについての実績はございません。

また、応急住宅はリース物件でございまして、所有者は一般社団法人全国木造建設事業協会でございます。なお、払下げにつきましては、協会と個別に御相談いただくことになりまして、応急住宅の敷地につきましては、公園などの公有地、または民間からの借地となっ

ておりますので、新たな敷地の確保や解体、移築等は個人で行っていただくことなどを考えますと、個人への払下げにつきましては、トータル的なコスト面からも現時点では大変厳しいものが考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　ここに、人吉市復興計画があります。ここの54ページには「建設型応急住宅の利活用」ということが書いてあって、例えば集会室であるみんなの家の活用だけではなくて、住宅そのものも活用されればいいなと思います。また、検討していただきたいと申し上げて、被災者支援の取組についての質問を終わります。

これからは、被災した農地の復旧について伺ってまいります。まず、現在の取組を教えてください。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

農地等の災害復旧事業の現在の取組につきましては、平田議員の御質問でもお答えいたしましたとおり、令和２年12月末までに国の災害査定を完了しまして、令和３年１月末には農家の負担を軽減する補助率のかさ上げ、補助率増嵩の申請を行いました。

現在の取組状況といたしましては、農家負担の伴わない農業用施設の簡単な工法の復旧箇所のうち、工事同意がありました箇所の工事発注に向けた準備を行っているところでございます。また、そのほかの地区につきましても、順次、工事発注に向けて取り組んで行く予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　今、工事同意というお言葉がありました。その災害復旧工事の申請書を見せていただきました。文中に「事業費の補助残については、私が負担することを確約します」という一文が入っていました。この自己負担の金額が分からないから同意書が書けない、そういう意見があることを把握されていますか。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

農地の災害復旧におきましては、個人の所有物でございますので、復旧いたしますことにつきましては、個人負担が発生いたします。この負担を少しでも軽減できるように、災害復旧工事において、補助率のかさ上げを行い、農家の方々の負担を軽減できるように行ってまいりました。農地の復旧を行うことにつきましては、本来、農家の方々からの申請によって行うところでございますが、今回のような大規模災害は広範囲に及ぶ災害でございますので、負担金が分からない状態で災害復旧を行うか否かにつきまして、各地区の農家振興組合長様を通じまして、同意のとりまとめをいただき、把握を行ってきたといったところでございます。

農家負担の金額につきましては、３月、今月の中旬以降に概算金額がお示しできればと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　そもそも、農地が被災された方々に見舞金があるのでしょうか。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

農業共済等に加入されておられる方につきましては保険金等がございますが、農地の被災につきましては見舞金等はございません。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　田や畑が被災して農作物が売り物にならなかった、だから収入はない。それなのに見舞金はない。そんな農家の方に、自己負担を求めるのは酷ではないでしょうか。

そこで、市長にお尋ねします。自己負担の４文字がネックになっています。この自己負担分は、思いきって市が出すということは考えられないのでしょうか。市長の判断をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

農家の災害復旧におきましては、国の補助金の補助残を農家の皆様に御負担をお願いする状況でございますが、市としましては、農地は個人が所有される財産でございますので、これまでも農地の災害復旧事業につきましては、農家の皆様方に一部御負担をいただいている状況にございます。

とはいいましても、今回のこの被害状況でございますので、どうにかしたいと。農地につきましては、激甚災害に指定されましたときには、国の補助残部分について補助率がかさ上げされます補助率増嵩が認められておりますことから、先ほど部長が申し上げましたとおり、現在、農家の御負担をできるだけ軽減する申請を国に提出しているところでございます。

農家の皆様方には、一定の御負担をおかけすることになりますが、一日でも早い災害復旧に努め、早期の営農再開につながりますよう全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　補助率が上がるように、少しでも上がるように、職員の方が頑張っておられるというのはお聞きしてます。

山江村の場合をお話します。山江村の場合、農地の復旧工事への国庫補助は97.1％です。残りは2.9％、その９割を村が出すので、農家の方は2.9％の１割を負担すればよいわけです。つまり、自己負担は0.29％というわけです。

重ねて、市長にお尋ねします。山江村にできて、人吉市にできないことはありません。

自己負担分を市が出すこと、もしくは農家の方の負担感を減らすために、市独自で見舞金を出す、あるいは義援金を配分することを検討できないでしょうか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

先ほど答弁したとおりでございまして、本市といたしましても精いっぱい今努力をしているところでございます。一部負担は生ずるかと思いますが、引き続き、農家の皆様方にも寄り添って、我々も全力で取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　農地が被災した方も、被災者ではないでしょうか。だとしたら、義援金の対象として考えられないでしょうか。何らかの手当を検討していただきたいと思います。

農地の災害復旧について、現在のところは農家振興組合長さんがとりまとめをしてお世話していただいているようですが、「話し合いの場を設定してほしい」という要望がありました。「市の担当者も出てきてほしいし、説明を聞いたり、質問もしたりできるようにしてほしい」との声をお聞きしました。その点についていかがでしょうか。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

先ほど御説明いたしましたが、今回は市全域に及ぶ大規模災害及び新型コロナウイルス感染症対策での会議等、大人数での説明会ができなかったこともございまして、農家振興組合長様を通じて行っていただいたところでございます。

農地施設等の復旧工事につきましては、工事箇所が多くございますので、小学校区ごとに説明を行ってまいりたいと予定いたしております。なお、農地の復旧工事に伴う説明会の通知につきましては、個人の財産に関することでございますので、地権者、所有者の方に御通知をする予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　この被災を機に農業を辞めてしまおうと、そう考える方もおられるようです。これまで人吉市の農業を支えてこられた農家の方に、「例えば10年後、20年後の人吉市の農業を市はどのように考えているのか。大きなビジョンを示してほしい。農業がどうあってほしいのか。市と地主と耕作者、担い手さんとで、膝と膝とを突き合わせて話し合う場を持つことが必要ではないか」という意見をいただきました。コロナ禍で集まることが困難だったでしょうが、話し合いは大切だと思います。その点をよろしくお願いします。

以上で、被災した農地の復旧についての質問を終わります。

最後に、本市に建設が計画をされている風力発電について質問します。まず、全体像をお聞きします。どのような事業者が市内のどこに計画しているのですか。手続はどの段階にあるのですか。示してください。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

本市を事業実施想定区域としております計画は、株式会社グリーンパワーインベストメントの「（仮称）伊佐・えびの・人吉風力発電事業」とジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社の「（仮称）肥薩風力発電事業」といった２つの計画がございます。なお、「（仮称）伊佐・えびの・人吉風力発電事業」につきましては、矢岳町が想定区域に含まれており、「（仮称）肥薩風力発電事業」につきましては、西大塚町、田野町、鹿目町が含まれております。

次に、手続の段階に関する御質問でございますが、風力発電事業の一連の流れも含めて御説明いたします。

まず、事業者は、同時進行で電力会社との電力の接続申込みや経済産業省に固定価格買取制度における事業計画認定の申請を行いながら、環境影響評価――いわゆる環境アセスメントを行います。環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって事業が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、一般の方々や地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画とする制度のことでございます。

なお、環境アセスメントには、計画段階の環境配慮を記載した「配慮書」、次に配慮書を踏まえてアセスメントの項目、方法の案を記載した「方法書」、さらに環境アセスメントの結果及び環境保全についての事業者の意見を記載した「準備書」、その補正を踏まえて作成する「評価書」及び「報告書」の流れがあり、３つ目となります準備書の段階までは、地元市町村は都道府県を通して意見を申し述べることができます。

都道府県は、準備書の段階までは関係市町村長の意見及び環境影響評価審査会の意見を考慮して、事業所に意見を述べることになります。環境影響評価審査会とは、環境影響評価、事後調査、その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するために、熊本県が設置している審査会でございます。

その後、評価書の作成段階において、県は必要に応じて事業者に環境保全上の措置を要請することができます。また、市民や関係者は、縦覧期間に縦覧し、準備書の段階までは事業者に直接意見を申し述べることができます。

その後、事業者は、関連法規の許認可等を受けながら、実施設計、建設工事を経て、事業が開始されることになります。

そこで、御質問の手続の段階でございますが、現在は両事業のいずれもアセスメントの項目、方法の案を記載する２つ目の段階であります方法書の手続中でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　人吉市に２つの計画があるって驚きました。それと、今段階が意見が

言える準備書まで、意見が言えるっていうお話でしたけれども、その第２段階、準備書の１つ手前の方法書の段階であるということだそうです。

では、この風力発電計画は本市にとってメリットがあるのでしょうか。問題点はないのでしょうか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

まず、本市にメリットがあるかという点でございますが、地球環境規模で申し上げますと、消費電力の80％以上を化石燃料に依存している国内の再生可能エネルギー市場の中において、風力発電は環境に負荷が少なく、二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーでありますことから、エネルギー自給をはじめCO_2削減といった、ゼロカーボンの推進につながり、ひいては地球温暖化対策という社会的課題の解決に寄与すると考えております。

次に、直接的な本市のメリットとして想定できますのは、風力発電施設の導入による固定資産税といった税収の増が考えられます。また、他の先進事例によりますと、地域貢献の取組の例といたしまして、新たな観光資源としての創出効果や発電所建設、保守メンテナンス時における地元企業への発注及び雇用創出、建設時の宿泊施設、飲食店への一定程度の経済効果も考えられるようでございます。

一方で、問題点でございますが、本事業によって想定される影響といたしまして、事前に事業所側から示されました環境影響の発生要因としましては、施設の建設工事や風車の移動に伴う騒音、低周波音、振動や造成等に伴う水の濁りといった水環境の変化、生態系や景観への影響などが想定されるところでございます。

実際に、これまでの環境アセスメントにおきましても、最初の段階であります配慮書の審査の過程において、風力発電機の設置予定範囲から１キロメートル以内に住居等があることから、騒音等のシミュレーションを行い、その結果をもとに配置を検討することといった環境影響評価審査会の御意見もあったようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　再生可能エネルギーに転換するというのは、私たちの課題です。メリットは固定資産税収入が増えるということもおっしゃいました。ですが、固定資産税が入ると、その分、地方交付税が減ると聞きました。雇用についても、支店の人や専門家が仕事をするのではないでしょうか。

問題点でいえば、風力発電計画が進行していることを私に教えてくださった市民の方は、「水害が起きた人吉で、風力発電のために山の木を切って土砂災害にならないか」、そして大きさが150メートル、高さ、全長がですね、「150メートルもの巨大な風車が16基も建つそうだ。だから心配だ」と言われていました。この不安にどう答えられるのでしょうか。市長の認識をお聞かせください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、生活環境や生態系への影響につきましては、事業者側からも騒音や水環境の変化といった環境影響のリスクも示されておりますことから、その可能性はゼロではないと認識しているところでございます。

一方で、先ほど御説明いたしましたメリットもあるところでございます。事業を推進する際には、メリットとデメリットは相反するものとして出てまいりますので、それらを総合的に勘案し、判断する必要があるものと存じます。

特に、今回の事業におきましては、市が直接予算等を投入している事業ではございませんが、実際に災害を経験した本市としての対応といたしまして、現時点におきまして、両事業とも２つ目の段階であります方法書の手続中でございますので、地域住民の御懸念の声や御要望をしっかりと意見としてお届けする必要があろうかと存じます。

さらに、その後の環境アセスメントの各段階の過程におきましても同様に、示された計画書等に対し、環境面のリスクをはじめ立地にかかるエリアのゾーニングに関しましても、不安の除去や軽減ができるよう、市としましても確実に意見を申し述べていく必要があるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）　この風力発電で作った電気は、人吉市民が使うんでしょうか。市民が作ってほしいと要望して、市民も計画に参加しているのなら、皆さんの支持や理解が得られると思います。

風力などの再生可能エネルギーは地域の資源であると、そう考えると、地域の資源を使う権利はまず地域にあります。地域とは無関係の資本がよそからやってきて、利益追求で森林や環境破壊をして、大規模な風力発電を造ろうとしているから、全国各地で問題になっているのだと思います。

人吉市にとってプラスにならない巨大な風力発電計画を進めていいのだろうかと、私は思います。これで、私の質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時39分　休憩

午後３時53分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。ここで、会議時間を延長いたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）（登壇）　こんにちは。本日最後の登壇、17番議員の大塚則男です。通

告に従い、一般質問をさせていただきます。

項目は１点目、市長所信から市街地の現状と今後のまちづくりの課題等について、２点目、被災者生活再建支援制度で新たに追加されました中規模半壊支援制度・り災証明書発行後の対応等について、３点目、市民の声から誘致企業と御溝川の土砂撤去等についてとしていましたが、御溝川の土砂撤去等については、議長の許可をいただき割愛させていただきます。

それでは、１点目。市長にお尋ねします。豪雨災害を受けた市内各地域に最近出向かれましたか。豪雨災害発生から８か月が過ぎた被災地の現状について、どのように受け止めておられるのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

20名の貴い人命と有形無形のかけがえのない多くの財産が失われた令和２年７月豪雨から、８か月が過ぎました。町なかに限らず、被災を受けた市内全地域にわたり、被災家屋、がれき混じりの土砂や災害廃棄物の撤去処分、インフラやライフラインの復旧といった応急期から、本格的な復興に向けての移行期にあると認識をしているところです。

被災後、既に住まいの再建をされた方がいらっしゃる一方で、建設型応急住宅といった仮のお住まいに移られ、慣れない環境の中で再建に向けた歩みを進めておられる方、様々な理由から今後の住まいを含めた青写真を描くことができず、見通しを立てるまでにはもう少し時間が必要となる方など、被災された方それぞれの御苦労に思いをはせると、市政を預かる身として、市民の皆様お一人お一人に寄り添いながら、必ずや未来型復興を果たさなければならないと改めてその思いを強くしているところです。

時間の経過とともに、被災後のありようがまだら模様のように移り、そして濃くなってきているというようにも思います。特に、町なかに至っては公費解体等で更地が増え、これまで慣れ親しんだまち並みが大きく変化しつつあります。日が沈み暗くなりますと、いまだ明かりもなく、ひっそりとしたたたずまいとなっている場所が点在している現状に、依然として大変厳しい状況であるとの認識に変わりはございません。

このような状況ではありますが、一歩ずつ復興への歩みを進めており、大変厳しい状況の中にも未来への種が着実に根づきつつある現状を踏まえ、明けない夜はなく、夜明け前が一番暗いとの例えから、まさに今を乗り越えていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　市長おっしゃっていただいたように、本当に厳しいといいますか、様々な課題がたくさんあります。

私は、下青井町から市内中心部周辺一帯に伺ってみました。お会いできた方からは様々なお話を聞くことができました。昼間の営業をなさっておられる店舗は数軒しかなく、人の

動きもほとんどなく、寂しい状態が続いていました。建物は解体が始まり、更地が目立ち始めています。しかし、いまだ解体もできず、被災後そのままの状態の店舗、住宅、路地などに入りますと、そのままの家屋もかなり残っています。過ぎ去ったのは日数と時間だけで、復旧・復興に向けた大きな動きは見てとれないような気がします。

市長は所信で、「復興ビジョンに掲げる、「～希望ある復興を目指して～　球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」の実現」。そして、発災より住みよい、そして、住民みんなが幸せで暮らすことができるまちを目指すと述べておられます。希望が持てるすばらしい文言であるとは受け止めますが、現状を見ますとほど遠く、果たしてどのような再生ができるのか、不安な気持ちが起きてしまいます。

そこで、市長御自身、まちづくりについて具体的にどのような考えをお持ちなのかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

復興ビジョンの実現は、本市のみならず、様々な方々の力を結集し一丸となって取り組んでこそ、成し得る大変重い命題であると認識しております。

そこで、その実現に向けた具体的な考え方について述べさせていただきます。

まず、復興に向けた姿勢として、発災直後から常々申し上げているとおり、できることはすぐにやる、できることは何でもやるとの思いで、あらゆる方面から復旧・復興に手を尽くすということに全く変わりはございません。その上で、発災から８か月が経過してもなお、困難に直面している市民の方々も多くいらっしゃることから、引き続き、被災者並びに被災事業者支援に全力を傾けてまいる所存でございます。

次に、復興の進め方についてですが、今後は短期、中期、長期での時間軸を意識した進捗管理が重要と認識をしております。そのための施策の方向性をまとめた復興計画や、地区別の具体的なまちづくりを示していく復興まちづくり計画の策定に取り組んでいます。併せまして、復興の進捗のそれぞれの段階で顕在化してくる課題に適切に対応するとともに、課題解決に必要な施策の活用、新たな制度創設などを強力に進めてまいります。

安心して住み続けられるまちの実現に向け、特に被災された皆様に安心していただくためには、治水安全度の向上を含む安全の確保を大前提としたまちづくりが最重要であると考えます。治水安全度の向上のためには、現在、国・県・本市を含む流域市町村が一体となりとりまとめた球磨川水系緊急治水対策プロジェクトと歩調を合わせた取組が不可欠であると認識をしております。治水安全度を高め、命を守るための具体的な方策は同プロジェクト以外にも様々な御提言がされておりますが、それぞれの方策が１つになってこそ、効果が発現するものと考えております。

今後は、同プロジェクトにおける各方策の実効性をいかに担保していくかが鍵であると認識をしております。一方、悠久の歴史の中にあって、変わらずあり続ける清流、球磨川を

次世代に残していくことも、我々の重要な責務と考えます。球磨川が、私たちの生活の一部にあり続けることは、安心を形づくるための重要な要素の１つです。清流を守りながら、安全度も高めるという両立を図ってまいります。

加えまして、安心の実現には、健康面やコミュニティーを含めた身体的、精神的な安定と、なりわいを含めた経済的な安定も必須と考えます。これらを復興計画に基づき、総合的に講じていく所存です。また、本格的なまちの復興に向けて、今後、新しいまちづくりの制度や技術などを生かしながら、具体的な青写真を描いていきますが、そのたたき台となるものを地区ごとにまとめながら、市民の皆様に主体的に捉えていただけるよう、そして困難を乗り越えて希望を抱いていただけるように進めてまいります。

このような過程を重ねることで、市民の皆様にとって、発災前より住みよいまち、幸せに暮らすことができるまちを一つ一つ実現してまいる所存です。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ただいま市長から、できることは全てやる、これは市長は発災直後からずっと言われておりますので、そのとおりだと思います。また、復興には、短期、長期があると、それもまたおっしゃるとおりです。さらに、球磨川の清流を守り、治水を含めた安全が最重要、もっともなことだと思います。これはもう、人吉市は球磨川を切り離すことはできませんので、そこのところは私も理解したいと思います。

今回、人吉市復興計画、まちづくり計画ともに進めていかなければなりません。これまで市民へのアンケート、校区ごとの説明会など実施されています。検討委員会も設け、今後、段階的に進めていく上で必要なこととは考えます。

ただ、まちづくり、市街地活性化などについては、まず中心市街地の地権者の皆様に、市長の市街地活性化に向けた考えを伝え、皆様の考えをお聞きする場を設けることが必要ではないかと私は思います。このことについて、市長はどう思われるかお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

これまでに、町内会長を対象としました校区座談会を市内６校区において、それぞれ２回、計12回開催いたしますとともに、２月以降、人吉温泉観光協会や人吉商工会議所（青年部・女性会）、人吉温泉旅館組合など各種団体との意見交換会を、これまで12回実施しているところです。

まちづくりを進めていく中においては、そこにお住まいがある方、そこに土地や建物をお持ちの方、そこになりわいの拠点がある方など、皆様の思いを踏まえた合意形成を進めることが不可欠であると存じますので、議員おっしゃいますように、今後、復興まちづくり計画を進めていく中において、町なかの地権者を含め、関係者の皆様との意見交換を積極的に行ってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　各種団体と12回も行っていただいたということと、また今後、積極的に行っていただきたい。ありがとうございます。そのようにお願いしたいと思います。

私も九日町に、実は縁があって、おりましたので、五十数年前は九日町や紺屋町かいわいはにぎやかで、人もかなり住んでおられ、郊外には大きな商業施設もなく、商売も繁盛していました。その頃は確かに、中心市街地で集客力もあっていました。

では現在、同じ環境と言えるのか。人の流れ、居住地、あるいは人吉市の人口推移、20代、40代、60代ごとにどの地域に住んでおられるのか。九日町、願成寺、薩摩瀬、瓦屋町周辺の世帯数などを調査することで、商業地域などの新しいまちづくりの参考になると思います。

そこで、提案として、例えば町なかを区画整理させていただき、コンパクトシティとしての活性化などに取り組んでいく、あるいは公園などを造り、多目的利活用として集客につなげていく方法などなど、地権者の皆様と様々に意見交換を、今、行うべきと考えます。

今回、町なかでの意見として、非常に寂しい意見が多いのですが、「修理して貸店舗にしたい」、「廃業する」、「後継者もいなく、資金力もなく先が見えない」、「更地にして考えたい」、「営業再開については、二、三年考えたい」、「コロナ禍での融資を受けていて、返済が始まることから、新たな借り入れもちゅうちょしている」、「郊外には大型のスーパーが数多くある中、中心商店街として再生できるのか」、「お客様が復活するのか」、危惧されておられます。

そこで、市長は、被災店舗の再建、そしてまちのにぎわいの再活性化に向け、市として最大限の支援を行うと述べておられますが、具体的な支援策として何ができるのか。それに伴う財源については、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

市としての今後の支援策についてのお尋ねでございますが、現在、被災証明書を申請された約950事業者に対しまして、事業再建状況をお尋ねする記名式のアンケートを送付させていただいております。アンケートの内容につきましては、進捗状況、再建に活用した資金、なりわい再建支援補助金の申請状況、そして再建で困っていることなどをお尋ねするもので、アンケート集計後、その結果を踏まえ、来年度以降の支援策を検討してまいりたいと存じます。

被災された事業者の皆様におかれましては、それぞれに再建の支障となる課題は様々でございまして、議員おっしゃったように、事業者一社一社の課題解決をサポートしていくことの積み重ねが重要だと認識いたしております。

令和２年８月に開所しました人吉なりわい再建サポートセンターを通じまして、国・県、

熊本県よろず支援拠点、人吉商工会議所、Ｈｉｔ－Ｂｉｚ、金融機関など連携してまいりましたので、３月閉所後も引き続き支援に努めてまいりたいと存じます。

にぎわい創出につきましては、来る３月13、14日に販売会を実施します人吉食べ飲み応援券事業をはじめ、国のＧｏＴｏ商店街事業の活用、また県の補助金を活用いたしまして、商店街においてもｅスポーツ大会の開催などを実施されておりますので、引き続き、官民一緒になって、国の補助金や県の復興基金などの財源を活用しながら、にぎわい創出を図ってまいりたいと存じます。

現在、再建に向けて尽力されている事業者の皆様は、新型コロナウイルス感染症の動向なども含め、再建後の経営においても不安を抱えながら、日々過ごされており、被災されました事業者の方々が本市で事業を営むことで、今後、明るい店舗、未来を描ける状況をつくり出していくことも、再建支援において大変重要なことであると認識いたしております。今後の支援につきましては、この視点を見据えつつ、国・県の支援を活用しながら対応してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　ただいま、アンケート実施、950事業者ですか、アンケート調査をしていただいているということで、大変ありがたいなと思います。今、おっしゃっていただいたように、要は一社一社の課題、これが大変なんですね。地域じゃなくて、今、被災された一社一社の方が本当大変なんです。どうしようかという悩みはそれぞれ持っておられます。

国としては、なりわい再建補助金というのがあるんですけれども、これが果たしてスムーズにいってるかといえばそうではないんですね。いまだかつて、まだ困った人がいらっしゃるんですよ。

確かに、中には国の税金を使うんだから分かるんだけど、何とかもう少し早くならないかと、商売を早くしたいのに何でこんなにかかるんだと、そういった悩みがあります。ですから、国の補助金、県の復興基金の活用になるとは思うのですけれども、やはりせっかくなら被災に遭った事業者に寄り添って、もっと早めの対策を考えていただければ本当にありがたいと思います。

次、2029年度までの10年間で、宅地かさ上げも一連の治水対策として緊急的に行うとされていますが、明確な着工時期、事業箇所をお尋ねします。また、完成するまでに市民は住宅建設、あるいはお店をどうしたらいいのか。既に再建した住宅、店舗の場所が、かさ上げの対象地区になり、立ち退きになる場合の対応などについては考えておられるのかお尋ねします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、御質問にお答えいたします。

先般、国・県、本市を含む流域市町村で構成します球磨川流域治水協議会が示しました

球磨川水系緊急治水対策プロジェクトにつきましては、１つ目、「氾濫を出来るだけ防ぐ・減らすための対策」、２つ目、「被害対象を減少させるための対策」、３つ目、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」という３つを柱としまして、流域のあらゆる関係者が協働し、まちづくりと連携した治水対策を進めるというものになります。

議員御質問の同プロジェクトにおきます今次洪水と同規模の洪水から家屋の浸水をなくすための宅地かさ上げ、この実施箇所につきましてですが、プロジェクトの中では八代市遙拝堰付近～球磨村一勝地付近で計画をされているというところでございまして、本市はそこには含まれておりません。

着工時期などの詳細につきましては、今後の調査などを踏まえて明らかになってくるものと想定しております。

ただ、今次洪水により浸水被害が大きかった本市内の区域におきまして、避難路の整備、あるいは一時避難所の確保を含む面的なまちづくりの手法の一環としまして、宅地かさ上げも当然ながら想定されるものでございます。しかしながら、私有地の整備に伴う制約ですとか、住民の皆さんの合意形成、事業期間が長期に及ぶことで現地再建までの仮のお住まいの確保など、様々な課題もまた想定されるところでございます。

いずれにしましても、今後、地区ごとに住民の皆様とつくり上げていく復興まちづくり計画におきまして、あらゆる可能性を排除することなく、具体的な議論を深めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今の答弁を聞きまして、ちょっと残念なのが、新聞によりますと、県の発表でかさ上げというのがここに出ています。その中には、八代地区とか書いてないんですね。当然、被災された方は、かさ上げが始まるんじゃないかと期待を持たれると思うんですね。

だから、今のを聞きますと、人吉市は含まれてないと、じゃあどうなるんですかと。例えば、私は自分でアンケートを取った中で、210ほど返ってきたんですけれども、「もとの場所に帰りたい」とかが135名なんです。そして、「再度の水害が怖い」というのが121名いらっしゃるんです。もとの場所に帰りたいが、水害は怖い。この数なのです、210名返ってきた中で。

ですから、皆さんは、もとに帰りたいんだけどということで、そういった対策を期待されている中で、かさ上げは、現在のところ10年間の中では挙がってないということは、これは一体いつになるんですか、人吉市は、という疑問を私は持ちます。

今の答弁の中に、人吉市内地区において避難路の整備等はすると、浸水が大きかったところと。大きかったところというのは、結局ずっとじゃないですか、全部。今回、３分の１

ぐらいつかりましたけれども。ということは、その地域はかさ上げが行えるというふうに考えていいのか、切り離してですね。いや、これも含めて、今計画は挙がってないけれども、いずれあるという考えなのか。切り離して考えていいのか。一緒の中の10年間の中に入ってないということで受け止めていいのですか。どうなんですか。

○復興局長（元田啓介君）　お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げました計画につきましては、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの中での計画というところでございまして、ここにつきましては、基本的には河川管理者が主体となって進めていく対策でございます。その中におきましては、本市内というのは計画に挙がっていないということをお答えしたところでございます。

一方で、今後、復興まちづくり計画で、地元の皆様の意向などもお聞きしながら進めていくまちづくりの中では、やはりこの地区についてはかさ上げをすべきじゃないかという御意見が多数あれば、そこは住民の皆さんの合意形成ということになりますけれども、そういった御意見を踏まえながら。なので、先ほどのプロジェクトは１つありますけれども、それとは別に、本市が独自に考えているまちづくりの中で、かさ上げ等が必要な部分等も、皆様の御意見も聞きながら判断をして、事業実施に向けた検討を進めていくと、そういう形になるかと思っております。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　場所を特定するわけじゃないんですけれども、例えば温泉町とか薩摩瀬地区とかかなりやられています。そういったところの方は、ほとんど避難されています。でも帰りたい。そういったところは、本当に早く取り組んでいただきたいという気持ちだと思うんです。商店街も確かに大切です。一緒です。でも、住宅を構えたいという方ですから、私はそこは積極的にぜひ訴えていただいて、一日でも早く取りかかれるような体制を取っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次、再度の水害も皆さん心配されていますが、いまだ進まぬ家屋解体。被災後そのままの住宅など多数存在している中で、台風被害などについても心配されています。これらについての対策は考えておられるかお尋ねします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

まず、被災した空き家等につきましてですけれども、被災後そのままの状態で、適切な管理や解体等の手続が進んでいない建物につきましては、そのまま放置しますと、周辺への生活環境への影響及び保安上危険となるおそれがございますので、所有者の特定を行いまして、適正な管理をお願いしているところでございます。

議員御指摘のとおり、今後、出水期や台風時期を迎えてきますことから、引き続き、所有者の方に適正管理のお願いをしてまいるとともに、風雨による二次災害が発生しないよう

注視していく必要がございます。また、被災家屋等につきましても、早期の対応によりまして、危険家屋や新たな空き家等が発生しないよう、関係各課で連携を図りながら被災地域の生活環境の確保に努めてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　調査をぜひしていただきたいと思います。私も心配しますのが、危険家屋。空き家にしても持ち主が分からない、いらっしゃらないという住宅は、結構あると思うんですね。その対策もぜひやっていただきたい。というのが、水害に遭って、空き家になって、戸が開いているところは風が来ますと吹き上げます。そうすると、次の災害につながりますので、ぜひ調査をやっていただきたいと思います。

今の質問の中に、いまだ進まぬ家屋解体というのがありました。昨日、徳川議員で質問が出ておりました公費解体と自費解体。その中で、公費解体は882出ているんですけれども、実際進んでいるのが35棟。自費解体は289で全部済んでいるんですけれども、この中で公費解体がすごく少ないんですよね。882件に対して35件しか進んでいないと。

ということは、これが台風シーズンに近づく中で、果たしてどれだけ消化できるかと思うんですけど、どうしてこんなになっているのかお尋ねしたいんですけどいいですか。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

公費解体の完了件数が、今年２月の末現在で35件と少ない原因についてでございますけれども、解体予想件数を市内全域で約1,500件と見込む中で、解体をお急ぎの方、一方では被災された建物の一部に住まれているとの理由で、できるだけ遅く解体してほしいとの両方の御要望を承っております。そのような中、申請受付の際には、生活再建のためにお急ぎの方には自費解体を、比較的時間に余裕のある方には公費解体の制度を促してきております。

今後の公費解体の推移につきましては、順番を待つ多くの家屋被災者の皆様が御心配をされていると存じます。そこで、今回の令和２年７月豪雨災害における公費解体の方針でございますが、長年住まれた思い入れのある１つの財産を解体する作業でございますので、まずは各種申請書類をそろえていただく必要がございます。

具体的には、相続関係や所有者の同意といった書類は、後々のトラブルを避けるため必須でございます。申請書だけではなく、このような書類がそろってから、次のステップに進むことになりますが、その後も現地調査や申請者、解体業者及び行政から委託されましたコンサルタント業者との最終確認となります三者立会いも実施いたします。

その際に、頻繁に見受けられますのが、解体前に家財等の搬出を終えていないケースがございますので、搬出を終えるまでに解体に着手するタイムラグが生じてしまいます。以上のような要因も、公費解体がなかなか進まないといわれる一因ではないかとも存じます。

なお、公費解体の順番でございますが、原則として申請を受理した案件を次のステップ

に進めてまいりますが、必ずしも申請を受理をされた順番ではなく、倒壊のおそれがある危険な建物や倒壊による二次災害が発生する可能性のある建物などを総合的に判断した上で、危険な建物を優先的に解体することといたしております。さらには、合理的かつスピード感を持って解体を進めるために、その危険な建物を中心として近隣の被災家屋数件を約５～10件を一団のエリアとして発注、解体していく方針で進めているところでございます。

公費解体につきましては、第１期事業を11月25日から着手をいたしておりまして、現在は第20期事業まで着手しております。件数にいたしますと、189件の家屋の解体を現在発注しておりまして、これは申請された件数、公費解体は今882件でございますけれども、およそ４分の１程度となっております。

今後の計画及び見通しとしましては、一月当たり約100件のペースで被災家屋等の解体を行い、申請のあった被災家屋等の全ての解体撤去完了を今年の12月までを計画目標として鋭意進めている状況でございます。

議員御指摘の御要望は、環境課にも毎日のように届いておりますので、これまで以上に同時発注を進め、スピードを上げてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今後、一月当たり100件のペースということなんですけれども、今までなかなかできなかったのが果たしてできるか心配なんですね。１つ例ですれども、町なかですけれども、去年頼んでて、事業者の方ですよ、「まだできない。仕事を早くしたいのに、解体できない」と。あるんですよ。ですから、やはり自分も一生懸命、すぐにまちで事業をやりたいのに解体ができない。業者の方、いつしますかとできているんだけど、もし手をつけて後から「お宅はできません」と言われたら困るんですよね。

だから、認定が下りないと解体できないという状況になっているものですから、手がつけられないということで、そういった悩みはあります。ですから、確かに大変だと思うんですけれども、さっきも言いましたように、スムーズな進め方をお願いしたいと思います。

今、言っていただいて、多分、いろんな相談といいますか、苦情が来ていると思うんですよ。それを真摯に受け止めていただいて、なるだけ早くやってください。月100件のペースということは、12月まではできるかと思うんですけれども、ぜひ目標達成をお願いいたします。

次に、被災者再建支援制度についてですが、まず職員の皆様には災害発生直後から大変な御苦労をいただきました。対応いただきました職員の皆様に改めて感謝申し上げます。被災されました皆さんの悩み、相談は、様々に今後も起こり得ると思います。どうか、市民の皆様に寄り添い、親切な御対応をよろしくお願いします。

今回、被災されました地域に出向いた際、支援制度に対しての様々な悩み、御不満をお聞きしました。国の支援制度であり、それに基づいて判定されたことは理解されながらも、特に非木造の世帯に対して、もう少しでも柔軟な対応ができなかったのかとの思いが伝わってきました。

そこで、昨年12月、被災者生活再建支援法の一部が改正され、新たに中規模半壊が追加されましたが、追加された根拠についてお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

被災者生活再建支援法の改正により、中規模半壊が追加された背景でございますが、近年、全国各地において大規模な自然災害が多発する中、平成30年11月に全国知事会から被災者生活再建支援金の支給対象を半壊世帯まで拡大することをはじめとする「被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言」が、政府に対して行われたところでございます。

全国知事会提言を踏まえ、令和２年７月に被災者生活再建支援制度の在り方に関する実務者会議の検討結果がとりまとめられたところでございまして、その中で半壊世帯――これは損害割合が20～39％の世帯――でございますけれども、その実態をみますと、損害割合が20％台の場合には、その多くが被害の程度が比較的軽微で補修費の平均が200万円未満であり、一定程度の補修を行えば元どおりに使用できるのに対し、損害割合が30％台の場合には補修費の平均が500万円弱となり、主要な居室、機能等を含む大規模な補修を行わなければ居住できない状況である点では、大規模半壊と類似しているということが示されております。

このような状況を踏まえ、損害割合が20％台の半壊世帯については、支援金の支給対象とはせず、損害割合が30％台の半壊世帯については、大規模半壊には至らないが相当規模の補修を要する世帯、いわゆる中規模半壊世帯として新たに支給対象に追加されたものでございます。なお、支給額でございますが、加算支援金として、建設購入の場合は100万円、補修の場合は50万円、賃借の場合は25万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　私も、この被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について見ました。確かに、おっしゃっていただいたように、支援金の支給対象となる被災世帯の範囲を拡大するもの、７月豪雨以降の被害を受けた世帯に対して、支給対象を拡大して支援金の支給を行うと、そういうものだと私は受け止めました。

それを考えますと、今、部長おっしゃいましたけど、国の制度を理解しながらも思うのですけど、20％台は200万円未満であるという、補修費がですね、30％台は500万円弱となると、平均って書いてあるんですけれども、そう思われますか、実際。

非木造のところを行かれたと思うんですけれども、確かに判定は写真とか部位判定があります。非木造の場合は、ほとんどが部位判定なんですね。そうした場合に、例えば五、六

メートルつかっていても半壊なんです。おまけに、判定が30点以下なんですね。そうしますと、今回、中規模半壊を出されても、答弁されましたように、もう20％台の方は対象にならないんですよ。

どこが範囲広げたのかと思うぐらいですね。今回、資料いただいたんですけど、頭から要するに、構成別で見ると耐力、判定基準が木造のほうが50％なんです、柱は。非木造は15％なんですよ。非木造というのは何かということです。これくらい厳しいんですよ。市長、判断が。それを振り分けますと、さっき部長もおっしゃいましたけれども、中規模半壊の基準でいきますと、該当しないという。一番浸水して厳しい家庭が20％台なんです。30％になってきますと、今度は認めてもらっています、中規模半壊で。ところが、20％ですね、ここのとかは頭から認めてもらってないです。この住宅が92棟もあるんです。それと、木造の場合、165棟認めてもらっていますね。私が言いたいのは、非木造がこんなにも厳しい基準であるということを、まず市長、覚えておいてください、今現在。

そこでちょっと飛びますけれども、罹災証明書発行後の被災者対応について、何世帯が受けられたのか。また、罹災証明書発行後、様々な支援制度を申請されていない世帯はあるのか。まず、これを先にお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

罹災証明書を取得されたものの、義援金や支援金など各種支援制度の申請をいずれも申請されていない世帯も多うございます。主な理由としましては、被災後まもなく入院や施設入所された世帯がほとんどではございますけれども、中には高齢などの理由で、一部の手続が進まない世帯もあるようでございます。

市といたしましては、何らかの理由で各支援制度の手続が済んでいない世帯につきましては、今後、支援申請勧奨の通知を送付することとしております。併せまして、地域支え合いセンターと連携を図りながら、御自宅等を訪問し、申請につながるよう支援を行うこととしております。今後も継続しまして、全ての被災世帯の生活及び住まい再建が一日でも早く進むよう、鋭意努力をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　申請につながるよう、一生懸命お知らせしていくということなんですけど、これは申請の締切りとか各種支援制度の終了期限というのはないんですか。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

被災者の再建の支援金につきましては、現在も継続して受け付けているところでございます。また、加算分につきましても、住宅の再建が決まりましてから支給するということになっていますので、これも継続ということになっております。ほかも、いろいろ義援金とかございますけれども、これについても継続して申請を受け付ける予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　見落としがないように、よろしくお願いいたします。

それでは、まず先ほどの流れですけど、家屋調査で半壊の判定となった住家は、どのような場合が中規模半壊の対象となるのかお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

今回の中規模半壊の対象となりますのは、１つ目が浸水深の判定方法により既に半壊の判定となった住家で、かつ写真判定により１階の過半の内壁と建具が再使用不可能な状態と認められる場合でございます。

２つ目が、具体的な部位による判定の結果、損害割合が30％以上40％未満の住家でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　先ほど言いたかったのは、ここなんですね。結局、非木造の場合は、部位判定なんです。20％、中にはありますよ、30％ありました。20％台が、あと中規模半壊にならないんです。

町なかを見てください。五、六メートルつかっているんです、浸水しているんですよ。それでも半壊なんです。それが、さっき言いました件数に出てくる、その中に入っているんです。

何のために中規模半壊ができたんだ。国の制度ですから、仕方ないかもしれませんけど、泣き寝入りしなくちゃいけないのかということですね。中規模半壊にならない非木造のところは。「お宅は20％台だから駄目です」と切られたらどうしますか。

そうじゃないと思うのですよ。私は、今日はそこを言いたい。やはり、ここはもう少し考えてあげるべきだと私は思います。このことについて、後で市長にお願いしますけど。

次、半壊の認定を受けた木造と非木造の棟数、中規模半壊の申請件数と認定件数についてお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

３月１日時点での半壊の判定となった住家のうち、木造は657件、非木造は150件でございまして、この木造657件のうち、浸水深判定により中規模半壊の申請――これは写真判定の申請となりますが、190件の申請がありまして、そのうち117件を中規模半壊と認定させていただいております。また、木造のうち、部位判定により中規模半壊となりましたのが48件でございます。

次に、非木造でございますが、部位判定により58件が中規模半壊に該当するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、部長述べていただいたとおりですよ。非木造は150棟です。それが中規模半壊と認めたのは58棟なんですね。つまり92件が20％台で、そのまま半壊なんです。片や、木造は、写真判定のほうは165棟が認めてもらっているんですね。657件のうち、木造のほうは。

私は、このただ半壊だけ、最初から「お宅は半壊です」となったこの20％台の非木造の家、果たしてこれでいいかということなんです。市長も御覧になったと思うんですけど、もう明らかに五、六メートルつかっているんです。さっきも言いましたけど、それでも判定が20％台、部位判定になってきますと。これで木造に例えますと、これは完全に全壊ですよ。そういったのが現に起きています。

そこで、非木造であって１階が店舗の場合は住宅とみなされないが、２階が住居で１階に台所、浴室、洗面所などがあって、基本的機能を喪失するような影響を受けたところについては、住家の一部として認められないのかお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、調査をさせていただく際に、被災者への聞き取りを行いながら、１階に台所等の日常生活に欠かせない場所が確認できましたら、その部分も住家の一部として認定し、積算した上で判定をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　それでは、部位判定の場合、木造と非木造で判定に違いはあるのか。先ほど言いましたが、例えば、非木造の場合、木造であれば大規模半壊や全壊に相当する水位まで浸水しているのに、半壊の判定となることがあるのか。また、非木造の鉄筋コンクリ造と鉄骨造では、判定基準に違いがあるのかお尋ねします。

○市民部長（丸本　縁君）　お答えいたします。

被災家屋の調査につきましては、内閣府が定めた運用指針に基づき進めてきたところでございますが、部位判定において木造と非木造で違うところは、床や柱などの各部位ごとの配点が異なることでございます。

具体的に申し上げますと、非木造の場合は点数に占める柱の構成比が非常に高く、この部分の損傷が大きくなければ、なかなか損害割合が上がらないところでございます。このため、木造であれば、大規模半壊や全壊に相当する水位まで浸水していたとしても、非木造の方がどうしても判定が低くなるものでございます。

なお、鉄筋コンクリート造と鉄骨造におきましては、同じ非木造として調査を行いますので、判定などの違いはないものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　今、部長おっしゃったように、構成比が違うと先ほど言いましたように、非木造は柱が15％、木造は50％なんですね。

私は、鉄筋コンクリ造と鉄骨造の区別があれば、まだ納得するところもあるんですよ。鉄骨造というのは、木で巻いてるんですよね。ほとんどが軽量鉄骨ですか、になっているんですね。これを木で巻いていて、あとは壁は全部、木なんです。浸水したところを見るとですね。

それでも、部位判定になってしまうということなんですね。鉄筋コンクリ造は、完全に鉄筋コンクリートですから、これは仕方ないような気もするんですけど、私はこの鉄骨造のところはやはり考えてあげるべきだと思うんですよ。

これ見ると、区別はなくて非木造までどうしても判定が低くなるものって決めつけてあるんです、木造と非木造と。でも、それはちょっと、私はいかがなものかと思うんです、実際、現地に行ってみますとね。そこら付近のことをもう少し考えていただければ、被災された方も納得されるんじゃないかという気持ちになりました。

そこで、市長に考えていただきたいんですけど、被災住宅の判定については、被災者、皆様から様々な疑問が起きています。災害時、お見えいただいた赤羽国土交通大臣は、「切り捨てるのではなく、切り上げていかなくてはならない」と述べておられたとも伺っています。このことは、災害に遭った全ての被災者に対して、被害調査の見落としがないように、そして被災家屋の全壊や半壊などの判定については、被災者に寄り添い、再建に向け、極力、被災者負担が軽減されるように、しっかりと対応していただきたいとの思いだと私は受け止めています。

市長はどのように受け止めておられるのか。また、市長も被災された皆様に寄り添い、しっかりと対応していくと述べておられ、できることは全てやるとの思いと私は受け止めています。

それなら、救済策として、人吉型の被災者支援制度を設けるべきではないですか。この救われないところ、国の制度にも乗っからないところ、五、六メートルつかったところ、どう思われますか。そこに、私は、ぜひ支援制度というのを設けるべきじゃないですか。市長の考えをお聞きします。

○市長（松岡隼人君）　お答えをいたします。

大塚議員が今、おっしゃった内容につきましては、我々も多くの住民の方々からお声をいただいております。特に、現場の職員、直接住民の方に御支援の説明、御相談、申請等を受け付けている職員に関しましても、一生懸命寄り添って本当にどうにかしたいという思いで、これまでずっと御支援をしてきたところでございます。

国の制度で、どこかでの線引きだったりとか、あとは金額の決定だったりとか、そういうことがされておりまして、我々もなるべく多く、広く御支援をいただきたいというお願いをずっとしてきたところでございます。国におかれましては、そういった状況等とも鑑み、今回の中規模半壊の支援制度をつくっていただいたんだというふうに思います。農地にしろ、今、御指摘がありましたような公費解体にしろ、様々に住民の皆様方に十分にお答えできていない部分もあると、我々も認識をしておりますが、やはりそういったことも含めて災害というのは、我々の日常を奪い、そして平和を奪い、そういったものだというふうに認識をしておりますし、このようなひどい災害には二度と遭ってはならないという覚悟のもと、できることからすぐにやる、できることは全てやるというような覚悟を持って、安心・安全の向上を含め、現在、まちづくりに取り組んでいるところでございます。

全ての皆様方に御満足をいただけるような制度だったりとか、御支援ができれば本当に一番すばらしいことかとは存じます。しかし、それができていないということも、我々は認識をしております。大変心苦しく思う部分もありますが、今後、引き続きしっかりと被災者の方に寄り添いながら、また人吉市一丸となって、全体で復興に向けて取り組んでいきたいと、そのように存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　市長のお気持ちは十分分かるんですね。市長、ここで１つ思うんですけど、ふるさと納税、今回10億超えましたよね。これは何ででしょうか。私は思うんです。これは災害が起きたから、皆さん出していただいたと思うんです、人吉市に。ということは、災害に使っていいんじゃないんですか。何に使いますか、ふるさと納税。

本当にさっきから言うように、九十何件、全てなのかは分かりませんけれども、やっぱり本当に五、六メートルつかってる、浸水している。本当に考えてください。私は、今、市長がやるべきことは、ダムの議論じゃなくて支援なんですよ、被災された方の。もちろん、それはされています、一生懸命。

その中でも、浸水してされたところ、国からの提供が受けられない。こういったところがあるんです、現に。市長も御存じだと思います。だから、もっと言えば非木造の20％台、一番困っていらっしゃるんですよ。ここに何とか。100％とは言いません。これは考えて出していただいて、早く立ち直っていただいて、早く事業をしていただく。そして、納税していただく。私はこれをやるべきだと思うんですね、早い立ち直り。

御存じのように、既にお店を辞められた方もいらっしゃるんですよ。「どうしようもない」と。これを見たときに、私はこのふるさと納税でそこにわずかでも。わずか、金額は言いませんけれども、それを市から応援するというのを、私はぜひやっていただきたい、市長。

どう思いますか。国の制度にのらないんですよ、これ。ここにやっぱりやるべきですよ。

これだけのふるさと納税していただいた方、皆さん災害で困っている方が使ってくれという思いだと思うんですよね。それを、こういったときに使ってほしい。どうですか、駄目ですか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

現在、全国各地から、そしてまた世界から、海外からも義援金、そして、ふるさと納税といった御支援をいただいておりますことは、大変ありがたく存じます。

今、おっしゃいますように、義援金に関しましては、被災された方に、その被災状況によりますけれども、満遍なくといいますか、均等に配分をされる制度でございまして、その気持ちはそのまま現金としてお渡しすることが、今、できております。今後も、引き続き、しっかりと配分をしていきたいというふうに考えております。

ふるさと納税につきましても、今回の災害に遭いまして、例えば災害廃棄物の処理だったりとか、あとは農地の土砂の除去、そして農地の土砂の撤去、様々に、あとはインフラの整備等々を全てが国の御支援で賄われるのではなく、市の負担というのも相応分出てまいるところでございます。

そういった災害で、今回被害を受けましたことにつきまして、しっかりとふるさと納税も活用していきたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　本当に時間もありませんので、あまり言いませんけれども、何とか救済できる策を考えていただきたい。きつく申しますと、市長、どうですか。財源がなかったら思い切って、今、学校給食費1,000円補助しています。二千数百万円ですか、これを申し訳ない２年間だけ我慢してくれと、凍結してでも救済策するべきですよ。

それだけ、みんな困ってらっしゃる。そこは御理解ください。まずは、ふるさと納税を何とか生かして、再度言いますけど、本当に被災されたところ、国の制度がいかないところ、もう一回調査していただいて、ここは救済するべきだというのを出していただきたい。私は、市長の英断に期待いたします。よろしくお願いいたします。

次に、不動産販売仲介斡旋エフ・アール・エス社企業誘致についてお尋ねします。

このことは、誘致企業に私は別に異論を述べるものではなく、市民の方から「新聞報道だけでは分かりづらく、どのような経緯で企業誘致になったのか。どのような会社なのか。業務内容など、よく分からないので詳しく知りたい」とのことでした。

そこで幾つかの項目でお尋ねさせていただきます。まず、誘致企業として打診されたのはいつか。また、同社の情報元、資本金について、人吉市に進出を決定された理由、同社にとってのメリット、人吉市に対するメリットは、どのようなことが考えられるのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

株式会社エフ・アール・エス社との接点がありましたのが、今から約２年前でございます。人吉市内でコールセンター設置に適当な物件を探しているとの問合せが本市にあったことが最初でございまして、市役所以外にも不動産業者等で物件情報を含めたリサーチをされたとお聞きしております。

その後、本市からも、令和元年９月と12月に熊本県企業立地課とともに、東京都港区の本社を訪問させていただき、物件情報や優遇措置等について御説明をしております。つきましては、この本社訪問が本市としてのアプローチと捉えておりまして、情報元については、先ほど申し上げましたとおり、先方から直接お問合せがあったことを契機に、誘致活動を開始したものでございます。また、資本金は1,000万円でございます。

次に、本市に進出を決定された理由、同社にとってのメリットでございますが、同社は投資用マンションの売買仲介を主な事業とし、近年業績が伸びていることから、昨年、大阪支店や札幌支店を開設されております。福岡支店にデータセンター等がございますが、支店の増設に伴い、提供する物件数の増とデータ収集が一層求められており、拠点を探されている中で人吉市に着目されたとお聞きいたしております。

同社によりますと、人口が約３万人、近隣市町村を含めると約10万人程度の人口がございまして、また当地域にはデータセンターやコールセンター等、類似の職場がないことから、求人のしやすさをメリットとして挙げられておられます。また、令和２年７月豪雨の後も、物資の御支援も含めて数回、本市を訪れる中で災害の爪痕が残っており、まだまだ復旧・復興には時間がかかるとの認識をお持ちであり、豪雨災害とともにコロナの影響で雇用の機会を失っている方々の少しでもお役に立てればとのお考えによりまして、本市への進出を決められたとのことでございます。

また、人吉市側のメリットでございますが、まず一番は新たな雇用の場の確保が挙げられます。直近の令和３年１月のハローワーク球磨管内の有効求人倍率は1.22倍と、求人数が求職者数を上回っておりますが、一方で職業別の有効求人倍率を見ますと、事務的職業のフルタイムが0.34倍、パートタイムが0.27倍となっており、事務的職業への職場が求職者に対して極めて不足しているという現状がございます。

今回の進出によりまして、求職者のニーズに合う雇用の場が創出でき、また女性や若年層の職業選択の幅が広がるものと考えております。そのほかのメリットとしましては、設備投資での関連事業者への波及、周辺の飲食店、小売店の売上増など地域経済の活性化、事務所設置による税収の増加、ひいては定住人口への波及効果が期待されるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　では、次に、協定書の内容、また財務状況などは確認されたのか。73

人の雇用計画とされているのは情報管理、コールセンターの社員と思いますが、専門的知識も必要ではないかと考えます。それだけの人員の採用が人吉市で可能と考えておられるのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

協定書につきましては、一般的なひな形を県が作成しており、県が立ち会う場合はそれをもって協定を締結しておりまして、内容につきましては、事前に熊本県とともに同社と調整及び確認しております。

内容としましては、事業計画等のほか、事業所設置に関する協力、地域開発に関する協力、地元出身者に対する雇用優先、職場環境の確立、環境の保全等、地域との融和、権利義務の継承等でございまして、熊本県副知事を立会人として、市と進出企業の両者で締結しております。

また、財務状況につきましては、本市も加盟しております熊本県企業誘致連絡協議会を通じまして、株式会社帝国データバンクの調査報告書を取得いたしまして、そちらで確認させていただいております。なお、調査報告書の内容につきましては、株式会社帝国データバンクに帰属するものであり、内部資料としてのみ利用でき、内容を第三者に漏らすことは禁止されておりまして、答弁については控えさせていただきます。

雇用計画についてでございますが、新規雇用の正社員が約３名程度、パート、アルバイトで約70名程度を計画されております。議員御指摘のとおり、専門的な知識を持ち、管理職も担えるような正社員の採用はなかなか難しいところがあるかと存じますので、ＵＩＪターンも視野に入れながら、採用活動を展開される予定でございます。

一方で、パート、アルバイトについてでございますが、データセンターでは、全国の物件所有者や物件情報の収集を行い、調べた情報を専用のシステムへ入力し、物件情報を管理する役割を担うとのことでございます。求められる技能、知識といったスキルについては、扱う内容は専門的ですが、パソコンの基本操作ができれば、入社後の教育訓練によりパート、アルバイトでも十分に従事可能とのことでございます。また、コールセンターは、顧客に電話をかける業務のアウトバウンドがメインであり、全国の所有者に物件の売却の御意思があるかどうか、電話で伺うことが主な業務とのことです。電話営業の仕事であるテレアポなどの経験者であれば即戦力ですし、経験者でなくても販売員経験やお話が好きな方でやる気のある方でしたら、これも教育訓練によりパート、アルバイトでも従事可能とのことでございます。

人員確保が可能かについてですが、繰り返しになりますが、ハローワーク球磨管内においては、事務的職業の職場が求職者に対して極めて不足している現状があり、いわゆる雇用のアンマッチが生じております。直近１か月の事務的職業パートタイムの求人、求職状況だけを見ましても、求職者数109人に対して求人数29人と、求職者のほうが80人も多い状況で、

つまり事務的職業に就きたくても仕事がないという状況でございます。

これらのデータに基づき、ある程度の採用人員の確保が見込まれるものと、進出企業と市とでは判断しているところでございます。

とは申しましても、求人動向は現実的には予測できないところもございますので、市といたしましてもハローワーク球磨や熊本県との連携、求人関係ツールの御紹介など、雇用確保が円滑にできますよう、可能な限りの支援、御協力をしていく所存でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　同社は平成19年創業ですが、他県をまたぐことのできる場合の宅建免許取得は５年目で、不動産業としては年数が浅いほうだと思いますが、福岡支社設立はいつなのか。また、具体的な業務内容についてお尋ねします。また、海外との取引もなされておられますが、海外の投資家向けに人吉球磨の土地、山林など、紹介していくことはないものと考えていいのかお尋ねします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

同社の主な業務内容は、投資用の一棟（いっとう）マンション――一棟（ひとむね）です――の売買仲介でございまして、まず物件の売主の確保について、データセンターにて調査、蓄積した全国の物件情報をもとに、コールセンターから物件所有者へ電話で売却の意向を聞き、ダイレクトメールなどを送付した後に、売却依頼があった場合に、売却の仲介を行っておられます。

一方の物件の買主については、全国に約1,000名程度のマンション購入意欲のある会員を登録されておられまして、希望に合った物件を仲介されておるとのことでございます。

今回、設置される人吉市での拠点では、一連の業務のうち、データセンターとコールセンターの業務を行われるものでございます。

次に、福岡支店でございますが、平成30年３月に支店を設立されておりまして、主な業務内容は、データセンター及びコールセンター機能でございます。また、海外にも会員はいらっしゃるのですが、先ほど申し上げましたとおり、投資用の鉄筋コンクリートのＲＣ一棟マンションで、建物の経過年数がたっていないような収益物件の仲介がメインでございますので、土地についても、マンション建設などの用途のための事業用地の斡旋などは取扱いの実績がございますが、山林等につきましては、実績がないとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　では、最後になりますけれども、今回の誘致企業について、地元の宅建協会に対して、進出企業の内容説明をする必要はなかったものと考えてよいのか。また、誘致企業に対しての減免など、県関係も含め、どのような支援制度があるのか具体的にお示

しください。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

企業が新たな拠点の設置を行うことは、経営戦略に係る重要な一連の活動でございまして、通常、企業内においても限定的な関係者によって取り扱われるものでございます。県・市で行います企業誘致の業務は、そのような重要かつ限定的な情報を入手いたしまして、企業との間でやりとりが実現してこそ成立するものでございます。

さらに、誘致の交渉経過は、企業経営の根幹に関わるものとして、企業からは対外秘を原則とした最高度の慎重かつ厳重な取扱いが求められているところでございます。

県・市との交渉結果に関する情報は、いかなる案件及び時期にあっても公開しないという一貫した姿勢によりまして、企業の安心感を確保し、交渉を進め、その結果、引き出すことができた企業の要請を受け止め、寄り添い、信頼を確保することで、行政の企業誘致活動が成立いたしております。

つきましては、事前の御説明については、宅建協会に限らず、いかなる団体におかれましても、企業側の承認なしには、これまでも、またこれからも困難であると認識いたしております。

一方で、先ほどお答えしましたとおり、人吉市における拠点は自社のデータセンター及びコールセンターでございまして、また当該企業の主力市場につきましても、全国における一棟マンションの売買仲介でありますことから、本地域における不動産業の展開を想定されておらず、宅建協会等の御懸念には該当しないものと考えております。また、新聞報道等におきましても、その業務内容につきましては、明確に掲載されているところでもございます。

御不安、御懸念されている市内事業者におかれましては、大変お手数をおかけしますが、所管課、商工振興課へお問い合わせいただければ、御説明申し上げたいと存じます。御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、誘致企業に対する県・市の支援制度でございますが、今回の同社のようなデータセンター、コールセンターなどの業種については、熊本県の分類上、広域的業務拠点施設として位置づけされており、県・市ともに優遇措置も受けて、誘致を推進する体制を整えております。

まず、熊本県の産業支援サービス業等立地促進補助金でございますが、補助要件といたしまして、通常は新規常用雇用者数が50人以上の場合が対象となりますが、本市を含めた人口減少市町村の場合、要件が緩和され、新規常用雇用者数が５人以上で補助の対象となっております。補助の要件を満たした場合、４種類の補助対象経費があり、拠点を設けるために投じた投下固定資産額の３分の１、事業所の年間賃借料の２分の１、専用通信回線の年間使用量の２分の１、新規雇用者で正社員が20万円、非正規社員が10万円を補助するものでございます。

次に、本市におきましても、人吉市産業支援サービス業等立地促進補助金制度によりまして支援するものでございます。県と同様、新規雇用者数が５人以上という補助要件を満たした場合、本市の場合、２種類の補助対象経費となっており、拠点を設けるために投じた投下固定資産額の３分の１、新規雇用者で正社員が20万円、非正規社員が10万円を補助するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　17番。大塚則男議員。

○17番（大塚則男君）　廣田部長におかれましては、大変親切な丁寧な説明をありがとうございました。また、退職前までに質問させていただきありがとうございました。

ここで、今回３月をもって退職される職員の皆さん、本当に長い間お疲れさまでした。ぜひ今後とも、人吉市に対して御支援いただきますようよろしくお願いいたします。

では、最後に市長への要望ですが、現在、球磨川及び支流では、土砂撤去を進めていただいております。大変ありがたく思うところです。

市長は、中川原河川敷の土砂撤去は難しいとの発言をされていますが、河川敷のトイレより下流については、ぜひ堆積土砂撤去を考えていただきたい。それと併せ、球磨川下り発船場一帯も、土砂撤去に取り組んでいただくよう、改めてお願いします。

そのことにより、カヌー競技、カヌー体験なども盛んになり、カヌー競技大会開催も十分に考えられます。昔、ありました貸ボートなども、復活できるかと思います。

市長、思い描いてください。恋人、夫婦、友だちでボートに乗っての語らいの場。あるいは夕涼み。その周りでは観光でお見えのお客様に船を利用してのおもてなし、宴会なども考えられると思います。お盆には、場所を１つに限定して、幻想的な精霊流しもできると思います。球磨川と共につくる、このことを願っています。

現在、遊水地や田んぼダムなどの治水対策案が検討されていますが、いずれも上流は下流のために協力、あるいは犠牲を伴うことになります。そのためには市長の言葉ではありませんが、球磨川の土砂撤去については、できることは全てやる、やっていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時08分　散会

令和３年３月第２回人吉市議会定例会会議録（第５号）

令和３年３月12日　金曜日

１．議事日程第５号

令和３年３月12日　午前10時　開議

日程第１　一般質問

１．犬　童　利　夫　君

２．西　　洋　子　君

３．宮　原　将　志　君

４．松　村　　太　君

５．高　瀬　堅　一　君

日程第２　議第37号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）

日程第３　議第38号　令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第６号）

日程第４　議第39号　令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第５号）

日程第５　議第40号　令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第８号）

日程第６　議第41号　人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第７　議第42号　人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について

日程第８　議第43号　人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例の制定について

日程第９　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（18名）

１番　　松　村　　太　君

２番　　徳　川　禎　郁　君

３番　　池　田　芳　隆　君

４番　　牛　塚　孝　浩　君

５番　　西　　洋　子　君

６番　　宮　原　将　志　君

７番　　塩　見　寿　子　君

８番　　高　瀬　堅　一　君

9番	宮 﨑	保 君
10番	平 田	清 吉 君
11番	犬 童	利 夫 君
12番	井 上	光 浩 君
13番	豊 永	貞 夫 君
14番	福 屋	法 晴 君
15番	本 村	令 斗 君
16番	田 中	哲 君
17番	大 塚	則 男 君
18番	西	信八郎 君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	松 岡 隼 人 君
副市長	迫 田 浩 二 君
監査委員	井 上 祐 太 君
教育長	末 次 美 代 君
総務部長	小 澤 洋 之 君
企画政策部長	小 林 敏 郎 君
市民部長	丸 本 縁 君
健康福祉部長	告 吉 眞二郎 君
経済部長	廣 田 五 浩 君
建設部長	瀬 上 雅 暁 君
復興局長	元 田 啓 介 君
企画政策部次長	井 福 浩 二 君
総務課長	森 下 弘 章 君
財政課長	永 田 勝 巳 君
水道局長	久 本 禎 二 君
教育部長	椎 屋 彰 君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	山 本 繁 美 君
次長	栗 原 亨 君
庶務係長	平 山 真理子 君
書記	青 木 康 徳 君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

また、一般質問終了後、10日に追加しました議案についての質疑を行い、その後、委員会付託を行います。

議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１　一般質問

○議長（西　信八郎君）　それでは、これより一般質問を行います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）（登壇）　皆さんおはようございます。11番議員の犬童利夫でございます。一般質問３日目ということで、大変お疲れとは存じますが、しばらくお付き合いをお願いいたします。

まずもって、３月末日をもって退職されます職員の方々に、これまでの長い間、市政発展と災害対応など、市民の皆様の幸福向上に御尽力いただきまして、心から敬意と感謝を申し上げます。また、私個人に対しましても御指導いただきましたことに重ねてお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。そして、大変お疲れさまでございました。これからも、健康に十分注意され、お元気でお過ごしいただき、これまで積み重ねてこられました経験を生かされ、今後も、市政発展のため御指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。今回は２項目について通告しております。１項目め、人吉市復興計画素案の災害に負けないまちづくりの中から、防災・減災対策で田んぼダムと地下浸透型排水ますの設置について。２項目めが、市民の声から、小中学校部活動についてでございます。

まず、１項目め、災害に負けないまちづくりの中から、防災・減災対策の田んぼダムについてでございます。人吉市復興計画素案の復旧・復興に向けた基本施策、災害に負けないまちづくりの、「緑の流域治水」に関する本市の基本的な考え方の中から、質問をしてまいります。

流域全体で水害を軽減させる治水対策である「緑の流域治水」については、国・県及び流域市町村などあらゆる関係者が一体となって、しっかりと取り組むとされています。まず、その中の田んぼダムについてお尋ねいたします。

田んぼダムは、国と県が、具体的な治水対策として、本年度中にまとめる球磨川流域プロ

ジェクトのメニューの１つであり、県内では初めての取組であると報道がありました。熊本県は、昨年７月豪雨で甚大な被害が出た人吉球磨地域で田んぼダム事業に乗り出し、今年はモデル地区を選定し、約270ヘクタール規模の実証実験を始め、実用化を目指すというものでございました。その田んぼダムの概要についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　議員の皆様、おはようございます。お答えいたします。

田んぼダムにつきましては、事業主体が熊本県でございますので、熊本県にお尋ねした範囲でお答えをさせていただきます。

田んぼダムの概要でございますが、令和２年７月豪雨におきまして、球磨川流域及びその支流において甚大な被害を受けましたことから、球磨管内で地域一帯となった治水対策を検討している中の取組の１つでございます。

地域に降った雨水は、水路などを通って一気に河川に流れ込み、河川などの水位が上昇することで、河川流域で災害が発生いたします。水田に雨水を貯留することで排水路への流出を遅らせ、水路及び河川へ流入する水量を調整し、ピーク時の流量を減少することを目的といたしまして、水田の活用を図るのが田んぼダムでございます。この田んぼダムの構造につきましては、水田に設置されました既存の排水ますを利用して、専用の堰板を設置するものでございます。また、計画では、河川の上流域で取組を推進し、具体的な実施箇所や対策内容を踏まえた上で実証実験を行い、効果などを総合的に検証いたしまして、下流側にかかる負担を軽減する事業でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　田んぼダムの概要について答弁いただきましたけれども、田んぼダムは、専用の堰板を設置して、大雨のときなど通常の水量より多く溜めて、排水路への流出を遅らせる治水対策の１つということでございます。

しかしながら、通常の水量より多く溜めることにより、稲への生育障害の心配や畦畔の低いところなどの問題を聞いているところでございます。田んぼダムの特徴や問題点についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

田んぼダムの特徴や問題点についてでございますが、田んぼダムの特徴につきましては、一般的には、田んぼに一時的に水を貯留することにより下流への到達時間を遅らせ、洪水防止に効果があるとされております。

問題点となります、懸念される具体的な効果や課題につきましては、令和３年度から令和４年度にかけまして、熊本県が実施予定の実証実験により検証していく予定となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　問題点については、令和３年度から４年度にかけての実証実験により検証していくということでありましたけれども、農家の方などは、やはり、実験に当たって、することを心配しておられるわけですので、分かったところがあれば、また市民の方々にお知らせをいただければと思っております。報道によりますと、球磨川流域の７市町村で取組可能ということで、山江村では山田川右岸の水田約20ヘクタール規模をモデル地区に予定し、今年の１月14日に、関係農家代表に説明がなされております。球磨川流域の他の町村の状況と田んぼダム設置に向けた、現在の調査状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

球磨川流域の他町村の状況につきましては、現時点の見込みといたしましては、人吉市と水上村が約30ヘクタール、あさぎり町が約60ヘクタール、湯前町が約45ヘクタール、錦町と多良木町が約40ヘクタール、山江村が約25ヘクタール、合計、７市町村で約270ヘクタールでございます。

次に、他の町村の調査状況についてでございますが、現在、熊本県が土地改良事業団体連合会に委託しまして、一筆排水ますの大きさや個数を調査されているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　球磨川流域の他町村の状況については、今、答弁にありました各市町村の選定予定の水田の面積を示していただきました。具体的な場所については示されませんでしたけれども、現在、排水ますの大きさや堰板の必要個数などを調査されているということで、現実味してくるんではなかろうかと思っているところでございます。

今年から実証実験を開始したいとのことでありましたけれども、モデル地区選定に伴う地域への説明会、あるいは今後の日程やスケジュール等についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

地域の説明会につきましては、現在、熊本県が調整中とのことでございます。今後のスケジュールについてでございますが、現時点の計画としましては地区の選定を行っている状況でございまして、今後、地元説明会を行った上でモデル対象地区を選定されていきます。その後、選定されました田んぼに、令和３年度の出水期前の梅雨前に堰板を設置していただき、梅雨時期に観測ができる状態にした上で、令和４年度にかけて観測と効果の検証を行われる予定とのことで伺っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　地域の説明会については、現在、県が調整中とのことでありました。そういう情報が入りましたら、いろいろお知らせ願えればと思っております。また、今後、

地元説明会等が計画され、選定されていくものと思っておりますけれども、いろいろ市民の不安などを拭うために、できるだけ早めの説明などをお願いしたいと思います。

田んぼダムについて最後の質問になりますが、人吉市復興まちづくり計画に向けた東校区座談会に参加させてもらったところでございます。その中で、市長が答弁されましたが、「田んぼダムについても、人吉球磨全体で取り組もうとしている。人吉市もエリアを決めて進めたい。」と述べられております。これまでの部長の答弁の中では、まだ、報道以外の詳しい内容については発表されていないという状況でありますけれども、市長のお考えについてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　おはようございます。お答えいたします。

今回、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトにおいて、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として、３つのエリア区分の中の集水域での対策として、この田んぼダムという治水対策が示されました。先ほど来、経済部長から、その考え方、効果、現況についてをお示しさせていただきました。

私は発災以来、可能な限りの治水対策は全て講じていただきたいと、国・県に強くお願いをしてまいりましたが、この田んぼダムという考え方は、まさに流域全体で取り組む治水、蒲島知事が提唱をされている緑の流域治水を具現化し、象徴するものの１つではないかと捉えております。

熊本県の田んぼダム推進本部をはじめ、多くの関係の皆様、農業者の皆様に御協力をいただかなければなりませんが、流域全体で治水安全度の向上に取り組んでいるという意識の醸成も、今後の治水対策をはじめ、減災・防災の取組にとって非常に大きなプラスの効果を生み出すものと考えております。また、この田んぼダムへの取組等を通して、農業自体が重要な環境産業そのものであり、ＳＤＧｓ時代の多面的機能を発揮する農業・農村の在り方として、国土における農地・農村の保全そのものに結びついていくということ、つまり、農業そのものが改めて見直されるという、その二次的な事業効果にも大きな期待を寄せているところでございます。

熊本県の農林水産部を中心とされた、今後の田んぼダムへの取組に大きく期待をし、また、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　流域全体で取り組む治水対策ということで認識をしているということで、考えを述べていただきました。また、取組にも期待されているということで理解したところでございます。今後、実証実験をもとに検証されるといろいろ見えてくるものがあると思いますが、私的な意見でありますけれども、広域的な取組につきましては、有効な治水対策であると私も思っているところでございます。

水稲栽培そのものにはメリットがないと言われていますが、この取組を継続していくには、治水対策をはじめ、水田の維持管理や地域の活性化などにつなげる仕組みづくりが大切だろうと思っております、また必要であると思っております。県は、今後、地元説明会を計画されると思いますが、農家の方々の協力なくては成し得ません。多くの水田耕作者に参加してもらい、丁寧な説明をしていただきたいと思っております。また、市当局も、農家の方々に助言などをしていただきたいとお願いしておきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、地下浸透型ますの設置についてお尋ねいたします。

雨水浸透型ますの設置につきましても、災害に負けないまちづくりの、「緑の流域治水」に関する本市の基本的な考え方の中で、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて１つの流域として捉え、雨水浸透ますの設置など、地域の特性に応じた対策に総合的に取り組みます、と述べてあります。大雨の場合、排水路などの局地的な増水を防止する、効果的な治水対策であるとのことでございます。その地下浸透ますの概要についてお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私からお答えいたします。

最初に、地下浸透ますにつきましては、復興計画素案の、「緑の流域治水」に関する基本的な考え方の１つの手法で示すとともに、球磨川流域治水プロジェクトに係る集水区域の取組項目のハード対策の一環として、雨水浸透施設の整備を検討しているところでございます。雨水浸透施設には、点あるいは線的に浸透させる方法でございまして、議員御質問の地下浸透ますや道路の浸透ます、浸透側溝がございます。また、面的に浸透させる方法といたしまして、道路の歩道部分の透水性舗装がございます。地下浸透ますの概要でございますけれども、降雨によって生じた宅地等の雨水を浸透ますにて集水し、直接地下に浸透させる施設でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　降った雨を集水ますに集めて、直接地下に浸透させる施設で、その浸透ますには、道路や側溝の浸透ますと歩道部分の透水性舗装もあるということでございました。この歩道については、ちょっと目の粗い舗装だろうと想像しているんですけれども、これも１つの浸透ますということで、今説明いただきましたけれども、地下浸透ますの特徴と効果などについてお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　それではお答えいたします。

地下浸透ますの特徴でございますが、一般的な集水ますとの違いというところでお答えをいたします。一般的な集水ますは、コンクリート製あるいはプラスチック製のものが大部分を占めております。双方とも、集水した雨水を直接側溝や水路に流す施設でございます。地

下浸透ますは、コンクリート製及び合成樹脂製があり、施設本体の側面や底面に透水させるため開けられた穴で、直接地盤に雨水を排水する構造となります。また、ますの周辺を砕石等で充填し、効果的に浸透するような構造ともなっております。

なお、大量の雨水の流入や目詰まりによる透水機能に支障が出た場合に備え、一般の集水ますと同様に、直接排水するよう排水管も必要となります。

次に、効果でございますが、コンクリートやアスファルトで覆われた都市化の進んだ市街地では保水能力の低下が予想され、河川の氾濫による浸水被害の増大も予想されます。地下浸透ますの効果といたしましては、雨水を地下に浸透させることで、側溝水路そして河川への雨水流量を抑制し、浸水被害の軽減が期待できるものでございます。

また、健全な水環境の観点から、地下水の涵養や保全、水質改善等の環境面からの効果も期待されるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　浸透型ますについては、簡単に言えば、地下にどんどん染みこむように底が抜けたますというふうなイメージでよろしいんですかね。中には、いっぱい穴が空いたますもあるということですけれども、そういうますをつけることで、さっき言われたように効果があるということでございます。側溝や排水路、あるいは河川への雨水の流れ込みを抑え、水害の防止や被害の軽減が期待できることと、また、水環境の観点からも効果が期待されるということでございました。地下浸透ますの設置について、人吉市でいえばどういう地域を想定されているのかお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　ではお答えいたします。

地下浸透ますは、都市化が進んだ市街地に設置することによりまして、浸水被害の軽減等、ある一定の効果が発揮されるものと思われます。したがいまして、人吉市の場合は、都市計画区域内の市街化された中心部や、今回の球磨川の氾濫により浸水した区域を設置する箇所として想定しているところでございます。

そして、流域治水の観点から、球磨川流域全体で雨水を浸透させ、河川へ流出量を低減する取組も必要でございますので、段階的に市内全域へ区域を広げることも想定をしているところでございます。また、設置する箇所の土質・地盤によっては、浸透せず、十分な効果を発揮されない場合も考えられますので、設置する箇所・区域を含めた調査研究も必要となると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　都市計画区域内の市街地化された中心部や、今回の災害で浸水した区域なども設置場所として想定しているということでございました。また、段階的に市内全域

へ広げることも想定しているということでございました。また、土質や、傾斜地だろうと思うんですけど、そういうところの設置についても、いろいろ地質調査とか必要になるということで理解をしたところでございます。

市内では、現在、被災された住宅の店舗等の改修あるいは新築工事などを、復興に向けて確実に進んでおります。雨水浸透ますの早急な設置促進が必要ではないかと思っております。雨水浸透ますは、個別住宅で分散して設置することができます。これを、広範囲に多くの場所に設置することで、その効果も発揮できると思っております。この雨水浸透ますの設置について、助成金の補助制度が整備されている自治体もあるようです。本市も、助成金の補助制度を創設して取り組むことはできないか、また、設置後の維持管理など課題についてお尋ねいたします。

○建設部長（瀬上雅暁君）　お答えいたします。

ほかの市町村の地下浸透ます事業は、個人で雨水浸透施設を設置するものに対して、費用の一部を助成する事業となっております。本市の場合も、この事業を推進するということになりますと、有利な国庫補助制度を活用しまして市の持ち出しを少なくするようにしたいと考えているところでございます。また、設置に係る費用の負担割合は、他の市町村を参考にしながら検討をしてまいりたいと思います。

地下浸透ますは、設置する者、すなわち設置者個人の所有となり、維持管理も設置者で行っていただくということになります。設置当初は十分な機能が発揮できると思われますが、年数の経過とともに、ごみや土砂等の堆積により浸透機能が低下するものと思われます。設置する場合は、点検・清掃が容易にできる構造を念頭に置きまして、併せて定期的な点検・清掃など適切な維持管理が重要となってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　ありがとうございました。この地下浸透型ますは、都市型のまちづくりで研究されたものと聞いております。ゲリラ豪雨のときにマンホールから水が噴き出したりするときなどを防止するためにいろいろ研究されたと、いろいろな文献には載っておるようでございます。繰り返しになりますが、局地的な大雨のとき、浸水被害の抑制や自然環境の保全・回復など、水環境の保全に効果が期待できるということでありましたので、設置促進と助成金制度の設置に向けた検討を、ぜひ、お願いしておきたいと思います。これも、できれば早い時期にできればいいと思っております。よろしくお願いいたします。特に市街地化された地域では、田畑や緑地が果たしてきた、雨水を地下に浸透させるという役割の回復にもつながると思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に、２項目め、市民の声からです。小学校の社会体育についてお尋ねいたします。

平成31年４月から、小学校の運動部活動を、民間のスポーツクラブや地域の人材の指導に

よる社会体育へ移行する方向性が示され、本市では、試行期間を設けて社会体育に取り組んで来られたことは認識しているところでございますが、昨年の活動についてはコロナ禍と災害の影響が大きかったと思いますが、小学校社会体育の活動状況についてお尋ねいたします。また、市内の民間クラブチーム数と人数、そして体育協会の指導されている方が何名おられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうからお答えいたします。

令和２年度の小学校社会体育の実施状況につきましては、当初、令和２年６月から令和３年２月末までの活動予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症感染防止や、令和２年７月豪雨災害の影響により避難所となった小学校体育館の利用ができない時期がありましたことから、令和２年10月から活動を開始したところでございます。その後、令和３年１月13日に、熊本県独自の緊急事態宣言が発令されたことを受けまして、令和３年１月14日から２月８日までの期間は活動を中止としたところでございます。このような状況の中、令和２年度に登録のあった人数は78人でございます。これを昨年度と比較しますと、７名の減となっております。

次に、市内の民間クラブチームの概略でございますが、現時点で市が把握しているチーム数は、11競技の14クラブでございます。

次に、ＮＰＯ法人人吉市体育協会の指導員の数につきましては、館長を含めまして12名でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　令和２年度の登録者数78名ということで、前年より７名ほど減少しているということです。生徒数の減少でやむを得ないところかなと感じたところでございます。民間のスポーツクラブや人吉市体育協会の方々に御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

次に、中学校の部活動の現況についてお尋ねいたします。

平成30年４月に、中学校における運動部活動の指針が新たに作成され、本市でも、郡市で協議されて見直されてきたところでございます。改正点は、１週間の活動は５日以内、休養日を２日以上とすること、早朝練習はしないことなど指針が示され、議会にも報告があったところでございます。

本市中学校の部活動の種目と、現在の活動状況についてお尋ねします。また、郡市初の中学校野球クラブが、今春に発足するとの報道があっております。熊本県軟式野球連盟球磨郡支部に登録されるとのことであります。中学校野球クラブが発足することを、教育委員会は認識されているのか。また、学校部活動とクラブチームで部員数不足が生じてくるのではな

いかと思っております。どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　議員の皆様、おはようございます。御質問にお答えいたします。

現在、本市中学校における部活動の種目につきましては、野球、サッカー、ソフトテニス、バレーボール、バスケットボール、柔道、剣道、陸上、吹奏楽、美術などの多くの部が設置されております。各学校では、人吉市立中学校における運動部活動の指針に則り、勉学に支障がないよう配慮しながら活動し、対外試合や競技会等への参加を教育活動の一環として実施しております。また、今、議員のほうから問いがありましたように、球磨郡に野球のクラブチームが新しく発足されることについては、教育委員会としても認識はしております。

仮に少人数になってしまったため、単一中学校では参加に必要なチームが編成できなかったり、大会に参加できない運動部に対しましては、生徒の大会参加の機会を与えるため、複数校合同チームでの参加が認められており、学級や学年を離れた集団の中で、共通の目標に向かって互いに協力し合い、生徒の協調性であったり、連帯感などを育成するための救済措置が設けられているところでございます。

中学校での部活動は、希望する生徒によって、生徒の能力、適性、興味、関心等に応じつつ、自主性を尊重して展開される活動であります。教育的意義が高いとはいえ、その参加につきましては強制されるものではなく、生徒の希望によるものであると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　部活動やクラブの入部については、生徒の希望によるものということで答弁いただきました。また、部員数が少数のためチームが編成できない運動部については、複数校の合同チームでの参加が認められているということで答弁いただきました。全国的な問題でもあると思いますけれども、学童や生徒の減少により、人吉球磨でも学童部や中学部活動の部員数の確保が課題になっていることもお聞きしているところでございます。また、部員数減少が引き金となって中体連がなくなるのではないかとか、中学校も社会体育に移行されるのではないかなど、尋ねられたところでございます。また、部活動の入部について、非常に悩んでおられるようでもございました。

そこで、中学校部活動の社会体育移行の動向についてお尋ねします。また、民間が組織するものも含めて、中学生を対象としたクラブチームはどのようなクラブがあるのか、そして部活動とクラブチームの入部について悩んでいる生徒がおられることなど認識されているのか、お尋ねいたします。そして、生徒数の減少に伴い、部活動の見直しなど考えられるのではないかと思っておりますけれども、お考えをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

まず、中学校部活動の社会体育移行の動向につきましてでございますが、昨年９月、文部科学省は、学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革の第一歩として、学校と地域が協働・

融合した部活動の具体的な実施方法とスケジュールを示しております。その背景としまして、部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場ではありますが、一方で、教職員の休日を含めた長時間勤務の要因や、指導経験のない教職員にとっては過大な負担であるとともに、生徒にとっては、逆に望ましい部活動環境ではない場合が生じていることなどから、持続可能な部活動と教職員の負担軽減の、両方を実現できる改革が必要とされております。

改革の方向性といたしましては、休日に教職員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築、部活動の指導を希望する教職員が、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みの構築、生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備する、となっております。

具体的には、１つ目としまして、地域人材の確保等、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行、２つ目としまして、地域の実情を踏まえ、他校との合同部活動の推進等が示されております。議員の御質問の中に、保護者の中には、小学校部活動社会体育移行と同様に、中学校部活動も移行するのではないかと心配される声があるとのことですが、国の動向といたしましては、中学校部活動改革につきましては、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行となっておりますことから、教育委員会といたしましては、将来的に社会体育移行ということになるかもしれませんけれども、現段階では小学校部活動の社会体育移行とは違うものであると捉えております。

２つ目に、野球以外の中学生を対象としたクラブチームにつきましては、現時点で市が把握している教室、クラブの状況をお答えいたします。

バレーボール、合気道、日本拳法、卓球、バウンドテニス、エアロビックダンス、ビーチボールバレー、硬式テニス、ハンドボール、バドミントン、トランポリン、カヌー、レクレーションクラブが、それぞれ１教室、空手道とダンスが、それぞれ２教室の計17のクラブや教室がございます。

３つ目に、野球やサッカーをはじめ、全国的にクラブチームが多数存在している中、部活動とクラブチームのどちらに加入するかの選択につきましては、それぞれメリット・デメリット等を熟慮され、本人や保護者の意思により決定されるものであると理解しております。

こういった昨今の国内のスポーツ情勢を考えますと、英断を下すことに悩んでおられる御家庭があることも十分認識しておりますし、事実であると思っておるところでございます。ただ、公教育の中での部活動の果たす意義等を踏まえ、生徒や保護者への積極的な情報の提供等を行ってまいりたいと考えております。

生徒の減少に伴い、現存の部においてチーム編成が厳しい状況のある部があることは把握しております。部活動の見直しにつきましては、それぞれの学校の現状を鑑み、在籍している生徒や保護者の思いを大切にしながら、慎重に協議を進めていかなければならないことだ

と認識しております。

少し長くなりましたが、以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　ありがとうございました。一度に多くの質問をして申し訳なかったと思っておるんですけれども、部活動につきましては、生徒や保護者の思いを大切にしながら対応されているということです。また、中学校部活動改革につきましては、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行ということで理解したところでございます。

次に入りますけれども、今後の部活動の在り方について、学校間とどのような話し合いをされているのか、また、民間との連携はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。そして、教育委員会としての今後の方向性をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　それでは、お答えいたします。

まず、学校間との話し合いにつきましての御質問でございますが、部活動が、生徒にとって自主性を尊重した適正で魅力ある部活動が展開されますように、市内中学校の校長先生方と現状と課題を共有しながら進めているところでございます。部活動は、先ほども申し上げましたが、学校教育活動の一環として、校長を中心とした責任体制のもと、行われるものでございますし、他校との合同チームの編成や部の創設あるいは既存部の廃止等は、学校が判断する事項となりますが、教育委員会といたしましても積極的な情報の提供や助言等を行っているところでございます。

今後の部活動の在り方や民間との連携についての考え方でございますが、２回目の御質問で――通しますと３回目になりますが、お答えいたしましたとおり、文部科学省から、昨年９月に、学校と地域が協働融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールが示されたところでございます。この中で、令和５年度、何度も出てきておりますが、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を進めていく方向性が示されました。

部活動指導におきましても、休日の指導者として地域の人材を活用していくということでございます。人材確保には厳しい現状もございますが、今後、学校と協力しながら進めていく必要があると考えております。

次に、今後の方向性でございますが、教育委員会の考え方としましては、部活動は学校教育活動の一環として位置づけられているものであり、生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、学年を超えた交流や生徒同士あるいは教職員と生徒等の人間関係の構築、心身の健全育成、活動を通した自己肯定感の高揚と、教育的意義がとても高い活動であると考えております。確かに、少子化やほかのスポーツクラブへの加入など、部活動運営については課題もございますが、学校とともに、生徒にとって適正で魅力ある部活動が展開できるよう、併せて教職員の働き方改革とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　11番。犬童利夫議員。

○11番（犬童利夫君）　いろいろな課題解決に向けて、情報の共有や協力体制が大切であると思ったところでございます。

さきの県中学校バスケットボール選手権大会で、人吉一中男子が初優勝され、また郡市で行われた秋丸旗中学校野球大会でも人吉一中が優勝されたことが報道されました。誠におめでとうございます。大変喜ばしいことであったと思います。例年なら、バスケットボールチームは全九州春期選手権大会出場というところであったようですけれども、今回は新型コロナウイルスの影響で中止ということで残念でありますが、中体連大会でも優勝を目指して頑張っていただきたいと思っているところでもございます。

将来を担う子供たちは、本市にとって宝であります、日本の宝でもあります。私もできることで子供たちと交わり、応援をしていきたいと思っているところでございます。今後の部活動の運営や将来の休日部活動の在り方や地域の人材確保など、課題もあると答弁いただきましたけれども、生徒にとって魅力ある部活動ができるよう、さらなる御尽力をよろしくお願いしたいと思います。

答弁ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時47分　休憩

午前11時02分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）（登壇）　皆さん、こんにちは。５番議員、西洋子です。

今回の通告は、遊水地について、新型コロナウイルスワクチン接種についての２点です。議長の許可をいただいていますので、順番を入れ替えて、新型コロナウイルスワクチン接種についてのほうから始めさせていただきます。

集団免疫を目的に、ワクチン接種が始まりますが、本市の接種対象者の総数と内訳、それから接種率については、どれぐらいの接種率で、どれくらいの効果があるというのはまだ不明とされておりますが、一応、国のほうでは70％という数字を目標にされているという報道があっております。本市の接種率の見込みですけれども、どのくらいを見込まれているのか、また、その根拠についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　議員の皆様、おはようございます。それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回のコロナウイルスワクチンの接種対象者数でございますが、先日、医療従事者につきましては、国が示した算定によりますと約1,000人、医療従事者を含みます対象となる市民の方は、令和３年１月末現在でございますけれども、65歳以上が１万1,630人、16歳から64歳までが１万5,790人となっておりまして、総数で約２万7,400人でございます。

全体の接種率でございますけれども、ただいま議員のほうから御紹介がございました70％という数字がございますけれども、本市で行っておりますインフルエンザの予防接種等の接種率などから見込みますと、同じく約70％程度ではないかと見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　住民登録が基本になると思いますけれども、まず市民が接種できる指定の医療機関というのは人吉市内の医療機関のみでしょうか。昨日、豊永議員のほうが、住民票は人吉市にあって、居住地はよそであるというときに、居住地のほうで受けられるということが答弁されておりましたが、住民登録も人吉市、住んでいるのも人吉市、けれどもかかりつけは市外という場合にはどういうふうになるのでしょうか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今回の新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、現在、市内の31か所の医療機関へ受託機関として接種をお願いすることとなっております。かかりつけ医が市外の医療機関の場合でも、基本的には市内の医療機関から選んでいただき、受けていただくことを考えております。しかしながら、基礎疾患を持つ方が、主治医のもとで接種することはできるとされておりますので、主治医に御相談の上、市外の医療機関でも接種できるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　基礎疾患なり何なりを持たれているのでかかりつけのお医者様がいらっしゃると思いますし、65歳以上となると、ほとんどの方が該当されるのではないかと思います。また、副反応のことを考えても、かかりつけのところで受けられるというのが一番理想的なのかなとも思っております。

それでは、今月末が接種希望調書の返信の締切日になっておりますが、希望しないという明確な考えをお持ちではなく、迷っているうちに締切日が過ぎてしまった、それとうっかりしてしまったということで出されていない方も出てくるのではないかと思います。これをカバーするということで、勧奨等はなされないのかということをお伺いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今回のコロナワクチンの予防接種につきましては強制ではございませんけれども、返信期

限後の回答や連絡につきましても、情報は医療機関へ還元する予定としております。また、希望の有無にかかわらず、全対象者に接種券を送付いたしますが、その際、添付資料といたしまして、接種に関する情報等や勧奨する内容等を同封し、御理解を進める予定としております。

また、民生委員・児童委員、くらし見守り相談員、介護事業関係者などから、希望調査票の返信のお勧めや、接種券をお送りした後、「申し込みをされましたか」など、言葉でできるだけお声かけをしていただくようにお願いしていく予定としております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　相談窓口への電話相談などが、多分たくさんあるかと思います。電話でのやりとりというのは大変分かりづらいというんですか、そして、分かっていなくても、つい、分かりましたと言ってしまうものでございますので、その辺、お年寄りになったつもりで電話の回答はしていただければと思います。

希望調査が締め切られた後でも接種は可能ということをお伺いしました。国がワクチン接種の期限を一応決めてありますけど、ワクチン接種期限後の接種というのは有料となりますでしょうか、お尋ねします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

ワクチン接種の期間につきましては、今、議員からも御紹介がありましたとおり、令和４年２月28日が接種終了期限とされております。終了期限後のワクチン接種につきましては、現時点では何も国のほうから示されていないため、不明なところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　ワクチン接種に対しては、分からないことがまだまだいっぱいだと思いますが。ワクチンの配付のことなんですが、ワクチンは各自治体へ県のほうから配付をされると聞いております。近隣町村には医療機関がないところ、また少ないところがありますけれども、ないところのワクチンを、人吉市が預かるということはありますか。また、球磨郡のほかの町村の接種方法について、簡単に状況を教えてください。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

まずは、ワクチンを医療機関へお届けする流れを御説明したいと思います。最初に、人吉球磨の市町村は、医療機関へ希望者の名簿を提出いたします。次に、提出された名簿をもとに、医療機関で必要となるワクチンの数量をシステムに入力していただきます。入力された数量のワクチンを、市内の医療機関に対しましては、市から届けることになっております。このような流れでございまして、原則、近隣町村のワクチンを預かることはございませんけれども、医療機関のない町村に割り当てられる予定のワクチンにつきましては、本市の割当

量に追加もできるように、県へ相談をしてまいりたいと存じます。

また、球磨郡内の町村の接種方法でございますが、球磨村、山江村、相良村、五木村は個別接種で行うとのことでございます。錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村は、集団接種を中心に、一部基礎疾患のある方や集団接種会場での接種が困難な方につきましては個別接種で対応するとのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　ちょっと、今のところを整理させてください。各市町村から必要な数を出しますよね。そうすると、医療機関から来るわけですね、何本うちでは必要ですと、その入力された数量のワクチンを、人吉市内の医療機関に対しましては、ということですけれども、それは人吉市が届けるとなっているんですが、これは、他市町村の方の分も入っているということですよね。それと、施設入居者の方は施設でということですが、施設入居されている方も、人吉市にあれば人吉市の分ということですよね。数が足りるか、足りないかと言われている中で、これは大変心配なことだと思いますし、驚くのは、近隣市町村内で融通を利かせることができない。今から県に相談ということですが、これはもう、県が先にそういうところはきちんとやっていただくべきものだと私は思います。県庁の職員さんは「無村医」という言葉を御存じないのかと疑いたくなります。そういうことで、保健センターとか医療機関の御負担というのは本当に大変なものだと思いますが、よろしくお願いいたしますとしか言いようがございません。どうぞよろしくお願いいたします。

それと、予防接種を受けようか、受けまいかと迷っていらっしゃる方の中には、予防接種をして何かあったらどうしようと考えていらっしゃる方がほとんどだと思います。予防接種健康被害救済制度のことについて、説明をお願いいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

今回の予防接種につきましては、予防接種法による接種として行われることになっております。そのため、同法で規定されております、接種実施において発生した健康被害への救済制度についても適用され、接種の実施主体である各自治体は、厚生労働大臣が健康被害に該当すると認めた者について救済給付を行います。なお、救済給付に係る費用につきましては、国が負担することになっております。

接種を受けられる皆様への救済制度の周知につきましては、希望調査や接種券などの送付時に同封します説明文等のチラシへ記載を行うとともに、市ホームページや地域の民生委員等の説明などで周知を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　こういう制度が使われる必要がないというのが一番でありますけれど

も、もし、こういうことが出た場合には、迅速な対応をお願いしたいと思います。

また、まだ、何もかもがよく分からないという中での接種なんですけれども、65歳以下の方に対しては、まだ個別接種か集団接種かということも不明ということでございますが、高校生等は、ふだん集団でいるわけですから、学校を休んで医療機関に行かなければいけないとかそういうことが問題が出てくるかと思います。できれば、高校生は学校での集団接種という方向で検討していただき、また、若い方たちにはお仕事を休みにくい方がいらっしゃると思いますので、事業所への働きかけも、市のほうでやっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次、遊水地についての質問を始めさせていただきます。

いよいよ、遊水地の候補地の場所が具体的に示されました。この遊水地の候補地として上げられた場所とその理由、そして、この時期に発表があったことに対して、時期は適正であったのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

球磨川は急流河川であり、人吉区間及び上流部の盆地においても河床勾配が急であることから、できるだけ河床勾配が緩やかで、洪水調節容量を効果的に確保できる場所に遊水地を計画した、と県から説明があっております。１月26日に開催された第３回球磨川流域治水協議会により、人吉市街部及び中流部で効果を発揮させられるような遊水地群のエリアが示され、その後、２月に入って、人吉市域では中神町大柿地区と中神町城本地区が、この遊水地の整備候補地となった旨の説明を受けたところでございます。

人吉市街部で安全に水を流すためには、人吉市街部より上流に遊水地が必要ですし、人吉地区において大柿地区及び中神城本地区を遊水地とする計画は、人吉地区より下流の地域へ安全に水を流すために必要で、今回の遊水地の計画は、下流域の安全度を高めるための方策となるということでございます。

遊水地の決定や発表の時期が遅すぎたのでは、という御指摘でございますが、発災後、国・県、流域自治体と一体となり審議してまいりました球磨川水系緊急治水対策プロジェクトが、１月末に取りまとめられましたので、その後、速やかに国・県、市と協議して、地元町内の皆様にお示しをさせていただいたところでございます。

流域治水という新たな取組の中で、本市は、上流に治水対策をお願いする治水上の受益地でもあり、下流に対する対策が求められる立場にもあります。２地区とも、長年の居住の場であり、優良農地であることから、非常に心苦しい思いは否めませんが、流域の治水安全度の向上に鑑み、引き続き、候補地の住民の皆様へ御理解を求めてまいりたいと考えておりますし、この２地区の新たな復興まちづくりにも取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　あの場所が選ばれた理由、それは理解いたしました。発表の時期に対しては、今のが精いっぱいの答弁だったのかなと思います。誰しもが、何で今頃という疑問を通り越して、何で今頃や、と怒っております。大抵の方の心の中にはそれがあると私は思っておりますし、それが人吉市民だと思います。

市長、「永遠の居住の場である」とおっしゃいました、そうなんです、永遠の居住の場なんです。でも、そこを離れてでも、安全な暮らしがほしいと、それを選ばれたからこそ、大柿地区の皆様は集団移転を希望されたのではないかと思います。発災後から、皆さん、本当に毎日のように集まられ、住民がバラバラにならないように、孤立しないように努力を重ねてこられました。その中での集団移転の希望でした。そんな中で、示されたのは移転年数や個人の負担が多いと、断念せざるを得ない方向性しか示されなかったんです。遊水地が必要なことは分かりきっていたでしょう。ダムによらない治水、その時点から分かっていたはずですよ。頭の中にあったはずなんですよ。なぜ、国や県が言うまで黙っているんですか。たまったもんじゃありませんよ、こんなことになったところの人たちは。どうして市がそのときに、集団移転と遊水地を結びつけて、強く上に言えなかったのか。とても残念に思います。そのことについて、お尋ねをいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　議員の皆様、こんにちは。御質問にお答えいたします。

大柿地区の集団移転につきましては、発災後、大柿地区の住民の約９割の皆様が、地区の背後にある高台へなら集団での移転を望まれているという話が伝えられまして、意見交換の場を設定するなど、市としましても、集団移転についてどのような支援ができるのか、検討させていただいたところでございます。集団移転を検討する中で、国・県の情報提供等もいただきながら、防災集団移転促進事業という国の制度に沿った東日本大震災時の事例等を交えて、大柿地区の皆様にお示しをしたところでございます。

集団移転する場合には、現在の大柿地区を危険区域に指定することや、換地の考え方、希望されている移転先については、道路や住宅用地の造成などに一定の期間が必要なこと等を御説明させていただいたところでございます。地区全体での意見交換を、こちらは避難所であった中原小学校で２回、その後も代表の皆様との協議もその後数回行う中で、断念をされた計画でございましたが、現在も一時避難所の件など、様々な協議を継続しているところでございます。集団移転の協議中は、移転後の跡地をどう利用するかという活用方法で遊水地という話は出てまいりましたが、遊水地にもできるということが話題になっただけで、それ自体が議論されたわけではなく、跡地利用の活用事例の中で提示したものと存じます。

今回の遊水地の候補地としての計画は、球磨川流域治水協議会の議論の中で治水安全度を高める対策として示された、遊水地を流域全体で600万立米整備したいという議論の後に示されたものであり、大柿地区の集団移転を検討している際には、大柿地区を遊水地の候補地として具体化はしていなかったということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　一定の期間がかかる、５年ほどかかるという説明だったと思いますが、今度も一緒ですよね、それとも何か裏技でもあるんですか、五、六年かかるんですよね、期間はかかるんだと思いますけど。それと、遊水地のことは、話題になっただけでそれ自体が議論されなかった、当たり前じゃないですか。こんなことを議論するのは行政の仕事でしょう。皆さんは、ただ、ただ安心が欲しかったんです、安全が欲しかったんです。あの状況の中で、跡地の利用なんか考えられますか。とても残念です。候補地に挙がった地区の皆さんは、この８か月間何だったんでしょう。思い、悩まれて、それでも前を向いて進んでこられた８か月だったと思います。何だったんですかね。

それでは、先ほど、中神地区両岸の遊水地は下流への治水が大きいと、そのためのものだという説明をいただきました。それでは、市街地に有効な場所は想定されていますか。そのことをお尋ねします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

国の検証委員会で今次洪水を検証した結果、これまで検討してきた治水対策では一定の効果はあるものの、浸水被害を全て防ぐことができないことが確認されております。このため、球磨川の治水対策については、河川管理者による河川での対策に加えて、集水域から氾濫域にわたり、総合的に実施されるもので、遊水地は河川区域で行われる治水対策ということになります。球磨川流域治水協議会において、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトとして計画された遊水地については、エリアが示されただけで、人吉市街地に有効な場所については、河川管理者の最高の知見によって、本市にとって治水効果上、最も適切な箇所が提示されるものと認識をしております。具体的な位置や内容については、市街地より上流部ということだけは確証を得ておりますが、まだ公表がされていないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　私、想定していらっしゃいますかと聞きました。公表されていないのは、私も知っております。国交省の計画としてはダムありきだと思うんですけれども、両地区の方はおっしゃっていました、「ダムを造るのに何で遊水地まで必要なのか」、「本当に必要なのか」と、そういうふうな住民の方のお気持ちございます。また、今の答弁のように歯切れの悪い答弁、そういう雰囲気を抱えたままでの先日の住民説明会だったと私は思います。住民説明会の在り方についてお尋ねいたします。

皆さん、寝耳に水だとおっしゃっていました。８か月です、当たり前です。国のほうから遊水地案が市にはっきりと示されたのは、いつでしょうか。それから、配付の資料と説明会の内容は、事前にチェックされて把握されていたのでしょうか。参加された方もおっしゃっ

ていましたけど、何の説明会か分かりませんでした。そして、今後、市はこのことについてどのように関わっていかれるのでしょうか。単に国交省の窓口ですか、連絡係ですか、どのように関わっていかれるのかをお尋ねします。

それと、こういったことは、言った、言わない、聞いた、聞かないというのがあります。議事録は当然作成していらっしゃると思いますが、その辺はどうでしょうか。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

国からの遊水地案は、１月26日の第３回球磨川流域治水協議会で、遊水地の配置エリア計画が示されました。また、人吉地区の遊水地の候補地が大柿地区及び中神城本地区であると示されたのは、２月中旬でございました。

今回の説明会は、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトの中で取り組む遊水地の候補地の１つとして、大柿地区及び中神城本地区に計画したいとの説明を受けましたので、まずは地域住民の皆様に、国からいち早く御説明したいとのことから、国・県と協議をして開催したものでございます。特に、大柿地区、中神城本地区ともに、農地の復旧や住宅のリフォーム等が進んでおり、計画の存在をしっかりとお伝えする必要がございました。開催趣旨としましては、国が計画をしている遊水地の候補地である大柿地区、中神城本地区の地域の皆様に、遊水地の計画があることをお知らせするとともに、より具体的な計画を示すために、土地の所有者や候補地の地盤などの調査に入らせていただくことをお願いするためのものでございました。

今回の説明会の開催前には、国・県・市と、説明内容及び進行等について慎重に協議をし、準備をさせていただいたところでございます。今回の説明会は、遊水地の計画について初めての提示でもあり、住民の皆様に戸惑い等を生じさせてしまったことを深く反省をし、今後さらに丁寧に説明を行ってまいりたいと考えております。

今後、遊水地計画が進行していく場合には、国・県、流域市町村と連携をしながら進めていくことになりますし、地域住民の皆様とも対話を重ねながら進めてまいりたいと存じます。会議に際しましては、地域住民の皆様の貴重な御意見でございますので、会議の記録は残してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　遊水地候補地の１つとして、ということですけれども、600万立米のうちの約４分の１に近いものを大柿・中神地区でされるということですね。これ、県の計画では、10年を一応目安としていらっしゃるということですけれども、今から調査して、同意をとって、代替地を造成して移っていただいて、10年で間に合いますかね。ましてや、できなかったときのことはどうなるんでしょうかという疑問も残ります。

そして、そうなんですよ、リフォームが進んでいるんですよ、終わったところもあるんで

す。だから、当然質問が出ますよね、「リフォームをしています、このまま続けていいですか。」「リフォームをする準備ができました。業者に発注していいですか。その場合、かかる費用は補償していただけますか。」こういう質問に対しての答えが、「何も分かっていませんので補償のことは答えられません。」補償課長さんは、何しにお見えになったんだと。今から調査ということですけど、できても、できなくても、あの地域の皆さん、８か月前に戻られたんですよ。だって、リフォームしていいかどうか分からない。リフォームはしてくださいとおっしゃいました。生活再建が第一です。でも、してください、補償してもらえますか、その返事がなかったらどうするんですか。リフォームできますか。本当あの８か月前に、どうしよう、どうしようと悩まれて、あの日に引き戻された、そういうことだと思います。

それから、地盤の調査をするための説明会だったということですが、私の聞き漏らしがなければ、一言も最初からその話をされませんでしたので、ああいう説明会になったのかなと思います。説明内容について慎重に協議をしたということでしたけれども、資料が、検証結果の資料みたいなものでした。そして、一番知りたい遊水地の場所、Ａ３の用紙に熊本南部、八代から下が、Ａ３に収まっているんですよ、見えますか。住民が知りたいのは、自分に関係するところなんです。国や県の事情を聞いているんじゃないんですよ、住民説明会というのはですね。もちろん説明は必要ですよ、でも一番知りたいのは自分のところのことなんです。あんな資料を配っていたって誰も納得しませんし、混乱させるだけだと私は思います。今後もいろんなところで説明会等あると思いますけれども、住民が何を知りたいのかというそういう立場に立って、市は国や県の下請や孫請じゃないですよね、その辺のところは市のリーダーシップといいますか、そちらを期待していきたいと思います。

それから、私、この話を聞いたときに、単なるうわさかと思いました。いろんな方にお話を聞いて、中神城本地区での説明会には間に合いましたので、参加してよろしいですかという伺いを立てて参加させていただいたわけですけれども、こういう市民の財産に関わる、また、１つの集落がなくなるかもしれないようなことを、どうして住民説明会の前に議員にお知らせをいただけなかったのか、そのことについてお伺いいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

今回実施をしました遊水地の説明会につきましては、人吉地区での候補地の説明を初めて行う機会でありましたことから、大柿地区及び中神城本地区の地域住民の皆様、さらには地権者ということも念頭に置いて開催したものであることを御理解いただきたいと存じます。

地域住民の皆様に限定させていただいたところでございますが、地域の将来に関するものであり、議員御指摘のように地元議員にお知らせをすべきだったと反省をしております。申し訳ございませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　地域の皆様、それから地権者の方を念頭に置かれるというのはもちろんです、大事にしていただきたいと思います。ただ、やはり、さっきも言いましたように、その辺の道路の凸凹を直しますという事業じゃありませんよね、こんな大きなこと、聞かれて私たち、え、知りません、何のことですか、と。市長は市議経験者でいらっしゃいますので、その辺の気持ちは十分理解していただけると思います。地元議員へとおっしゃいましたが、できれば、地元議員ではなく、これは治水・防災に関わることだと思いますので特別委員会がございます、議員全員への周知をしていただければと思います。

いろいろ言ったんですけど、一番言いたいのは、この人吉市の、このまちの復旧・復興、治水・防災に対しては誰がリーダーなんですか。市長、お答えください。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

今回の遊水地の関係者の皆様は、議員おっしゃいますように、今日ここに至るまで、営農再開に向け準備を進められ、御自宅のリフォーム等を決意されるなど、並々ならぬ思いをされてきたものであると存じます。そのことをおもんぱかると、球磨川水系緊急治水対策プロジェクトがまとめられ、できる限り早い時期に計画について説明をすべきであると、国・県と協議を行い、今回の説明会の開催となったところでございます。また、今次水害を経験し、気候変動による水災害リスクに備えるには、これまでのように河川管理者による治水対策だけではなく、流域に関わる国・県、市町村がしっかりと連携し、地域の皆様に御理解をいただきながら治水に取り組む社会を構築する必要があると、意を強くしているところです。そして、流域治水の推進と同時に、被災者に寄り添った復興まちづくりにスピード感を持って取り組んでまいります。市長として、復興まちづくりを力強くリーダーシップを発揮し、流域全体の安全・安心を高めるための流域自治体の首長として、その責任を果たしてまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）　私たちが望んでいるのは、国や県からいただいた配布物ではありません、市長が描く青写真です。市民はそれを望んでおります。市長、今回候補地に挙げられた地区の皆様は、二度被災をされたようなものです。このことを重く受け止められて、どうぞ住民側に沿ったリーダーシップのもと、私たちを導いていただきますようにお願いいたします。

これで、遊水地についての質問終わりますけれども、最後になりました、今月末をもって退職をされる市職員の皆様、大変お疲れさまでした。令和２年度は、皆様が培ってこられたノウハウをもってしても困難な１年だったと思います。これから、まだ隠居される方はいらっしゃらないと思いますけれども、地元に帰られると思います。皆様が市役所で培われた公

助を、今度は地元の共助の力に変えて、これから逃げ地図づくりとか、マイタイムラインとかいろいろ出てくると思います。どうぞ皆様が官民連携の１つのパイプ役となって、これからも市のために御活躍をいただきますよう、御協力いただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時41分　休憩

午後１時01分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、７番、塩見寿子議員に申し上げます。会議中での拍手は議会の品位を欠くことになります。以後、慎んでいただきますよう注意をいたします。

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　次に、５番、西洋子議員から発言の申出がございましたので、これを許可します。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。西洋子議員。

○５番（西　洋子君）（登壇）　先ほどの私の一般質問の中で、「無村医」と発言しましたが、「無医村」に訂正をお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの発言訂正につきましては、許可することといたします。

○議長（西　信八郎君）　それでは、一般質問を続けます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　こんにちは。６番議員の宮原将志です。通告に従い、一般質問を行います。

今回は、まちづくり、学校教育、地域防災の３項目について質問いたします。

それでは、１項目めのまちづくり、通告書にはスーパーシティとなっておりますが、スーパーシティの後に構想が抜けておりましたので、スーパーシティ構想について質問をさせていただきます。

施政方針にもありましたが、本市は、豪雨災害からの復興を力強く推進し、具現化していくために、スーパーシティ構想の特区指定にチャレンジすると表明されました。スーパーシティとは、従来のスマートシティや近未来技術実証特区などの取組の発展系として、まるごと未来都市をつくることを目指した構想であります。基本的なコンセプトとして、１つ目に、これまでの自動走行や再生可能エネルギーなど、個別分野限定の実証実験的な取組でなく、例えば、決済の完全キャッシュレス化、行政手続のワンスオンリー化、遠隔教育や遠隔医療、

自動走行の域内フル活用など、幅広く生活全般をカバーする取組であること、２つ目に、一時的な実証実験ではなくて、2030年頃に実現され得る、「ありたき未来」の生活の先行実現に向けて、暮らしと社会に実装する取組であること、そして３つ目に、供給者や技術者目線ではなくて、住民の目線で、よりよい暮らしの実現を図るものという、この３要素を合わせ持ったものがスーパーシティであると定義されております。

また、このまるごと未来都市の実現を支えるのが、大胆な規制改革であります。遠隔教育、遠隔医療、電子通貨システムなど、ＡＩやビッグデータを効果的に活用した先進的サービスを実現しようとすると、各分野の規制改革を同時一体的に進めなければならないので、スーパーシティはまるごと規制改革都市とも言われています。このようなまるごと未来都市、まるごと規制改革都市とも言われているスーパーシティを本市でも実現するために、まずは国のスーパーシティ型国家戦略特別区域の指定に関する公募への応募に向け、取組を進めていると思います。

そこで、まず初めに、人吉市の目指す姿ともいえる人吉市版スーパーシティ構想のコンセプト、また国家戦略特区を活用し、どのような分野での取組を想定しているのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

本市のスーパーシティ構想のコンセプトでございますが、令和２年７月豪雨災害からの復興ビジョン、「～希望ある復興を目指して～球磨川と共に創る　みんなが安心して住み続けられるまち」の未来型復興を力強く推進し、具現化するための取組であると捉えております。この未来型復興の推進に当たっては、生命・財産を守り、安全・安心を確保する視点と球磨川流域の豊かな恵みを享受する視点を、車の両輪として位置づけることが重要だと考えております。その上で、地域住民が抱える様々な困りごとを解決し、災害以前よりも豊かで住みよい人吉市をつくるという視点で、スーパーシティ構想に挑戦するものでございます。

次に、本市のスーパーシティ構想で取り組む分野でございますが、国のスーパーシティ構想においては、暮らしに直結する、おおむね５分野のデジタル化に取り組むこととされているところでございます。本市におきましては、さきに述べた生命・財産を守り、安全・安心を確保するという視点から防災の分野、球磨川流域の豊かな恵みを享受するという視点から観光分野に取り組むこととし、残りの３分野につきましては、本市のスーパーシティ構想に御協力いただける企業と、地域住民が求めるデジタル化について鋭意協議を重ねているところでございます。また、スーパーシティ構想は国家戦略特区を活用することから、複数の規制改革を同時・一体的・包括的に推進することとされています。スーパーシティ構想は、2030年頃に実現される未来社会を、先行して実現することを目指すものでございますので、５分野のデジタル化を進めるに当たり、法令等の規制に直面することがございます。その各分野の規制緩和に積極的に取り組むことによって、本市の未来型復興、災害以前よりも豊か

で住みよい人吉市の実現に向けて挑戦してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　人吉市版スーパーシティ構想では、防災・観光分野に取り組み、未来型復興を目指すということでしたので、ここで、2011年からスマートシティに取り組まれている福島県会津若松市、こちらは東日本大震災で被災したところですが、こちらのデジタル復興の事例をちょっと紹介したいと思います。会津若松市では、現在、防災システムの開発が行われており、デジタル防災のテスト稼働が始まりました。その内容は、災害が起き、自治体などから避難指示が発令されると、スマートフォンに通知が届きます。すると、ＧＰＳが起動し、位置情報を取得、そして現在地から一番近い避難所までのルートを表示するという仕組みであります。地図にはハザードマップが反映されているため、洪水や土砂崩れなど危険な場所を避けたルートを提案するので、この防災システムを活用すると、観光客など地域に詳しくない人でも迅速に避難が可能になります。また、それだけではなく、自治体の防災担当などが見られる管理者画面では、それぞれの位置情報が把握できるようになっていて、安否確認の連絡ができていない人が、いる場所も見つけることができるというものであります。スーパーシティでは、こういったものが、実証実験ではなくて、実際の暮らしの中で展開されていくというようなものではないかと思っております。

それでは、次ですが、この人吉市版スーパーシティ構想を進めていく推進体制について、３点お尋ねいたします。

まず、１点目に、どのような推進体制で進めていくのか。２点目に、情報提供やマッチング支援、さらには人的支援や財政支援など、熊本県との連携は大変重要だと思っております。熊本県の復旧・復興プランの中にも、「最先端技術を活用したスマート・ビレッジの実現」とありますので、後押しはしていただけるとは思っていますが、この熊本県との連携についてはどのようになっているのか。そして、３点目が、スーパーシティを実現するための推進機関には、実務的な責任者として、都市の設計や運営全般を統括するアーキテクトを置き、そのもとで創造力、機動性のある人材を起用して推進体制を築くことが重要であるとされております。

そこで、全体の連携をリードするアーキテクトにはどのような人材を考えているのか、お尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えします。

まず、スーパーシティ構想に向けた市の推進体制については、本年１月の人事異動により、企画課に３名の専属職員を配置し、体制の強化を図ったところでございます。また、３月中に庁内プロジェクトチームを設置する方向で調整を進めており、全庁一丸となった体制で取り組むこととしております。また、熊本県との連携については、県が策定された令和２年７

月豪雨からの復旧・復興プランにおいて、実効性の確保の方策として、スーパーシティ構想の検討・実現と掲げられており、県におかれましても、本市のスーパーシティ構想にともに取り組みたいという意向でございます。

既に、県の担当課も入った打ち合わせを始めておりまして、市の事業だけではなく県の事業を構想に盛り込むことも検討中でございます。さらに、県との連携以外でも、構想策定に向けた連携事業者の公募を実施するとともに、教育期間や各種関係団体、地域住民等とも連携した取組が可能となるよう、調整を進めております。

次に、構想全体を企画するアーキテクトについてでございますが、スーパーシティ区画の設定基準の指定基準の１つとして、地域課題の設定、事業計画の作成、先端的技術の活用など、スーパーシティ構想全体を企画するアーキテクトが存在していることと定められております。本市としましては、求められている要件を満たす人物として、復興まちづくり分野で専門的な見識を持つ学識経験者を、総括アーキテクトと位置づけたいと考えております。

さらに、本市の地域課題等に精通し、防災分野やデジタルトランスフォーメーション――デジタル技術を使った刷新変革でございます、この分野における専門家をサブアーキテクトとして数名設置し、構想を確実に推進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　庁内においてはプロジェクトチームをつくって、全庁一丸で取り組むということで安心いたしました。これは復興も同じなんですけれども、うちの部は関係ないとかそういったのじゃ駄目なんですよね。やはり、このスーパーシティというのは各分野に関わってきますので、全庁一丸となって取り組んでいただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、スーパーシティ構想を進めていく上では、住民参画が大前提であり、住民の目線での地域課題の解決や利便性の向上を目指すことが重要であります。

そこで、住民の意見把握、合意形成について、どのように行っていく予定なのかお尋ねいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

議員の御認識のとおり、スーパーシティ構想において大前提となるのが住民参画でございます。市民が理想とするコミュニティーをつくっていくこと、行政のトップダウンではなく、住民合意、コンセンサスのもとに、まちづくりを実践していくことが重要な視点と認識をしております。

本市におきましては、今次災害からの復興に向けて、市民意識調査、インターネットによるアンケート、パブリックコメントの実施など、市民を中心に幅広く御意見をいただいているところでございます。また、復興まちづくり計画を策定するに当たり、２月８日から12日

にかけ、市内６校区の町内会長を対象に、校区別座談会を開催しておりますが、その場におきまして、本市のスーパーシティ構想の御説明をさせていただいたところでございます。さらに、３月の広報ひとよしに掲載し、本市のスーパーシティ構想について広く周知を図っているところでございます。

今後における住民意見の把握、合意形成につきましても、コロナ禍の影響を勘案しつつ、住民の皆様との意見交換の場を設けるなど、引き続き市民が主役のスーパーシティ構想の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　これから住民との意見交換会を開催されるということですが、中には、例えば、スマートフォンを持っていないから恩恵を受けられないとか、もう高齢だから関係ないとか、そういった方もいらっしゃると思います。スーパーシティ構想は、暮らしに不便を感じることが多いであろう高齢者の方や障害をお持ちの方の課題を解決するのも大きな目標の１つであります。ですので、こうした方々も使いやすく、対応しやすい形にしていただき、住民の方々に説明する際には丁寧な説明をよろしくお願いいたします。

それでは、この項目の最後の質問に入ります。

このスーパーシティが成功するかどうかの最大のポイントは、地元の首長のリーダーシップだと言われています。大胆な規制緩和を実現し、未来型の都市を実現するためには、市長の強い決意と計画を住民に説明し、住民の参画や合意を求める必要があります。

そこで、市長にお伺いいたします。市長のスーパーシティ構想にかける決意、そして市長が描くスーパーシティ構想の向こう側にある人吉市の未来像、また、仮に４月の公募で不採択となった場合にも、スーパーシティ構想を進めていくのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、私のスーパーシティ構想にかける決意でございますが、私自身、２期目のマニフェストとして、ひとよしスマートシティ構想の実現を掲げ、ＩＴなど最新のデジタル技術を用いて、市民の皆さんが安全・安心に暮らせるためのまちづくりを目指し、取り組んできたところです。また、第６次人吉市総合計画におきましても、産業、生活、医療、交通、社会基盤など様々な分野が抱える課題解決に向け、未来技術を分野横断的に活用し、スマートシティへの取組を推進すると定めているところでございます。

これまでの具体的な取組としましても、ハード事業では人吉市まち・ひと・しごと総合交流館くまりばを産業振興拠点として整備し、ソフト事業では、全国からＩＴエンジニア、デザイナーなどが本地域の困りごとを解決するために集まり、観光事業者の課題や農家の鳥獣被害対策などをテーマとしたハッカソンを開催し、社会実装に向けた事業などを行ってまいりました。

そのような取組の中、昨年の７月豪雨災害に見舞われ、これまでも困りごとのトップランナーだった本地域でございますが、以前から存在していた地域の困りごとが、加速度的に顕在化したところでございます。この今次災害からの復興には、起爆剤となる取組が不可欠であり、それが未来型復興を実現するためのスーパーシティ構想であると考えているところでございます。国に対しましても、私自らが先頭に立ち、市民の皆様の思いをしっかりと伝え、採択されるよう全力で取り組んでまいります。

次に、私が描くスーパーシティ構想の先の未来像でございますが、今般スーパーシティ構想に取り組む目的は、市民の皆様が安全・安心に住み続けられるまちを実現することでございまして、その先の未来像につきましても、市民ファーストで施策に取り組んでいくことに変わりはないところでございます。

施政方針においても述べさせていただきましたが、スーパーシティ構想のような取組に常に挑戦し続けることが、今次水害からの復興、そして未来へつながる復興として大いに寄与していくものと確信しているところでございます。したがいまして、仮にスーパーシティ構想に不採択となった場合にも、発災前よりも住みよい、そして市民の皆さんが幸せに暮らすことのできるまちの実現を目指し、取組を進めてまいりたいと存じます。今後につきましても、今回、市のスーパーシティ構想への挑戦にお力添えをいただく企業の皆様をはじめ、市民の皆様とともに官民一体となって未来型復興の実現に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　４月の公募に向けて、現在、今多くの自治体がスーパーシティの指定を受けるために手を挙げられていると言われております。その中で、今回は５つほどのエリアしか採択されないという、本当に高いハードルだと思っております。その激戦の中で頭１つ抜けているところは、やはり首長がリーダーシップを発揮しているところだと言われております。今、市長のスーパーシティ構想にかける決意を聞かせていただきました。今度は、この市長の思いを市民の皆様に届けていただいて、しっかりとコミットしていただきたいなと思っております。この人吉市のスーパーシティ構想は、人吉市の復興に必ずつながると思っております。市民、地域、行政、事業者が一体となってスーパーシティ構想の実現による未来型復興を目指されますことをお願いし、この質問を終わらせていただきます。

それでは、次に、二学期制の導入について質問してまいります。

今年度、小中学校では、４月８日の始業式、９日の入学式は、当初の予定どおり行われましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、４月13日から５月31日まで臨時休校となりました。さらには、令和２年７月豪雨により７月６日から12日まで休校、ほかにも台風接近のため９月２日と７日が休校となるなど、臨時休校が多い１年となりました。新型コロナウ

イルスによる長期の臨時休校に対しては、新型コロナウイルスの感染防止や保護者の不安を解消するという面ではよかったのですが、やはり学習の遅れを心配する声も多くありました。

そこで、間もなく卒業式、終業式を迎え、今年度が終わるわけですが、当初計画していた授業時数は確保できたのか、また学習の遅れはなかったのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　それでは、お答えいたします。

本年度は、今、議員から御紹介があったように、市内の小中学校におきまして、新型コロナウイルス感染症や７月の豪雨、台風接近等の影響で２か月間以上の臨時休業を行いました。夏休みや冬休みを短縮したものの、年度当初の計画どおりの授業日数を確保することはできませんでしたが、行事の重点化等により、教育課程の工夫、例えば運動会や体育大会の半日実施、もしくは文化祭の半日実施ということで授業時数の確保に取り組んできたところでございます。

文部科学省の通知によりますと、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない、とされております。各学校におきまして、限られた授業時数の中で、学習指導要領に定める内容を、効果的に指導を行ってまいりました。学びの保証とともに、児童・生徒や教職員にも過度な負担とならないような指導を行いながら、その結果、全ての学校におきまして、２学期中には当初の計画の進度に追いついたと報告を受けております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　授業の遅れはなかったということで、よかったのですが、やはり、先生方はどのように授業の遅れを取り戻そうかと工夫を凝らされたと思いますし、授業に取り組む中で、やはり大変な苦労があったと思っております。

それでは、次に、本年度は、新型コロナウイルス感染拡大や令和２年７月豪雨の影響で、臨時休校だけではなくて、通知表が年に３回から２回になっております――１回目に持って帰ってきたのは10月ぐらいだったと思いますが。そこで、今年度、通知表を渡す回数を２回とした経緯をお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

今年度は、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症感染拡大により４月13日から５月末まで臨時休業となり、授業は実質６月からとなりました。そうこうするうち、学校再開間もなく、７月には豪雨災害に見舞われ、１学期に予定していた学習内容の半分にも達しない状況でございました。

そのような中で評価をつけることがとても厳しい状況であったため、市内小中学校の校長先生方とも十分協議の上、変則ではありますが、通知表を前期と後期の２回にすることといたしました。先生方も、子供たちも、一生懸命頑張った１学期間でしたけれども、それでも

かなり日数が少なかったということで、このような対応をとらせていただきました。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　２回にした経緯は分かったのですが、今回通知表が２回になったことで、先生方の負担や残業が減ったというような話を聞いております。

そこで、通知表が２回になったことによる学校や先生方の反応はどうだったのか、また生徒や保護者についてもどのような声があったのかをお尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

市内の小中学校の先生方からは、特に、１学期末に学習の評価や通知表の作成を慌ただしくすることなく、最後まで授業に専念できたということでとてもよかったという声が多くございました。児童・生徒や保護者からの声につきましては、特別アンケート等はとりませんでしたし、特に御意見等も頂戴しなかったんですが、いろんな方にお話を聞く中では、「何かコメントが欲しかったよね」「３回がいいよね」という声も、中にはございました。しかし、多くは何もなかったということで、２回で終わろうとしております。

本年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による臨時休業と令和２年７月豪雨災害に見舞われたことで特別な１年であったということもあり、ある程度の御理解をいただいたものと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　先生方からは「とてもよかった」という声が多かったということで、このまま２回にしてもらえたらいいのにな、と思っている先生も多くいらっしゃると思います。

私は、学校の働き方改革を進めなければならないと思っておりますので、通知表を２回にすることで先生方の負担が減り、児童・生徒と関わる時間が増えるのであれば、通知表は２回でもいいと思っております。現行の三学期制で、通知表を２回にするという考えもあるかもしれませんが、それではちょっと、なかなか理解が得られないのかなと思っておりますので、通知表を２回にするのであれば、やはり学校を二学期制にする必要が出てきます。

二学期制とは読んで字のごとくですが、１年間を４月から10月を前期、10月から３月までを後期の二学期とするもので、二学期制の導入については、各市町村の教育委員会の判断でどうにでもできるということを聞いております。

そこで、お尋ねですが、県内の自治体で二学期制を導入している自治体と、そのメリット・デメリットについてどのように聞いているのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

二学期制というのは、2001年に、滋賀県栗東市の小学校で始まったということでございま

すが、この二学期制を導入しております県内の自治体につきましては、県内14市のうち、熊本市、宇城市、荒尾市、玉名市、菊池市の５市でございます。そして合志市が、本年度施行という状況でございます。

二学期制の導入によるメリットは、始業式や終業式等が減りますので行事の効率化を図ることができ、授業時数の確保ができます。また、通知表の回数が減りますので、先ほど議員のほうからも御紹介があったように、教職員の負担軽減になることなどが考えられます。デメリットとしましては、学校行事の大幅な見直しが必要になります。児童・生徒の学習面や生活面での成長の足跡を家庭に伝える手段である通知表が、２回になることもデメリットになるかなと考えております。また、評価の期間が長すぎることや、学期の区切りとなる休日が数日間しかなく、児童・生徒の切替意識が持ちにくい等も考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今、答弁いただきましたように、メリット・デメリットはあると思います。メリットがあるから二学期制に移行しているところもあるし、二学期制に移行したけれども、デメリットがあるから三学期制に戻したというところもあるというふうに聞いております。ただ、新型コロナウイルスの収束が見えない今、今後の学校運営については、新型コロナウイルスとの共存を前提に行っていく必要があり、ウィズコロナの中でも授業時数の確保が図られるようにしておかなければなりません。答弁でもありましたように、二学期制は授業時数の確保の観点から相当な効果が期待できると思います。さらに、二学期制への移行は、何度も言いますが、先生の働き方改革に対しても効果が見込めると考えております。

そこで、この学校二学期制について、導入を検討してもいいのではないかと考えますが、教育長は二学期制の導入についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　お答えいたします。

二学期制のメリットとデメリット等の情報をさらに収集し、市内小中学校の教職員の意見をはじめ、保護者の思いを大事にしながら、と同時に、子供たちの意見もしっかり聞きながら、校長会と協議をし、慎重に検討を進めていきたいと考えております。

やはり、まだ私の中には今までの流れがございますので、なかなか切替えが難しいところでございますけれども、そこ付近につきましても、情報をたくさん持つことで私の切替えもできると思いますし、それを発信してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今、教育長が、切替えが難しいということでありましたけれども、やはり新型コロナウイルスの影響で、今までの当たり前が変わってきているんですよね。学校現場でも、やはり守るべきものは守りながらも、変えるべきものは、やはり勇気を持って変

えていく必要があると思っております。教育長も言われましたけれども、児童・生徒のことを一番に考えながら、この二学期制の導入についても、これを機に真剣に検討していただきたいと思います。

次に、地域防災力の向上について、まずは消防団について聞いていきたいと思います。

消防団は、平成25年に施行された、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であると定義されているとおり、地域住民の安心・安全を守る身近な消防・防災のリーダーであると思っております。今回の令和２年７月豪雨の際にも、深夜から避難広報のために地域を巡回し、災害が発生してからは救助活動や支援物資の配布、さらには二次災害防止活動を行うなど、人命の安全確保と被害の軽減に努めました。もちろん消防団の活動は、災害時の活動だけでなく、火災時の消火活動や各種の予防啓発活動、行方不明者の捜索など、幅広い分野で地域防災の要として、また平常時においては地域に密着した活動を展開し、コミュニティーの活性化にも大きな役割を果たしております。

しかし、このように消防団の役割が拡大しているにもかかわらず、消防団を取り巻く社会環境は厳しい状況にあります。令和２年４月１日の全国の消防団員数は約81万8,000人と、２年連続で１万人以上の減少となっており、本市においても、私も現役の消防団員でありますが、どんどん団員が減ってきているなと感じるほど消防団員数の減少は喫緊の課題となっていると思います。

そこで、まず初めに、本市の基本消防団員数や各部の団員状況などの消防団の現状、また、その現状をどのように感じているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　議員の皆様、こんにちは。それでは、御質問にお答えいたします。

消防団の現状についてでございます。まず、消防団の各部定数につきましては、人吉市消防団の組織等に関する規則により、20名と各部定めておりまして、21部420名となっております。また、団長以下、幹部団員が23名、女性消防隊が15名、機能別消防団員が101名となっておりますので、合計で559名の定数ということでございます。

昨年４月１日現在の団員数が、定数を満たしている部は、21ある部のうち２つでございまして、定数を満たしていない部は、残り19部となっております。また、団員数が最も少ない部は、５部団３部の８名ということでございます。

具体的な実団員数を申し上げますと、団長以下、幹部団員が23名、各部団員が317名、女性消防隊が９名、機能別消防団員が96名の合計で445名となっております。

その現状をどのように感じているかということでございますけれども、団員数の減少につきましては、近年、特に顕著でございまして、平成30年度に500名を切っております。人口減少、少子高齢化、入団適齢者の減少など、要因は多岐にわたると思われますけれども、消防団員が減少することにより、激甚化・頻発化する災害に迅速な災害対応ができなくなるお

それがございます。組織の再編と併せまして、消防団員の負担軽減、それから事業の見直し、イメージアップ等、総合的に検討する必要があると感じております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　やはり、かなり減ってきていますね。今後、団員を確保し、消防団活動を継続するためには、やはり答弁でもありましたように、組織の再編や事業の見直し等にもしっかり向き合わなければならない時期に来ていると思っております。

それでは、次に、このように団員の減少が全国的に進んでいることもあり、消防庁は、消防団員を確保するために待遇改善に向けた検討を始め、団員に支払う報酬や出動手当の引上げを視野に、有識者会議で議論し、今夏にも対策の方向性を打ち出すと言われております。これが団員確保の有効策となるかどうかはちょっと分かりませんけれども、報酬や出動手当が引き上げられることは大変ありがたいことであります。

しかし、本市においては、そもそも報酬や出動手当は、国が定めている地方交付税単価より低い状況であります。団員の報酬になりますが、地方交付税単価は年額３万6,500円に対し、本市は２万1,500円、出動手当は地方交付税単価が１回当たり7,000円に対し、本市は、火災に出動した場合が1,500円、火災以外の災害が3,000円、訓練が1,500円となっております。これは、本市だけでなく、全国的にこのような状況にあることから、消防庁から処遇改善が求められ、年額報酬や出動手当を引き上げるよう、毎年のように通達があっております。特に、地震、風水害などの災害に関わる出動手当については、活動実績に見合うように引上げを行うようにとされております。消防団員にとっては報酬や出動手当のために活動しているわけではありませんが、消防庁が処遇改善を求めている団員報酬、出動手当の引上げについて、本市はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

報酬及び出動手当の支給額につきましては、これまでも、総務省消防庁から額の引上げなど処遇改善について通達が出されているところでございます。具体的には、標準団体規模10万人を基準とした単価を用いて算定します普通交付税に示されている報酬及び出動手当の額に引き上げるよう提言されているところでございますけれども、標準団体規模10万人に対する団員数580人とされておりまして、それを人吉市の人口規模に単純に換算しますと、人吉市の団員数は198人となります。

しかし、先ほど申し上げましたように、市の実基本団員数は349人でございますので、この交付税算入の報酬等の単価がいかに高くとも、本市におきましては実団員数が交付税算入で試算した団員数よりも多いという状況にございますので、報酬等に係る総額においては決して余裕があるというものではございません。

現状、行財政健全化計画に基づき、様々な支出の見直し・削減に取り組んでいる状況もご

ざいまして、金額の引上げにつきましては慎重に検討せざるを得ないと考えております。

本市消防団員報酬につきましては、平成16年４月から現在の報酬額となっておりますけれども、出動手当につきましては、平成27年度から、それまで対象外でありました防火広報パレードですとか消防出初め式についても支給対象としたところでございます。しかしながら、議員おっしゃるように、団員確保及び団員個人のモチベーション向上のためにも処遇改善は必要不可欠なことというふうに理解はしているところでございます。本市の財政状況、また他市の状況など、推移を見ながらしっかり判断をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　報酬については、自治体の規模や財政力といったところがありますので、引上げは難しいのかなと思いますが、災害時の出動手当については、ぜひ検討していただきたいと思っております。

私も、熊本地震のとき、そして今回の豪雨災害のときに消防団員として出動しましたが、熊本地震のときは余震が続く中で巡回し、豪雨災害のときは水位がどんどん上がってくる中で救助活動をするなど、危険を顧みず活動している消防団員の姿を多く見ました。また、家族がいる団員は、家に家族を残したまま現場に行くなど、本当に不安もあったと思っております。このように、災害時は大変危険な状況のもとで消防団活動を遂行しておりますので、災害時の出動手当の引上げについては、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは、また報酬についてですが、さらに、消防庁からの通達では、年額報酬や出動手当等は、その性格上、本人に支給されるべきものであることを踏まえ、適切に支給することと通知があっております。要は、報酬は個人に支給しなさいということですが、本市においては、団員報酬は、個人ではなく、所属する部に支給されております。

そこで、なぜ個人に支給していないのか、また、各部に支給している分が個人に行き渡っていることを確認しているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

平成27年度から、団員報酬及び出動手当につきましては、上半期と下半期の２回を、それぞれ各部の口座へ給料支払いを行っております。それまでは、各部ごとに現金にて支給しておりましたけれども、交付や受領の際に、高額な現金支給ということで事故等が発生しないよう、各部の代表口座への振込へ切り替えております。

毎年、各部から、報酬と出動手当の請求及び受領に対する各団員からの委任状を提出していただいております。支給後は、各団員の出動手当内訳等を添付し通知することで、個人への分配に活用していただくようにしているところでございます。

出動手当につきましては、各部から出動報告書を提出してもらいまして、各部の個人ごとに出動実績を入力し、集計業務を行っております。

振込先情報につきましても、現在は各部口座情報を登録しておりますけれども、これを個人に降り込む作業が出てきた場合、全団員分の口座情報を登録する必要と、支払いに関する委任状もしくは請求書を毎年提出していただく必要がございます。万が一、お一人でも書類の提出が遅れたり、口座情報等に誤りがありますと、システム上、団員への支給遅れが生じるなどの影響が考えられるところでございます。また、各団員の口座情報という個人情報の取扱いにつきましても、今まで以上の厳格な対応が求められておりますので、他自治体の取組も確認しながら慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今の答弁を聞いておりますと、事務作業が増えるから個人支給をしないというような言い訳にしか聞こえないんですが、確かに、個人支給となると事務作業も増えますし、振込手数料等も増えるかもしれません。

じゃあ、今、各部に支給していますが、団員にそれぞれ行き渡っているか確認していますか、していないですよね。個人に行き渡らず、部の運営費として使われているところもあるんじゃないかなと思っております。だから、消防庁は、報酬と運営費は性質が違うから、きちんと個人に支給してくださいといっているんですね。ですので、報酬はきちんと個人に支給していただき、運営費については、これは次の質問にも関連しますが、各部に運営費を交付すべきだと私は思っております。

それでは、次の質問ですが、最初の質問の答弁でもあったように、消防団員が年々減っており、定数割れの部がほとんどであることから、消防団の組織再編についての話がよく話題に上がり、過去の一般質問でも消防団の組織再編について質問があっております。私も、消防団員の減少を受けて、組織再編を考える時期に来ていると思いますが、消防団の運営という視点からも組織再編を考えなければならないと思っております。現在の消防団の運営は、先ほども言いましたが、団員報酬のほかに各部が管轄する町内会からの助成金で運営をしていると思います。その町内会からの助成金ですが、町内の人口が減っているので削減されたという部もあると聞いておりますし、また、今回の豪雨災害の影響で被災した町内会では、なかなか助成金が集めにくいという現状ではないかと思います。ですので、私は、組織を見直した上で、先ほども言いましたように、各部に運営費を交付すべきだと思いますが、運営費の交付についての考えはないかお尋ねいたします。また、消防団再編についても、答弁の中で、組織の再編を検討すると言われましたが、復興計画素案の中にも消防団の組織再編について記載されております。

そこで、いつ頃までに消防団の組織再編を考えているのかお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

消防団の皆様におかれましては、令和２年７月豪雨の際には、本業を持ちながらも昼夜を

分かたず、市民の生命、身体、財産を守るため献身的に活動していただきました。改めて感謝を申し上げます。

さて、今回の水害で多くの方が被災したことにより、町内会の会員数が減少し、町内組織の維持に苦慮されている町内会があることは承知をしております。また、消防団の活動に対し、町内会組織からの支援が不可欠なことも事実でございます。

議員が御提案されますように、町内会組織の負担軽減のためにも消防団各部運営費を交付することについては、その必要性は私も十分承知をするものでございますが、先ほど御質問いただきました報酬及び出動手当の引上げ同様、財政事情等も考慮しなければなりませんので慎重に検討させていただきたいと存じます。

次に、組織の再編につきましては、地域の消防・防災力の低下を招かないためにも、団員数の確保とともに、部などの再編のほか、管轄地域の見直しなど総合的に検討する必要があると考えます。消防団組織の再編につきましては、令和元年度から、消防委員会で具体的な協議が始まっていますが、新型コロナウイルスと令和２年７月豪雨の影響により、会議の開催など協議が再開できていない状況にございます。当初計画といたしましては、昨年７月上旬に各部へのアンケートを実施し、中旬から順次、各分団へのヒアリングを実施する予定でありました。また、秋頃には後援会組織へのヒアリングなどを予定しておりましたが、全て停止している状況です。

消防団につきましては、地域防災の中核として必要不可欠な存在であります。今後、早急に対応すべきものと捉えておりますので、令和３年度中には一定の方針が示せるよう取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　組織再編については、令和３年度中には方向性を示したいということでありました。組織再編については、本当、いろんな反発等もあるかもしれません。消防団や町内会、また後援会等にもきちんと話をしていただいて、組織の再編をしていただきたいと思います。

それと、消防団の存続には、やはり団員の確保が一番大切ですので、消防団とともに新入団員の確保にも努力いただきますようお願いし、次の質問に移らさせていただきます。

次に、機能別消防団における防災サポーターについて質問いたします。

本市においては、消防団活動を補完し、地域の防災力の向上を目的として、平成26年４月から防災サポーター制度が発足しております。この防災サポーターの主な活動は災害時の避難誘導でありますが、今回の豪雨災害の際、防災サポーターは出動したのか、防災サポーターを活用すべきではないか、との声がありました。もちろん見えないところで活動されていたり、サポーターの中にも被災された方がいらっしゃると思います。

そこで、お尋ねですが、現在の防災サポーターの隊員数、そして、その中で、今回の豪雨災害の際に何人の方がどのような活動を行ったのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

昨年４月１日現在で、防災サポーターにつきましては、市内８つの災害対策支部に63名で組織しております。発災当時の活動状況でございますけれども、現在取りまとめ中の部分もございまして、出動人員も全て把握できていないところでございますが、活動内容といたしましては避難所での後方支援、具体的には、会場誘導や車中泊者の調査等のほか、在宅被災者の安否確認、台風10号接近の際は市職員も不足しておりましたので、人吉高校での避難所運営も行っていただいております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　活動はされていたみたいですが、人員の把握はしていないということでしたので、人員や、誰がどのような活動をしたかなど把握していただきたいと思います。

次に、防災サポーターについては、過去の一般質問の中で防災サポーターの課題として、指揮系等を明確化しておらず連絡体制に不安があるとのことでしたので、連絡体制の見直しが求められておりました。

そこで、今回の豪雨災害の際、どのような指揮命令系統で防災サポーターに連絡を行い、どのような指示をしたのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

防災サポーターにつきましては、平成31年度から活動内容の見直しを行いまして、大規模災害に限らず、避難勧告や避難指示が発令された場合に住民の避難支援を行うことなどを追加しております。

指揮命令系統でございますけれども、団長から出動命令があった場合は、団本部から各災害対策支部の連絡責任者――防災サポーターの代表者でございますけれども――に対し、出動の一斉メール送信を行います。これを受けまして、防災サポーターの各支部の連絡責任者から支部内の各防災サポーターへ連絡を取ることになっております。

今回の令和２年７月豪雨におきましては、７月３日23時25分に東間校区・大畑校区に発令された避難勧告に関する情報のメール送信、それから７月４日５時45分、市内全域に発令された避難指示に関する避難情報及び避難所運営依頼のメール送信を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　以前は、災害対策支部から防災サポーター個人個人に連絡を取るようになっていたみたいですので、連絡体制については見直しをされておりましたが、今回の災害を受けて、その連絡が一人一人まで行き届いたのか、活動状況はどうだったのかなど検証

する必要があると思っております。

そこで、今回の豪雨災害で、新たに防災サポーターの課題が見えたと思いますが、どのような課題があり、その課題を今後の活動にどう生かしていくのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

現在、防災サポーターの活動状況を含め、令和２年７月豪雨の対応等につきましては検証を行っている段階でございます。課題といたしまして、連絡責任者への一斉連絡というふうになっておりましたが、今回のように一部キャリアで通信が途絶した場合などの対応が求められております。また、活動状況につきましては、災害対策支部長が取りまとめることとしておりましたけれども、被害調査ですとか避難所運営など、業務が非常に多岐にわたっておりまして、支部長のほうで詳細が把握できていないというのが実状でございます。

今回の検証結果を踏まえ、防災サポーターの組織体制を含め、指揮命令系統も含めて、今後検討が必要となってくると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　現在検証中ということでございますが、防災サポーターにとっても初めての大規模災害ということもあったので、様々に課題があったと思います。答弁にありましたように、防災サポーターの現場での活動指示は災害対策支部長が行うとなっていたみたいですが、実際に災害が起きると、支部長がなかなか指揮を執るのは難しいと思います。そのような現場での指揮命令の見直しは、今言われましたように、防災サポーターの組織の見直しですね。被災地域では防災サポーター自身も被災して動けないということもありますので、この辺りもしっかりと検討していただき、防災サポーターが活動しやすい体制づくりを行っていただきたいと思います。

それでは、最後に、自主防災組織について質問を行います。

災害対策基本法の第５条にあるように、市町村は基礎的な地方公共団体として防災に関する責務を有し、災害応急対策及び応急措置を実施する義務を負っております。しかし、今回の豪雨災害のように広範囲で被災した場合、すぐに行政で全て対応できるかといったら、なかなか難しい状況であります。そのためにも、防災関係組織との連携はもちろんのこと、地域との連携・協力は不可欠であります。その地域の防災組織の１つに、自主防災組織があります。自主防災組織については、人吉市の地域防災計画書の中にも記載されておりますが、私はこの自主防災組織の活動は、災害発生時における防災活動に留まらず、ふだんからの災害の未然防止対策にも大きくつながると思っております。

そこで、まず初めに、本市の自主防災組織の現状と課題、また行政が自主防災組織に対し、どのような支援を行っているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

自主防災組織につきましては、各町内会を単位といたしまして、平成17年度に市内全域で設置いたしております。組織率は、全町内会で設置してございますので100％でございます。活動内容といたしましては、各組織でそれぞれ活動されておりまして、町内の要配慮者の把握ですとか、各種研修への参加、また危険箇所の確認や炊き出し訓練などを行われている組織もございます。

課題でございますが、やはり構成員の高齢化と固定化、それから地域コミュニティーの希薄化等により、地区によってはリーダーとなられる方の人材不足ですとか、組織としての形骸化、こういったものが課題としてあると認識をしております。

次に、自主防災組織に対する支援といたしましては、平成20年度にサイレン付き拡声器、平成22年度にヘルメットと懐中電灯を配布しております。また、各組織への防災講話や県が主催する地域防災リーダースキルアップ研修への参加呼びかけなど、ソフト的な支援も行っているところでございます。令和元年度には、自主防災組織活動活性化研修会を開催いたしまして、各校区の町内会長が集まられる場で熊本県の講師による研修を、６校区で実施いたしております。令和２年度にも、自主防災組織関係者を対象といたしました地域防災リーダースキルアップ研修が予定されておりましたけれども、県独自の新型コロナウイルス緊急事態宣言により中止となったというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　組織率は100％ということでありますが、実際にきちんと組織を編成して活動をしている町内は、そんなにないんじゃないかなと思っております。答弁でもありましたように、町内会の会長や役員が、そのまま自主防災組織の会長・役員となっていたり、構成メンバーの高齢化が進み、組織が形骸化しているケースもあると思います。ですので、名前ばかりの自主防災組織ではなく、地域の特性に応じた防災活動を行う組織となるよう、しっかりとバックアップをしていただきたいと思います。

それでは、次に、今回の豪雨災害の際、行政と自主防災組織の連携はどのように行ったのか、また災害時の自主防災組織の活動内容を把握しているのかお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

今回の令和２年７月豪雨災害に際しましては、各災害対策支部から各町内会長へ、避難情報をはじめとする防災情報の伝達と、町内会長の安否確認ですとか被害状況の確認などを行っております。

こちらから自主防災組織に対しまして、活動に対する具体的な指示等は行っておらず、各組織で可能な範囲で活動を行っておられます。しかしながら、町内会長自身が被災をされましたり、電話連絡もつながらない状態がしばらく続いたりいたしまして、詳細な状況の把握に至らないケースもあったところでございます。改めて状況を伺ったところでは、要配慮者

への電話連絡ですとか避難呼びかけのほか、実際に高齢者を車で避難所へお連れした、そういった事例もあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　今の答弁を聞いていますと、自主防災組織としての活動なのか、町内会長としての活動なのか、ちょっと区別がつきにくいところがありますが、今回のような豪雨災害のときには、被災した町内会においては、自主防災組織は全く機能しないと思います。

そこで提案なのですが、町内会単位だと、大規模災害のときは身動きが取れない場合も考えられますので、小学校単位で自主防災組織を組織してはどうかということであります。要は、自主防災組織を広域化するということであります。広域化することによって、同じ小学校校区でも、被災していない町内の方は防災活動ができますし、小学校単位にすることによって災害支部との連携もスムーズに行えると思います。

そこで、この自主防災組織の広域化について検討していただきたいと思いますが、本市の見解をお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

議員が御提案されました自主防災組織の広域化によりまして、被災した地区と被災していない地区での協力関係により広範囲での共助関係が築けるのではないかと思われます。また、全国的にも、地区防災計画策定の動きもございます。

地区防災計画につきましては、地域内の災害リスクや活動体制のほか、災害時の情報伝達や災害時要配慮者の支援など、具体的な防災活動や役割などを地区内で協議をし、あらかじめ定めておくものでございます。地区につきましては、町内会単位のほか、小学校区など、地域コミュニティーの地区居住者等で作成をするということになっております。いずれにしましても、町内会役員だけではなく、女性や若者、高齢者など、地域住民による課題の共有と対策を考えることが、自助・共助の強化と防災意識の醸成、ひいては地域防災力の向上につながるものと思われます。

市といたしましても、今後、積極的に地区防災計画の策定を支援していくこととしております。自主防災組織の広域化につきましても、地理的状況やコミュニティーなど、地域の実情などを総合的に勘案し、検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）　地区防災計画の作成を積極的に支援していくということで、少し前向きな答弁だったと思います。

私は、小学校単位に自主防災組織を広域化すると、そこに防災サポーターを防災班長として配置すればいいと思っております。そうすると、災害時には防災サポーターは自主防災組

織の一員として動くこともできますので、災害対策支部長の指示を待たなくてもいいですし、平時の際は、地域の防災リーダーとして地域に根差した活動ができると思っております。ですので、既存の自主防災組織の充実も大切ですが、ぜひ、この自主防災組織の広域化を実現していただきたいと思います。

最後に、３月をもって退職される皆様、長きにわたり市政発展に御尽力いただきありがとうございました。最後の年が、まさかこんな１年になるとは思いもしなかったと思います。しかしながら、皆様が長年培ってこられた知識や経験は、本市の宝であります。今後とも、災害の復旧・復興、また市政発展にお力添えをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時07分　休憩

午後２時21分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）（登壇）　皆さんこんにちは。１番議員の松村太です。

本日の質問項目は、１番、市民アンケートの取扱いについて、２つ目は、人吉市教育振興基本計画についてです。

まず、今月末で御退職される職員の皆様、大変お疲れさまでした。また、改めて、人吉市の地域再興にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。こういった旅立ちもあれば、出会いもあるということで、先日、県立高等学校の入試が終わりました。それに関連して、とても気持ちが明るくなるお話を聞きましたので、皆様にも、ぜひお伝えしたいと思います。

進学する生徒さんに、その学校の志望動機を尋ねると、「少しでも早く技術を身につけて、人吉市の復興の手助けをしたい」と言われたそうです。しかも、一人ではなく、何人もの受験生の皆さんがそういう気持ちで受験を頑張ってくれたと思うと、胸が熱くなります。先般、工業高校の生徒さんが、新市庁舎の工事現場を訪れ、研修を行い、貴重なキャリア教育となりました。復興に向けても、これから人吉市の未来を担う高校生のアイデアを聞くことも必要ではないかと、今、深く感じています。

また、昨日、黙禱をささげた東北での話もあります。当時、国土交通省東北地方整備局のヘリコプターが、地震発生から僅か37分後に飛び立ち、津波状況を、そしてその被害状況を報告して、被災地への補給路整備に必要な情報収集ができた、という話題でした。本来なら、国土交通省の職員が必ず同乗するという規則があったそうですが、その事務局から空港まで移動している時間がないと、当時の局長と防災担当課長がお二人で判断され、業務委託している航空会社のパイロットのみで、このヘリコプターを離陸させたということです。ゆがん

だ建物からシャッターをこじ開け、そのヘリコプターは無事離陸を果たし、後々の災害支援に大いに役立ちました。また、この課長は、そういった災害発生を想定外とせず、このヘリコプターの格納状態についても、その格納庫の中で、必ず国土交通省のヘリコプターを一番出口に近いところに置いておくこと、という条件をつけて契約をその委託業者として、災害に備えていたそうです。そういった想定外を、さらに想定しておくたゆまぬ努力を続けながら、そんな思いを、この人吉市で新たに自分も胸に秘めながら、質問を始めたいと思います。

まずは、想定するにしても、その前の情報の収集・共有・活用について、現在、アンケートをもとに復興支援を様々されていると思います。これまでにどのようなアンケートを実施されたのか、また、いただいた情報をどのように活用していくのか、そして未回収の部分についての取扱いをどうされているのか、最初にお尋ねいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

本市では、被災者の皆様に対して２件のアンケート及び調査を実施しております。まず、防災安全課が、ＮＰＯ法人環境防災総合政策研究機構、通称ＣｅＭＩ（セミ）と呼んでおりますけれども、ＣｅＭＩ（セミ）と共同で、令和２年12月末から令和３年１月下旬にかけて、令和２年７月豪雨災害で浸水被害の大きかった地域の世帯を抽出して、6,991世帯に送付するアンケートを実施しております。２月25日現在で、3,429世帯より回答をいただいておりまして、回収率は49％となっております。

このアンケートは、今回の災害の検証作業の一環として、球磨川水害タイムラインの検証を含め、今後の本市の防災対策を考えるための基礎データ収集を目的として実施をしております。データ集計については環境防災総合政策研究機構にお願いしており、現在も集計中とのことでございます。

本市としましても、このアンケート結果を踏まえ、防災情報の伝達や住民の避難誘導など、改善すべき点を整理し、次の出水期までにできる限り反映をさせてまいりたいと存じます。

次に、被災者支援対策課が、令和２年７月豪雨、今後の住まい等の御予定に関する調査を実施しております。この調査は、被災された方の住まい再建までを支援する上で欠かせない調査でございまして、再建が確認できていない半壊以上の世帯で、1,992世帯を対象に調査票をお送りいたしております。３月５日現在で、1,263世帯より回答をいただいておりまして、回収率は63％となっております。

未回答の世帯につきましては、既に人吉市地域支え合いセンターへ情報提供を行っておりまして、日常の戸別訪問活動において、調査票の提出勧奨の声かけを鋭意進めていただいております。中には、調査票への記入が困難なケース――高齢者の方とか障害がある方の世帯でございますけれども、記入が困難なケースもございますので、その場での聞き取り記入を行うなど対応を行っております。

今後は、調査票の回答内容を被災者台帳システムに取り込み、庁内関係部署及び各関係機

関、人吉市地域支え合いセンターと連携し、生活再建に向けた被災者支援につなげてまいりたいと存じます。

被災者支援対策課における住まいに関する調査につきましては、今後も数回実施する予定といたしております。また、そのほかにも、今後の災害対応に関するアンケート等の実施が想定されております。

市民の皆様からいただく貴重な御意見等のデータを収集し、関係部署で情報共有を行い、今後の施策や支援につなげてまいりたいと存じますので、今後実施されるアンケートなどにつきましても、回答に御協力いただければと存じます。

以上、お答えいたします。(「議長、１番」と呼ぶ者あり)

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　未回収の部分につきましても、しっかりと人吉市地域支え合いセンターへ情報提供され、戸別訪問等でフォローいただいているということでございました。せっかく被災者の皆様にアンケート調査をしていただく中で、未回収について、情報が間違っていたり、新たに転居されていたりといった日々の生活の変化によるフォローの漏れがないように、しっかりと情報共有して、これからの災害対策に役立てていただきたいと思います。

そして、もちろん、御回答いただきましたアンケートの情報を、各部署を横断的に集積することで、次のアンケート内容のさらなるブラッシュアップにもつながると思いますので、しっかりと回答された分、未回収の分まで、100%になるように情報を集めていただいて、皆さんで共有いただくようにお願いしたいと思います。これからも、何度かに分けてアンケート調査をされるというお話でした。復興支援は、もちろん始まったばかりで、長期化することは間違いないことでございまして、これから本市が行いますまちづくりにも、多様で多角的な情報の集積が必ず、後々役に立ってくるものと思います。

例えば、令和元年度から、総務省がパーソナル・ヘルス・レコードという取組を検証されております。熊本では、くまもとメディカルネットワーク（熊本県地域医療等情報ネットワーク)、こういった医療関係の情報を、医療機関が個人の情報を収集しまして、それをデータベース化して、熊本県下のいろんな医療機関でそのデータをもとに、さらなる診療や投薬やそういったことができるシステムを既に構築されて、運用されております。こういったことをもとに、その情報を、今度は該当者の患者様にもフィードバックすることによって、日常的に自分の健康管理も合わせて行っていただく双方向のデジタル情報のやりとりをするということを提唱されて、今、検証をいろんな自治体の中でされております。ぜひ、こうした施策を本市の施策にも入れていただけないかと。特に今、スーパーシティ構想に向けて、本市もいろんな取組をされておると思いますけれども、こういった取組についてお尋ねしたいと思います。

○企画政策部長（小林敏郎君）　御質問にお答えいたします。

国のスーパーシティ構想においては、暮らしに直結する、おおむね５分野のデジタル化に取り組むこととされております。先ほど、宮原議員の御質問にお答えいたしましたが、本市では、その５分野のうち、防災と観光に取り組むこととしておりまして、残りの３分野につきましては、本市のスーパーシティ構想に御協力いただける企業と協議を行っているところでございます。

国への提案書の中には、提案内容を実施する主要な事業者の候補を記載する必要がありますが、本市の現在の協力企業の中に、パーソナル・ヘルス・レコードに関連する事業を御提案いただいた企業は残念ながらございませんでしたので、今回のスーパーシティ構想では、その他の分野を中心に検討を進めているところでございます。

しかしながら、パーソナル・ヘルス・レコードの活用については、国においてもマイナポータルを通じて、今年度から特定健診、乳幼児健診等の情報が提供され、来年度からは薬剤情報についても提供される予定であるということで、予防医療、健康づくりの推進等が期待されているところでございます。

本市としましても、今後の国の施策を踏まえながら、高齢者や障害者世帯など、市民の皆様の健康、生活上の課題について、パーソナル・ヘルス・レコードなどデジタルの活用をはじめ、様々な手段で解決できるように、今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　本市が、今力を入れております市民の定期健診等のデータも、毎年度、そういった形でパーソナルデータで管理いただくと、毎年受けてみようかなとか、そういった自分の健康の変化が、直接、市民の皆さんが日々の暮らしの中で確認することができるようになっていきますので、ぜひ、引き続き御検討をいただきますようにお願いしたいと思います。

改めて、今回、市長の所信表明の中で、教育分野について、令和２年のコロナ禍、豪雨災害による影響を取り除くべく、専門家との連携を図り、子供たちを尊重し、その育ちが確実に保証されるよう、しっかり見守っていくと表明されています。市長のお言葉をお借りすれば、本市の未来を担う子供たち、それは人吉市の希望であり、人吉市の未来をつくる力そのもの。この子供たちが健康で、笑顔で生活を送ることができるようにしていくことは、我々行政と保護者の責務であります。令和２年は、大きい困難が何度も続く中、学校行事を中止せず、どうしたらやれるかを考え抜かれ、ほとんどの学校行事を開催されました校長先生をはじめ、学校現場の先生方と、協力されました保護者の皆様の努力に、改めて敬意を表したいと思います。

そんな中、コロナと災害により、学習面で大きな負担を強いられた小中学生に、来年度から、小学校３年生からですけれども、タブレットが貸与されます。生まれながらにしてスマ

ホ世代の子供たちが、これからグローバルな世界で活躍するために確実な学びが必要だと思います。ツールがツールとしてだけで終わることなく、個々の成長のスピードや興味に沿った新しい学びが始まることを私は期待しています。本市教育委員会として、どのように進めていかれるか、改めてお尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　それでは、私のほうからお答えいたします。

本市におきましては、国の補助金等を活用して、小学校３年生以上に１人１台のパソコンと１学級に１台の電子黒板を本年度中に配備いたしますことは、議員御承知のとおりでございます。特別な支援を必要とする子供を含め、全ての子供たちの個に応じて、資質・能力が一層確実に育成できる教育ＩＣＴ環境を整備することは、これからの情報社会に対応していく力を備えるために、ますます重要になってくると感じております。

国のＧＩＧＡスクール構想に併せ、本市では、設立から60年以上の歴史を持つ人吉市立教育研究所におきまして、各学校の情報担当職員で構成しております情報教育部会の中で、ＩＣＴ機器の導入後の有効な活用方法等について研究を進めてまいりました。本年度に入り、市内小中学校全体で一貫したＩＣＴ活用スキルを育成することを目指し、小学校低学年から中学校までの各学年段階において身につけておくことが望ましいＩＣＴ活用スキルをまとめ、人吉型ＩＣＴ活用スキル系統表の試案を作成いたしました。この系統表によりまして、教員は、どの学年でどこまでＩＣＴ活用スキルを身につけさせればよいのか、の目安となり、さらにパソコン操作が得意な教員と苦手な教員で、子供たちが実際に身につける活用スキルに差が生じないようになる効果が期待されるところでございます。

また、大幅なＩＣＴ機器の導入に伴い、教員へのフォロー体制を構築するために、今議会にＩＣＴ支援員の派遣費用を御提案しておりますし、年度末にも、教員を対象としたＩＣＴ研修会を開催する予定でございます。

ＩＣＴ機器の効果的な活用により、教員の授業力が向上し、未来を切り開いていく子供たちが情報を手段として活用し、問題の発見や解決、そして自分の考えをまとめるために必要な情報活用能力を身につけ、多様な学びを保証することにつながるものと大いに期待しているところでございます。

今後も、市内校長会、人吉市立教育研究所の情報教育部会と連携を図りながら、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　来年度からＩＣＴという新しい分野を精いっぱい活用するために、学びの進行表ともいえる人吉型ＩＣＴ活用スキル系統表を既に準備されておられるとのこと、実践で目標を持って学びに向き合えることは、子供たちにとっても楽しみではないでしょうか。同時に、先生方の学びとさらなる技術・知識の向上に努められる姿勢をお話いただいた

のは、とても心強いところです。

人吉市立教育研究所の情報部会の発表会で、Ｓociety5.0について私も興味を持った経験がございます。連携してフォロー体制に、ＩＣＴ支援員の派遣――これは業務委託のようですが、児童・生徒個々人の情報、学習の進み具合、進度に合わせた情報やその修正、またはお忙しい先生方に、より数多くの研修を受けていただくために、現在、市から派遣されている学習支援員の先生方のように、市の職員、任用職員として採用され、数年間継続した研さんに努められ、確実に全ての先生がＩＣＴに精通されるように務められることが、市長の言われるグローバルな子供たちの確かな学びに直結すると私は思っております。このＩＣＴ導入当初に人的投資をちゅうちょすることなく、人吉市の未来の大きな実りのために、いち早く、その実りを目指すべきだと思います。年度末ということで、予算案の出たタイミングですけれども、今後、そういった活用を御検討いただきますようにお願いしたいと思います。

続きまして、学習面での投資と、今度は、運動についての子供たちへの投資についてでございます。正直、私も、小学校の部活動の社会体育移行時には、その移行の話合いに参加していたわけですけれども、多くの保護者は、当時、部活動は必要だと口々におっしゃる方が非常に多く、社会体育移行についてちょっと安心感を持っておりました。しかし、実際は、蓋を開けてみると、小学校の社会体育移行での参加者は非常に少なくなってきております。スポーツ庁の調査でも、ふだんの運動不足が体力低下を招いている、体力診断等の調査結果というのははっきり出ております。スポーツ庁でも、「運動をする」、「見る」、「応援する」という必要項目に、もう一つ「スポーツを知る」という項目を一つつけ加えられて、スポーツへの興味を子供たちに持ってもらうようなキャンペーンをされています。スポーツを知るというところから始めなくてはいけないということは、昔から部活動に慣れ親しんできた私たちからすると、ちょっと驚きではありますけれども、今の子供たちは外遊びすらなかなかできない、テレビに追加して、ここ近年ではスマホというものがあって、限りなく時間を浪費することができるアイテムが出てきておりますので、今や人吉市内で、外で遊んでいる子供たちを見かけることはほとんどございません。

そういった中で、運動に限らず、外で体を動かすということがどんなに大事なことか、学校のみならず社会全体で、体を動かすんだということにもっともっと興味と関心を持っていく必要が、今あると思います。それが将来の人吉市にとって、医療や介護の社会的負担が大きくなることを防ぐ、大きな、大きな一歩にもつながります。社会に出るときも、学校で部活動をやっていたかどうかということは、社会性や属性、母校への誇り、先生や異学年の交流、そして保護者にとっても、また同じく人間形成に大きく寄与することは、皆さんよくご存じのことだと思います。そして、現状を踏まえ、現在行われている中学校部活動を、今、策定されている第３次人吉市教育振興基本計画でどのように推進していかれるのか、お尋ねいたします。

○教育長（末次美代君）　御質問にお答えいたします。

第３次人吉市教育振興基本計画における中学校運動部活動の社会体育移行の推進についてでございますが、本日の犬童議員の御質問の中でもお答えさせていただきましたが、学校教育の一環として位置づけられ、教育的意義の高い活動である部活動が、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場としながらも、一方で、教職員の休日を含めた長時間勤務の要因になったり、指導経験のない教職員にとっては多大な負担ともなっております。

また、生徒にとっては、望ましい部活動の環境ではない場合が生じていることなどから、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要とされ、学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革の第一歩として、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実施方法とスケジュールが示されたところでございます。具体的には、地域人材の確保等、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行、地域の実情を踏まえ、他校との合同部活動の推進等が示されております。

現在、こうした方向性が示されましたが、教育委員会としましては、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行となっておりますことから、将来的には社会体育移行ということになるかもしれませんが、現段階では小学校部活動の社会体育移行とは違うものと捉えておるところでございます。そうした中で、今後の部活動、中学校の部活動の推進につきましては、部活動は学校教育活動の一環として位置づけられているものであり、生徒の自主的・自発的な参加によって行われ、学年を超えた交流や、生徒同士あるいは教職員と生徒等の人間関係の構築、心身の健全育成、活動を通した自己肯定感の高揚等、教育的意義がとても高い活動であると考えております。

先ほど議員のほうからもお話がありましたように、将来的にわたっても、この期間の部活動というのはとても意義の深いものであると、私も感じております。よって、まずは部活動が、生徒にとって自主性を尊重した適正で魅力ある部活動が展開されるよう、市内中学校の校長先生方とも現状と課題を共有し、積極的な情報の提供や助言等を今後も行ってまいりたいと考えております。また、令和５年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を進めていくということ等につきましては、現在、人材確保には厳しい部分もございますし、少子化や、ほかのスポーツクラブへの加入など、部活動運営については課題もありますが、学校とともに、生徒にとって適正で魅力ある部活動が展開できるよう、教職員の働き方改革とともに進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　中学校の部活動が、学校教育活動の一環として確立された活動であることが小学校とは違うところ、そして、まずは週末の休日の部活動の運営について、これか

ら段階的に地域へ移行していくということが分かりました。

うちの子の頃は、平日と週末に、それぞれ１日ずつ部活の休日を設けておられたと思います。それを、週末のうちのもう１日を、先生に代わった指導者によって部活動を続けていくという仕組みになるということで承知いたしました。その部活動の在り方についても、今後、関係する皆様と協議を重ねていっていただきますようにお願いしたいと思います。

今回、大きくこの２つの点について質問を考えていた中で、来年度、第３次人吉市教育振興基本計画更新年度であると知り、この第２次計画との比較をしていきました。また、国の第３期教育振興基本計画と県の第３期教育振興基本計画骨子案、熊本市の教育振興基本計画の４つの基本計画を読んでまいりました。この計画は、教育の基本理念・方針・取組など、骨太の普遍的教育のその課題や実践を表明してあります。一通り読んでみましたが、我が子がどのような思想や志を持って教育を受けているのか知る必要があると、強く思いました。保護者の皆様も、ぜひ読んでみていただきたいと思います。

今回、この第２次計画から第３次計画へ移るこの素案を読みまして、令和２年と令和３年の間には、世界的疫病であるコロナ禍による長期休業、学校行事の縮小、そして人吉市では歴史的な豪雨災害があったにもかかわらず、この２つの内容にほとんど差がなく、幾つかの疑問を感じております。第３次人吉市教育振興基本計画について、市民の皆さんのパブリックコメントはどういうものがあったのか、校長先生や現場の先生方、また保護者にも意見を求めたものがあればお教えください。

○教育部長（椎屋　彰君）　御質問にお答えいたします。

第３次人吉市教育振興基本計画に係るパブリックコメントにつきましては、令和２年12月14日から28日までの２週間、本市のホームページや仮本庁舎、第一別館等において実施をしたところでございます。コロナ禍、そして水害後の本市教育の在り方について、市民の皆様の御意見を拝聴できればと考えておりましたが、残念ながら意見はございませんでした。市内小中学校の校長やＰＴＡなどの学校関係者からは、児童・生徒のＩＣＴ機器の活用方法や小学校社会体育及び中学校の部活動の現状について御意見を頂戴したところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　校長先生、ＰＴＡなど学校関係者から、ＩＣＴ教育、社会体育、中学校部活動について御意見があったということですが、２次と３次を比較したとき、どのようにこの計画に反映されているのか、とても分かりにくいものになっています。ほとんど、文章の文言としては同じ内容に、現在なっております。私が読みまして気になったところを数点上げたいと思います。第１次人吉市教育振興基本計画推進の振り返り、その中の「「知・徳・体」の調和のとれた生きる力を育む学校教育の推進」の中の項目の、「いじめ・不登校の解消」という項目が、第２次人吉市教育振興基本計画からなくなっています。その更新時

のいきさつはわかりませんが、現在の状況を考えるに、項目として復活させる意見や議論はなかったのか、私は疑問です。また、「地域社会の連携」という項目の中からは、「学校運営協議会コミュニティースクール事業」という項目が、第３次人吉市教育振興基本計画ではなくなっています。まだ始まって２年の学校もあり、地域連携では欠かせない重要な事業だと思います。また、命を大切にする心を育む週間の中の、命の授業は保護者さんの評価も高いというふうに聞いておりましたが、財政状況を見ながら実施検討というふうに、非常に後ろ向きな表現がされています。ですが、後ろのほうの項目の、目標実現のための具体的取組の中では、「いじめなど社会的問題となっていて、生命の尊さについて自覚を深めることは重要な課題であり、命を大切にする心を育む教育を推進します」と書いてあります。であるならば、心の授業は、さらに深めて、広く周知を求める、非常に重要な意味を持つ事業ではないでしょうか。「健やかな体の育成」という項目では、学校保健授業の充実について述べてあります。第２次人吉市教育振興基本計画では、「思春期教育や薬物乱用防止教育にも組織的に取り組みます」と書いてありますが、この一文が第３次人吉市教育振興基本計画では削除されています。児童虐待やネグレクト、薬用常用は、今でも大きな社会的問題で、その若年化は大きな話題となっているところではないでしょうか。防災・安全教育の推進については、令和２年７月豪雨で一番被害の大きかった人吉市、そして日本全国でコロナ禍を経験して長期休業を余儀なくされたにもかかわらず、一切言及がありません。部活動関連では、第２次人吉市教育振興基本計画では中学校における適正な運動部活動の推進とうたっているのに、第３次人吉市教育振興基本計画では学校体育の充実という項目に変更されています。なぜ、このような変更がなされているんでしょうか。県から、令和５年度から社会体育移行のそういった指針を示されている中で、どう、子供たちにスポーツに親しんでもらうかを、まさに今からしっかり取り組んでいかなくてはいけない状況ではないでしょうか。

目次に載る項目、１つ下の細目についてでも、まだまだお尋ねしたい項目がたくさんあります。さらに、その中の文章を深めていくと、さらにもっと、何でこういう表現になっているのか、なぜ、この文章がなくなっているのか、なぜ、項目の１番、２番、３番が入れ替えてあるのか、そういうところもお尋ねしたいところですけれども、残念ながら時間がございません。

第２次人吉市教育振興基本計画でも第３次人吉市教育振興基本計画でも、教育理念には変わりはないと思います。そこは、教育関係者皆さんが思っていらっしゃることだと思います。しかし、これだけ、世界的な、歴史的な災害や災禍の中で、そのときしか学べない子供たちやそのときしか体験できなかったことができなかった子供たちが実際いらっしゃいます。その子供たちは、そういった大きな犠牲を払って令和３年度を迎えるわけです。令和２年度、子供たちはコロナ禍の毎日の生活の中で、生活の目的を奪われました。はい、学校に行きなさい、あなたは勉強することが仕事よ、これは日本中の親が子供たちに言ってきたことです。

それが強制力をもって、ある日突然、行ってはならないと、行くことはやめなさいというふうに子供たちを休業の中に強いてきました。それは、子供たちのせいではありません。そして、実際、令和２年７月豪雨では、子供たちの学習面での環境変化だけではなく、実際の住まいや自分の慣れ親しんだまちが災害を受けて、大きく子供たちの生活環境に影響が出ています。その大きな影響ということは、子供たちの目にも明らかです。実は、大人が思っている以上に我慢を強いられているのかもしれません。大人が何も言わなくても、自ら我慢しているのかもしれません。もしくは、誰にも、まだ言い出せていないのかもしれません。時間がもっともっと必要なのかもしれません。そして、何より、子供たちに何と言葉をかけていいのか、大人である私たちが気づいていないのかもしれません。

私は一保護者として教育を受けさせる義務のある者として、そして、さらに行政に意見する責任のある立場として、この計画に込めた教育委員会の意気込みが全く感じられません。非常に残念です。これをもとにパブリックコメントを求めて、何の意気込みも感じられない、第２次人吉市教育振興基本計画とほとんど内容に差がないことにパブリックコメントを求めて、果たしてどんな御意見が一般の保護者さんから出てくるでしょうか。

私が今上げました主だった項目について、御回答があればお聞かせいただきたいと思います。

○教育部長（椎屋　彰君）　御質問にお答えいたします。

御質問いただきました、いじめや不登校に関する取組につきましては、第１次人吉市教育振興基本計画の中では、人吉っ子アドバイザー事業の強化と人吉市いじめ防止基本方針の策定を視野に入れ、いじめ・不登校の解消という項目を設けております。この項目は、第２次人吉市教育振興基本計画及び第３次人吉市教育振興基本計画においては、第１次人吉市教育振興基本計画を継承しながら、さらに推進する取組として、いじめ・不登校の未然防止とその解消に向けた取組の推進としまして、人権教育や道徳教育という重要なテーマと同じく、豊かな心の育成の項目の中に位置づけをしたところでございます。

このことに関しましては、御指摘にありましたように、確かに計画の目次には明記しておりませんが、本市の姿勢が一歩後退したというものではございません。むしろ、第２期以降に、人吉っ子アドバイザーや子ども・子育て相談員を増員し、学校との情報共有を図り、連携した支援、一体となった取組とするなど、対策は具体的に実効性のあるものへと強化をしております。いじめ・不登校の問題につきましては、今後もしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために学校が長期間臨時休業となったことにつきましては、確かに素案の段階では触れておりませんでした。その点は、人吉市教育委員会定例会におきまして教育委員からも御指摘いただきましたので、全体的な記述について見直しを図っているところでございます。

そのほか、教育委員会定例会では、ＩＣＴ教育の充実をはじめ、様々な御意見をいただきました。特に本年度は、新型コロナウイルス感染症や令和２年７月豪雨災害の影響が大きいことから、コロナ後、豪雨災害後の教育振興をどうするのか、それに対応した学習支援の在り方を含め、どう子供たちを守っていくのか、そして、東西コミセン、西瀬コミセン、人吉城歴史館、市民プール等が被災している中で、市民の活動の場や機会をどう提供していくのか、さらには文化財をどう守り、どう活用していくのかなど、この未曽有の状況下で様々な議論を行ってまいりました。その御意見に基づいて、教育委員会事務局内で再度内容の精査を行っているところでございます。

来週19日には、市長を交えた総合教育会議を予定しておりますので、さらに内容を充実してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　今、御答弁いただきました。あくまでも基本計画ということですので、内容についてどうするのか、どういったふうにやっていくのかということは、また来週19日に、市長も交えたところで御検討されるということですので、しっかり市長のお気持ちを基本計画の中に入れていただいて、保護者やその関係者が、この大過の中で、これから数年間、どう子供たちを人吉市に預けて、安心していけるのか御検討いただきますようお願いしたいと思います。

その素案が、さらにブラッシュアップされて、もう一度ホームページ等で公表されますときに、この計画が、より広く、多くの方に理解され、共有されて実効性の高いものになれば、その活動に協力も得られやすくなると私は思います。この計画が、あくまでも理念と方針を示すためのものだとすれば、それぞれに関連する実施計画等があるのかどうか、お尋ねいたします。

○教育部長（椎屋　彰君）　御質問にお答えいたします。

教育振興基本計画に関連する事業計画につきましては、例えば人吉市子ども読書活動推進計画のように、取組について具体的に定めているものや、史跡人吉城跡整備基本計画のように、事業が中長期にわたり年次的・計画的に遂行するために策定している計画などがございます。今回の第３次人吉市教育振興基本計画が素案のままならば、教育振興基本計画に関連するその他の事業計画を策定するのかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、様々な御意見を受け、内容の精査を行っている段階でございますので、素案のままというわけではございません。

加えまして、各課におきましては、毎年度、教育振興基本計画に基づき、各課の取組目標を掲げて事業に取り組んでおりますし、毎年度、外部委員や教育委員の皆様から御意見をいただきながら、教育委員会の点検・評価を行っておりますので、その都度、事業のマイナー

チェンジを施しているところでございます。

こうした状況でございますので、分野ごと、あるいは事業ごとの今ある計画にプラスする計画の策定は、現在のところ考えていないところでございます。しかしながら、今後は、特にコロナ禍という、これまでにない状況の中で取組を進めていかねばなりませんし、令和２年７月豪雨災害からの復興に資する取組とする必要がございます。非常に難しい面がございますが、教育振興基本計画に掲げる目標や取組は、ある一定期間内の方針として打ち出すものでございますので、教育委員会としましては、大きな枠組であり、核となる基本計画のもと、各種事業を今後も進めていきたいと考えております。

その上で、第３次人吉市教育振興基本計画の取組を継続的に推進していくために、国の第３期教育振興基本計画で示されております客観的な根拠を重視した教育政策の推進の視点を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルの確立と各事業の指標の設定に努めてまいりたいと考えているところでございます。

本市は、まだ復旧・復興のさなかではございますけども、今後も、子供たちの未来のために、市民の生きがいづくりのために、しっかりとした基本計画を策定し、確実な事業の遂行に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　１番。松村太議員。

○１番（松村　太君）　客観的な根拠を重視した教育政策の推進の視点を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルの確立を行ってまいりたいと、とても具体的に踏み込んだ御答弁をいただきました。そして、今、まさに御答弁にありましたように、子供と市民の皆様の未来と生きがいに密接に関係して、特定の対象者だけではなく、年齢や男女の区別もなく、市民の生涯にお付き合いできるのが教育委員会だと思います。

教育をもとに、しっかり子供たちの人生の礎を築き、成人してからは、生涯に通じる生涯学習、仲間とともにずっと楽しめる生涯スポーツ、そんな市民の皆様の喜びを支える重要な行政機関であります。その責任はとてつもなく大きいものですが、市民の皆さんが幸せを感じられる人吉、ずっと住み続けたい人吉、そういう幸福感を共有できる希有な部署だと思います。

難しく、厳しいことも申し上げましたが、市民の幸福追求のために一緒に頑張りたいという私のエールだと思っていただければ幸いです。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時10分　休憩

午後３時23分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あ

り）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　皆さん、こんにちは。８番議員の高瀬堅一です。一般質問もいよいよ私で最後になりました。大変お疲れとは思いますが、よろしく御協力をお願いいたします。

質問項目につきましては、通告しているとおりでありますけれども、議長のお許しをいただいておりますので順序の変更をいたします。

まず最初に、豪雨災害について、次に、ふるさと納税について、３項目めに、人吉しごとサポートセンターについて、最後に、人吉市復興計画について質問を行ってまいります。質問登壇が最後ということで、質問が重複している点が多々あります。重ねて議長のお許しをいただいておりますので、質問内容割愛、さらに質問角度を変えて行ってまいりたいと思います。

まず最初に、豪雨災害についてです。昨年７月の未曽有の豪雨災害は、まさに悪魔の到来でありました。人の命は地球より重いと言われますが、いとも簡単に20名の方の貴い命を奪い去り、負傷者を生み、あらゆる面で甚大な被害をもたらしました。以来、私たちのこの美しいふるさとを、また日常の市民生活を大きく一変させてしまいました。極めて残念であり、無念であります。発災以来８か月を経過し、町並みは調和を失い、建造物は取り壊され、そこに思わぬ広大な空き地が各所に出現をし、異様な光景であります。

一方、発災当時と比較すると、全市民上げての復旧・復興は少しずつ変化を見せ始めているのも御承知のとおりであります。この８か月間、私は多くの一般家庭や企業などに、微力ながら応援をし、関わりを持ってまいりましたが、徐々に物理的な面の復旧・復興が進んでおりますものの、精神的な面の復旧・復興は、むしろ逆行しているような気がしてなりません。被災者、関係者のメンタルの崩壊が始まっていると思われる節も多く感じております。恐らく、今日まで全力で走ってこられたものの、心身の疲れと相まって、襲う日常の生活苦や将来への不安、絶望感などがストレスの蓄積となり、一層、心の傷が深まっているような気がしてなりません。

復旧・復興なくして人吉市の未来はないと言いつつも、物理的な面に復旧・復興の本質を置きがちでありますが、市民の皆さんの精神的な部分の復旧・復興を見逃しがちではないかと思っております。今後の本市の将来、未来を築く上で、この点を重要視しなければならないのではないかと思うところであります。やはり、真の復旧・復興は、ひと、ものが共存共栄してこそ展望が開かれると思っております。

そこで、この８か月が経過した中で、被災者、関係者、市民に向けての市長の今の心境についてお尋ねをいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

この３月議会でも、それぞれの議員の皆様から、今次災害についての御質問、御指摘、御要望等を、市民の方々の声として、あるいは議員の皆様の思いとしてお聞きし、それぞれ胸に響いております。また、東日本大震災から10年という節目の年を迎え、多くの報道番組による被災地の様子などを目にする機会が多く、それらと相まって、大災害から立ち上がるということ、復興の在り方などについて深く考えさせられる日が続いております。

今議会でも多くのことを取り上げていただきましたが、この８か月という期間は、あっという間だったような気もしますし、いろいろなことがあり長かったような気もしております。この間、本市を支えていただきました全ての皆様に、改めて感謝を申し上げる次第です。

段階ごとに変化していく被災地、被災者の皆様の課題、悩みごと、困りごとは多岐にわたり、これに寄り添い、対策していくことが、さらに重要であると考えます。特に、時間の経過に伴い、経済的な御負担、御苦労というのも大きな部分を占めているものと存じます。

一方、この厳しい状況の中で、全市民に係る健康、福祉、子育て、教育、環境、社会インフラの整備といった市民サービスを確保し維持すること、あるいは日常を守るということも重く課せられています。また、多くの識者――例えば復興計画策定委員さんたちなどですが――からの助言や、東日本大震災の教訓から、復興への立ち上がり方として、地域経済の建て直しが、応急期から今後に至る大きな課題になっています。

本市にとって、観光を軸とする交流産業や中心市街地の再生等がその中核をなすものでありますが、経世済民の名のごとく、地域経済の一日も早い建て直しが、今後は復興の下支えとなります。被災地の復旧・復興、被災地を含めた全市的な日常の維持、さらには未来を切り開いていかなければならないこと、今後は、この総力によって被災者、被災地を支えていく必要があると考えております。東京大学先端科学技術研究センターのフェロー、御厨貴さんが、東日本大震災の復興について、「行政にとって復興の基準はハード整備かもしれないが、住民にとっては心の問題である。」と、先ほど議員がおっしゃったことと同じようなことを申されております。心が現在に追いつかなければならない、そういった趣旨のことを言われており、考えさせるところが私自身にもあります。

本市は、まだハードもままならない状況もありますが、未来型復興という目標にしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ぜひ、被災された方々へ寄り添っていただいて、今後の復旧・復興を推進していただければと思っております。

以下、質問を続けてまいりますけれども、私は、昨年12月の一般質問で、災害による高齢者の認知症増加の懸念、そして老若男女を問わず、精神疾患が生じる危惧について質問をしております。部長の答弁も、データをもとに、そのとおりの答弁であったと思います。そし

て、３月１日の人吉新聞の一面に「自殺者11年ぶり増加」とあり、また、「抱え込まず相談を、変化に気づいて」というタイトルもついておりました。「厚生労働省の公表で、令和２年の国内の自殺者数は、速報値で２万919人と、11年ぶりに増加へ転じ、東日本大震災に起因する自殺者は後を絶たず」となっています。さらに、「昨年の７月豪雨は人吉球磨に大災害をもたらした。地元の人吉保健所は、「災害後は生活に慣れよう、復旧・復興を進めようと、気が張った人が多い。より注意が必要なのはこれからである。」」さらに、「災害から時間がたつと生活再建や経済的な立ち直りに個人差が出てくる。近年の自殺死亡率が高い傾向に豪雨災害とコロナが重なっている。また、身近な人や自分自身の変化に留意し、一人で抱え込まずに相談を」となっております。既に、この記事を御覧になっているかとは思いますが、私が申し上げたいことの内容であります。

私たちは、この警鐘を真剣に捉え、今、行政は何をすべきかをしっかりと直視をし、今後二次被害を防ぐためにも、被災者、関係者、市民に寄り添った行政推進を図るべきだと考えております。

そこで質問ですが、被害後の実態についてお尋ねをいたします。

○議長（西　信八郎君）　暫時休憩いたします。

午後３時34分　休憩

午後３時39分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お時間を頂戴いたしまして、大変申し訳ございませんでした。お答えいたします。

令和２年７月豪雨に伴う被害状況でございます。人的被害、それから住家被害、非住家被害について御報告を申し上げます。

まず、人的被害でございます。３月１日の午後５時現在でございます。死者数20名、それから負傷者数でございますが、重傷が７名、軽傷が11名となっております。それから住家被害でございます。これも同様に、３月１日の午後５時現在でございます。全壊が900棟。世帯数としましては1,086世帯で、被災者数が2,331人でございます。半壊1,448棟、1,896世帯、3,786人となっております。この半壊のうち、大規模半壊が686棟で、860世帯の1,711人、半壊が762棟で、1,036世帯の2,075人となっております。それから、床上浸水でございます、275棟。それから一部破損295棟、それから床下浸水157棟。全体で3,075棟でございます。それから、罹災の世帯数でございますが、これは全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯でございます、全体で2,982世帯、人数にいたしますと6,117人となっております。それから、非住家被害でございます。これも、全壊または半壊の被害を受けた建物となっております。同様に、３月１日の午後５時現在でございます。1,606棟になっております。それから、公

共施設が４棟ございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、気を取り直して質問を行ってまいります。

それでは、次に、被災者への対応についてでありますが、これまで行政が行った、また行うべき救済措置、いわゆる給付金や義援金、補助金などの制度内容と実績をお尋ねいたします。また、その制度の運用面での問題点はどのようなものがあるのか、この２点についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

日本全国で発生した災害につきましては、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として、災害救助法が制定されております。その法のもと、本市では、被災された方に対しまして、避難所の設置や食事の提供、応急仮設住宅の供用、住居の応急修理などを講じてきたところでございます。また、生活基盤に著しい被害を受けられた方に対しましては、その生活の再建を支援し、生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に、被災者生活再建支援法が制定されておりまして、各世帯の被災状況に応じて被災者生活再建支援金が支給されるものでございまして、本年３月５日現在、2,694件の支給が完了しているところでございます。

さらに、球磨川流域における被災の状況を踏まえまして、生活再建及び市街地や集落の復興推進等、当該地域において、安全で安心して暮らすことができる地域づくりを目的として、熊本県球磨川流域復興基金が創設されております。この交付金を活用しまして、被災者の生活支援、住まいの再建支援、公共施設及び地域コミュニティー施設等の復興支援、産業復興の４つを柱とする様々な支援策が講じられているところでございます。また、本市におきましても、熊本県及び本市に寄せられました義援金を、人的被害及び住家被害の状況に応じまして、被災された方へ配分いたしております。

そのほか、災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付け、水道料金や市税等の各種減免、福祉サービス等の利用者軽減、保険医療費の一部負担金免除、就学援助、法律相談や心の健康相談など多岐にわたり、被災された方への支援を講じてきたところでございます。

各支援制度を運営する上で問題点等の御質問でございますけれども、各支援制度の中で、生活再建支援金につきましては、市が被災者から申請書を受け付け、公益財団法人都道府県センターへ進達するということになっておりますけれども、その後書類を審査されますことから、実際の振込まで時間を要する場合があるなど、すぐに現金が必要な方などからの御相談や苦情があったようでございます。そのほか、各支援制度に個別の相談は寄せられているようでございますけれども、個別の案件には丁寧に対応することで、大きなトラブルもなく、生活再建支援は進めることができているようでございます。今後、ニーズが変化するにつれ

まして様々な御相談があることが想定されます。丁寧に対応するとともに、引き続き制度の周知に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ただいま答弁いただきましたけれども、こういった制度内容とか救済措置、取られた制度内容についても、私もそうでありますけれども、この件については、市職員の方でもなかなか、担当外の方でもなかなか熟知されていないのではないかなと思っておりますけれども、市民の問いかけもありますけれども、なかなか返答ができないというふうにも聞いております。広報や相談の在り方ですね、周知策は適切であったのかと疑問点もありますけれども、ここでは、最も手続が困難であるなりわい支援補助金について、現在どのような状況にあるのか、そしてまた、何が問題で、なぜ、市民の不評がこんなに多いのか、この点についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

被災事業者への支援策でございますが、復旧・復興に向けてのワンストップ相談窓口として、昨年８月末に人吉なりわい再建サポートセンターを設置しまして、なりわい再建支援補助金、持続化補助金――こちらは豪雨型でございます、それから雇用調整助成金などの補助金、助成金申請、融資関係の相談支援等を実施してきたところでございます。

この状況の中で、なりわい再建支援補助金につきましては、非常に添付書類の内容が不足するといったところで指導があって、そういった中で、ちょっと補助金の申請に戸惑った、というお声も伺っているところでございます。それから、助成金の申請、融資関係の相談等を、人吉なりわい再建サポートセンターで行ってきたといったところでございます。それから実績……。すみません。

○議長（西　信八郎君）　ここで会議時間を延長いたします。暫時休憩いたします。

午後３時49分　休憩

午後３時54分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○経済部長（廣田五浩君）　時間をとらせて誠に申し訳ございません。それから、質問の趣旨を取り違えておりまして、申し訳ございません。お答えいたします。

なりわい再建支援補助金の申請実績でございますが、人吉市分の申請件数162件、持続化補助金、これは令和２年７月豪雨型の申請件数291件、採択258件となっております。

一方で、相談に来られた事業者からの聞き取りによりますと、補助金の申請自体にまだ迷いがあられる方も約36％おられますこと、また相談そのものを利用されてない事業者もおられます。これらにつきましては、手続の煩雑さも含め様々な理由があられることから、現状

把握のために、現在、被災証明書を提出されました約950の事業者の皆様に対し、事業再建状況をお尋ねする記名式のアンケートを送付させていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　何が問題で、市民の不評が、なぜこんなに多いのかという点についても答弁を求めたところですけれども、この点については、答弁はいただかずに結構ですけれども。私が申し上げたいのは、申請決定の遅延、行政の対応不足にあると思っております。このことが、被災者、関係者の大きな不安の要素であると思っております。現在も、その状況下に多くの方がおられます。今後、早急にあらゆる手立てを講じて、市民の立場に寄り添って、一日も早い解決を期待しておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、次に、生活のケアの面ですけれども、被災された方々は、多種多様の生活の形態であります、生活苦や悩みがあります。これに対して、担当者を区割りして、また配置をして、連絡や訪問での近況の把握や生活状況の確認等は行われているのでしょうか。この点についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（告吉眞二郎君）　お答えいたします。

被災された方への直接的な支援といたしましては、人吉市地域支え合いセンターが、戸別訪問を継続して行っているところでございます。地域支え合いセンターでは、建設型仮設住宅及び市営住宅の居住者を担当する仮設班を４班、在宅やみなし仮設を担当する在宅班を10班に分けて活動を行っておりまして、住まいや生活状況等を確認するとともに、様々な相談を拝聴しているところでございます。

また、市職員の担当者の配置につきましては、地域支え合いセンター以外に、建設型仮設住宅や市営住宅及び在宅等にお住まいの世帯で区分けいたしまして、それぞれに担当の市職員を配置しているところでございます。今後は、個別訪問で得た情報をもとに、支援の必要性、緊急度などを判断し、本市担当職員、地域支え合いセンター、各校区社協、生活支援コーディネーター等で連携を図りながら、きめ細やかな支援を行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　担当者の配置をしているという御答弁でありました。私からなかなか言いにくいことですけれども、「最近の市役所は冷たくなった」という声が多く寄せられております。まさに死活問題と私は捉えておりますけれども。引き続き、被災者に寄り添った対応をお願いいたします。

それでは、次に、今後の災害対策と対応についてですけれども、もう３月の中旬となりました。あと３か月後には本格的な雨期が到来をいたします。今年の雨期も激しいものになるのではないかと、大変危惧をしております。執行部におかれましては、今期の雨期の想定の

情報はどのようにお持ちなのでしょうか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

本年２月24日に、福岡管区気象台から九州北部地方の季節予報が発表されておりまして、１か月予報、３か月予報、それから暖候期予報となっておりまして、この暖候期予報が６月から８月までの予報となっております。梅雨期に当たる暖候期の予報でございますが、天候においては、６月から７月は、平年に比べ曇りや雨の日が多いでしょう。その後は、平年と同様に晴れの日が多い見込みとなっております。降雨量につきましては、平年並み、または多い確率、ともに40％となっております。ちなみに、昨年５月に発表された３か月予報における降水量は、ほぼ平年並みで、平年並み確率30％、多い確率40％となっております。

このことから、現時点での降雨量予報は平年並みでございますが、昨年のように予想できない線状降水帯が発生するおそれもございますので、しっかりとした情報収集に努めまして、警戒は怠らないよう対応していかなければいけないと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　必ず雨期は来るわけですけれども、そこで、今期の雨期に対する災害対策はどのように進められているのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

まず、災害対策本部につきましては、令和３年、本年２月17日に、熊本県主催による県災害対策本部、球磨地域振興局及び市町村が連携をしまして、不測の事態を想定した本部運営訓練を行いまして、事態に応じた対応手順、情報トリアージ、状況判断などを実施いたしまして、職員の対応能力向上に努めております。

また、災害対応におきましては、各防災機関との情報共有をはじめとする連携が大変重要になってまいりますので、熊本地方気象台、国土交通省八代河川国道事務所、県災害対策本部、警察、消防とのさらなる連携強化を図ってまいります。

避難準備といたしましては、出水期前までに避難訓練を行いまして、避難行動の確認を行ってまいります。

災害対策支部運営でございますが、次期出水期までに支部再編成を行いまして、各支部及び避難所運営の強化を行い、各支部からの災害情報等の伝達につきまして、情報の正確性及び収集・伝達のスピードアップ化を目指しまして、位置情報を活用した情報伝達システムの構築を検討してまいりたいと考えております。

また、今後の災害対応全般でございますが、今回の令和２年７月豪雨災害で、球磨川をはじめとする中小河川の被害や山間部での被害が残っておりまして、従来よりも早めの対応をする必要性があると認識をしているところでございます。球磨川洪水予報における基準水位も引上げとなっていることから、早めに市民の皆様に適切に情報発信を行い、災害対応の強

化を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　昨年のような豪雨災害は絶対にあってはならないことですけれども、これもまた、昨年の状況から見て「絶対にない」というのは断言できないわけです。であれば、万全の対策や措置は講じておかなければならないと思っております。

次に、避難についての問題であります。昨年の防止策は講じてありませんでしたので、住民の暮らしと命を守るためには、いち早い避難行動が重要となります。これまで、災害時の避難警報・指示については多くの問題点や疑問を呈してまいりましたけれども、今後どのような計画をお持ちか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

７月豪雨災害後に、市民の皆様からいただいた御意見として最も多かったのが、「防災行政無線が聞こえなかった」「防災情報が伝わらなかった」という御意見でございました。このことを受けまして、令和３年度において、全世帯に対して防災ラジオ――戸別受信機でございますけれども――を配布いたしまして、サイレンを活用し防災情報を市民に対し確実に伝えることができるよう、システム構築を行います。

しかしながら、配信器機それから受信器機の製造等に時間を要しますことから、出水期までに全戸配布することはちょっと困難でございますので、まずは、今次水害で浸水した地域及び難聴者の方に対しまして、６月を目標に配布をいたしまして、それ以外の地域につきましては、７月以降、順次配布していく計画でございます。

また、球磨川、万江川、胸川の想定最大規模の浸水想定区域図、Ｌ２と呼んでいますけれども、千年に１回発生する規模の浸水区域図でございますが、こちらを本年４月に全戸配布を予定しております。想定し得る最大規模の浸水予想となっておりますので、このマップを御活用いただきましてお住まいの地域の危険性を把握していただくとともに、次の出水期に向け、どのタイミングで、どこに避難すべきか、御家庭で御確認をいただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ただいまの答弁を受けまして、ちょっと紹介をしておきたいんですけれども。先日、３月６日のＮＨＫスペシャルを見られた方も多いと思いますけれども、「津波避難　何が生死を分けたのか」というタイトルでありますけれども、東北震災後の10年にわたる調査研究の結果のドキュメントでありますけれども、人が逃げる、逃げなければならないという最終決断の迷い、その中での、いわゆる避難行動の最たるものは、避難放送などではなく、その地域のリーダーや災害を察知した人の声かけと避難行動の伝達が生死を分け

たとの結論でありました。

人々の行動を確認し、コンピューターを駆使して人的行動を把握したものでありました。津波と水害の違いこそありますけれども、この事実は極めて衝撃的なものであったと。市長、部長も見られたと思いますけれども、今後、大いに参考にしていただきたいと思っております。

それでは、次に、ふるさと納税の内容と実績について質問をいたします。

まず、ふるさと納税の直近の内容と実績についてお尋ねをいたします。

○企画政策部長（小林敏郎君）　お答えいたします。

まず、個人版のふるさと納税の実績ですが、令和元年度が寄附件数１万4,284件、寄附の金額が３億1,752万1,000円、今年度が、２月末日時点で寄附件数７万2,664件、寄附額が10億6,387万49円、豪雨災害以降となります今年度７月から２月末日までの実績は、寄附件数が７万90件で、寄附額が10億1,741万4,049円となっており、昨年度の同期間と比較をしますと、寄附件数が約593％、寄附金額が391％と大幅に増加をしております。また、今年度から取組を始めた企業版ふるさと納税の実績は、２月末日時点で８社から合計で3,050万円となっております。

個人版ふるさと納税では、寄附をされる際に寄附金の使途について、６つの項目の中から１つお選びをいただいておりましたが、令和２年７月豪雨後に「災害支援」の項目を追加いたしました。この項目をお選びいただいたほとんどの寄附者の方が返礼品を辞退され、これまでに件数で約２万件、約１億9,000万円の御寄附をいただきました。また、御寄附の際に、多くの寄附者の皆様から応援メッセージも寄せられておりますので、ここで幾つか紹介をさせていただきます。

「去年、我が町も被災地となり、多くの方々から助けていただきました。大変な状況だと思いますが、心を１つに乗り越えていきましょう。」長野県長野市からいただいております。「寄附金が生活再建に役立ちますように。負けないでください。」熊本県菊陽町からいただいております。「ニュースで惨状を目にして、被災された方々のことを思うと本当に胸が痛みます。何もできなくて申し訳ありませんが、せめて僅かばかり寄附をさせていただきます。皆さんの生活が、なるべく早く立て直せるように祈っています。」東京都杉並区からいただいております。このほかにも、多くの皆様から、寄附に添えて応援のメッセージが寄せられており、ごく一部ではございますが、広報ひとよしでも紹介をさせていただいております。

自治体による災害支援の方法として、寄附を受けた際に生じる事務手続を、被災自治体に代わって行う代理寄附という方法がございますが、こちらにつきましても、本市との友好都市である静岡県牧之原市など、全国10の市において行われ、合計で約9,400万円の寄附を、本市に代わってお受けいただきました。

今年度のふるさと納税は、代理寄附分も含めると、既に昨年度の約４倍の寄附額となって

おりまして、また、昨年度までは極めて限定的であった返礼品を辞退される寄附もかなりの件数となるなど、豪雨災害を受けた本市を支援したいという、全国の多くの皆様方の気持ちが、今年度のふるさと納税の実績として表れているものと受け止めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　今年度のふるさと納税は、令和２年７月豪雨災害による増収であります。いわゆるお見舞いの気持ちを表したふるさと納税であります。

そこで、極めて感謝すべき、暖かいふるさと納税の今後の使途計画についてお尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

ふるさと納税の使途についてのお尋ねでございますけれども、この使途につきましては、子どもたちのポケットに夢がいっぱい、そんな笑顔を忘れない古都人吉応援団条例で事業区分を定めているところでございます。その事業は７項目からとなっておりまして、御紹介いたしますと、ふるさとの自然環境及び地域景観を保全・活用するための事業、将来の地域を担う子どもたちを応援する事業、地域で支え合う健康・福祉のまちづくりのための事業、歴史や文化資源を保存・活用するための事業、観光振興の充実など活力に満ちたまちづくりのための事業、その他目的達成のために市長が必要と認める事業、それから、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業でございます。そのため、寄附をされる方には、ふるさと納税をいただく際に、あらかじめその使途として、これらの事業の中から使い道を指定していただいているところでございます。

次に、使途の計画についてのお尋ねでございますが、ふるさと納税は、先ほど企画政策部長の答弁で金額を御説明いたしましたように、令和２年度におきましてはかなりの寄附の金額をいただいておりますけれども、もともとは不安定な収入で、計画的な収入として見込める財源ではございません。そのため、市では、寄附者から指定をいただきましたこれらの事業につきまして、予算編成時に合わせ有効活用を検討し、予算に反映をしているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　今回のふるさと納税は、被災地である本市全体、また被災された方々へのお見舞金の要素が非常に大きいものであると思っております。答弁の中でも、使い道が７項目に分かれていると言われておりますけれども、特に、先ほどの答弁の中に、返礼品を求めないふるさと納税は約１億9,000万円となっており、このことも含め、私は被災された方へ直接の金銭給付や商品券の配布等に活用すべきではないかなと思っておりますけれども、

昨日の大塚議員の質問と重複する点もありますが、このことについてどのような認識をお持ちなのか、お尋ねいたします。

○総務部長（小澤洋之君）　お答えいたします。

議員がおっしゃいました、発災以降、ふるさと納税が増加しているという状況につきましては、当然理解をしているところでございますし、寄附をされた方々の、本市の災害からの復旧・復興を応援したいという思いの中に被災者の方々の早期の生活再建を願う思いがあるということも十分承知をいたしておるところでございます。寄附をいただいた皆様の思いは様々であると推察しておりますが、このふるさと納税の条例の名称どおり、人吉市を応援したいという１点では、皆同じ思いをされているものと思っております。

寄附をいただく際に御指定をいただきました事業に従い、本市の円滑な市政運営並びに災害からの復旧・復興、被災者の生活再建が一刻も早く進むよう、大切に使わせていただきたいと思っております。

議員御質問の、被災者支援策の財源につきましては、これから、被災者の生活再建の段階に応じまして様々な支援策を実施していくことになろうと思っておりますので、その過程の中で十分検討し、予算に反映させてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　被災された方の中でこのようなことを言われた方もいらっしゃいました、「パジャマとサンダルしか残らなかった」と。本当に悲惨な被災者の方々を見てまいりました。このふるさと納税の活用により、被災者救済の実現をしてほしいものです。このことによる給付が、復旧・復興の大きな一助になると考えております。市長、ぜひ実現をしていただきたいものです。

それでは、次に、人吉しごとサポートセンターについてですが、まず、実績と現況についてでありますが、全員協議会の中でいただいた資料で実績は分かりますので答弁は求めませんけれども、この業務の最大の目的であります売上アップの実績、この３年間でたったの５％であります。何といっても、この低い実績は事実であり、現実でありますが、このことについてどのような認識をお持ちかお尋ねをいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

実績についてでございますが、相談件数も目標を達成いたしており、身近な産業支援機関として定着して、中小企業等のＰＲ戦略、起業創業への支援、地域を巻き込む活性化の取組につきましては、多大な実績があったと高く評価をいたしております。

ただ、一方で、センターに求められております、一社一社、事業所、個社の売上アップの成果拡大につきましては、事例はあるものの、成果が限定的でございまして、他の地域の類似のＢｉｚ機関と比較して、期待される成果がやや不足していると認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、次に、今後の計画について、どのように進めていかれるのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

本事業は、第６次総合計画実施計画に位置づけられまして、今後の復興計画においても、被災事業主の復興支援の観点から、中小企業起業創業支援をさらに推進する必要があると認識いたしております。

財源につきましては、地域再生計画の延長及び地方創生交付金の充当が今後とも見込めますことから、令和３年度から２年間は事業を継続させていただきたいと存じます。

今後の計画としましては、事業継続を前提に、新センター長選考を全国一般公募で実施することといたしております。関連予算につきましては、３月10日に、令和２年度補正予算として追加提案をさせていただいたところでございまして、財源につきましては新型コロナ感染症対策地方創生臨時交付金でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　私は常に、これまでのこのサポートセンターについて問題提起を行ってまいりました。それは、市民間に、この事業について納得感がないからであります。まず、端的には、市長の給料をはるかに超える、センター長の100万円の高額な給料、そしてまた、それに伴うセンター全体の経費の問題、いわゆる費用対効果がないとの理由からであります。

それでは、この計画は、２年間継続との提案をされております。先ほどの答弁で財源については述べられましたけれども、運営について、どのような形で進められていくのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

人吉しごとサポートセンター運営のための財源確保についてでございますが、当該事業は、平成30年度から令和２年度の３年間、国の２分の１補助があります地方創生推進交付金（横展開タイプ）の対象事業として推進してきたところでございます。また、令和３年度以降につきましては、この対象事業に、企業版ふるさと納税を活用しました寄附を充当する場合には、事業期間の３年間を５年間まで延長が認められる制度を活用予定でございまして、現在、内閣府に事業期間延長の認定申請中であり、令和３年４月１日に交付決定予定となっております。つきましては、令和３年度からは２分の１の国補助の裏負担について、一般のふるさと納税に企業版ふるさと納税を合わせまして財源充当させていただきたいと予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　先ほどと同じような答弁になっているんじゃないかなと思っていますけれども。運営財源等において、この計画の中で大きく疑問を感じる点があります。このたび、センター長交代の計画を示されております。去る２月15日の全員協議会での説明では、本人の年齢的なこともあり、３年で一区切りとの意向と説明を受けております。現センター長の交代は、いつから提案が始まり、いつ、どこで、どのような形で決定をされたものなのか、この点についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

まず、１月７日に、定例のセンター長審査会を実施いたしております。審査のメンバーは、規約により、商工会議所専務理事、同事務局長、同中小企業指導所長、それから商工振興課長、先進地のセンター長、それから私。先進地のセンター長としましては岡崎市産業支援センター、Ｏｋａ－Ｂｉｚセンター長の合わせて６名でございます。なお、評価結果につきましては、その日のうちに松山センター長にお伝えいたしております。

その後、１月から２月にかけまして、商工振興課長が、松山センター長、それから商工会議所と、それぞれ評価結果を踏まえての意向確認や今後の対応も含めて、順次協議を行っております。松山センター長からの３年で一区切りとの御発言は、その際に伺ったものでございます。並行して、部内庁内関係機関協議、市長協議を随時実施しまして、最終的には２月５日の市長協議にて方針を決定いたしております。

その後、２月15日の全員協議会において、まずは御一報として、議員各位に御報告をいたしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　部長、すみません、もう一度確認しますけども、決定されたのはいつだったんでしょうか。申し訳ございませんが、答弁をお願いいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

最終的には、２月５日の市長協議にて方針を決定いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　２月５日ということでありますけれども、全員協議会、そして議事録にも、「現センター長につきましては、当初から年齢的なこともあられまして、３年で一区切りという認識もあられたと、意向もあられたところでございます」と、このような説明を受けているわけですけれども、なぜ、当初からこのことが分かっていながら、この時期に、こういったセンター長の交代という話が出てくるのでしょうか。この点について、どのように思われているのかお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

３年を一区切りというのは、あくまでも松山センター長の思いから出ているお言葉でございまして、伺ったものでございます。センター長の任期は、毎年、一年一年評価して、継続あるいは交替といった契約となっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　私に寄せられた情報によれば、センター長本人はまだ仕事を続けたいと、そのような気持ちであるというようなそういうお話も聞いております。そして、３年前ですかね、私たち全員協議会の中で、市長も一緒に同席されましたけれども、センター長が御挨拶されました、「私、今64歳なんですけれども、人吉をついの住みかにして、皆さんと一緒にどこかのお墓に入ろうかなというふうに思っております」と、このように挨拶もされております。

Ｈｉｔ－Ｂｉｚの通信もあります、こちらも目を通しましたけれども、勇退というふうに私たちは説明を受けていますけれども、解雇ではないのかなと私は思ったりもするんですけれども、いかがでしょうか、部長、お尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

松山センター長におかれましては、審査会の審査を受けながら、内容的に勇退という形でしていただいたというところでございます。勇退という表明をされたところでございまして、ただ、交替に際しましては、継続して、きちんと業務が空かないようにしたいというお話を頂いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　先ほど答弁では、審査会を受けて勇退ということであります。しかし、この６名で行われた審査会の後に、この成績をもって、市長と２月５日に会議の中で判断をしたということですけれども、センター長の成績の低さが原因により、いわゆる肩たたきがあったのではないかと私は推察をいたしております。この経過が不自然であると私は思っております。

これまで、私は、６月、12月と、人吉しごとサポートセンターについて一般質問を行ってまいりましたけれども、市長も非常に絶賛をされていたわけですよね。そこで、センター長と商工会議所及び執行部との協議の場、そして、センター長が勇退か解雇なのか分かりませんけれども、このことは、いつから市長に報告があり、市長はセンター長には面会をされ、その真意の確認というのはされたのでしょうか、この点についてお尋ねします。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時29分　休憩

午後４時34分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

○市長（松岡隼人君）　お時間をいただきまして、大変申し訳ございません。

１月19日と２月５日に協議を行っております。センター長とは直接はお会いをしておりませんが、メールのやり取りはしたというふうに記憶をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　すみません、ちょっとよく聞き取れなかったんですけれども。面会はしたけれども、そういった話はされなかったということでいいんですか。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

直接はお会いしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　あれだけ絶賛された市長が、センター長の勇退か解雇なのか分かりませんけれども、こういった重要な問題について、面会もなく、このように進んできていること自体が、私は極めて不可解な経過と判断に疑いを禁じ得ませんけれども。

先に進みますけれども、なぜ、このことを申し上げますかと、当初予算で業務委託料2,174万5,000円が計上されていますが、一昨日、追加提案として新センター長選定予算660万円が計上されています。なぜ、この補正予算は当初予算として計上されなかったのか、この点について。また、先ほど、企業版ふるさと納税を充てるということでありますけど、私は趣旨が違うと思っております。企業版であろうと、住民、被災者への見舞金の要素があることは間違いありません。この２点についてお尋ねいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

３月補正予算にて追加提案をさせていただいた理由でございますが、市の一般財源を持ち出すことなく事業ができますよう、財源充当元として研究させていただきまして、新型コロナ感染症対策地方創生臨時交付金の活用を検討しましたところ、他の事業とともに追加提案させていただいたところでございます。

また、本議会で歳出予算と繰越明許をお認めいただけましたならば、できるだけ速やかに、新センター長の選定ができるように対応したいと考えているところでございます。

２点目の、企業版ふるさと納税につきましては、地方創生交付金の横展開の中で、こちらの活用をして２年間の延長を行うという計画をしているところでございます。Ｈｉｔ－Ｂｉｚ（人吉しごとサポートセンター）につきましては、個々の事業者支援として、市民の皆様一人一人を下支えしていくという業務として活用させていただきたいと考えているところでご

ざいます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　企業版ふるさと納税について、進んで充てると言われますけれども、私は趣旨が違うと申し上げているわけで、この事業に係る委託料、当初予算で計上されていますけれども、このようなちぐはぐな執行、対応、方法が支離滅裂と言わざるを得ない。補正予算計上の答弁を聞いておりますと行き当たりばったりと、そういうふうにも見てとれます。このような業務の執行は、プロである職員の方々なら、通常であればされないのではないかなと思いますけれども。

それでは、この選定業務の今後の工程と方法内容、先ほど答弁をいただいていますので、後任が決定するまでの継続した現センター長の業務については、答弁は結構ですけれども、選定業務の今後の工程と方法内容についてお尋ねをいたします。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

公募のスケジュールについてでございますが、まず、公募から選考について御説明させていただきます。公募は、広く全国に一般公募しまして、関連予算をお認めいただけましたならば、速やかに契約を行い、４月１日から公募を開始できればと考えており、期間は５月中旬までを予定いたしております。

その後、５月下旬から、１次選考から３次選考まで実施し、６月下旬には新センター長の決定を予定いたしているところでございます。

今回の選考に係る業務としましては、１次選考から３次選考までを計画しており、前回、平成29年度に行っておりますけれども、選考過程を２段階から３段階に増やす予定でございます。選考方法としましては、１次は書類選考、２次はオンラインによるグループ面接、そして３次は、当地にお越しいただいて個別面接を予定いたしております。その最終の個別面接の審査委員の１人には、市長も予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ここで申し上げておきたいと思いますけれども、３年前です、執行部は、この人吉しごとサポートセンターのセンター長選任において、多くの問題を起こされております。選考委員の選出において、選考委員会に執行部も入るとの議会への計画説明などをほごにした上、研修中の初代のセンター長を急遽解雇されています。スキルが低いとの理由でありますけれども、あれだけの予算と手間暇をかけて、専門家による人選をしておきながらの出来事でありました。そのために要した人件費もろもろの経費を合わせて、約1,000万円近くの損害金を生じさせております。

市長、副市長は、自ら給料の減給をもって責任の申出がありましたけれども、議会は納得

せず、全会一致で、さらに重い責任を課す措置を講じました。その後、最終的には、選考委員会では選定を行われず、市長自ら現センター長を選定したものであります。そのような経過を持ちながら、どう考えても、新センター長が誕生しても、研修を終えて実務は１年半程度になるということであります。そのために、高額の予算を使って全国一般公募を行い、新センター長の長期研修等で、重複する際は２人分の給料を支払わなければなりません。

また、心配するのは、新センター長が着任しても、実質１年半程度しかないということと、これまでの継続的な相談、そして指導、指摘事項等の引継ぎなどを考えた場合、また白紙状態、そしてリセット状態になるということが想定されます。この辺りについてどう思われるのか、なぜそこまでしてこの事業を継続しなければならないのか、市長、この点についてお尋ねいたします。

○市長（松岡隼人君）　お答えいたします。

まず、現センター長に関してですが、中小企業小規模事業者が課題とするＰＲ不足の悩みに対して、販促のオンライン化、メディアの有効活用等で御貢献をいただいております。また、川上記念事業、そして観光団体、商店街組織の支援、福祉施設と商工事業者とのビジネスマッチングやコラボなど、地域を巻き込む産業活性化の活動・取組は顕著であり、評価するとともに、令和２年７月豪雨後は、軽トラ貸出しやクラウドファンディングによる資金調達など、被災事業者への支援で貢献は大であったと認識をしております。

そのように、やはり中小企業者を支える、私は日頃から申し上げておりますが、地域が元気になるということは、地元の中小企業者の売上げが上がること、または従業員等々が増えていくこと、そういうことだと思っておりまして、これは自治体として必ずやっていかなければならないことだと私は思います。当然それぞれの中小企業者は努力はされておりますが、今回、センター長にも来ていただいたように、例えばＩＣＴとかインターネットを使った、ホームページを使った販促だったりとか、これまで取り組んでおられなかったこと、Ａｉｒレジ（エアレジ）の導入だったりとか様々な、中小企業者が変わるきっかけになったと思っているところでございます。

加えまして、今回、令和２年７月豪雨災害を受け、高瀬議員からも先ほどから御指摘いただいておりますように、本当に地元中小企業者が傷んでおります。なりわいの補助金、そして持続化の補助金、我々も精いっぱい支援をして中小企業者をお支えしているところです。そういったことをしながらも、やはり売上げを伸ばすこと、これが一番大事でございますので、さらに、これまでよりも中小企業者に寄り添って売上げを伸ばしていただくための支援が必要であると思っているところでございます。

それなしにして、地域の活性化とか地域の発展はないと思っているところですので、その１つの手段方法として、我々が持ち得ない専門的な知識やスキルを持った方に、ぜひお越しいただいて、本地域の経済の発展、また、まちの復興等々に、ぜひ御尽力をいただきたいと

思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　今後とも、引き続き続けていくと。今の答弁でも、その熱い思いは分かりますけれども、よく理解できない部分もあります。時間の都合もございますので、今後のこのセンターの在り方については、私の思いを述べて終わりたいと思いますけれども。この事業は、やはり、各面でもう少し考える余地があると。どうしても継続したいという意向でありますので、現在本市の状況下では、災害対応が優先であり、しかも、その分野の相談窓口はいろいろな面で存在をしております。私は、真の行政の取組がなっていないとも感じています。さらに、担当の部局の熱意を感じておりません。こういった、企業発展を後押し・指導する立場のこのサポートセンターが、今後リスクを背負い、コストを抱え、そしてロスを生み出している現状と今後に、相談や指導を受けられる市民、また、特に中小企業の方々の信頼を得ることができるのかなと。まさに、模範とならない機関ではないかなと私は思っています。本件に関しましては、今後も注視をしてまいりたいと思います。時間がありませんので、本件はこれまでとし、次に進んでまいります。

それでは次に、人吉市復興計画について質問を行います。

最初に、策定の経緯と理念についてですが、この計画書は素案となっております。通常、案としますけれども、これについて何か意味があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、お答えいたします。

なぜ素案なのかというお尋ねでございます。現在まで策定を進めております人吉市復興計画素案につきましては、昨年11月に設置をいたしました復興計画策定委員会で御議論いただくために、事務局にて骨子案を作成、その後の議論の中でその作成をいたしております。先月８日の全員協議会におきましてお示ししました人吉市復興計画素案につきましては、もともと１月18日に開催予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして書面開催となりました第３回復興計画策定委員会において御審議をいただきました計画素案に、書面にていただいた御意見等を盛り込んだ内容にしておりまして、翌２月９日から、パブリックコメントに提示しました資料とさせていただきました。その後、パブリックコメント、さらには６校区での意見交換会等を踏まえまして、さらに修正を行ったものを素案修正版としまして、第４回復興計画策定委員会で御審議いただいています。

この案につきましては、これまでは、いろんな御議論をいただく中で、事務局で作成された素案、それにいろんな御意見を盛り込んだというところですけれども、先般、第４回復興計画策定委員会で答申を取りまとめていただくという、最終的な結論に至っております。その段階で近々、今月中旬になりますけれども、復興計画策定委員会のほうから、市長に対しまして答申をいただきますが、その際には復興計画案ということで答申をいただこうと思っ

ております。その上で、最終的に答申いただきました内容につきまして、いま一度、庁内で審議の上、意思決定をしまして、最終的に「案」をとった復興計画を年度内に固めた上で、いま一度、市議会のほうにも御説明させていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ただいま答弁のように理解をしたいと思っております。

それでは、策定の経緯と理念についてでありますが、昨年９月16日の復興に係る有識者会議は４人でありました。それに市長が加わっておられます。５か月後のこの有識者会議には、新たに有識者に１人加わり５人と、それに市長でありますけど、当初の４人の有識者の方々はどなたで、１人増加になった有識者の方はどなたで、また、追加の理由についてお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

議員御指摘の有識者会議についてでございますけれども、本市といたしましては、本格的な復旧・復興を進めていくに当たりまして、専門的な見地から復旧・復興の基本的な考え方、方向性の整理、また復興への道筋を明確化していただくために専門家の方々にお集まりいただきまして、これも本市にこれまでも関わりを持っていただいた方々になりますけれども、そういった専門家の方々に御議論いただくという形で有識者会議を設置をしております。

御指摘のように、昨年９月と今年２月に、２回開催をしております。１回目の９月16日につきまして、メンバーの方を御紹介させていただきます。まず、１人目、人吉市景観審議会会長もお務めいただいております九州大学大学院芸術工学研究院の教授、藤原惠洋様、お二人目、球磨川タイムライン協議会座長もお務めいただいております東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター客員教授でいらっしゃる松尾一郎様、三人目、初代の熊本県立大学の理事長もお務めで、あさぎり町御出身の東京農業大学名誉教授の蓑茂壽太郎様、四人目、元林野庁に勤務されていましたけれども、本市御出身の、現在一般社団法人全国木材検査・研究協会の理事長、山田壽夫様の４名でございます。これに松岡市長も交えまして、それぞれの専門家から本市に対する熱い思いや、歴史を踏まえたまちづくり、治水・防災対策、防災・減災の取組などについて、２時間近くにわたり御助言いただいたり御議論を交わしていただいたというところでございます。

次に、２月に開催をしました２回目の有識者会議でございますけれども、１回目の有識者会議で御指摘いただきました内容等について、先ほど御説明しました復興計画素案等も含めて、反映をしたり、参考にさせていただく中で、２月17日に第２回目の有識者会議を開催させていただいております。こちらは、新型コロナウイルスの影響からオンラインで開催をさせていただきました。第２回目につきましては、２月17日ということで先ほど御説明したものもありますけれど、復興計画の素案、そして修正案という段階に至っている中で、そうい

った内容を中心に御議論いただきたいということで、先ほどの４名の方に加えまして、先ほど御紹介した、本市の復興計画策定委員会の委員長をお願いしております、くまもと水循環・減災研究教育センター長もお務めの熊本大学大学院先端科学研究部の教授でいらっしゃる柿本竜治様にも御参画をいただきまして、策定委員会での議論と、それと有識者会議における議論をしっかりかみ合わせていくということも込めまして、これに、さらに松岡市長も加わっていただきまして、２時間にわたって熱心な御議論をいただいたというところでございます。

そして、この２回の御議論、御指摘、御助言につきましては、復興計画のほうに反映できるところは反映し、修正もしという形で、今、最終的な復興計画素案修正案というところに至っているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　私は、この有識者会議は本策定の基本的な核となるものと思っております。この復興計画を、何名か、私を取り巻く関係の方々に見ていただきましたけれども、そういった方々の感想ですけれども、「具体性に欠ける」「行程が分からない」「財源が伴っていない」など、「そつない言葉の羅列では」と言った方もおられました。最終的には、「復興計画の実感が湧かない」ということです。

そこで、局長、お尋ねですけれども、この素案は本市オリジナルなのか、また、どこか自治体を参考にして策定されたものなのでしょうか、お尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　お答えいたします。

今、議員御指摘ございましたけれども、今回策定をいたしております人吉市復興計画につきましては、まず、東日本大震災あるいは熊本地震、さらには九州北部豪雨など、これまでに災害に見舞われた被災自治体において策定をされました復興計画を参考に、作業を進めてきております。ただ、特に具体のどちらかの被災自治体をモデルに、という形でつくっているものではございませんで、本市の状況を踏まえながら、そして参考にすべきところは参考にしながらという形でつくっております。

ちなみに、この作業につきましては、外部に委託等をしておりませんでして、内容の構成、あるいは文面の作成といったところにつきまして、本市職員のほうで直営でつくっているということでございます。

先ほど御指摘がございましたけれども、財源の部分ですとか内容の部分とか、やはり復興計画は大きな方向性ということもございますので、そういった具体のところはこれから、まちづくりについてはまたございますけれども、復興計画の実現に向けてもしっかりと財源の獲得も含めて進めていくと、そういうふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　これをお聞きしましたのが、１月28日に、阿蘇郡西原村と復興まちづくり計画としてリモート会議形式で意見交換会を開いておられます。意見交換や勉強会をされていると思いますけれども、その結果、どのようなことが復興計画の参考となり、今後生かすべきかと思われたのか、概要で結構ですのでお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、西原村さんのほうと意見交換をさせていただいております。この意見交換につきましては、もともとは１月29日に、本市の全町内会長様にお集まりいただいて、復興計画の概要、今後の進め方というものを御説明する勉強会を予定しておりましたけれども、御存じのとおり新型コロナウイルス感染症の影響でそちらは中止をしたということでございました。もともとは、その勉強会に西原村の関係者の方にもお越しをいただいて、パネラーという形で壇上に上がっていただいて、西原村での御経験、ノウハウといったところを皆さんに御説明いただくという形を想定していたところでございます。

ただ、中止ということになりまして、我々としましては、西原村さんとの接点、御縁を参考にさせていただきたいというのもありましたものですから、特に復興まちづくり計画の策定に取り組んでいくに当たりまして、行政と住民の皆様の合意形成の部分ですとか、住民の皆様と協働したまちづくりを進めていくところ、これは繰り返し御説明してきておりますけれども、こういった部分の進め方、ノウハウの部分について、西原村のほうに御助言をいただきながら、当時――もう５年前になりますけれども――からの復興の中での取組というところ、いろんな課題も、あちらもあったと聞いております。そういったところも本市に当て込みながら、参考にしているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　先ほど、この計画は本市独自のオリジナルという説明でありましたけれども、このような計画立案は、下ごしらえをする事務局に委ねられるのが大体の方法でありますけど。

そこでお尋ねですけれども、計画策定に当たっては、やはり先進事例を参考にせざるを得ません。また、これは重要なことですけど、専門家は「復旧・復興の基本は先進事例のいいところを取り入れるのが最良」と言われます。そこで、どのようなところを視察、意見交換などをされたのか、先進事例の参考になることをされたのでしょうか。この点についてお尋ねしておきます。

○復興局長（元田啓介君）　先進地の視察ということで、お答えさせていただきます。

今後、本市が復旧・復興を進めていく中で、復興まちづくり計画に取り組んでいらっしゃる被災自治体を参考にさせていただくべく、まず、昨年９月下旬になりますけれども、熊本

地震からの復興に取り組んでおられる益城町さん、西原村さん、南阿蘇村さんを、本市職員が訪問させていただいております。それぞれの自治体の職員の方、あるいは自治体の職員とともに復興に関わっておられる方、あるいは県職員といった関係者と意見交換、アドバイス等をいただいたというところでございます。また、11月下旬になりますけれども、被災者の住まいの確保、特に、今後必要となります災害公営住宅の建設の考え方や戸数の把握、土地の選定方法といったところにつきましても、別途、益城町さん、西原村さんにお邪魔をさせていただいてお聞かせいただいております。また、訪問等は行っておりませんけれども、平成20年九州北部豪雨にて甚大な被害を受けた阿蘇市からも、当時の資料の提供をはじめ、多くの職員の派遣をいただくなど御支援いただいております。

ただ、復旧・復興に取り組む中で、こういった市を囲む状況がございますので、まずは県内の自治体のほうにお邪魔をして参考にさせていただいているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、基本理念につきましては、大変難しい質問になることは分かっておりますけれども、復興計画書の添え書きに目的が記載され、復興計画の中にも、「第１章　はじめに」の１に、計画策定の趣旨、２に、計画の位置づけとされております。復興計画の礎を余り感じておりませんけれども、基本理念についてお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　お答えいたします。

今、議員御指摘の復興計画の基本理念ということでございますけれども、復興ビジョンとして掲げております「～希望ある復興を目指して～球磨川と共に創る　みんなが住み続けられるまち」という復興ビジョンを設定しております。そこに対して、復興計画の中では施策の基本方針という３つの柱を設定して、それぞれの柱にぶら下がっていく具体的な施策を並べていっております。これにつきましては、近々から取り組むべきものというものも含めて第４章に整理をしておりますし、また、第５章には、未来に向けたまちづくりということを中心に、第４章と第５章で若干、スピード感ですとか進度、あるいは着手する時期とかが異なる部分がございますけれども、まず初めにやらなければいけないことを第４章に記載をし、未来に向けたまちづくりという部分を第５章にということで、ちょっとトーンを分けた形にしています。どちらをして、どちらをしないということではございませんで、第４章の部分も、そして第５章の部分もしっかり取り組んでいくことで、本市の復旧そして復興につなげていくということでございます。位置づけとしましては、そういう形で考えておりますし、復興の理念としてもそういう形で考えているというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、次に、計画内容についてでありますけれど、この点につい

ては、まだ詳細な理解がちょっとついておりませんので、市民の方々の意見を聴取して、今後、具体的に質問、議論を行ってまいりたいと思っております。

次に、総合計画との整合性についてですが、復興計画の基本方針は、総合計画と整合性を図り、計画期間を、以下中略しまして、復興計画（第２期）は第６次人吉市総合計画（後期基本計画）に一本化し云々となっております。復旧・復興は長期に及ぶことは必然であります。やはり独立した、市民が一生忘れることのできない災害による復興計画は、独自な道を歩むべきと考えますが、いかがでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　それでは、お答えいたします。

議員御指摘の第６次人吉市総合計画につきましては、本市に住む全ての市民の幸せにつながるための道しるべとしまして、令和２年度から令和９年度までの８年間を対象期間として、市議会の議決もいただきまして、昨年３月に策定をいたしております。

その中に、「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」をまちづくりの理念として掲げまして、人口減少、少子高齢化、経済状況の低迷など、社会環境や経済情勢、さらには現在の市民ニーズなど諸課題への対応を、整理、検討したものでございます。しかし、前期基本計画に掲げる様々な施策の取組をスタートさせました昨年７月に、未曽有の災害に見舞われたという状況でございます。被災により20名の貴い人命をはじめ、本当に多くの財産などが失われたことから、第６次人吉市総合計画につきましては、前提条件が根底から変わってしまったというふうに言わざるを得ない面もございます。また、そう遠くない将来に顕在化することが予見された課題というものが、この発災によりまして課題に直面する事態が非常に早まってしまったということもございます。

しかしながら、第６次人吉市総合計画の理念や方向性は何ら変わるものではないと考えておりますことから、今回策定をいたします人吉市復興計画につきましては、本市の最上位計画である第６次人吉市総合計画に掲げる理念やまちづくりの将来像を目指すべく取り組む指針と位置づけまして策定を進めております。

御指摘の後期計画につきまして、復興計画を一体化していくということ、現時点ではそういうふうに考えております、復興計画にもそういった記載をしておりますけれども。これは、当然、復興の進捗状況等を見ながら考えていくべきものでもございますので、現時点の予定としてはそういうふうにしていきたいと思っております。ただ、根っこの部分の、目指すべき方向性というのは、前提条件が変わりつつも、あくまでも同じ方向を、総合計画も復興計画も向いているということで我々は考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　よく理解することができましたけども、独自である程度まで進んでいくということでありましたけれど、市民間では総合計画書についてはあまり興味がないと、

存在すら知らない方が結構いらっしゃいます。それを考えると、大変興味深く注目しておられます。後世まで伝えられる復興計画書として、その存在を残してほしいという願いから申し上げた次第であります。

それでは、次に、実施計画策定についてでありますけれども、細部にわたる確実性の高い実施計画書の策定とその公表について、どのようなお考えかお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　お答えいたします。

今後の具体的な取組の方向性ということになりますけれども、今回策定します復興計画は、まずは第４章に記載している施策を中心に、今後４年の間に取り組むべき施策の方向性を整理した計画と位置づけております。これは繰り返しになりますけれども、また５章に記載しております施策は、もう少し長いスパンでの取組を想定しておりますことから、全体としては、今後４年の間に完了、もしくは着手をするというものを、整理をして策定をしているという形にしております。

復興計画の施策の３本柱それぞれにつきまして、まずは具体的な施策の列記、そして、それにスピード感を持って取り組むことが非常に重要であると考えておりますけれども、今後、安全・安心な居住空間を高めるまち、さらには町中における観光客の回遊性を高めるまちづくりなど、長期的な視点で取り組む必要がある施策については、国と県との連携はもとより、これまでも御案内しております復興まちづくり計画において、地域の住民の方々と議論しながら固めていきたいと思っておりますし、先ほど御説明した第４章の施策については、着実に進めていくという形で考えております。

今回復興計画に上げております施策でございますけれども、既に取組を始めているものもございますし、これから取り組んでいくものもございます。例えば、次の出水期に向けまして防災ラジオの各戸配布とか、こういったものも今着手をしているものもございますし、今後、順次取り組んでいくものもございますが、果断なく取り組んでいくということをまずもって進めていくことで、しっかりとした復旧・復興に取り組んでいきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　それでは、最後に、復興局長は大変な重責を担われたと思っております。一方、市民は局長に絶大な期待を寄せております。このような中で、外から人吉市を見てこられ、また、このような形で、実質、人吉市の市民になられて複雑な心境と思いますが、そこで、これからの人吉市の原動力となる産業は何だと思われるのか、単刀直入にお尋ねいたします。

○復興局長（元田啓介君）　お答えいたします。

過分な御紹介をいただいて恐縮でございます。まず、熊本県内に目をやりますと、昨年の７月豪雨、その４年前の熊本地震、さらにその４年前の九州北部豪雨ということで、本県内、

度重なる災害に見舞われているということでございまして、これらの復興の中で、本市の参考になる事例も見受けられると考えております。県内の参考事例も含めまして、取り入れるべきものはしっかりと取り入れていくことで復興の道筋をつけていくということも非常に重要であると考えております。

一方で、本市にまた目をやりますと、多くの豊かな自然ですとか、これは球磨川をはじめ豊かな自然、そして地域資源を有しておりまして、国内外からの誘客、特にインバウンドといった視点からは非常にポテンシャルが高いと私自身感じているところでございます。こういった点を踏まえまして、今後復興を牽引していくエンジンとも言うべきものにつきましては、やはり、復興計画の施策の柱に上げております「力強い地域経済の再生」という形で考えております。第４章のほうに商工業、観光業、農業、林業と、各産業それぞれに個別課題と取り組むべき施策の方向性を掲げております。これらにしっかり取り組んでいくと、そして着実に取り組んでいくということは言うまでもありませんが、特定の産業に偏ることなく、さらには計画の第５章に掲げております「未来につながるまちづくり」、ここに掲げられております各施策の実現を目指していくことで、本市全体の浮揚を図っていくとともに、未来につながるまちづくり、未来型復興にもつなげていきたいと考えております。

このように、参考にすべきものは柔軟に取り込むとともに、本市の魅力を生かした人吉モデルと言えるような独自の取組にもチャレンジをしていきたいと考えております。これによります成果を、県全体にも波及させていく、こういった復興を遂げていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）　ありがとうございました。

最後に、このたび退職される職員の皆様に対しまして、深く敬意を表し、厚く感謝を申し上げます。今後もますますの御健勝を心から御祈念申し上げます。ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（西　信八郎君）　以上で、一般質問は全て終了いたしました。

日程第２　議第37号から日程第８　議第43号まで

○議長（西　信八郎君）　次に、議第37号から議第43号までの７議案を議題とし、議案質疑を行います。

議第37号から議第43号について、質疑はありませんか。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算書の12ページ、７款、１項商工費の13節委託料の中で、地域デジタル通貨構築業務委託料3,600万円上がっておりま

す。地域の経済を回すために使うということですが、少し詳しく教えていただきたいと思います。

○経済部長（廣田五浩君）　お答えいたします。

地域デジタル通貨構築業務委託料3,600万円の増額でございますが、人口減少、ウィズコロナ時代におきます持続可能な地域経済を目指しまして、地域独自の決済で使用するデジタル地域通貨を流通させることにより、地域のお金の域外流出防止や地域内循環の仕組みを創出するものでございます。また、経済活性化のみならず、第６次人吉市総合計画に掲げますスマートシティの実現に向けまして、ポイント事業による地域コミュニティーの活性化、共生のまちづくりのための決済及び情報インフラとしての活用を図りたいと考えております。3,600万円の内訳でございますが、モデル事業としまして1,000万円、それから構築事業としまして2,600万円を見積もっているところでございます。システム業務委託公募型のプロポーザル方式で選定を考えております。

それから、システム構築と並行いたしまして、商工会議所、商店街振興組合、きじ馬スタンプ会等々、商工団体、金融機関などを構成者とする、（仮称）地域デジタル通貨普及推進協議会を設立予定のところでございます。事例を申し上げますと、岐阜県飛騨市、それから千葉県木更津市、九州では長崎県南島原市等が地域デジタル通貨に取り組んでいるというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（西　信八郎君）　４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）　ありがとうございました。

○議長（西　信八郎君）　ほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにないようですので、これで、追加議案７件についての質疑を終了いたします。

日程第９　委員会付託

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第９、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第４号から議第35号並びに議第37号から議第43号までの39件及び陳第９号を一括して各委員会に付託することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（山本繁美君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております令和３年３月第２回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第４号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）につきましては、３ページ、

４ページの［別記１］に記載のとおり、議第11号令和３年度人吉市一般会計予算につきましては、５ページ、６ページの［別記２］に記載のとおり、議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）につきましては、７ページの［別記３］に記載のとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、継続審査となっております陳情等の件名につきましては、参考として８ページに記載してありますので、念のために申し上げます。

なお、人事案件につきましては、委員会への付託はございません。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第４号	令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）	各委［別記１］
議第５号	令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）	厚生
議第６号	令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）	厚生
議第７号	令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第５号）	厚生
議第８号	令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第４号）	厚生
議第９号	令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）	厚生
議第10号	令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第３号）	経建
議第11号	令和３年度人吉市一般会計予算	各委［別記２］
議第12号	令和３年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
議第13号	令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
議第14号	令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	厚生
議第15号	令和３年度人吉市介護保険特別会計予算	厚生
議第16号	令和３年度人吉市水道事業特別会計予算	厚生
議第17号	令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算	厚生
議第18号	令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算	経建
議第19号	人吉市奨学金給付条例の制定について	総文
議第20号	人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第21号	人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第22号	人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第23号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第24号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第25号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第26号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第27号	人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について	総文
議第28号	人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第29号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第30号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第31号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条	

	例の制定について	厚生
議第32号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第33号	人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第34号	人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について	経建
議第35号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第37号	令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）	各委［別記３］
議第38号	令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第６号）	厚生
議第39号	令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第５号）	厚生
議第40号	令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第８号）	厚生
議第41号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第42号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第43号	人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例の制定について	経建
陳第９号	新型コロナウイルス感染症対策による熊本県時短営業要請によって売り上げに影響を受けた事業者に対する救済を求める陳情	経建

［別記１］

議第４号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第５条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 １款　議会費 ２款　総務費（３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ３款　民生費（４項　災害救助費の一部） ９款　消防費 10款　教育費 11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費） 12款　公債費 13款　諸支出金 14款　予備費 第２条　継続費の補正（２款　総務費） 第３条　繰越明許費の補正（２款　総務費、10款　教育費及び11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費の一部）） 第４条　債務負担行為の補正（２款　総務費及び10款　教育費）
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費（３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費（１項　社会福祉費、２項　児童福祉費、３項　生活保護費及び４項　災害救助費の一部） ４款　衛生費 第３条　繰越明許費の補正（３款　民生費、４款　衛生費及び11款　災害復旧費（５項　その他公共施設公用施設災害復旧費の一部））

○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正	
		３款　民生費（４項　災害救助費の一部）
		６款　農林水産業費
		７款　商工費
		８款　土木費
		11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費）
	第３条　繰越明許費の補正（６款　農林水産業費、７款　商工費、８款　土木費及び11款　災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費及び３項　公共土木施設災害復旧費）	
	第４条　債務負担行為の補正（３款　民生費（災害救助費）、７款　商工費及び８款　土木費）	

［別記２］

議第11号　令和３年度人吉市一般会計予算	
○予算委員会	第１条　歳入予算（全款） 第３条　地方債 第４条　一時借入金 第５条　歳出予算の流用
○総務文教委員会	第１条　歳出予算 １款　議会費 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費を除く） ９款　消防費 10款　教育費 11款　災害復旧費（４項　文教施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費の一部） 12款　公債費 13款　諸支出金 14款　予備費 第２条　債務負担行為（２款　総務費（１項　総務管理費））
○厚生委員会	第１条　歳出予算 ２款　総務費（２項　徴税費及び３項　戸籍住民基本台帳費） ３款　民生費（１項　社会福祉費、２項　児童福祉費、３項　生活保護費及び４項　災害救助費の一部） ４款　衛生費 ５款　労働費（１項２目　シルバー人材センター費） 11款　災害復旧費（１項　厚生労働施設災害復旧費） 第２条　債務負担行為（２款　総務費（２項　徴税費）及び４款　衛生費）

○経済建設委員会	第１条　歳出予算	
	３款	民生費（４項　災害救助費の一部）
	５款	労働費（１項１目　人吉球磨地域技能振興費）
	６款	農林水産業費
	７款	商工費
	８款	土木費
	11款	災害復旧費（２項　農林水産施設災害復旧費、３項　公共土木施設災害復旧費及び５項　その他公共施設公用施設災害復旧費の一部）

［別記３］

議第37号　令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費 ９款　消防費 10款　教育費 14款　予備費 第２条　繰越明許費の補正（２款　総務費及び９款　消防費）
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費 ４款　衛生費 第２条　繰越明許費の補正（３款　民生費及び４款　衛生費）
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ７款　商工費 ８款　土木費 13款　諸支出金 第２条　繰越明許費の補正（７款　商工費、８款　土木費及び11款　災害復旧費）

［提出陳情件名］

陳第９号　新型コロナウイルス感染症対策による熊本県時短営業要請によって売り上げに影響を受けた事業者に対する救済を求める陳情

［継続審査件名］

○経済建設委員会

陳第８号　人吉市における分煙環境整備に関する陳情書

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時18分　散会

令和３年３月第２回人吉市議会定例会会議録（第６号）

令和３年３月26日　金曜日

１．議事日程第６号

令和３年３月26日　午前10時　開議

日程第１	議第19号	人吉市奨学金給付条例の制定について	総文
日程第２	議第20号	人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第３	議第21号	人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第４	議第22号	人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第５	議第23号	人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第６	議第24号	人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第７	議第25号	人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第８	議第26号	人吉市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第９	議第27号	人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について	
日程第10	議第28号	人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
日程第11	議第29号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第12	議第30号	人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第13	議第31号	人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第14	議第32号	人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第15	議第33号	人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	

日程第16	議第41号	人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第17	議第42号	人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第18	議第34号	人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について	経建
日程第19	議第35号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第20	議第43号	人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例の制定について	
日程第21	議第４号	令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）	各委
日程第22	議第37号	令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）	各委
日程第23	議第５号	令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）	厚生
日程第24	議第６号	令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）	
日程第25	議第７号	令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第５号）	
日程第26	議第８号	令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第４号）	
日程第27	議第９号	令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）	
日程第28	議第38号	令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第６号）	
日程第29	議第39号	令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第５号）	
日程第30	議第40号	令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第８号）	
日程第31	議第10号	令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第３号）	経建
日程第32	議第11号	令和３年度人吉市一般会計予算	各委
日程第33	議第12号	令和３年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算	総文
日程第34	議第13号	令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算	厚生
日程第35	議第14号	令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算	
日程第36	議第15号	令和３年度人吉市介護保険特別会計予算	
日程第37	議第16号	令和３年度人吉市水道事業特別会計予算	

日程第38　議第17号　令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算　　┘

日程第39　議第18号　令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算　　――経建

日程第40　議第36号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第41　陳第８号　人吉市における分煙環境整備に関する陳情書　　――経建

日程第42　新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

日程第43　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

日程第44　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第45　人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第46　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

・追加日程

議第44号　工事請負契約の締結について

発議第５号　人吉市議会会議規則の一部を改正する規則

３．出席議員（18名）

１番	松村　太	君
２番	徳川禎郁	君
３番	池田芳隆	君
４番	牛塚孝浩	君
５番	西　洋子	君
６番	宮原将志	君
７番	塩見寿子	君
８番	高瀬堅一	君
９番	宮﨑　保	君
10番	平田清吉	君
11番	犬童利夫	君
12番	井上光浩	君
13番	豊永貞夫	君
14番	福屋法晴	君
15番	本村令斗	君
16番	田中　哲	君

17番　　大　塚　則　男　君

18番　　西　　信八郎　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	松　岡　隼　人　君
副　市　長	迫　田　浩　二　君
監　査　委　員	井　上　祐　太　君
教　育　長	末　次　美　代　君
総　務　部　長	小　澤　洋　之　君
企画政策部長	小　林　敏　郎　君
市　民　部　長	丸　本　　縁　君
健康福祉部長	告　吉　眞二郎　君
経　済　部　長	廣　田　五　浩　君
建　設　部　長	瀬　上　雅　暁　君
復　興　局　長	元　田　啓　介　君
企画政策部次長	井　福　浩　二　君
総　務　課　長	森　下　弘　章　君
財　政　課　長	永　田　勝　巳　君
水　道　局　長	久　本　禎　二　君
教　育　部　長	椎　屋　　彰　君

５．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局　　長	山　本　繁　美　君
次　　長	栗　原　　亨　君
庶　務　係　長	平　山　真理子　君
書　　記	青　木　康　徳　君

午前10時　開議

○議長（西　信八郎君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次、採決いたします。

日程第１　議第19号から日程第９　議第27号まで

○議長（西　信八郎君）　まず、日程第１、議第19号から日程第９、議第27号までの９件を議題とし、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　おはようございます。総務文教委員会に付託されました日程第１、議第19号人吉市奨学金給付条例の制定についてから、日程第９、議第27号人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてまでの９件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第１、議第19号人吉市奨学金給付条例の制定についてですが、子どもたちの可能性を支援する意味で、経済的理由により修学困難な学生の学びを支える本市の奨学金制度の拡充を図るべく、新たに給付型奨学金制度を創設するものです。給付奨学金の原資は、貸与奨学金として現在運用している奨学金の一部を活用することとし、給付する年額分の補塡としてふるさと納税等の寄附金を奨学基金に編入することにより、事業の継続及び安定的な運用に努めることとされております。

本市の奨学金制度は、昭和34年に、750万円を原資にスタートし、その後、多くの寄附が寄せられたことから、平成５年に、基金運用額を6,500万円に増額し、現在に至っています。現在の奨学金の運用は、令和元年度、現金預金が6,987万2,349円、貸与金が2,230万8,000円、未収金が488万7,000円の、合計で9,706万7,349円となっております。寄附金は、企業、団体、個人から、昭和63年以降の合計で7,696万7,100円となっております。

選考の学力基準は、受給前の在学した学校での評定平均値が、５段階評価で3.5以上の者、または特定の分野における能力が卓越している者であって学校長が推薦する者。また、この基準に達していなくても、選考委員会の選考を経て、教育長がふさわしいと認める者。家計基準は、独立行政法人日本学生支援機構が家計の基準として示している収入基準額を判定の目安とする。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯を優先するとのことです。

奨学生選考の流れは、11月～12月を募集期間、１月に書類選考・個人面接、２月に選考委員会・奨学生内定、４月～５月に正式採用・振り込みを開始するとのことです。なお、申請できるのは、在籍する学校を、申請年度内に卒業見込みか卒業後２年以内の者とするもの

です。

対象者及び給付額は、高校・高専等入学者が、年10人以内で、１人当たり５万円、大学・短大・専門学校等入学者が、年５人以内で、１人当たり20万円、学校は国公立・私立を問わないものとし、入学時の一時金として１回のみ給付するとの説明があっております。

委員から、市の貸与型と給付型の併用は可能かとの質疑に対し、併用可能であるとの答弁。同じ人が、高校と大学への入学時に２度給付を受けることは可能なのか、また、兄弟で、同時に２人分申請はできるのかとの質疑に、どちらも申請は可能である。選考は、人吉市奨学生選考委員会で行うとの答弁。給付額の設定の根拠はとの質疑に、他市の状況を参考にした。大学等への入学時の給付額として、県内では10万円という金額のところもあったが、通えるところに大学等がなく、人吉市から離れることが想定され、経済的な負担が大きくなるのを考慮して金額を設定したとの答弁。対象者の数の根拠はとの質疑に、継続して事業運用できる人数との答弁。入学後の中退や、保護者の経済力が回復した場合等は、返還が必要かとの質疑に、入学時の経済的援助であるので、原則として返還は必要ないと考えているとの答弁があっております。

委員から、貸与型奨学金の未収金の回収に努め、多くの奨学金給付ができるよう体制を整え、一般財源に影響が出ないように努められたい。ふるさと納税の充実に努め、制度の拡充にも努められたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第２、議第20号人吉市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定は、議第19号人吉市奨学金給付条例の制定に伴い、所要の改正を行うものです。

委員から、今回は改正されていない第２条の基金の金額について、定期的に見直されたいとの要望があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第３、議第21号人吉市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定ですが、奨学生保護者の人吉市内での居住要件を「３年」から「１年」に改めています。また、一部、条例の古い用語である「各号の１」を「各号のいずれか」という用語に改めるものです。

委員から、奨学金を受ける要件が緩和されているので、悪用されないように留意されたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第４、議第22号人吉市奨学生選考委員会条例の一部を改正する条例は、議第19号人吉市奨学金給付条例の制定に伴い、所要の改正を行うものです。また、人吉市奨学生選考委員会委員長不在の場合の会議の招集についての規定を追加し、これに伴い、条文の整理が行われております。

選考委員は、現在、中学校校長、高等学校校長、民生児童委員、学識経験者の４名が選

任されているとの説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第５、議第23号人吉市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例ですが、令和２年７月豪雨災害の避難所利用の際に、学校施設に設置された空調機器の使用料を定め、また、第一中学校、第二中学校の剣道場、柔道場及び第二中学校の卓球場について、使用料を定めるものです。また、使用料の還付要件を緩和し、使用取消し、または変更の申出の期限を、使用日の「５日前」から「３日前」に変更するものです。

委員から、冷暖房を使用する際のマニュアルが必要なのではとの質疑に、新年度に使用方法を学校に伝えたいとの答弁。冷暖房使用の確認はどうするのか、申込みをしていない人が使用できないようにできるのかの質疑に、仕組みを検討したいとの答弁があっております。

委員から、受付などが煩雑になるので、コイン式照明のように、冷暖房もコイン式を検討してほしいとの意見があっています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第６、議第24号人吉市公民館条例の一部を改正する条例と、日程第７、議第25号人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例ですが、これも、令和２年７月豪雨災害の避難所利用の際に、国の支援で大畑校区、東間校区の公民館、コミュニティセンターの調理室に設置された空調機器について、使用料を定めるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第８、議第26号人吉市体育施設条例の一部を改正する条例ですが、これも同じく、令和２年７月豪雨災害の避難所利用の際に、スポーツパレス小アリーナ及び第一武道場に設置された空調機器の使用料を定めるものです。

委員から、コミュニティセンター、学校施設、体育施設等の受付が煩雑なので、空き状況を一覧で見られて、ネット予約できるような仕組みを検討されたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第９、議第27号人吉市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定についてですが、勤労青少年ホームは、勤労青少年の福祉の向上を図り、その健全な育成に資することを目的として昭和49年に設置されております。平成27年度に法改正により、設置義務がなくなり、令和３年現在、県下では熊本市と人吉市のみが設置をしております。現在本市では、８講座、５サークルを行っているが、利用者の年齢構成も、本来対象の39歳未満より、対象外の40歳以上が60％以上となり、コミセン講座との差別化も難しく、また、本市の行財政健全化計画の中においても事務事業の見直しに挙げられており、県内の設置状況から総合的に見て、所期の目的は達成したと判断。今後については、意向調査でも、コミセン講座への移行やコミセンでの自主活動の希望もあっているため、基本は他の市民同様にコミセン等の利

用になるが、コミセン講座への移行等、若者の活動の場の創出に努めていくとの説明がありました。

委員から、勤労青少年ホームに相談員がおられたが、相談員に代わる人が配置されるのかの質疑に、コミュニティセンターに既に配置されている指導員が、これを担うことになるとの答弁があっています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第19号から議第27号までの９件について、総務文教委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号は、原案可決確定いたしました。

日程第10　議第28号から日程第15　議第33号まで、日程第16　議第41号及び日程第17　議第42号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第10、議第28号から日程第15、議第33号、日程第16、議第41号及び日程第17、議第42号の８件を議題とし、厚生委員会委員長の報告を求めます。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　おはようございます。それでは、厚生委員会に付託されました日程第10、議第28号人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第15、議第33号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、及び、日程第16、議第41号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について、日程第17、議第42号人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定についての８件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第10、議第28号人吉市敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定については、事務手続を効率化するため、条例を改正するものです。

これまでは、受給資格のある方から市への敬老祝金申請書提出を受けて、受給資格の有無を審査し、支給決定となっておりました。改正案においては、あらかじめ受給対象者を決

定し、対象である旨を通知書交付により知らせ、申請書兼請求書の提出を受けて支給することになり、受給対象者の負担軽減及び事務の効率化が図られ、受給漏れを防ぐことにつながるとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第11、議第29号人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法第129条の規定による第１号被保険者の保険料の改定を行うため、条例を改正するものです。

今回の介護保険料の改定は、令和３年度～令和５年度までの第８期介護保険事業計画に基づく介護保険制度を運用するに当たり、第１号被保険者が負担する介護保険料を定めるものです。第８期の介護給付事業を行う財源として、第８期期間中は、23％に相当する額が第１号被保険者の介護保険料となり、国・県支出金や第２号被保険者の保険料を控除するなどの計算式で計算すると6,883円となります。一方、介護給付費等の上昇により保険料に不足が生じた際の財源として活用する介護保険介護給付費準備基金の保有額が、令和２年度末で４億円の予定であり、第８期においては、不測の事態の財政運営のために１億円を残し、３億円を活用することで第１号被保険者の保険料で賄うべき額も低減され、標準負担月額が6,100円となります。この標準負担月額をもとに、介護保険法施行令に定める標準の段階区分の５段階を７万3,200円と設定し、そのほかの段階の額は、それぞれの標準負担率を乗じた額等により、全部で９段階の介護保険料額が設定され、第７期と今回の第８期の介護保険料を比較すると、全て減額の改定が行われております。

審査の過程で委員から質疑があり、計算上の保険料6,883円という数字自体、第７期の計算上の保険料より下がっている。さらに基金から３億円充て、6,100円に下げるという説明だが、令和３年度中に具体的な確定数字が出てきて、令和４年度に介護が必要な方が増えたときに足りるのか、また、そのような想定や見込みは必要ないのかに対し、第７期の努力で基金を積むことができた。基金については、国・県から、全額、保険料の低減のため入れるようにとの指導があっている。人吉市においては、全額使ってしまうにはというところがあり、１億円を残した。今後の見込みについても、楽観的ではないところで算出している。災害があった自治体の例を見ても、軽度の部分が伸びる実例があっており、その意味では多めに見込んでいる。これ以上の不測の事態は起きないと思っていると答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第12、議第30号人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第15、議第33号人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの４件は、厚生労働省令の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い条例を改正するもので、感染症予防対策に関

する項目の追加などが行われております。

審査の過程で委員から質疑があり、条例を制定するということは、市に検査権限があるのかに対し、条例に挙げている事業所については市指定ということになっており、市のほうで集団指導、個別指導、監査等を行っているとの答弁。サテライト型事業所とはどういうものかとの質疑に対し、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所というもので、３年以上の経験を持っている事業者によって設置される共同生活介護事業所。本体事業所が、サテライト事業所へ密接な連携を持って支援を行うものであるとの答弁。また、条例はどのように業者へ周知していくのかとの質疑に対し、３年に一度の改定になる。第８期計画の周知とともに、業者へ研修や説明会等で周知したいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第16、議第41号人吉市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の定義について、参照していた新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正がされたこと、及び、傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

傷病手当金の適用期間については、引き続き動向を注視し、国の財政支援に合わせて適用期間の改正を行うこととしたいとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第17、議第42号人吉市ほっとステーション九ちゃんクラブ条例の一部を改正する条例の制定については、令和２年７月豪雨災害により施設が被災したことに伴い、施設の場所及び使用料の変更を行うため、条例を改正するものです。

審査の過程で委員から質疑があり、テナント料は条例で定めないのかに対し、定めていないとの答弁。また、以前の場所は駐車場が少なかったが、今回の状況はとの質疑に対し、堤病院の駐車場を10台、また、市民会館跡地の札ノ辻駐車場を予定している。肥後銀行から、有償でお借りすることも検討している。利用者の駐車場確保に努めたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第28号から議第33号及び議第41号、議第42号の８件について、厚生委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第28号、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第33号、議第41号、議第42号は、原案可決確定いたしました。

日程第18　議第34号、日程第19　議第35号、日程第20　議第43号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第18、議第34号、日程第19、議第35号、日程第20、議第43号の３件を議題とし、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第18、議第34号人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定について、日程第19、議第35号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議第43号人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例の制定についてにつきまして、審査の結果を報告いたします。

まず、議第34号人吉市国営川辺川総合土地改良事業負担金等徴収条例の制定の目的については、今回、国営川辺川総合土地改良事業が完了することに伴い、国や県、市が負担するものを除く、受益者から徴収する負担金等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

なお、対象市町村は、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、山江村、相良村となっており、人吉市の対象箇所は、平成元年に整備が完了した人吉市上原田町の尾崎団地で、区画整理を行った0.4ヘクタールと農地造成1.7ヘクタールの合計2.1ヘクタールです。

負担額については、市町村負担額６億2,137万円のうち、人吉市の負担額が3,048万2,000円、そのうち、県及び市の負担分を除く農家負担金概算は155万2,000円で、農家戸数については16件となっています。また、この負担金については、ファームポンド及び農地までの用水については、国と県と市で負担するので負担金には含まれていないとの説明があっております。

審査の過程において委員から、第５条の負担金の減免及び徴収猶予について、平成元年度完成ということでかなり年月がたっているが、その期間分の減免等も考えられるのかとの質疑に、まずは徴収するのが前提である。しかし、年月がたっているので、農家の皆さんの意見を聞きながら対応させていただきたい。仮に減免した場合は、市の負担となるとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第19、議第35号人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてですが、今回の条例の改正は、昨年９月議会において制定された人吉市営単独住宅条例に関連するものです。令和２年７月豪雨による被災者の避難のために、市営住宅の用途廃止の手続をし、整備された市営単独住宅ですが、２年が経過する令和４年７月から、一般の入居手続を開始し、その入居事務を行うに当たって、申請者の添付書類の取得、提出を省略するため、条例を改正するものです。

改正の主な内容は、第４条の個人番号の利用範囲の規定に、人吉市営単独住宅の管理事務を追加し、併せて特定個人情報を定めることで、入居申込時の情報連携ができるようにするものです。

また、執行部から今後のスケジュールについての説明がありました。条例が可決されると、個人番号（マイナンバー）の独自利用事務の連携をするために、国（総務省）の組織である個人情報保護委員会に届出をし、認可を得ることで、情報連携が可能になるとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第20、議第43号人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金条例の制定についてですが、本条例の制定の目的については、複数年度にわたり人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給金等の財源に充てるため、人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給等基金を設置するものです。

執行部から、まず、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、経営が悪化した事業者が融資制度を活用し、利子が発生した場合、その利子に対し補助期間３年、補助率10分の10全額補助するという人吉市新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補助金の説明があり、この補助金が36か月支給するもので、当該年度で予算を使い切るわけにはいかないということで基金を積み立てるものであるとの説明がありました。

また、積み立てる金額は2,000万円。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、以上で、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第34号、議第35号、議第43号の３件について、経済建設委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第34号、議第35号、議第43号は、原案可決確定いたしました。

日程第21　議第４号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第21、議第４号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員会委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第21、議第４号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算の補正のうち、歳入全款及び第５条地方債の補正につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額から112億9,171万3,000円を減額し、歳入予算の総額を392億1,484万4,000円とするものです。今回の補正につきましては、国・県の補助事業の決定による事業費の確定や最終見込みによるものなどであります。

委員から説明要求のあった、これまでの減収補塡債の活用状況については、執行部から説明があっております。その他、委員からは、公共土木施設災害復旧債、農林水産施設災害復旧債、河川費委託金等について質疑があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　日程第21、議第４号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正、継続費の補正、繰越明許費の補正及び債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

継続費の変更ですが、２款総務費、１項総務管理費、市庁舎建設事業について、駐車場整備工事が市庁舎建設本体工事終了後の予定であり、事業が令和４年度に及ぶことから、継続費の年度及び年割額を変更するもので、継続費総額の変更はありません。

繰越明許費補正ですが、11款災害復旧費、５項その他公共施設公用施設災害復旧費のその他公用備品災害復旧事業は、被災した消防団車両の更新について、全国的なコロナ禍の影響により車両製造が遅れているため、納品が不確実なために全てを繰り越すものです。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、３節職員手当の退職手当の減は、２名分で、１名が令和元年度末に退職、１名が退職時の業務が水道事業のため、同事業から支出するため繰出金に組み替えるものです。19節負担金、補助及び交付金の負担金で、中長期派遣職員給与とくま川鉄道再生協議会の負担金、人吉市地方バス運行等特別対策と地区公民館施設整備費及び人吉市くま川鉄道経営安定化の補助金の増などです。

委員から、地区公民館施設整備補助金の内容はとの質疑に、被災した６町内への自治公

民館の再建のための補助金。既存の補助でなく、新たに要綱をつくり、補助を行うものとの答弁があっております。

６目財産管理費、11節委託料のマイクロバス運転業務委託料の減は、業務委託がなかったため減額するものです。

委員から、減額内容は、契約形態は、また職員が運転した場合の手当は、の質疑に、１日１万7,000円程度で単価契約している。本年度は、市職員の中に運転できる者がおり、業務委託する機会がなかったため減額するもの、市職員が運転した場合には手当は払っていないとの答弁があっております。

11目肥薩線世界遺産推進関連施設費は、人吉鉄道ミュージアム管理委託料の最終見込みによる減などです。13目特定定額給付金給付事業費は、国の新型コロナウイルス感染症対策の一つである特別定額給付金事業の終了に伴うものです。

委員から、給付金を受け取らなかった人はどういった方か、の質疑に、51世帯54人が受け取られなかった。手続前に亡くなられた方や、住民票は人吉市にあるが、住んでおられず、連絡が取れなかった方、また、辞退された方、外国人で帰国されていた方などであるとの答弁があっております。

３款民生費、４項、１目災害救助費の総務部関係は、13節委託料の災害支援物資管理委託料は最終見込みによるものです。13節委託料のシャトルバス運行委託料と、14節使用料及び賃借料のバス借上料の減は、避難所における温泉施設送迎費用の減です。

９款、１項消防費、３目消防施設費は、13節委託料のデジタル同報無線システム実施設計業務の入札残です。

10款教育費、14節使用料及び賃借料は、小学５年生の「水俣に学ぶ肥後っ子教室」事業に伴うもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、東間小、西瀬小、中原小の３校が中止となったため減額するものです。３項中学校費、２目教育振興費の14節使用料及び賃借料は、集団宿泊教室に伴うバス借上料の入札残です。４項社会教育費、２目公民館費、13節委託料の減額の主なものは、各コミセンの維持管理に係る業務委託料の最終見込みによるものと、校区公民館事業及び校区民体育祭事業の中止に伴うものです。

11款災害復旧費、５項、１目その他公共施設公用施設災害復旧費は、14節使用料及び賃借料で、貯木場跡地を麓町庁舎の災害復旧の一環として駐車場用地として借り上げていましたが、令和２年７月豪雨災害を受け、仮設住宅用地としたことから、契約変更によるものです。

13款諸支出金、２項基金費、１目人吉市財政調整基金費は、利子の最終見込みと、任意積立金として２億円を積み立てるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第21、議第４号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第17号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費の補正の４款衛生費、２項清掃費の被災家屋解体事業は、令和２年７月豪雨災害に伴い被災した家屋の解体について、令和３年度においても、引き続き公費解体を行うため、公費解体に係るコンサルタント業務委託料、公費解体に係る解体業務を繰り越すものです。

審査の過程で委員から質疑があり、被災家屋解体事業に係る金額の内訳は、に対し、コンサルタント業務委託料２億9,345万8,000円、公費解体に係る業務30億1,961万3,000円との答弁。解体費用の積算は、１トン幾らで見込んでいるのかに対し、１トン当たり６万円で見込んでいる。１件当たり出る量は、近年の被災自治体における査定の例を参考にしており、60トン、360万円で積算していると答弁がありました。また、委員より、解体業者に対する規制に関する通知等の情報が来たら、協議会を開いてほしいとの要望がありました。

次に、歳出予算の補正の３款民生費、２項児童福祉費、２目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金の減額は、子どものための教育・保育給付費負担金の決算見込みにおいて、認定こども園等の利用が見込みよりも少なかったこと、また、子育てのための施設等利用費給付費負担金の決算見込みにおいて、預かり保育の利用が見込みよりも少なかったことによるもの。また、20節扶助費の減額補正は、子ども医療費においてはコロナ禍においての受診控え、災害減免による自己負担分の減等によるものとの説明がありました。４項、１目災害救助費は、令和２年７月豪雨災害の対応において、予算計上時に不足が生じないよう予算措置をしていたが、全ての費目が最終見込みで減額となったとの説明がありました。

４款衛生費、１項保健衛生費、４目健康増進費の減額補正は、各種健診委託料の決算見込みによるもので、令和２年７月豪雨災害に伴い、主に、被災した住民の受診控えと、医療機関自体も被災したことにより健診受入れ件数の減によるものと分析しているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第21、議第４号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第

17号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費補正の主なものを報告いたします。

７款商工費、１項商工費、観光客等向け飲食店支援事業（食べ飲み応援券事業）500万円の追加は、当初、年度内事業完了を予定し、準備を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による国及び県独自の緊急事態宣言が発令されたため、事業実施期間を３月13日から５月16日までと延長したことにより、年度内完了が困難なため、事業費940万円のうち、500万円を繰り越すものです。

次に、８款土木費、２項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業瓦屋川村線は、地権者との補償費等の交渉及び工事発注計画の見直しに不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため繰り越すものですが、審査の過程において委員から、瓦屋川村線の用地取得はなぜ遅れたのかとの質疑があり、執行部から、用地交渉は２件済んでいない。１件は、相続人の方が県外在住で連絡がなかなか取れない状況で、詳細な説明が終わっていない。もう１件は、共有者の方の相続関係が落ち着いてから、新年度になって交渉を進めたいとの答弁があっております。なお、当該箇所については、現地視察を行っております。

次に、繰越明許費の廃止の８款土木費、４項都市計画費、社会資本整備総合交付金事業城本公園トイレ改築工事は、隣接する大村横穴群の復旧を優先し、その後に城本公園トイレ改築工事を行うようスケジュール調整を行ったことから、一旦廃止するものです。

審査の過程において委員から、詳細な廃止理由と、今後のトイレ改築工事の予定はとの質疑があり、執行部から、大村横穴の壁面の修理に当たり、スケジュールがずれ、トイレ改築工事を予定している場所が工事車両の出入口として使用されるためである。まずは壁面の復旧工事を行い、その後にトイレの工事に入るということになったので、一旦廃止をして、最終的に壁面の工事が終わった後にトイレ設置の予算を計上させていただくとの答弁があっております。

３款民生費、４項災害救助費、1目災害救助費の補正の主なものは、13節委託料のうち、市営住宅整備委託料、住宅応急修理委託料の決算見込みによる減。14節使用料及び賃借料のうち、用地借上料の減額は、建設型応急仮設住宅７か所の民地借上料の決算見込みによる減額です。

６款農林水産業費、１項農業費の補正の主なものは、３目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金の減額で、中山間農業モデル地区支援事業補助金の減額は、県からの最終決定によるものと、中山間地域等直接支払交付金の減額は、令和２年度から第５期対策が始まりましたが、田野町内（集落）が事業に取り組まなくなったことによるものです。２項林業費、２目林業振興費の補正の主なものは、13節委託料の減額で、下刈委託料などの減額は、令和２年７月豪雨により林道等が被災したため実施できなかったことによるものと、15節工事請

負費の減額も、令和２年７月豪雨災害の発生により林道が被災したため、林道等維持補修工事が実施できなかったことによるものです。

７款、１項商工費の補正の主なものは、１目商工総務費、28節繰出金の減額で、梢山工業団地災害復旧工事費の確定、及び、中核工業用地調整池災害復旧工事を年度内に実施できなかったことに伴う事業費の減。２目商工業振興費、14節使用料及び賃借料の減額で、現地視察を行いましたが、人吉駅前及びくまりばに設置した仮設商店街「モゾカタウン」のプレハブ等借上料の決算見込みによるもの。３目観光費、19節負担金、補助及び交付金の人吉球磨観光地域づくり協議会への負担金の減額で、３年計画で国の地方創生推進交付金を活用し事業を進める予定であったが、コロナ禍及び令和２年７月豪雨により、本年度の事業計画を縮小変更したため、負担金を減額するものとなっています。この人吉球磨観光地域づくり協議会への負担金の減額分については、令和３年度及び令和４年度に分け、上乗せした形で、変更の事業実施計画を国に申請しているとの説明があっております。

８款土木費、１項土木管理費の補正の主なものは、１目土木総務費、19節負担金、補助及び交付金の減額で、人吉市アスベスト調査分析事業、人吉市民間建築物吹付けアスベスト除去等事業などの各事業費の確定によるものです。２項道路橋梁費、２目道路維持費の増額は、15節工事請負費で、補助事業で行う道路維持補修工事費です。なお、当事業で行う下林北願成寺線道路補修工事（願成寺町工区）については、現地視察を行っております。４項都市計画費の補正の主なものは、４目街路事業費、15節工事請負費の増額で、社会資本整備総合交付金事業で取り組む下林願成寺線の道路改良工事で、国の補正予算等に伴う増であります。５項河川費、１目河川総務費の減額の主なものは、13節委託料の減額で、国土交通省河川管理受託事業の河川管理委託を、例年球磨川くだり株式会社に委託しているのですが、令和２年７月豪雨被災により受託困難となったことから減額するものです。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費、１目農業用施設災害復旧費の補正の主なものは、15節工事請負費の減額で、農業用施設等災害復旧工事及び農地等災害復旧工事の令和２年度現年災として申請見込額の確定によるものです。３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費の補正の主なものは、15節工事請負費の減額で、現年災公共土木施設災害復旧工事及び道路等設置照明応急復旧工事の決算見込みによる減。19節負担金、補助及び交付金の増額で、国直轄事業市道中神大柿線の道路災害復旧事業地方負担金の増によるもの。５目河川災害復旧費、15節工事請負費の減額で、現年災公共土木施設災害復旧工事の決算見込みによる減。６目都市災害復旧費の減額は、堆積土砂排除委託、堆積土砂仮置場運営委託、水害痕跡調査業務委託の決算見込みによる減となっています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」

と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第４号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第４号は、原案可決確定いたしました。

日程第22　議第37号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第22、議第37号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員会委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第22、議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算の補正のうち歳入全款につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、歳入予算の総額に１億7,444万1,000円を増額し、歳入予算の総額を393億8,928万5,000円とするものです。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症対策寄附金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、無線システム普及支援事業等補助金の増額補正によるものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第22、議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算の補正及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

繰越明許費補正の追加ですが、２款総務費、１項総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策備品購入費は、鉄道ミュージアムにおける感染症拡大防止策で、全国的に感染症対策が進められている中で物品等の納品が不確実なため、全事業費を繰り越すものです。

委員から、鉄道ミュージアムは現在再開しているが、現在の感染症対策はとの質疑に、入口に非接触型検温器、手指消毒液、体調の悪い方の入館をお断りするポスターの設置、また、１日３回、15分間退館いただき、換気、消毒等を行っている。また、ミニトレインの乗

車人数を半分に減らし、座席間隔を空けているとのとの答弁があっております。

次に、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、11節需用費の消耗品費と、18節備品購入費の公用施設用備品は、コロナ対策物品の入札残です。災害用備品は、コロナ関連の物品保管庫の購入費です。28節繰出金の公共下水道事業特別会計繰出金と水道事業特別会計繰出金は、１月下旬からの熊本県独自の緊急事態宣言を受け、時短営業に協力した事業者の水道料金、下水道使用料の減免を行うほか、各家庭における３月請求分の水道料金、下水道使用料の基本料金の減免実施に伴う影響額を、それぞれの特別会計に繰り出すものです。11目肥薩線世界遺産推進関連施設費、18節備品購入費の増額補正は、鉄道ミュージアムにおける感染対策の一環として、券売機、空気清浄機を購入し設置するものです。

９款消防費、５目災害対策費の増額補正は、避難所における感染症拡大防止対策として、11節需用費の消耗品に、飛沫防止アクリルパーティション購入費用と、18節備品購入費に、スタンド付き消毒器オートディスペンサーの購入費用です。

10款教育費、１目教育総務費、２目事務局費の補助金は、第三中学校の修学旅行費キャンセル料助成金です。

委員から、今年度実施できなかった中学校の修学旅行は、来年度は実施するのかとの質疑に、今年度２年生が実施できなかったので、来年度の３年生時に実施する方向であると伺っているとの答弁があっております。

２項小学校費と３項中学校費の18節備品購入費の減額補正は、国の補助金・交付金、民間団体からの災害見舞金を活用して導入した、教材備品のタブレット端末や電子黒板等のＩＣＴ機器購入費の入札残です。５項保健体育費、１目保健体育総務費、備品購入費は、市内小中学校に配備した非接触型赤外線温度計の購入費の入札残です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第22、議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算の補正、繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費の補正、３款民生費、１項社会福祉費、リモート審査会システム導入事業1,754万3,000円は、新型コロナ感染症感染予防対策の一環として、現在集合形式で行っている介護認定審査会をリモートで行うシステムを導入するものです。この1,754万3,000円については、歳出の３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、28節繰出金で、全額、介護保険特別会計繰出金として計上されております。

また、審査の過程で委員から質疑があり、リモート審査になっても、介護認定審査会の回数に変更はないのかに対し、週１回から２回、月５回程度の回数は変わらないとの答弁がありました。

４款衛生費、１項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の人件費、事務費関連は、いずれも新型コロナウイルスワクチン接種体制の準備・運営に係るもので、システム改修費、郵便料や事務処理手数料などに対するものです。新型コロナウイルス感染拡大防止等支援事業補助金は、医療機関への支援に対するもので、４月以降も事業を継続する必要があることから、事業費の一部を繰り越すものです。

次に、歳出予算についてですが、４款衛生費、１項保健衛生費、２目予防費、13節委託料、新型コロナウイルスワクチンコールセンター業務委託料1,202万6,000円は、64歳以下接種時にコールセンターを活用する場合に係るものです。

審査の過程で委員から質疑があり、９月分までの半年分との説明だったが、９月までにワクチン接種完了予定の目安があるのかに対し、今回の事業は、全て国の補助金・負担金で賄う事業。国の補助金の関係で、接種体制確保事業については９月分までを計上するようにということで国から通知があっている。10月以降は、改めて補助金を考えるということで来ており、９月分までということにしていると答弁。また、９月までにワクチン接種が終わるわけではないのかとの質疑に対し、令和４年２月28日までに終わるようにと厚生労働大臣の指示が来ているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第22、議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算の補正、及び繰越明許費の補正につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、繰越明許費の補正ですが、８款土木費、３項住宅費、市営住宅防鳥ネット設置工事の追加は、材料の納期に不測の日数を要し、また天候不良により作業ができない日数があったことから、年度内の完了ができないため、繰り越すものです。

次に、歳出予算の補正ですが、６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費及び２項林業費、２目林業振興費の減額は、どちらも負担金、補助及び交付金の減額で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い収入が大幅に減少した農業者・林業者において、日本政策金融公庫が取り扱うセーフティネット資金を活用された場合の利子補給及び保証料を助成する予定でしたが、利用がなかったことにより新型コロナウイルス感染症経済対策資金利子補給補

助金を全額減額するものです。

７款、１項商工費の補正の主なものは、２目商工業振興費、13節委託料の、人吉しごとサポートセンターＨｉｔ－Ｂｉｚの新センター長選考のための公募に伴い、求人広告や業務説明会を実施する起業創業・中小企業支援センター長公募業務委託料の増。また、人口減少、ウィズコロナ時代における持続可能な地域経済を目指し、地域独自の決済で使用するデジタル地域通貨を流通させることにより、地域のお金の域外流出防止や、地域内循環の仕組みを創出する地域デジタル通貨構築業務委託料の増額です。これらの２つの事業につきましては、様々に質疑や意見があっておりますので、少々長くなりますが審査の内容について報告させていただきます。

まず、起業創業・中小企業支援センター長公募業務委託料についてですが、委員から、御本人は長く勤めたいとの意思があったと思う。執行部もこれまでに、しごとサポートセンターにはリピーターを含めて相談があっていると成績を評価されていた。しかし、売上アップが５％しかなかったということを突きつけられて、結局辞めざるを得なくなったのではないのかとの質疑に、審査会の評価については、ありのままに議会にも報告している。まず、Ｂｉｚというものを定着させていただいた功績は非常に大であり、相談者も非常に多く、高く評価している。また、中小企業の一番の弱みであるＰＲについても、デジタル化も、プレスの使い方も効果的な提案をされて、それも評価している。さらに、地域を巻き込む活動も高く評価している。一方で、Ｂｉｚに求められる機能の一番大きなものに、個社の売上アップと新商品の開発、販路拡大があるが、それについては５％であったということについては、本人も自覚されている。審査会も厳しい意見であった。それを受けて、１年更新なので、センター長にお話しているが、最初に成績についての話をしたのは当方からである。それは当人とすれば次回も頑張りたいということもあったと思うが、その部分については、前回の評価のときも少し物足りないという意見も出ていたので、２回連続ということであれば、自分としては受け入れざるを得ないという御本人の発言があったところでもある。もともと３年を一区切りとして考えておられ、そこで成果を出していくつもりであったとは思うが、そのお言葉があったので、人心刷新ということについては、センター長とも話がついたということであるとの答弁があっております。なぜ、補正予算まで組んで、今の時期なのか。水害で大変な時期である。研修に半年はかかる。今のセンター長が水害を乗り越えてほしいと努力されているわけであるから、お願いを先にするべきではなかったのかとの質疑に、当然、御本人も戦う姿勢、挑む姿勢はもちろんあるし、我々としてもそういう方でないとお願いしたくないが、現実として実績がこうであったということについては、センター長も我々も共通の認識としては持っている。ただ、それでもお願いするということもあったかもしれないが、我々としては、災害後、コロナ禍において、より人吉の経済状況が厳しくなるという認識を持っている。その上で、冷徹な言い方になるかもしれないが、個社の売上アップの実績につ

いて物足らない人にお願いをして、そこを上げていくのかという話になると、ここは人心刷新をして、この事業をより進めていくべきではないかという判断に至った。そのことについては、当然、センター長にも話し合いの中で御理解をいただいているところである。もう一つは、財源の問題もある。これについても、新型コロナウイルスの補助金が相談窓口の開設事業に使えるということなので活用させていただいた。この時期にということについては、より一層厳しい経済状況になるので、来年・再来年を強く進めていくために人を替えるという判断になったとの答弁。今、市民の皆さんは、非常に疲弊している。これだけのお金をどうして入れ込むのか。災害が起きて、まだ皆さん大変なときに、今こういったものを持ってくるのか。新しい方が来ても、研修期間がある。ということは、今年は見込めないのではないか。それを考えたときに、なぜ補正なのか。もう少し人吉市全体の気持ちが上がってきて、時期を見て予算化してもよかったのではないか。どうして急いで補正で出さなければいけなかったのか。当初予算では駄目だったのかとの質疑に、４月の早い時期から公募をかけたいので、３月補正のこの時期に追加で出させていただいた。もう一つは、新型コロナ臨時交付金の財源充当が令和２年度予算なので、それに充てて繰り越して、なるべく早く公募を開始したいという思いから、急ぐために補正で上げさせていただいたとの答弁。令和３年度に新規に雇用して、売上アップが達成できなかったらどうするのか、できなかったら新たにやり直すのかとの質疑に、達成できるような人を雇用する。何が何でも達成していただかなくてはならない。１年契約なので、その年、その年の結果を見ていくということになる。採用に当たっては、前回２回の審査を３回にして、審査したいと考えている。との答弁。この事業を中断する考えはなかったのかとの質疑に、事業の中断については想定していなかった。財源については２年間確保できるという見込みが立ったことと、力強い経済再生のためには必要な機関であるという考えであるとの答弁があっております。

また、委員から意見として、進め方について、議会にも丁寧に、早めに提示していただければ、いろんな議論ができたのではないか。100万円で成果を出さなければならないということに固執し過ぎたのではないかと思う。利用者で、喜んでおられる方もいる。現センター長に残っていただいて、人吉でＢｉｚを今後進めていく体制をつくっていくのもいいのではないかという意見や、100万円が高すぎるという声が市民からある。どのような成果が出ていたかというのを市民の方も全体が知らない中で交代となり、また新しいセンター長が来ると、何だ、これはということになる。今度センター長が来られて、どういった仕事をして、どういった成果が出たかというのを逐一市民にも知らせないと、感情的に、コロナ禍で給料が高すぎるという声が、また出てくると思うとの意見。悩んで結果を出されたのに、市長自身、メールで連絡しただけなのか。果たしてそれでいいのかと思う。最初からこの人がいいということで選ばれた。審査会で結論が出たかもしれないが、それを、最終的には市長自らが電話やメールの１回か２回で終わったというのが信じられない。もうちょっと対応の仕方

があったのではという意見や、大変すばらしい方であるが、もともとセンター長を選ぶとき、給料100万円は高すぎるのではというときに、都会ではそれぐらいの給料であるということと、１年契約で成果が出なかったら替わってもらうということをずっと言われていた。２年目から成果が出ていなかったのであれば、３年目はないということでやっていればよかったのでは。次やって、成果が出なかったらこの事業はやめるべき、それぐらいの覚悟を持っていただきたい。成果が出なかったらやめると明言していただいて、この予算を上げていただきたい。それと、市長の関わり方について、センター長が退任するときに、市長が直接会って話をしていないということであるが、これは市長の肝煎りの政策である。市長がしっかり関わらなければならないと思う。執行部が一生懸命やられているのはわかるが、そこに市長の思いが乗ってこないからこのようになると思うとの意見や、また、補助金が来るからするというのであれば、なくてもいい。市長がトップに立って、「本当にこれをやるんだ」という意思を出さない事業は要らないとの意見があっております。

次に、地域デジタル通貨構築業務委託料についての審査内容ですが、委員から、読み取りの機械は各店舗が購入するのか、配るのかとの質疑に、読み取り機は店舗の負担になるので、先行自治体モデルとしてはＱＲコードで読み取るようにしてある。お店にＱＲコードがついた紙が貼ってあり、利用者がＱＲコードを読み取り、利用した金額を打たないといけないが、お店の負担はないので、普及が早まるのではないかと考えるとの答弁。グローバル化したものに地域が乗っかっていくようにしなくてはいけないのではとの質疑に、キャッシュレス化は国が推進している。それに個人認証番号を何らかの形で結び付けていくのが大きな流れであると認識している。それへの対応もしていかなければならないが、例えばＰａｙＰａｙ等は、最初導入するときには手数料はないが、ある程度普及すると店から手数料を取り始める。地域通貨で決済したほうが、お店も使う方も得というのをつくりたい。それと、先行事例は、一度買った人はお金に換えられない。そうすると地域にお金が残る。また人吉市の情報が来るということで、利用された旅行者は、また行こうかなという関係人口の創出もできていくという考えもある。グローバル化に対応しながらも、それだけでは飲み込まれていくので、人吉独自の取組もあったほうがいいと考えているとの答弁。大型店は、それぞれでポイントカードを発行している。そういったお店が、今後この事業に乗るのか。また、経費は3,600万円だけで済むのかとの質疑に、まず、地場の店の普及から始めたい。その後、ほかのスーパーへの波及が出てくると思う。最初は、地域で循環するのが、まず目標である。それから、ランニングコストは出てくる。今後プレミアム商品券の委託料などあるので、そういったもので賄ったり、事業者が現金に換えるときには手数料をもらわないといけないので、そういったもので運営経費を賄っていくとの答弁。新型コロナウイルス対策補助金があるから始めるのかとの質疑に、本事業は、まず、市長のマニフェストの１つである。また、応援経済、スマートシティの実現と、３本柱の中の一環として考えている。財源の見込みが

あるということも導入の契機である。また、利用者がどこでどういう買い物をしたかなどのデータが蓄積されることにより、自治体や地元の経済界としては財産になってくるので、今回の経済対策の中でやらせていただくとの答弁。

今後のスケジュールはとの質疑に、予算を認めていただければ、仕様書を作成し、業務決定のプロポーザルをかける。業者を決定した後、並行して協議会を設立して、夏までには実証実験にもっていければと考えているとの答弁。業務委託3,600万円の内訳はとの質疑に、実証実験３か月間の1,000万円、本格展開する場合に初期ライセンス費用、そのシステムを使う部分に2,000万円、付随費用としてチャージ機が１台100万円で、５台購入した時に500万円。コンビニのチャージ機初期設定に100万円を見込んでいるとの答弁。次年度以降の経費はとの質疑に、年間ライセンス費用が約600万円を見込んでいる。どのように運用するかによって変動する部分があるが、本市の規模では、最終的なダウンロード数としては１万2,000～１万5,000で、そのうち３割が使われるとして、月間の利用が5,000人程度のときにランニングコストがペイできると考えているとの答弁。費用対効果をどう考えているのか。そもそもどこから出た話なのかとの質疑に、市長のマニフェストの中に、地域通貨の構築というのがある。令和元年度から、先行事例を研究している。ランニングコストについては、手数料設定で経費が賄えるかどうかだか、利用数が増えれば増えるほど賄うことができる。また、経済効果だけではなく情報発信インフラとしても使えると思っている。防災情報やお店の情報を流したりすることの費用対効果も見込めると考えているとの答弁がありました。

委員からの意見として、デジタル通貨は今後必要になってくると思っている。ただ、今回の時期的なものだと、使えるところがほとんどない状態で始めると、カードやスマホに入れる人がどれだけいるのかと思う。ターゲットの年齢層などは調査されているのか。どうせ始めるならば、もう少し準備期間を置いてほしかったなどの意見があっております。

この起業創業・中小企業支援センター長公募業務委託料、地域デジタル通貨構築業務委託料の審査の過程において、様々な質疑や意見が出ましたが、委員から、本日の採決は保留してほしいとの意見が出されましたので、散会をいたしました。

翌日、引き続き審査を行い、これらの事業に対する市長の考えを聞かないと採決に移れないという意見が出ましたので、市長に対し委員会へ出席要求を行い、再度審査を行うことといたしました。

再開後、起業創業・中小企業支援センター長公募業務委託料、地域デジタル通貨構築業務委託料についての市長自身の考えを聞き、その後、質疑を行いました。

委員から、センター長の交代の件について、なぜ途中で修正できなかったのか。今になって目的がずれていたと言われても、それは違うと思う。議会へも、良好との報告であった。それが、ここにきて駄目でしたと言われても、はしごを外された感じである。人事に関することはメールでやるべきではない。そして、なぜ今なのか。今替わられても、あまり期待で

きない。今後、サポートセンターの実績が出なかったらどうするのか、決断が必要ではとの質疑に、市長から、センター長に関しては、予算を提案する者として覚悟を持って提案しているし、残された任期もあと２年ということで、そこは一区切りになろうかと考えているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第37号について、各委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第37号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時19分　休憩

午前11時34分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第23　議第５号から日程第27　議第９号まで、及び日程第28　議第38号から日程第30　議第40号まで

○議長（西　信八郎君）　次に日程第23、議第５号から日程第27、議第９号及び日程第28、議第38号から日程第30、議第40号までの８件を議題とし、厚生委員会委員長の報告を求めます。

（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました、日程第23、議第５号令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）から、日程第27、議第９号令和２年度人吉市公共下水道事業等別会計補正予算（第７号）及び、日程第28、議第38号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第６号）から日程第30、議第40号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第８号）までの８件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、議第５号令和２年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）の歳入

の１款、１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税6,493万1,000円の減額は、主に新型コロナウイルス感染症や令和２年７月豪雨災害に係る減免等に伴い減額するものです。

歳出の５款保健事業費、１項、１目特定健康診査等事業費の減額補正は、新型コロナウイルス感染症により健診の実施を予定より遅らせたところに水害が発生し、十分な健診期間を確保できず、特定健診の受診者数が少なかったこと、また、同様の理由により、新規に予定していた特定健診未受診者受診勧奨等業務委託料などの実施を見送ったことによる委託料等の減額によるものです。

審査の過程で委員から質疑があり、７月豪雨により会社の閉鎖などで、国民健康保険に入る方の状況はどうだったかに対し、発災直後、球磨村の老人ホームから四、五名の加入手続はあった。離職の理由についても、自己都合ではない方の加入もあった。一気に加入があっている状況にはないとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第24、議第６号令和２年度人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）の歳出の２款、１項、１目後期高齢者医療広域連合納付金5,814万3,000円の減額は、歳入の保険料及び一般会計繰入金の減などに伴うものです。

審査の過程で委員から質疑があり、後期高齢者被保険者数と高齢化率はに対し、後期高齢者被保険者数は6,229人。高齢化率は、令和３年２月末現在で36.9％であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第25、議第７号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第５号）の歳出の１款総務費、３項、１目介護認定審査会費の減額は、新型コロナウイルス感染症や令和２年７月豪雨の影響により、介護認定審査会の開催回数が減になったことによる減額です。２目認定調査等費の減額は、非常勤職員が１名欠員となったこと、新型コロナウイルス感染症と令和２年７月豪雨の影響により、認定期間を１年間延長する措置を行ったことで、審査件数が減少したことによる減です。

歳入の１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料の減額補正は、収納額を勘案し決算を見込んだ補正です。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、１目調整交付金、３節特別調整交付金は、令和２年７月豪雨により被災した第１号被保険者に係る保険料減免及び被保険者に係る利用者負担額減免、コロナにより影響を受けた第１号被保険者に係る保険料の減免額に対するものです。７目介護保険臨時災害特例補助金の1,724万8,000円の内訳は、令和２年７月豪雨対応分として、利用者負担額の免除及び第１号保険料の減免措置を行ったものに対する財政支援1,543万円と、コロナの影響を受けた被保険者の第１号保険料の減免措置を行ったものに対する財

政支援181万8,000円です。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第26、議第８号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第４号）は、水道事業について、収入及び支出につきまして見込額が確定したことによる補正であります。

審査の過程で委員から質疑があり、１款、１項、１目の工事費で、延期された場所はどこかの質疑に対し、令和２年度予定していた工事で、災害の関係で延期した工事は、合ノ原配水管改良工事、鶴田町の配水管改良工事、瓦屋町の配水管改良工事、原城の杭基礎工事、土手町の２か所、蟹作町の改良工事、古仏頂水源地の軽装設備の改良工事との答弁。また、工事時期はどのくらいを考えているかとの質疑に対し、工事は金額が大きく、令和３年度は令和２年度の収入減の件もあるので、令和４年度以降に施工予定であるとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第27、議第９号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第７号）は、主に令和２年７月豪雨災害による下水道使用料の減収や、事業費等の最終見込みによる補正であります。

審査の過程で委員から質疑があり、指定工事店登録手数料は何件分かに対し、１件１万円の16件分であるとの答弁。また、指定工事店というのは市内の業者かに対し、市内の業者だけではなく、市内で工事をしたいということで申請された事業者の審査をして、認定した業者に登録をしていただいているとの答弁。申請業者の構成はとの質疑に対し、市内の業者が災害関係で手いっぱいという状況であり、熊本市、益城町、八代市、あさぎり町の業者が申請をされたとの答弁がありました。さらに、提出書類に経営診断は必要ないのかに対し、指定工事店の申請については、人吉市下水道排水設備指定工事店規則があり、経営的な部分に関するところでは、市町村の納税証明書と過去３か年の工事履歴の提出をしてもらって、間接的に判断しているとの答弁。指定に当たっての期間はないのかとの質疑に対し、通常５年であるが、今回は一斉更新までの残りの期間としているとの答弁。

また、委員から、債務負担行為を令和２年度から令和４年度で設定されているが、順調なら令和４年度で終わるかと思うが、今後、復旧・復興と第６次総合計画と兼ね合いも出てくると思う。今後、水道局内での密な協議を重要にしていただきたいとの要望がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第28、議第38号令和２年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第６号）の補正は、先ほど報告しました議第37号令和２年度人吉市一般会計補正予算（第18号）の一般会計からの繰出金を繰り入れ、新型コロナ感染症感染予防対策の一環として、現在集合形式で行っている介護認定審査会をリモートでの会議で行うための補正であります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第29、議第39号令和２年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第５号）は、コロナ禍において１月に発令された熊本県独自の緊急事態宣言は、市民生活及び経済活動へ大きな影響を与えることから、３月に請求する２月分の水道料金のうち、基本料金を全戸減免することとしたものです。市民への周知につきましては、減免措置があることを記載するほか、ホームページやＳＮＳ、新聞等を活用することにしているとの説明がありました。

審査の過程で委員から質疑があり、新型コロナ関係による減免措置は行っているのかに対し、行っていないとの答弁。また、減免について、市民の耳に届いていないとの声も聞く。いま一度、冷静に説明をしてほしい。通知方法についても、新聞報道等を使ってほしいに対し、新聞報道等を使って情報発信をしていきたいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第30、議第40号令和２年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第８号）についても、熊本県独自の緊急事態宣言の発令に伴い、市民生活及び経済活動を支援するため、議第39号と同様に、下水道使用料についても基本料金を減免するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第５号から議第９号及び議第38号から議第40号までの８件について、厚生委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第５号、議第６号、議第７号、議第８号、議第９号、議第38号、議第39号、議第40号は、原案可決確定いたしました。

日程第31　議第10号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第31、議第10号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第31、議第10号令和２年度人吉市工業用地造成事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,252万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,263万9,000円とするものです。

まず、歳入ですが、２款繰入金、１項、１目、１節一般会計繰入金を3,252万4,000円減

額し、補正後の額を4,647万6,000円としております。

次に歳出ですが、２款災害復旧費、１項工業用地災害復旧費、１目人吉中核工業用地災害復旧費、15節工事請負費の減額は、令和２年７月豪雨に伴う調整池災害復旧工事で、工法の検討、測量・調査等に所要の期間を要したため、年度内に工事を実施できないため減額するもの。２目梢山工業団地災害復旧費、15節工事請負費の減額は、令和２年７月豪雨に伴う梢山工業団地Ⅰ区画西側法面復旧工事で、事業費の確定によるものです。

審査の過程において委員から、中核工業用地調整池の災害復旧について、設計も間に合わないのかとの質疑に、９月補正の後、コンサルの確保が非常に困難であった。調整池の設計をしたところに随契でお願いできないかと交渉をしていたが、ほかの災害復旧工事の関係で、受けていただけないということが判明した。その後、指名競争入札に切り替えて、入札業者は決まったが、やはり現地の状況、調査をもう少ししなければいけないということもあり、予算の流用、委託の設計の見直しを行っていたところ、所要の期間を要して、受注した業者が年度内には納品ができなくなり、設計委託の納品自体も過年度になるということで繰り越すことにした。それに伴い工事も遅れていったとの答弁があっております。

また、委員から、調整池ののり面は何度も被災している。そもそも工法がよくないのではないか。今回これだけ時間をかけているので、同じようなことがないようにしっかりやってもらいたいとの意見があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。本件について、経済建設委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第10号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時50分　休憩

午後１時00分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第32　議第11号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第32、議第11号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員会委員長の報告を求めます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。塩見寿子議員。

○７番（塩見寿子君）（登壇）　日程第32、議第11号令和３年度人吉市一般会計予算のうち、予算委員会に付託されました、第１条歳入予算のうち歳入全款、第３条地方債、第４条一時借入金、第５条歳出予算の流用につきまして、審査の結果の主なものを御報告いたします。

令和３年度一般会計の歳入予算の総額は、285億9,573万8,000円とするものです。

今回の予算につきましては、市民税は、生産年齢人口自然減の影響に加え、新型コロナウイルスによる収入減、及び、令和２年７月豪雨災害被害による減収、法人市民税においても、新型コロナウイルス及び災害により廃業・休業のため減収が見込まれております。固定資産税、都市計画税は、３年に一度の評価替えの結果、土地については下落、家屋については豪雨災害による滅失・損耗が影響し減収、市税の合計では、前年度よりも４億822万7,000円の減収が見込まれております。

地方消費税交付金は、前年度より1,700万円の増で計上されております。

地方交付税のうち普通交付税は41億7,000万円で、前年度より6,000万円の増額での計上となっております。普通交付税については、令和３年度算定の基礎となる補正係数等が不明であることを考慮し、前年度交付実績額に地方財政計画に基づく増加率（5.1％）を見込みながらも、決して過大な見積りにならないように計上されております。また、特別交付税は、中長期派遣職員分の人件費分を加えた７億3,174万1,000円が計上されております。

寄附金については、古都人吉応援団寄附金の目標額を５億円と設定されております。

昨年度の当初予算と比較しまして、総額で127億529万5,000円の増額となっております。

令和３年度一般会計予算の概要説明の際に、委員から要求のあった令和３年度予算額と主な財源構成については、執行部から資料の提供と説明があっております。

審査の過程で委員から要求のあった農業次世代人材投資事業については、執行部から資料の提供と説明が、手話奉仕員養成研修事業市町村負担金で実施されている手話教室参加人数については、執行部から説明があっております。その他、委員からは、カルチャーパレス使用料、権限移譲事務市町村交付金、地域支え合いセンター設置・運営事業費補助金、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業費補助金、太陽光発電余剰電力料金等について質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　日程第32、議第11号令和３年度人吉市一般会計予算のうち、総務文教委員会に付託されました歳出予算及び債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものについて報告いたします。

債務負担行為の新市庁舎警備業務委託料と新市庁舎防犯カメラ等機器リース料は、いずれも令和４年度の新市庁舎の供用開始に合わせ業務を開始する必要があることから、令和３年度中に機器の選定、設置等の準備行為を進めるため、委託等の期間及び限度額を定めるものです。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、１節報酬障害者雇用会計年度任用職員報酬892万5,000円について、委員から、障害者雇用会計年度任用職員の雇用状況の質疑に対して、予算は６人分であるが、雇用は５人を予定している。現時点で、職員と会計年度任用職員を合わせると、令和３年度の目標値2.6％を達している。職員が退職した場合等のために、予算は６人分としているとの答弁があっております。３節職員手当等において、一般退職者と特別職の任期満了により、退職手当が12名分で２億5,333万9,000円、災害に伴う中長期派遣職員の災害派遣手当は3,430万1,000円となっております。11節役務費の手数料に計上してあるＰＣＲ検査手数料61万6,000円は、他自治体から災害復旧に従事している職員が帰任される際に実施する検査費用です。

委員から、ＰＣＲ検査の時期はとの質疑に、中長期派遣職員が帰任する際に実施するもの。派遣の際には、派遣元での新型コロナウイルス感染症の発生状況を見て、個々に相談しているとのことです。

14節工事請負費400万円は、町内等から設置要望があっている防犯灯120基の設置等の工事費です。18節負担金、補助及び交付金の中長期派遣職員給与負担金１億5,720万円、くま川鉄道の復旧を推し進めるため、くま川鉄道再生協議会負担金、及び被災された町内会を支援するために、熊本県の球磨川流域復興基金交付金等を活用した被災自治公民館再建支援事業補助金3,450万円、外灯設備電気料補助金80万円などとなっております。

委員から、現在何名派遣されているのか、くま川鉄道再生協議会の人吉市の負担割合はとの質疑に、令和２年度の派遣職員は延べ44人の派遣を受けており、現時点で27人である。令和３年度は28人分となっている。くま川鉄道再生協議会負担金については、人吉球磨10市町村で案分している。人吉市は約28％を負担しているとの答弁があっております。

６目財産管理費１億4,422万7,000円は、主に仮本庁舎や西間別館及びカルチャーパレスなどの施設管理運営費です。

委員から、前年度に比べ減額となっているが、令和３年度のカルチャーパレスの利用予定はの質疑に、現在、ホール棟は被災者対応等で利用しているため、貸出しは行っていない。特にホールの座席上部の天井の耐震診断を行っており、その結果が間もなく出る予定で、結

果を踏まえ、今後のホール棟の利用については検討したいと考えている。カルチャーパレスの利用が開始されたときには必要な経費を計上したいとの答弁があっております。

７目企画費、12節委託料に、令和２年７月豪雨災害追悼式展として60万円が計上されております。11目肥薩線世界遺産推進関連施設費1,971万9,000円は、鉄道ミュージアム関連費です。12目市庁舎建設事業費に18億8,574万8,000円で、令和３年度の新市庁舎建設における本体工事に要する経費18億6,420万円と新市庁舎建設工事監理業務委託料2,065万円などが主なものです。

９款、１項消防費、１目消防総務費は、18節負担金、補助及び交付金の人吉下球磨消防組合負担金４億9,463万1,000円となっております。

委員から、増額となっているが、今後も負担増が続く見込みなのかの質疑に、豪雨災害で中央消防署と球磨村にある西消防署が被災しており、消防機材が傷んでいるため、３年に分けて備品等の整備を考えておられる状況を短期的に見ると、負担が増加する要素はあると考えるとの答弁があっております。

２目非常備消防費は、１節報酬1,600万円は、機能別消防団員を含めた消防団員559人分の報酬、７節報償費1,259万円は　消防団員退職報奨金などです。３目消防施設費、12節委託料1,208万6,000円は、防災行政無線屋外拡声子局バッテリー交換やデジタル同報無線システム管理運営委託料です。17節備品購入費645万円は、小型消防ポンプ３台分です。

委員から、デジタル同報無線システム管理委託料が800万円計上されているが、あさぎり町は800万円以上かかっていると聞いている。人吉市のほうが戸数も多い。これで大丈夫なのかの質疑に、各家庭に配布する無線機の保守は含まない。管理運営委託なので、これで賄える。各世帯に配布する機器の保守は、各世帯で管理することになっているとの答弁があっております。

５目災害対策費は3,033万4,000円で、令和３年度は、10節需用費、消耗品費において、避難所用消耗品の購入に714万3,000円、12節委託料に、各家庭に配布するハザードマップ作成費用800万円、17節備品購入費は、災害発生時における災害対策本部と支部の連絡を円滑に行うため、通信機器の購入費81万6,000円などです。

委員から、新たに避難所となる小学校等に災害用の公衆電話は設置できないかの質疑に、災害用公衆電話については、設置できるようＮＴＴと協議していきたいとの答弁があっております。

10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、１節報酬4,240万5,000円は、子ども・子育て相談員２名、特別支援教育支援員16名、人吉っ子アドバイザー６名、学力充実支援員２名などの報酬です。12節委託料1,872万6,000円は、外国語指導助手派遣やＩＣＴ支援員派遣業務委託料が主なものです。

委員から、ＩＣＴ支援員派遣業務の内容はとの質疑に、支援員は１名で、業務内容は教

員の支援を行うもので、各学校に月に２回、３時間派遣する予定であるとの答弁があっています。なお、外国語指導助手は２名とのことです。

13節使用料及び賃借料、タクシー借上料758万6,000円は、田野・大塚地区及び村山公園仮設団地のスクールタクシーの運行に係る経費です。２項小学校費、２目教育振興費、12節委託料300万4,000円は、小学１年・３年・５年生を対象とする知能検査、小学２年生から６年生を対象とする学力検査等の委託料です。19節扶助費の1,400万円は、要保護・準要保護児童就学援助費及び特別支援教育就学奨励費で、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助するものです。３目学校建設費の610万円は、12節委託料が、西瀬小学校の浄化槽の改修工事に係る設計業務委託料210万円、14節工事請負費が、人吉西小学校の低学年棟防水工事費400万円です。３項中学校費、１目学校管理費、17節備品購入費の100万1,000円は、ＡＥＤの更新ほか、管理用備品などの購入経費です。２目教育振興費、17節備品購入費675万2,000円は、中学校の教科書改訂に伴うデジタル教科書の購入費のほか、一般教材や特別支援学級の教材備品の購入費です。３目学校建設費191万7,000円は、第一中学校テニスコートと隣接する市所有地との境界の擁壁が経年劣化しているので、改修に伴う設計業務委託料です。４項社会教育費、１目社会教育総務費、18節負担金、補助及び交付金177万7,000円は、人吉市人権教育推進連絡協議会、人吉市子ども会育成連絡協議会、人吉市青少年育成市民会議、人吉市ＰＴＡ連絡協議会などへの補助金や負担金です。２目公民館費、14節工事請負費40万1,000円は、東西コミュニティセンターの駐車場の西側に隣接する敷地の一部を、砂利等により補修するものです。３目図書館費、17節備品購入費400万円は、図書や視聴覚ソフトなどの購入費です。５目文化財保護費、14節工事請負費1,828万6,000円は、大村横穴群保存修理工事費です。５項保健体育費、１目保健体育総務費、12節委託料445万8,000円は、小学校社会体育活動の指導に係るスポーツコーディネーター業務委託料206万1,000円と東京2020オリンピック聖火リレー出発式会場設営委託料222万5,000円などです。６項学校給食センター費、１目学校給食センター運営費、14節工事請負費2,635万2,000円は、蒸気式天吊りコンテナ消毒装置及び専用コンテナ設置工事費に912万円、調理室などの天井照明の老朽化に伴うＬＥＤ照明に取り替える工事費1,723万2,000円などです。18節負担金、補助及び交付金2,249万9,000円のうち2,247万2,000円は、平成28年度から実施している学校給食費助成金です。

委員から、行財政健全化に向けて、減額等の話はあったのかの質疑に、助成金額の見直しという話もあったが、新型コロナウイルス感染症及び令和２年７月豪雨災害で収入の減少した子育て世代も多いと考えられるため、見直す時期ではないとのことで、現行の助成金額としているとの答弁があっております。

13款諸支出金、２項基金費、７目人吉応援団基金費５億3,000円は、古都人吉応援団寄附金の目標額を５億円と設定し、預金利子と合わせて積立てを行うものです。

14款予備費に5,410万7,000円を計上してあります。

委員から、総務費の中に川辺川ダム建設促進協議会の負担金が含まれており、この協議会は、今、ダム推進に変わってまいりましたので、この予算案に対して反対しますとの意見がありましたので、挙手による採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることと決しました。

なお、議案審査終了後、令和２年７月豪雨で被災したスポーツパレス、コミュニティセンター等の社会教育施設の復旧について、進捗状況はどのようになっているのかとの質問があり、国・県の全面的な支援を得て鋭意取り組んでいる状況であるとの説明を受けました。また、議会として、迅速な復旧が進むよう意見書の提出が必要ではないかとの意見がありましたので、３月24日に再度委員会を開き、協議を行いました。

執行部から、現在までの県の対応等について説明を受け、委員からは、これまでの県の手厚い対応等に鑑み、現時点では県などへの意見書の提出はすべきではないとの意見で一致し、意見書の提出について本議会への提案を見送ることといたしました。ただし、委員会としては、市民から早期の施設の再開を望む声を多く聞いており、できるだけ早い復旧に取り組んでいただき、目途が立った時点で速やかに議会や市民に知らせるよう、執行部に対し、委員会としての強い要望を行っております。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　日程第32、議第11号令和３年度人吉市一般会計予算のうち、厚生委員会に付託されました歳出予算、債務負担行為につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

今回の当初予算については、令和２年７月豪雨を受けて対応する事業などの予算が多く計上されております。

まず、債務負担行為の固定資産標準地等不動産鑑定評価委託料は、令和６年度評価替えに対応する標準宅地等の評価業務を継続して行うため、期間を令和３年度から令和５年度、限度額を1,197万円と定めるものです。固定資産土地評価システム業務委託料は、令和６年度評価替えに対応する路線価付設や各筆評価業務等を継続して行うため、期間を令和３年度から令和５年度、限度額を2,966万3,000円と定めるものです。

審査の過程で委員から質疑があり、不動産鑑定評価の事業内容はに対し、路線価、標準宅地等の価格を決めていく業務を委託していると答弁がありました。

次に歳出予算についてですが、３款民生費、１項社会福祉費　１目社会福祉総務費ですが、20億8,111万5,000円で、前年度に比べ２億2,295万3,000円の増となっております。７節

報償費に、無料法律相談会の弁護士謝礼や、消費生活なんでも相談会相談員謝礼及びくらし安心ネットワーク推進員養成講座講師謝礼が計上されております。

審査の過程で委員から質疑があり、よろず相談の件数、無料法律相談の件数はに対し、よろず相談は、令和３年１月末現在で504件。市の無料法律相談は、令和３年２月16日現在で62件との答弁がありました。

12節委託料の地域支え合いセンター事業委託料5,404万円は、人吉市地域支え合いセンター設置・運営事業委託等によるものです。２目心身障害者福祉費は11億2,959万9,000円で、主なものは、19節扶助費の自立支援給付費８億3,508万9,000円や障害児通所支援事業給付費１億336万5,000円などです。２項児童福祉費、２目児童支援費、18節負担金、補助及び交付金16億5,117万1,000円のうち、子どものための教育・保育給付費負担金は、市内保育所６か所及び広域保育園入所に係る委託費が６億894万8,000円、認定こども園など10園の施設型給付費が10億4,023万4,000円です。19節扶助費５億9,838万8,000円は、中学３年生までの児童に対する子ども医療費、児童手当等に対するものです。３目母子父子福祉費は２億4,835万9,000円です。令和２年度までは母子福祉費でしたが、現況を鑑み、母子父子福祉費へ名称が変更されております。４項、１目災害救助費、12節委託料の住宅応急修理委託料2,975万円は、災害救助法に基づく応急修理に係るものであります。２目応急住宅管理費は3,693万9,000円が計上してあり、この目は全て、令和２年７月豪雨により被災された方が入居されている応急住宅の管理運営に係るものであります。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費は１億7,627万8,000円で、前年度に比べ1,098万8,000円の増額となっております。１節報酬のうち、環境審議会委員報酬12人分、13万3,000円が計上してあります。

審査の過程で委員から質疑があり、環境審議会委員の活動内容はに対し、主には人吉市環境基本計画がどこまで達成できたかなどの推移状況等の御意見をいただいているとの答弁がありました。

２目予防費、12節委託料8,040万5,000円は、四種混合ワクチン、小児用肺炎球菌予防ワクチンなどの定期予防接種、令和元年度から実施しております成人男性の風しん抗体検査・予防接種、及び65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ予防接種などに係る委託料です。２項清掃費、１目清掃総務費、18節負担金、補助及び交付金の補助金で、浄化槽設置整備事業補助金として、前年の当初予算とほぼ同額の1,308万2,000円を計上されております。これは浄化槽設置に対する補助金で、令和３年度につきましては、５人槽16基、７人槽８基、10人槽１基、合計25基の設置、並びに、単独浄化槽やくみ取りからの転換に対する上乗せ補助などを見込み計上しているとの説明がありました。

審査の過程で委員から質疑があり、浄化槽の令和２年度実績はに対し、令和３年３月15日現在、33基。うち、１基は修繕によるものとの答弁。令和３年度の予算で、補助金が足り

なくなる可能性はないのかに対し、例年多めに組んでいる。今後、補正をお願いする可能性はあるとの答弁。被災された方で、浄化槽から下水道や、下水道から浄化槽への切り替えをという話はあっているのかに対し、もともと下水道区域内で下水道につながれていない方が、今回被災をされて下水道につなごうかという相談はあっているので、対応していきたい。ただし、浄化槽と違い、下水道につなぐ際の補助はないとの答弁。浄化槽の入れ替えは、同じものに替えられたのかに対し、市外から移り住まれた方、くみ取りから合併浄化槽に替えられた方、下水道区域から浄化槽区域に来られた方など、様々な場合があると答弁。浄化槽について、被災後、同じところへ設置する場合の補助はできるのかに対し、できるとの答弁がありました。

２目塵芥処理費に43億4,439万円を計上し、前年度に比べ42億4,189万7,000円の増額です。12節委託料43億4,319万円は、一般廃棄物収集運搬委託料１億249万3,000円及び災害廃棄物仮置場管理・運営等委託料42億4,069万7,000円です。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　次に、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　日程第32、議第11号令和３年度人吉市一般会計予算のうち、経済建設委員会に付託されました歳出予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

３款民生費、４項災害救助費、２目応急住宅管理費、13節使用料及び賃借料は、建設型応急仮設住宅のうち、民地借り上げ７か所に係る経費です。

６款農林水産業費、１項農業費の主なものは、３目農業振興費、12節委託料の、新たに中山間地域等直接支払事業を取り組もうとする２集落（上田代集落、永野集落）の測量設計委託料と梅園管理委託料。18節負担金、補助及び交付金のうち、負担金は、新嘗祭献穀事業負担金ほか３件分。補助金として、中山間地域の農業における問題解決のため、地域自らが策定したモデル地区事業ビジョンに基づき、基盤整備や施設整備等を実施する地域を総合的に支援する中山間農業モデル地区支援事業費補助金や、令和２年７月豪雨災害時に利用権設定していた農地が被災し、新たに被災していない農地を農業委員会を通して賃借契約した場合に、10アール当たり２万2,000円を交付する農地等被災農業者生活支援事業補助金。また、交付金の農業次世代人材投資事業交付金は、個人経営継続交付見込み分が、年間150万円の６件と75万円が１件、夫婦での経営継続交付見込み分が112万5,000円１件の計８件分の交付金となっています。

審査の過程において委員から、新嘗祭献穀事業負担金は、全国の町村なのかとの質疑に、

熊本県の振興局単位で持ち回りになっている。令和３年度が人吉球磨地域で、錦町で受けてもらっており、その負担金であるとの答弁があっております。

２項林業費の主なものは、２目林業振興費、７節報償費で、有害鳥獣の捕獲に伴う謝礼で、内訳として、鹿の捕獲に伴う謝礼が、１頭当たり2,000円の1,000頭分の200万円、猿の捕獲に伴う謝礼として、１頭当たり４万2,000円の15頭分で63万円、カラスの捕獲に伴う謝礼が、１羽当たり1,000円の500羽分で50万円となっています。

審査の過程において委員から、鹿と猿とカラスの頭数が超えて、予算をオーバーした場合にはどうなるのかとの質疑に、追加で要求をすることになる。実際に、今年も県から追加補正で来ているとの答弁があっております。

また、12節委託料のうち、森林経営管理業務委託料は、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理法に基づく放置林対策に向けた調査費、並びに林業フェアや木育事業、林業教室といった本市林業の普及・振興等に係る業務委託料です。

次に、７款商工費、１項商工費の主なものは、１目商工総務費のふるさと納税業務の移管による12節委託料で、ふるさと納税業務委託料。２目商工業振興費、12節委託料のうち、平成30年度から、地方創生推進交付金を活用して実施している、ＩＴ企業等を本市への誘致へとつなげるべく都市圏におけるサテライトオフィスのＰＲや、くまりばを活用したワーケーションの誘致、社会人の学びの場である「ひとよしくま熱中小学校」開設を通じた人材育成と関係人口の創出等を委託するＩＴ企業等協創促進業務委託料、及び、平成30年度に開設した人吉しごとサポートセンターＨｉｔ－Ｂｉｚに係るセンター長はじめ、従事する職員の服務管理等を委託する業務委託料です。

審査の過程において委員から、しごとサポートセンターの業務委託において、センター長が交代するということで引き継ぎの期間が発生するが、そのときは予算は変わるのかとの質疑に、この金額で商工会議所に委託する予定で、増額がないように事業費を調整し、被る部分の人件費を捻出させていただこうと思っているとの答弁があっております。

18節負担金、補助及び交付金のうち、人吉市商店街活性化事業補助金は、商店街への支援・助成をすることにより市街地活性化を図ることを目的とし、各種事業に伴う補助を行うものですが、内訳として、イベント事業が２件で60万円、既設家屋改装等事業が１件で20万円、空き店舗開業支援事業が、平成29年度からの継続分４件で92万1,600円、平成30年度からの継続分４件で108万1,366円、平成31年度からの継続分１件で60万円、令和元年度からの継続分４件で221万9,988円。さらに、令和３年度より、令和２年７月豪雨災害に伴う球磨川流域復興基金支援事業として、商店街等街路灯管理支援補助２件で60万円との説明があっております。

次に４目石野公園運営費ですが、昨年度と比較し、255万8,000円の増となっています。

審査の過程において委員から、石野公園の経営状況はとの質疑に、売店からの売上収入

は平成30年度が199万円、令和元年度が600万円、令和２年度が411万円である。道の駅になって売上げは伸びたが、コロナと豪雨災害で44日間休園した。おととしよりは経営状態はいいと考えているとの答弁があっております。

５目まち・ひと・しごと総合交流館管理費、12節委託料は、ＩＴ企業等協創促進業務委託料の地方創生推進交付金を活用して、コワーキングスペースなどの管理運営等の総合交流館管理運営実証事業を行うための委託料などです。

８款土木費、１項土木管理費の主なものは、１目土木総務費、18節補助金で、人吉市アスベスト調査分析事業補助金13件分、人吉市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金７件分、人吉市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金の撤去と設置のセットで１件分、人吉市土砂災害危険住宅移転促進事業補助金１件分となっています。２項道路橋梁費の主なものは、３目道路新設改良費、14節工事請負費の社会資本整備総合交付金事業で行う道路改築工事、単独事業で行う新市庁舎建設に係る道路改良工事の道路改築工事、及び人吉球磨広域行政組合受託事業で行う赤池水無第２号線の道路改築工事。５目橋梁新設改良費、12節委託料の道路メンテナンス事業で行う橋梁点検委託料、及び橋梁設計委託料となっており、審査の過程において委員から、橋梁点検・設計委託は何か所なのかとの質疑に、道路法施行規則で、５年に一度の橋梁点検を行わなければならないということで、令和３年度は67橋を予定している。測量設計は、井ノ口町の高橋、願成寺町の上の寺橋、上原田橋、井手川橋、矢岳６号橋である。なお、曙橋は予定しているが、流動的であるとの答弁があっております。３項住宅費の主なものは、１目住宅管理費、12節委託料で、清掃委託料、浄化槽維持管理等の維持管理委託料、消防用設備等点検委託料と２目住宅建設費、14節工事請負費で、公営住宅ストック総合改善事業で取り組む鶴田団地５・６・７号棟給水設備改修や原城団地外壁改修、及び鶴田団地防鳥ネット設置工事費となっています。

審査の過程において委員から、市営住宅の合併処理浄化槽は、各団地の入居者の数によって入居者の負担額が違うので、一律にしてほしいとの要望があっております。

４項都市計画費の主なものは、３目公園整備費、12節委託料の都市公園施設長寿命化計画策定委託料で、３公園施設の安全性の確保、ライフサイクルコスト縮減の観点から、策定業務委託するものです。５項河川費、１目河川総務費、12節委託料は、桑木津留川堆積土砂撤去測量設計委託料、及び県受託事業の山田川河川公園維持管理委託料、並びに出水川外１河川のしゅんせつ業務委託料となっています。

11款災害復旧費、２項農林水産施設災害復旧費の主なものは、１目農地災害復旧費、２目農業用施設災害復旧費の農地・農業用施設等の災害復旧工事によるものです。

審査の過程において委員から、年度内に完了しない場合は、次年度に持ち越しになるのかとの質疑があり、災害復旧については３年間を見込んでいる。できるだけ令和３年度内には終わりたいが、数が多く、優先順位を決めながらなので、どこからとは言えない状態であ

る。できるだけ早めに着工していきたいとの答弁があっております。

３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費の主なものは、14節工事請負費の、単独事業で行う漆田古仏頂線外６線、及び補助事業で行う赤池古屋敷第１号線外24か所の道路・橋梁災害復旧工事費です。５項その他公共施設公用施設災害復旧費、１目その他公共施設公用施設災害復旧費、14節工事請負費は、令和２年７月豪雨により被災した布の滝遊歩道災害復旧工事及び鹿目の滝遊歩道災害復旧工事です。なお、鹿目の滝遊歩道災害復旧工事については、現地視察を行っています。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

15番、本村令斗議員の発言を許可します。（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

15番。本村令斗議員。

○15番（本村令斗君）（登壇）　議第11号令和３年度人吉市一般会計予算に、反対の立場から討論を行います。

この予算案の総務費には、川辺川ダム建設促進協議会負担金が組まれています。促進協は、住民の民意に反してダム建設を推進し、住民の民意を酌みとろうともしていないという思いから、この予算案に反対するものです。

日本共産党人吉市委員会は、昨年８月から10月にかけて、中心市街地や住宅街、仮設住宅など、７月４日の水害の被災者の方々に、困っていることがないか聞き取り調査を行いました。同時に、どんな治水対策を望んでおられますかということを聞いて回りましたが、お会いできた80件のうち、45件がダムに反対されており、ダムに賛成されているのは10件でした。蒲島知事は、10月に、治水対策などについて、県内７市町村の住民や各団体から意見を聞く会を行っていますが、新聞を読み返すと、ダムに反対する声が多く出されたことがわかります。

昨年９月18日の熊本日日新聞の「射程」には、「球磨川流域の民意」というタイトルで、川辺川ダム建設促進協議会に関するコラムを載せています。その文章の最後は、「流域住民が求める治水の形はさまざまだろう。ダムをめぐる混乱を繰り返さぬためにも、丁寧に民意をくみとる作業が必要だ。」と締めくくっています。

国交省は、流域治水について、住民等を含めたあらゆる関係者により流域全体で行う治水としています。住民団体は申入れなどで、令和２年７月球磨川豪雨検証委員会や球磨川流域治水協議会に住民を参加させるよう求めています。しかし、促進協がそれを後押しするよ

うな動きは見られません。民意を酌みとる作業さえ行わないようにしているのは明らかだと思います。川辺川ダム建設促進協議会負担金は、もとはといえば住民の税金です。促進協のこのような動きは、税金を払っている住民の納得が得られるものではありません。

以上のような見地から、私はこの予算案に反対します。

○議長（西　信八郎君）　以上で、討論を終了いたします。

それでは、採決いたします。採決は起立採決といたします。

お諮りをします。議第11号について、各委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（西　信八郎君）　起立多数。

よって、議第11号は、原案可決確定いたしました。

日程第33　議第12号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第33、議第12号を議題とし、総務文教委員会委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。宮﨑保議員。

○９番（宮﨑　保君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第33、議第12号令和３年度人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算につきまして、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出の予算額を、それぞれ8,000円とするものです。

歳入は、人吉球磨地域交通体系整備基金運用の利息3,000円と、人吉球磨地域交通体系整備基金繰入金及び預金利子各々1,000円、及び、雑入3,000円となっております。

歳出につきましては、人吉球磨地域交通体系整備基金の利子積立金7,000円と、人吉球磨地域交通体系整備助成金の1,000円となっています。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第12号について、総務文教委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第12号は、原案可決確定いたしました。

日程第34　議第13号から日程第38　議第17号まで

○議長（西　信八郎君）　次に日程第34、議第13号から日程第38、議第17号までの５件を議題とし、厚生委員会委員長の報告を求めます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。高瀬堅一議員。

○８番（高瀬堅一君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第34、議第13号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算から、日程第38、議第17号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算までの５件につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

まず、日程第34、議第13号令和３年度人吉市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億1,711万1,000円とし、前年度に比べ２億117万1,000円の増額となっております。

歳入については、主に５款県支出金、１項県負担金、１目保険給付費交付金の増によるものです。

審査の過程で委員から質疑があり、保険者努力支援分とは何かに対し、平成30年に国民健康保険の大きな制度改正が行われ、保険給付費について、熊本県が全額補償するという制度に変わった関係で保険者の努力が減るのではないかという中、保険者がインセンティブをとって努力するようにということで設定された交付金。例えばジェネリック医薬品の使用率が上がった場合に、点数をつけて、それに対して交付金をもらうというようなものであるとの答弁があっております。

歳出の２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費は27億861万円となっております。全国的には、新型コロナウイルス感染症による受診控えなどにより医療費が減少している中、本市においては、豪雨災害に伴う一部負担金免除等の影響もあり、１人当たり費用額は、前年度比３％程度の伸びと見込み、また、一部負担金の免除を含めた支出額ベースでは、豪雨災害前の令和元年度と比べ、１人当たり給付費で29％程度の伸びを見込んでいるとの説明がありました。

審査の過程で委員から質疑があり、一般被保険者療養給付費で１人当たり３％増が見込まれるとのことだが、増えると見込んだデータはあるのかに対し、保険給付費については、過去３年間の医療費の動向を踏まえて計算している。令和２年度は、災害によりレセプトが正確に出てこなかった部分がある。しかし、以前の実績をもとに概算で給付をするということが認められているので、概算で支払っている。３％のもとになる数字としては、過去３年間の状況と災害後の状況を加味して、医療費ベースで１人当たり３％増、保険給付費ベースで29％増というところで算定をしているとの答弁がありました。

２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費は３億1,018万2,000円で、一部負担金の免除を行っていることから、高額療養費の給付は減少すると見込んでいるとの説明がありました。６項、１目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に係る被用者への手当が計上さ

れております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第35、議第14号令和３年度人吉市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億6,562万1,000円とし、前年度に比べ281万1,000円の増額となっております。

歳入では、１款、１項後期高齢者医療保険料３億8,705万4,000円などが計上されております。

歳出の２款、１項、１目後期高齢者医療広域連合納付金５億3,891万7,000円は、歳入の保険料及び保険基盤安定繰入金等を広域連合へ納付するものであります。

３款保健事業費、２項保健予防事業費、１目保健予防事業費455万5,000円は、令和３年度から、新たに熊本県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて実施するもので、高齢者保健事業と介護予防事業の一体的実施に係る事業費で、４月から本事業専任の保健師を配置し、10月からの本格実施を予定しているとの説明がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第36、議第15号令和３年度人吉市介護保険特別会計予算は、まず、第８期介護保険事業計画策定段階において、高齢者数を１万1,624人、介護認定者数を2,282人、保険給付費の額を39億5,968万9,000円と推計し、予算計上しているとの説明がありました。

歳入歳出は、それぞれ45億1,282万3,000円となっております。

歳出の１款総務費、３項、１目介護認定審査会費881万7,000円は、要介護等の認定を行う介護認定審査会委員の報酬等であります。

２款保険給付費は、介護サービス費の支払いに要する費用です。第８期計画における保険給付については、令和２年７月豪雨やコロナの影響により軽度者の認定者が増加すると見込んでおり、前年度より増加しているとの説明がありました。１項介護サービス等諸費は、要介護１から要介護５までの方を対象とする介護サービスに係る費用で、在宅サービスや施設サービス、ケアプラン作成費用等の総額として37億9,039万2,000円の計上があっております。２項介護予防サービス等諸費は、要支援１及び要支援２の方を対象とする介護予防サービスに係る経費で、総額9,413万4,000円の計上があっております。

５款地域支援事業費、１項、１目介護予防・生活支援サービス事業費9,037万9,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援者等が利用する訪問事業・通所事業等に係る費用であります。主なものとしまして、訪問型サービス事業負担金3,000万円、通所型サービス事業負担金5,200万円が計上されております。２項、１目一般介護予防事業費、12節委託料1,506万3,000円の主なものとしましては、いきいき筋トレクラブ委託料、介護予防サポーター養成事業委託料、脳いきいき事業委託料等であります。

審査の過程で委員から質疑があり、いきいき筋トレクラブ委託料の内容はに対し、社会

福祉協議会に委託しているデイサロン事業。フレイルを防ぐもので、身体状況のチェック、講話、体操、脳トレなどを行っているとの答弁。介護予防サポーター養成事業の内容はとの質疑に対し、住民自らが介護予防活動の担い手になっていただくため、介護予防サポーターを養成している。事業内容は、介護予防の専門家による基礎的な知識の講話、高齢者に対する介護予防をするときの実技の指導、デイサロン会場での実習を含めてサポーターを養成していくものと答弁。さらに、令和２年度の申込みは何人だったのかに対し、令和２年度は災害等により実施できなかったが、令和３年度は20人を見込んでいると答弁がありました。

歳入の１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料については、第８期計画介護保険料基準額に基づき、豪雨災害による保険料の減免措置を考慮して算定しているとの説明があり、１節現年度分特別徴収保険料６億6,450万7,000円、２節現年度分普通徴収保険料3,821万9,000円、３節滞納繰越分普通徴収保険料272万7,000円の合計７億545万3,000円の計上となっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第37、議第16号令和３年度人吉市水道事業特別会計予算は、まず、収益的収入及び支出の収入、１款水道事業収益は５億862万4,000円、前年度と比較すると6,118万5,000円の減額となっております。

その内容は、１項、１目、１節水道料金４億5,857万4,000円で、前年度と比較すると6,099万3,000円の減額となっております。減額の理由として、昨年７月の豪雨災害に伴い給水人口及び給水量の減少や、新型コロナウイルス感染症の経済や市民生活への影響を勘案し、12％減と厳しく見込んでいる。復興計画の進展や一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束により、収益が改善されることを期待していると説明がありました。

収益的収入及び支出の支出については、１款水道事業費用５億77万6,000円は、前年度比較で245万2,000円の増額となっております。１款水道事業費用、１項営業費用、１目原水及び浄水費、15節委託料では、新規として、茂ケ野水源地に通じる北側のコンクリート道路周辺の木々伐採に伴う業務委託等が上がっております。２項営業外費用、２目消費税の1,000万円の増額は、災害復興、コロナ禍という予想が難しい経済状況にあり、安定経営を維持するために工事等の支出を抑えたことから、支出における仮払消費税の支払いが少なくなり、不足が見込まれるためとの説明がありました。

資本的収入及び支出の収入、１款資本的収入の総額が4,659万1,000円となっております。

資本的収入及び支出の支出については、１款資本的支出の総額３億5,132万1,000円、前年度比較で8,567万1,000円の減額です。主な内訳として、１項、１目構築物費、１節一般改良工事の工事費で、豪雨災害により被害を受けた施設の復旧・改良工事や住宅地域の老朽管の改良工事を優先し、計画しているとのことでした。同じく１節一般改良工事委託料の主なものは、施設の耐用年数や更新財源としての企業債の償還期間を考慮して、30年から40年と

いった中長期を見通した計画のアセットマネジメント作成業務委託の経費として500万円。10年を計画期間として、水道事業全般の目標や政策を定めた水道事業ビジョンの改訂業務委託として1,600万円の計上があっております。いずれも、昨年の豪雨災害で水道事業を取り巻く環境が大きく変わったことから、水道施設などの中長期的視点に立った資産管理が不可欠になっており、財政計画及び施設更新基本計画等の見直しが必要になってきたことから取り組むものとの説明があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

次に、日程第38、議第17号令和３年度人吉市公共下水道事業特別会計予算の収益的収入及び支出の収入については、１款下水道事業収益は10億１万8,000円で、前年度と比較して9,674万2,000円の減となっております。

その内容としまして、１項営業収益、１目下水道使用料が５億8,911万4,000円で、7,052万5,000円の減となっております。１節一般汚水収益や２節浴場業汚水収益は、昨年７月の豪雨災害や新型コロナウイルスの影響などにより大幅な減収を見込んでいるとのことでした。

収益的収入及び支出の支出については、１款下水道事業費用は11億1,426万円で、前年度と比較して9,411万8,000円の増となっております。１項営業費用、２目ポンプ場費、15節委託料の汚水中継ポンプ場外沈砂池等浚渫業務委託料は、新規で計上されております。

審査の過程で委員から質疑があり、頭無川雨水ポンプ場仮設ポンプ等操作業務委託料について、委託先などの状況はに対し、ポンプ場については復旧工事中であり、それまでの間、人吉市建設協会に操作の委託をしていると答弁がありました。

４項特別損失については、当初予算として初めて計上するもので、内容は、３目人吉浄水苑費、15節委託料、人吉浄水苑汚泥消化槽浚渫業務委託料や消化汚泥運搬処分委託料等であります。

資本的収入及び支出の収入については、１款資本的収入は17億5,088万1,000円で、前年度と比較しまして16億4,592万6,000円の大幅な増となっております。

資本的収入及び支出の支出については、１款資本的支出は21億6,939万1,000円で、前年度と比較して16億3,511万1,000円の大幅な増となっております。主なものは、１項建設改良費、５目災害復旧費、15節委託料の公共下水道施設災害復旧工事委託料９億7,700万円等であります。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。議第13号から議第17号までの５件について、厚生委員会委

員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第17号は、原案可決確定いたしました。

○議長（西　信八郎君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時04分　休憩

午後２時19分　開議

○議長（西　信八郎君）　休憩前に引き続き再開いたします。

日程第39　議第18号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第39、議第18号を議題とし、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第39、議第18号令和３年度人吉市工業用地造成事業特別会計予算につきまして、審査の結果の主なものを報告いたします。

歳入歳出予算ですが、総額を、歳入歳出それぞれ6,388万4,000円とするものです。

まず、歳入の主なものですが、１款財産収入は、共栄精密株式会社へのＩ区画の貸付けによる梢山工業団地土地建物貸付収入。

２款繰入金は、人吉中核工業用地の造成事業に伴う公債費償還金に充てるため繰り入れる一般会計からの繰入金です。

次に歳出の主なものは、２款災害復旧費、１項工業用地災害復旧費、１目人吉中核工業用地災害復旧費、14節工事請負費2,000万円は、令和２年７月豪雨に伴う中核工業用地調整池災害復旧工事で、前年度に実施できなかった復旧工事について令和３年度に実施するもの。

３款公債費は、人吉中核工業用地造成事業に伴い、平成25年度以降に借り入れた地方債の元金償還金及び地方債利子です。

審査の過程において委員から、中核工業用地調整池の災害復旧について、原状復旧ではなくて、正式な設計見積りをしたらどれくらいになるのかとの質疑に、これまでは約1,000万円で要求したところを、今回の災害復旧は2,000万円と倍増してつけている。2,000万円の中で詳細調査をしてから、工法について検討するところで予算を上げているとの答弁があり、委員から、災害復旧でできる分は３年度でしてもらって、根本的な改修を、設計見積りを取

って行ったほうが今後のためになるのではないか。調査をして、分かれば委員会へ報告をお願いしたいとの要望があっております。

また、災害ごみ仮置場が終わった後の今後の見通しはとの質疑に、令和３年度中には仮置場が解消するのが前提のもと、令和３年度においても、情報収集、誘致活動は続ける。発災後も、視察に来られたところが２件あったところである。令和４年度から使えるというところをアピールして、できるだけ早く誘致につなげていきたいと思っているとの答弁があっております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。本件について、経済建設委員会委員長報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第18号は、原案可決確定いたしました。

日程第40　議第36号

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第40、議第36号を議題といたします。

お諮りをします。議第36号について、選任同意することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第36号は、選任同意することに決しました。

日程第41　陳第８号

○議長（西　信八郎君）　次に日程第41、陳第８号を議題とし、経済建設委員会委員長の報告を求めます。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。宮原将志議員。

○６番（宮原将志君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第41、陳第８号人吉市における分煙環境整備に関する陳情書についての審査の結果を報告いたします。

この陳情は、令和２年11月27日、人吉たばこ販売協同組合理事長の川原清藤氏から提出され、これまで継続審査を行ってきた陳情です。

陳情の内容は、改正健康増進法の趣旨を踏まえ、望まない受動喫煙の防止を図るため、

公共施設等における分煙環境の整備を進めることや、駅前・商店街などの場所に屋外分煙施設の整備を進めること、また、飲食店等のサービス業が喫煙室等を設置する際に、国の助成制度で賄えない費用に対する財政的支援や技術的支援を検討してもらいたいというものであります。

なお、同氏におかれましては、以前、「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書」を提出されておりましたが、令和２年12月議会において、地方たばこ税は目的税ではないため、地方たばこ税を活用して公共喫煙場所の整備や事業所が取り組む屋内喫煙室設置の助成は難しいとの理由で不採択となっております。

陳情提出後、様々な調査を経ながら、委員会において慎重に審査を行ってきました。審査の過程において委員から、陳情趣旨の中に、公共場所での受動喫煙をなくすため、地方たばこ税を使用するといった文言があり、不採択となった内容とあまり変わらないのではないかといった意見もありましたが、陳情内容の公共施設等における分煙環境の整備を進めることや、飲食店等が喫煙室を設置する際の支援について理解できる部分があること。また、陳情趣旨の中でもありましたが、令和２年度の税制改正大綱で「地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促すこととする。」とされているように、国においても、屋外分煙施設の設置等の取組は、今後の地方たばこ税の安定的な確保につながるとあるので、趣旨採択でいいのではといった意見がありました。

継続審査を求める意見がありましたので、まず、継続審査を諮りましたが、賛成少数でありました。

続けて、陳情についての採決を行い、挙手による採決の結果、賛成多数で趣旨採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、採決いたします。経済建設委員会委員長報告は趣旨採択であります。よって、陳第８号について、委員長の報告どおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、陳第８号は、趣旨採択することに決しました。

日程第42　新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第42、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

14番。福屋法晴議員。

○14番（福屋法晴君）（登壇）　日程第42、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告をいたします。令和３年１月６日、水曜日に第16回を、令和３年３月３日、水曜日に第17回を開催しました。

第16回では、協議事項は免震装置現地視察を行いました。まず、免震装置の概要、種類、装置の取付けについて、資料に基づき詳しく説明をいただき、現地視察を行いました。視察後、委員から、アイソレーターの鉛プラグについて、縦揺れについてなどの質問に対し、エネルギーを吸収する力がある。縦揺れの機能は有していないが、横揺れを抑えることで被害を抑えることができ、縦揺れに関しては部材の耐力で処理できる設計で、それほどの損傷はないとの説明をいただきました。

次に、第17回の協議事項は、防災行政無線の移設工事について、今後見込まれる事業費について、継続費について、新市庁舎における維持管理について協議をしました。防災行政無線移設工事についてですが、新市庁舎建設に伴い、西間別館の親局、電波障害になる鉄塔の移設工事、熊本県防災情報ネットワークシステム移設工事、Ｊ－Ａｌｅｒｔシステム機器移設工事で、総額4,500万円との説明に、委員から、移設に伴い使用できない期間について、執行部から、今回、戸別受信機の整備を予定しているので、カバーできるとのことでした。今後見込まれる事業費についてですが、屋外附帯工事、什器整備事業、引っ越し事業などについて、資料に基づき説明をいただきました。

委員から、市道改良工事について質問があり、右折レーン工事において電柱の移設が必要、また進入路変更工事との説明がありました。

次に、継続費についてですが、建設工事に関する総額に変更はなく、変更理由として、駐車場整備工事が、本体工事終了後プレハブ事務所撤去に着手することになり、令和４年度の工事になるため変更を行うとの説明でした。

次に、新市庁舎における維持管理について、資料に基づき、外構植栽剪定業務、施設、設備、衛生器具などの保守点検費用等との説明を受け、委員から、祝祭日・時間外の警備についての質問に、機械警備業務委託及び防犯カメラ機器リースで対応を考えているとのこと。また、防災行政無線移設工事が随意契約の理由について、システム納入業者でないと、間違えるとやり直しが利かないとの判断で随意契約としたとの説明がありました。

以上、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了します。

以上で、新市庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第43　治水・防災に関する特別委員会委員長の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第43、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。田中哲議員。

○16番（田中　哲君）（登壇）　日程第43、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告をいたします。令和３年３月３日に、第４回となります本特別委員会を開催いたしました。審議事項は、１、前期の治水・防災に関する特別委員会の経過及び概要について、２、治水・防災に関する特別委員会の目的及び調査内容について、３、その他についてを審議事項といたしました。

審議事項１、前期の治水・防災に関する特別委員会の経過及び概要についてでは、前期の平成27年７月２日の第１回より平成31年２月27日の第18回について、事務局より説明がありました。

審議事項２、治水・防災に関する特別委員会の目的及び調査内容についてでは、目的を、球磨川水系の治水・災害対策及び広域的災害の防災対策に関する諸問題の調査を目的とすることにいたしました。まず、調査内容では、次の５項目を調査内容とすることにしております。１項目では、球磨川水系の治水対策について。①球磨川水系の治水計画、②球磨川水系の治水工事の進捗状況、③県管理河川の治水計画、④県管理河川の治水工事の進捗状況とすることにいたしました。２項目では、球磨川流域治水協議会についてとし、球磨川流域治水協議会における審議内容（状況報告）とすることにいたしました。３項目では、球磨川水系の防災対策について（危機管理）とすることにし、①国、県及び関係機関との連携体制、②災害に関する情報の伝達方法及び広報手段、③避難誘導等システムの構築、④マルチハザードタイムライン（事前防災行動計画）、⑤球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助事業、⑥その他減災への取組といたしました。４項目めの広域的災害の防災対策についてでは、①土砂災害危険地域の調査、②人吉市周辺の直下型地震等の情報収集、③山地災害（治山事業）の情報収集といたしました。５項目めでは、関係機関との意見・情報交換とすることといたしました。

委員の中から、令和２年７月豪雨の検証について時間をとっていただきたいとの意見や、国・県から治水関係の説明を、本特別委員会において行っていただきたい等の意見がありました。

審議事項３、その他では、令和２年７月４日の豪雨災害時の映像を視聴し、執行部から説明を受けております。なお、次回の協議事項等については、正副委員長、事務局、執行部とで検討することといたしました。

以上、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終わります。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者

あり）

ないようですので、質疑を終了します。

以上で、治水・防災に関する特別委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第44　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第44、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。豊永貞夫議員。

○13番（豊永貞夫君）（登壇）　日程第44、人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和２年第４回人吉球磨広域行政組合議会定例会２日目が、令和２年12月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第１、議案第18号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての補足説明を受け、質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

最後に、日程第２、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり決定され、令和２年第４回定例会は閉会しました。

次に、令和３年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、２月26日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第１、会議録署名議員の指名については、18番茂吉隆典議員（相良村）と19番中村重道議員（相良村）が指名されました。

日程第２、会期の決定については、２月26日開会、２月27日から３月24日までを休会とし、３月25日までとすることに決定しました。

日程第３、行政報告については、理事会代表理事から、令和２年12月定例理事会から令和３年２月定例理事会の３回の理事会での審議事項について報告がありました。

日程第４、議案第１号人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計条例を廃止する条例の制定について、日程第５、議案第２号令和２年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第５号）、日程第６、議案第３号令和２年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第２号）、日程第７、議案第４号令和３年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第８、議案第５号令和３年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の５議案を一括し、執行部の提案理由の説明を受け、その後、日程第４、議案第１号から日程第６、議案第３号までの条例の廃止１件、補正案件２件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、議案第１号から３号まで、原案のとおり可決し、１日目は散会となりました。

次に、令和３年第１回人吉球磨広域行政組合議会定例会２日目が、３月25日午前10時か

ら、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

日程第１、議案第４号令和３年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第２、議案第５号令和３年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額までの２件を一括して、執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

ここで、執行部より追加提案のあった２議案について、日程を変更して追加し、議題とすることに決定され、追加日程第１、議案第６号令和２年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第６号）、追加日程第２、議案第７号令和２年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第３号）を、執行部の提案理由及び補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

最後に、組合会議規則第43条の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することで決定され、令和３年第１回定例会を閉会しました。

以上、報告を終わります。

日程第45　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第45、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。牛塚孝浩議員。

○４番（牛塚孝浩君）（登壇）　日程第45、人吉下球磨消防組合議会の報告を行います。

令和３年２月第１回人吉下球磨消防組合議会定例会が、令和３年２月25日、木曜日、午後２時より、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開催されました。

日程第１、会期の決定については、２月25日１日間と決定し、日程第２、会議録署名議員の指名において、２番、人吉市選出の本村議員、３番、山江村選出の立道議員が指名されました。日程第３、議案第１号人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第４、議案第２号人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、共に関連性があることから一括で審議。日程第５、議案第３号人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について審議。日程第６、議案第４号令和２年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第３号）については、歳入歳出予算をそれぞれ1,694万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,750万2,000円とするものです。日程第７、議案第５号令和３年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算については、それぞれの総額を10億9,940万9,000円とし、前年度より5,719万9,000円の増とするものです。

議案第１号から議案第５号までの全議案に対して、全会一致により原案可決いたしました。

日程第８、一般質問に、私、牛塚孝浩が、消防組織の広域化について、協議会の立ち上げを提案・質問し、深江消防長及び内山管理者から答弁があり、終了しました。

以上、報告を終わります。

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第44号工事請負契約の締結についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　議第44号

○議長（西　信八郎君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（松岡隼人君）（登壇）　皆様こんにちは。ただいま追加提案いたしました案件議案につきまして、概要を御説明いたします。

議第44号工事請負契約の締結についての案件は、280メガヘルツ帯デジタル同報無線システムを構築し、市内全戸へ防災ラジオ付き戸別受信機を配備することで、市民へ確実な防災情報の伝達を図るものです。

指名競争入札の結果、株式会社九電工人吉営業所が４億7,135万円で落札いたしましたので、人吉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

以上、提案しております案件議案につきまして概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西　信八郎君）　補足説明はございません。ただいま説明がありました議第44号に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。本件については、委員会付託を省略し直ちに採決することに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、直ちに採決いたします。

本件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、議第44号は、原案可決確定いたしました。

日程第46　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（西　信八郎君）　次に、日程第46、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

それでは採決いたします。各委員長の申し出のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（令和３年３月第２回人吉市議会定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	市政の企画に関すること	実情を調査する必要があるため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	災害復興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第９号	新型コロナウイルス感染症対策による熊本県時短営業要請によって売り上げに影響を受けた事業者に対する救済を求める陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

日程の追加について

○議長（西　信八郎君）　ここで、日程の追加についてお諮りします。

発議第５号、人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程　発議第５号

○議長（西　信八郎君）　それでは、提出者の説明を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。井上光浩議員。

○12番（井上光浩君）（登壇）　発議第５号人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

発議第５号

人吉市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第６項及び人吉市議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。

令和３年３月26日

人吉市議会議長　西　　信　八　郎　様

提出者　人吉市議会議会運営委員会委員長　井　上　光　浩

発議第５号人吉市議会会議規則の一部改正案は、住民が議員として活動するための制約要因を解消するため、育児、看護、介護等を本会議や委員会の欠席事由として明文化すること。また、行政手続において原則押印廃止を推進する政府の方針を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

以上で、人吉市議会会議規則の一部改正案の提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（西　信八郎君）　ただいまの説明について、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております発議第５号につきましては、会議規則第37条第２項の規定により委員会付託を省略いたします。

それでは、採決いたします。

本件について、原案のとおり決するに異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（西　信八郎君）　異議なしと認めます。

よって、発議第５号は原案可決確定しました。

═══════════════════════════════

○議長（西　信八郎君）　以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

──────────────────────────────

発言の申出

○議長（西　信八郎君）　ここで３月31日付で退職されます職員から挨拶の申出があっておりますので、これを許可いたします。

○経済部長（廣田五浩君）（登壇）　議員の皆様、こんにちは。

大変お疲れのところ、恐れ入ります。退職に際しまして、挨拶の機会、お時間をいただき誠にありがとうございます。また、先般の一般質問の折には、議員の皆様から、私たち８名の退職者に対しまして温かいねぎらいのお言葉をいただきました。重ねまして、心からお礼を申し上げます。

私は、昭和58年４月１日に市役所に入庁しまして、最初の配属先が商工観光課でございました。以来、38年間の勤務におきまして、その半分に当たります19年間は商工と観光業務、そして経済部長としての２年間で、経済部で長くお世話になりました。おかげさまで、公務員ではありましたが、商工や観光をはじめ、民間事業者の方々とお付き合いをすることができ、人見知りで内気だった私も、多少なりとも社交的になり、なんとか現在を迎えることができた次第でございます。事業者の皆様との接待疑惑は全くみじんもありませんでしたが、職場では、同年代の職員同様、焼酎条例のもと、焼酎の飲みニケーションで親交を深めてまいりました。お酒では飲み過ぎ、随分周りに迷惑をかけたこともあり、反省もいたしております。

これまで38年間、無我夢中、一生懸命に仕事に取り組んできたつもりではございますが、浅学非才、失敗や力不足のことも多々あり、再三にわたって多くの皆様に支えられ、何とか現在に至ることができました。これも、ひとえに松岡市長をはじめ、市職員の皆様、議員各位、おつき合いいただいた多くの皆様の御指導、御高配、そして家族の理解と支えもあってこそだったと思っております。皆様に心から深く感謝申し上げます。

在職最後の年、令和２年度は、人吉市にとっても、そして私にとっても、誰もが想像できなかった激動の１年、忘れられない１年、非日常となりました。コロナ禍からの経済反転攻勢に向かうはずだった７月初め、熊本豪雨が球磨川流域を飲み込み、さらに市全域に甚大な被害をもたらしました。誰もが目を疑う光景、それから絶望感にさいなまれた長いとき、

時間を乗り越えまして９か月を迎えようとする中、国・県、ボランティアをはじめ、多くの皆様の御支援、お力をお借りして、今、復旧・復興のスタートラインに立ったところだと思っております。みんなが力を合わせ、一日も早い復旧・復興を目指し、安心・安全に暮らせるまち、笑顔あふれる日常が戻ることを願ってやみません。私も微力ながら、今後も市政推進に関わってまいりたいと思っているところでございます。

改めまして、議会、そして議場では、部長職としまして４年間、議長、副議長をはじめ、議員の皆様、それから議会事務局の皆様、御指導、御鞭撻いただき大変お世話になりました。

結びになりますが、人吉市の一日も早い復旧・復興、そして皆様の御活躍、御健勝を祈念申し上げまして私の退職の挨拶、お礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（西　信八郎君）　以上をもちまして、令和３年３月第２回人吉市議会定例会を閉会いたします。

午後２時56分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　西　　信八郎

人吉市議会議員　　本　村　令　斗

人吉市議会議員　　田　中　　哲